

NIPPONKOA INSURANCE CO.,LTD.

# 日本興亜損保の現状 2007



NIPPONKOA  
INSURANCE

# はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

当社は、全ての活動の原点をお客様に置き、お客様の信頼にお応えできる企業を目指し、  
様々な取組みを進めてまいりました。

平成19年度は、中期経営計画『**KAKUSHIN**(革新・核心・確信)』も2年度目となり、  
さらに各施策における取組みを強化していきます。

このような当社の方針と取組み、事業の概況、財務状況等をご理解いただくため、

このたび、本誌「日本興亜損保の現状2007」を発行いたしました。

当社をご理解いただく上で、本誌がその一助となるよう、  
当社の現状について分かりやすくご説明しておりますので、  
ご高覧いただければ幸いに存じます。

今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

## CONTENTS 目次

はじめに……………	1	人事戦略……………	35	頼れる身近なパートナー・代理店……………	67
日本興亜損保のプロフィール……………	2	資産運用戦略／その他の取組み……………	36	商品・サービスラインナップ……………	69
信頼される企業を目指して……………	3	ブランドの確立に向けて……………	39		
行政処分に関するお詫びと業務改善計画の概要……………	4			資料編	
募集プロセスの適正化……………	9	III. CSRへの取組み		I. 当社の状況および組織……………	81
適時・適切な保険金支払の徹底……………	11	日本興亜保険グループの社会的責任(CSR)……………	41	II. 設備の状況……………	99
お客様の声を起点とした品質向上……………	13	コーポレート・ガバナンスの態勢……………	43	III. 当社および子会社等の概況……………	101
中期経営計画「 <b>KAKUSHIN</b> (革新・核心・確信)」……………	18	社内・社外の検査・監査態勢……………	46	IV. 主要な業務の状況……………	105
I. 主要指標で見る当社の状況		コンプライアンス態勢……………	47	V. 経理の状況……………	120
事業の概況……………	21	リスク管理態勢……………	53	VI. 主要な業務の状況(連結ベース)……………	151
事業の概況／資産の概況……………	24	環境問題への取組み……………	56	VII. 経理の状況(連結ベース)……………	162
健全性の状況……………	25	社会貢献活動……………	58	VIII. 営業の拠点……………	193
II. 戦略と取組み		情報開示の態勢……………	60	主な損害保険用語の解説……………	206
新商品・新サービスの開発……………	29	IV. 安心と安全のご提供			
戦略的提携の展開……………	30	保険のしくみ……………	63		
グループ戦略……………	31	保険金のお支払いまで……………	65		
周辺事業戦略……………	32				
海外戦略……………	33				
ITの整備と活用……………	34				

※本誌は、保険業法第111条および保険業法施行規則第59条に基づいて作成しているディスクロージャー資料です。当社の各営業拠点および全国の主要な代理店にて閲覧いただける他、当社のホームページ上にも全頁を掲載しています。

# 日本興亜損保のプロフィール

## 企業理念・行動指針

### 企業理念

日本興亜保険グループは、  
自主独立の精神と自由闊達な社風のもと  
時代を動かす新しい発想とたゆまぬ努力で  
豊かで健全な社会の発展に貢献します。

### 行動指針

- 1.すべての活動の原点をお客様におき、お客様の信頼に応えます。
- 2.企業価値の向上と情報開示に努め、株主の皆様の期待に応えます。
- 3.高い企業倫理に基づき、誠実かつ公正で環境にやさしい企業活動を展開します。
- 4.自由に意見を表明し、それを具現化する活力溢れる企業風土を築きます。
- 5.代理店とともに、お客様に最高の安心と満足を提供します。

## 主な業務の内容

当社は、下記の保険種目につき契約の引受けおよび再保険を行うとともに、保険料として収受した金銭その他の資産の運用を行っています。

自動車保険、自動車損害賠償責任保険、火災保険、傷害保険、海上保険、運送保険、賠償責任保険、動産総合保険、航空保険、機械保険、建設工事保険、労働者災害補償責任保険、費用・利益保険、保証保険、信用保険その他の保険および保証（ボンド）

その他、下記の業務を行っています。

- ・政府の自動車損害賠償事業の一部受託
- ・天候デリバティブ販売業務
- ・日本興亜生命保険株式会社及びそんぽ24損害保険株式会社(当社子会社)の事務の一部代行
- ・保険契約締結代理店業
- ・損害査定および精算事務の代行
- ・国債の窓口販売業務
- ・確定拠出年金事業
- ・投資信託販売業務

## 当社の特長

### ■独立系の大型保険グループ

当社は特定の金融グループに属していません。この独立系のメリットを最大限に活かし、スピーディーな経営とグループの枠組みにとられない戦略的な提携等を展開し、お客様サービスの向上を図っています。

### ■顧客対応力に富んだ充実の販売網

専門知識と業務経験に富んだプロ代理店、銀行、信用金庫、信用組合等のあらゆる業態の金融機関との協力関係、運輸業各社との取引関係等を独自の営業基盤としています。

### ■商品開発力とサービス提供力

当社は、わかりやすく付加価値の高い商品をタイムリーに提供しています。

お客様のニーズとご期待にお応えする商品と、日々の暮らしの中でお役に立つ充実したサービスで高い評価をいただいています。

### ■安心の事故対応サービス

24時間365日の事故受付や休日事故対応等、万全の体制でお客様をサポートしています。

### ■損保・生保あわせた総合保険サービス

生保事業を損保事業と並ぶコア事業と位置づけ、保険に対するニーズに総合的に応えています。

### ■健全性を基本とする効率的な資産運用

損害保険会社としての社会的・公共的責任を念頭に置きつつ、安全性・流動性・収益性の基本三原則に則り、効率的な運用を行っています。

### ■周辺事業への積極的な取り組み

確定拠出年金事業や投資信託の販売などにも進出し、お客様サービスの向上に繋げています。

## 会社概要(平成19年3月31日現在)

- 創業：明治25年（1892年）
- 資本金：912億円
- 総資産：3兆3,930億円
- 正味収入保険料：7,033億円（平成18年度）
- 本社所在地：東京都千代田区霞が関三丁目7番3号
- 取締役社長：兵頭誠
- 社員数：8,567名
- 代理店数：国内34,920店、海外5店
- 営業拠点：国内264か所※、海外25か所※
- 損害サービス拠点：182か所※

※平成19年4月1日現在。

# 信頼される企業を目指して

ここ数年、損害保険業界では、自由化や規制緩和がさらに進展するとともに、利用者保護と利便性向上が強く求められるようになりました。このような環境変化を踏まえ、当社においてはお客様サービスの向上に向けた取り組みを進めてまいりましたが、一方で費用保険金等の付随的な保険金のお支払い漏れ、医療保険等の第三分野商品における保険金の不適切な不払い、火災保険の募集における構造級別等の不適切な適用、といった問題が表面化し、お客様からの信頼を大きく損ねる事態となりました。

さらに、平成19年3月には、第三分野商品における不適切な不払いに関し、金融庁より行政処分を受けました。今回の行政処分により、お客様、関係者をはじめ多くの皆さまに多大なご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

当社では、今回の処分を厳粛に受け止め、一連の問題について深く反省した上で、これを機に「お客様の声を起点とした品質向上」に向けて経営管理態勢の抜本的な見直しを行いました。この中で、お客様の声・代理店の声を一元的に管理・分析し改善を強力に推進する組織（「品質管理部」）を新設するとともに、「お客様サポート室」の体制・機能を強化し、お客様の声を広く受け止め、サポートを行う態勢といたしました。保険金のお支払いについては、過去の保険金のお支払い漏れや不適切な不払いに関する徹底調査を実施するとともに、外部の専門家で構成する「保険金審査会」を設置し、お客様からの不服申立てなどの個別事案にタイムリーに対応できる態勢を整えました。また、全保険種目を対象に「説明・点検運動」を実施することにより、契約の締結時に重要事項のご説明を徹底するとともに、契約条件等がお客様のニーズに合致しているかどうかの確認を行っております。そして、これらの改革に経営陣自らが深く関与することで、これまで以上にお客様の声を経営に活かし、お客様にご満足いただけるよう努めていく所存です。

これらの改革に加え、昨年9月には主力の自動車保険を全面的に刷新する新商品「カーBOX」を発売し、補償範囲を維持しながら特約数を大幅に削減するなど、お客様にとってわかりやすく、必要なものを最適な形でご提供いたしております。また、お客様対応力のさらなる向上を図るため、金融・保険業界最大クラスのコールセンター施設「CRファクトリー」を新設し、昨年5月に業務を開始いたしました。

中期経営計画『**KAKUSHIN**（革新・核心・確信）』の2年目となる今年度は、お客様の声を起点とした品質の向上を図ることにより、中長期ビジョンの達成に向けて着実な成果を出していく年と位置付けております。今後の環境変化およびお客様のニーズに迅速かつ柔軟に対応していくために、引き続き事業構造の抜本的な革新を断行し、お客様への対応力強化を図ってまいります。そして、パートナーである代理店とともに、適正な募集に努め、適時・適切な保険金のお支払いを徹底することで、お客様に信頼いただける保険グループを目指してまいります。引き続き、皆様のご愛顧とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成19年7月



取締役会長

松澤 建

取締役社長

兵頭 誠

# 行政処分に関するお詫びと業務改善計画の概要

## 当社行政処分に対するお詫びと業務改善計画について

当社は、医療保険等の第三分野商品について保険金の不適切な不払いを多数起こしたことに関し、平成19年3月14日付にて金融庁より保険業法第132条第1項の規定に基づく業務の一部停止命令および業務改善命令を受けました。

この行政処分により、第三分野商品に係る保険契約の締結及び保険募集の業務について、平成19年4月2日から平成19年7月1日まで停止することとなりました。

今回の処分により、お客様、関係者をはじめ多くの皆様にご迷惑をおかけし、社会からの信頼を損ねる事態をもたらしたことにつきまして、深く反省し、

お詫び申し上げます。

当社は今回の処分を厳粛に受け止め、今後二度とこのような事態を起こさぬよう、全ての業務をお客様の視点で見直し、真に信頼いただける会社を目指して業務改善計画を策定いたしました。

当社は、この業務改善計画の着実な実行を経営の最重要課題とし、経営管理態勢、保険金支払管理態勢、法令等遵守態勢をはじめとする各種社内態勢を抜本的に見直し、お客様の声に基づいて消費者保護・契約者利便の向上に取り組むことにより、お客様、関係者の皆様からの信頼回復に全力をあげて努めてまいります。

## 業務改善計画の要旨

### 基本方針

当社では、保険金の不適切な不払いを二度と繰り返さないため、お客様の声に真摯に耳を傾け、商品開発から保険金支払までの各業務プロセスを徹底的に検証していきます。そして、お客様の声を起点とした品質向上のサイクルを構築することにより、お客様からの信頼回復に努めます。

## 1 経営管理(ガバナンス)態勢の改善・強化

### 1. 適正な業務運営態勢の構築

#### (1) 「品質管理部」の設置、「お客様サポート室」の態勢強化

お客様・代理店・社員の声を一元的に管理・分析した上で改善策の検討を本社各部に指示・勧告し、実行を管理する「品質管理部」を新設しました。部内にはお客様の照会・相談等の受付窓口である「お客様サポート室」（「お客様相談室」を改称）を設置するとともに要員を増強し、よりお客様に近い立場で課題の解決を図ります。平成18年度に設置した品質向上委員会の機能は品質管理部に移転し、業務改善と品質向上の取り組みに加速度を持たせます。

#### (2) 商品開発に係る内部管理態勢の強化

商品開発における関連部門の連携・牽制機能をより強化するため、「商品開発レビュー会議」（「商品レビュー会議」を改称）の運営・管理主体を従来の商品開発部門から新設する「品質管理部」

にシフトするとともに、品質管理部担当役員に商品開発の中止・延期の決定権限を付与しました。

#### (3) 取締役会等の機能の強化・拡充

商品開発、保険金支払管理に関する方針等の重要な事項を取締役会決議事項とするとともに、経営会議協議事項についても明確化しました。

#### (4) 「保険金適正支払委員会」の改編

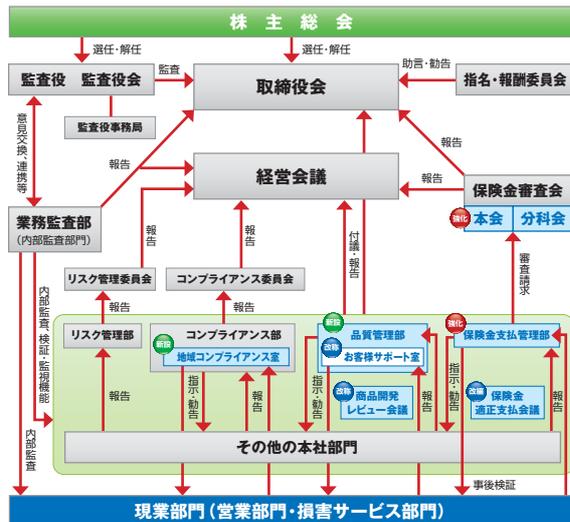
保険金支払管理態勢の整備に向けて権限と責任を明確にするとともに改善を加速させるため、「保険金適正支払委員会」を改編し、保険金支払管理部を事務局とする「保険金適正支払会議」を設置しました。「保険金適正支払会議」においては、支払査定後の事後検証に基づく態勢の整備に向けた事項を協議し、必要に応じて保険金支払管理部が更なる改善策の指示等を行います。

#### (5) 第三分野商品の販売方針の見直し

第三分野商品の特性である告知の重要性並びに代理店が告知受領権、契約締結権を持つ損保商品の特性を勘案し、平成19年7月以降、生保商品でも同様の商品供給が可能な長期医療保険については損保商品としての販売を中止するとともに、定期系商品についても団体以外の新規販売を中止しました。

# 行政処分に関するお詫びと業務改善計画の概要

## 【経営管理態勢】



## 2. 実効性ある内部監査態勢の構築

### (1) 内部監査態勢の強化

監査の実効性および深度を確保するため、業務監査部の要員を増強しました。特に保険金支払担当部門に対する監査では、監査周期を短縮するとともに、複数人による監査を実施しています。

### (2) 監査項目・監査手法の見直し

監査の実効性をさらに向上させるため、保険金支払担当部門をはじめとする全部門について、監査項目、監査手法の見直しを行いました。また、社内各部門におけるお客様の声の受付、報告、集約およびフィードバック状況についての監査を強化しています。

### (3) 審査態勢およびフォローアップ監査の強化

業務監査部の事務局体制を拡充し、監査結果等の点検を強化し、監査結果の的確性、正当性を審査する態勢を構築しました。特に、保険金支払担当部門に対するフォローアップ監査態勢を充実させ、改善状況および成果の検証をさらに強化しています。

### (4) 「医療保険部」に対する業務監査の実施

第三分野商品に係る保険金支払業務を一元的に担当している医療保険部に対する監査を行います。監査では、マニュアル等の内容の点検の他、査定担当者からのヒアリングによる規程等に対する認識、理解の検証に重点を置きます。

### (5) 「業務監査部」の権限の強化

監査実施結果については、従来から取締役会等に報告し、本社関連部による改善策の実行を促していますが、この態勢をさらに強化するため、業務監査部の担当業務に「本社関係部門に対する改善策、再発防止策等の勧告」を明記しました。

### (6) 代理店に対する無予告監査の実施

代理店に対する監査の実効性をさらに向上させる目的で、年間1,000店を目途に無予告方式で代理店に対する監査を順次実施します。

## 2 保険金支払管理態勢の改善・強化

### 1. 保険金支払管理態勢の整備

#### (1) 「保険金審査会」の機能強化

「保険金審査会」の審査対象事案を拡大するとともに、弁護士（医師）が参加する「第三分野審査分科会」および「一般審査分科会」を新設、原則毎週開催し、事案の審査を行います。また、5名の社外有識者からなる「国会」は毎月1回の開催としています（従来は隔月開催）。

#### (2) 不払い事案に係る「不服申立て制度」の実施

保険金をお支払いしない事案で、お客様から不服申立てのあった事案については、全件保険金審査会（国会・分科会）において再審査を行います。また、保険金をお支払いしない事案に関するお客様からの不服申立てを、社外弁護士が直接受け、回答する「不払い事案不服申立て窓口」を新設しました。

#### (3) 第三分野商品告知義務違反事案への対応強化

保険金支払管理部門にて、申請事案の概要、告知漏れの内容、販売上の会社過失の有無等を定期的に集約し、なぜ正しい告知が行えなかったのか等の検証を商品開発部門で行えるよう、内容をフィードバックしています。また、お支払いしない、もしくはお支払いするとした結果について経営会議に報告し、管理態勢の強化を図っています。

#### (4) 保険金支払担当部門の態勢強化

お客様へ適時・適切な請求案内を行うなど、保険金支払態勢を強化するため、保険金支払担当部門の要員を大幅に増強しています。

## 2. 規定・マニュアル等の必要な見直し・改善

### (1) 保険金支払管理規程の改定

保険金のお支払いに係る当社の管理態勢を一元的に定める「保険金支払管理規程」に関し、取締役会等のさらなる関与を明確にするため、権限の見直しを中心に改定しました。

### (2) 規定・マニュアル・販売ツール類の検証

第三分野商品および主要保険種目の販売ツールに関して、保険契約者等の保護の観点から適切性の検証を実施し、お客様へのわかりやすさの観点で抜本的な見直しを図っています。また、社員モニタリングを実施し、お客様にわかりにくい販売ツールの改定を進めています。

### (3) 保険金の不払い・支払漏れを発生させない事務・システムの整備

自動車保険について担保が複数にわたる場合のチェックを強化するとともに、保険金のお支払いに関しお客様に分かりやすいご案内を行うよう業務改善を実施しています。

### (4) 契約者・代理店向けの告知専用相談デスクの新設

告知に際してお客様が判断に迷われるような場合に、正しく告知いただくための環境整備の一環として、お客様または代理店からの照会をお受けする相談窓口を新設しました。

### (5) リーガルチェックルールの整備

告知書の質問事項や告知の重要性に関する記載が十分に行われているかを検証するために、汎用的な告知書と異なるものを使用している団体募集の帳票を含め、告知書の記載内容をリーガルチェックの対象としました。

### (6) マニュアル類の作成・整備

有識者の意見も踏まえ、第三分野商品にかかわる有無責判断を行う際の基準、要確認事項、不適切な不払事例等を記載した有無責判断マニュアルを作成しました。また、保険金支払担当部門が第三分野商品の事務処理をより明確に把握するために、損害調査対応上の事務処理・判断基準・留意点等を網羅した専用の損害調査マニュアルを作成しました。

### (7) 保険金審査会での審査事例集の作成

保険金審査会にて審査された事案について、審査結果、事故概要、免無責理由等のポイントを記載した審査事例集を作成し、担当者が適切な支払査定を行えるよう医学的知識の習得、約款・特約条項や判例の理解の向上を図ります。

## 3. 教育の徹底、迅速かつ適切な顧客対応を図るための態勢整備

### (1) 保険金支払担当者を対象とする社内資格制度の創設

保険金支払実務に携わる担当者に対し、商品知識のほか事務処理、専門知識等（法令・約款解釈・医療知識・判例動向等）の要素も取り入れた更新制の資格制度を平成19年10月より設けます。

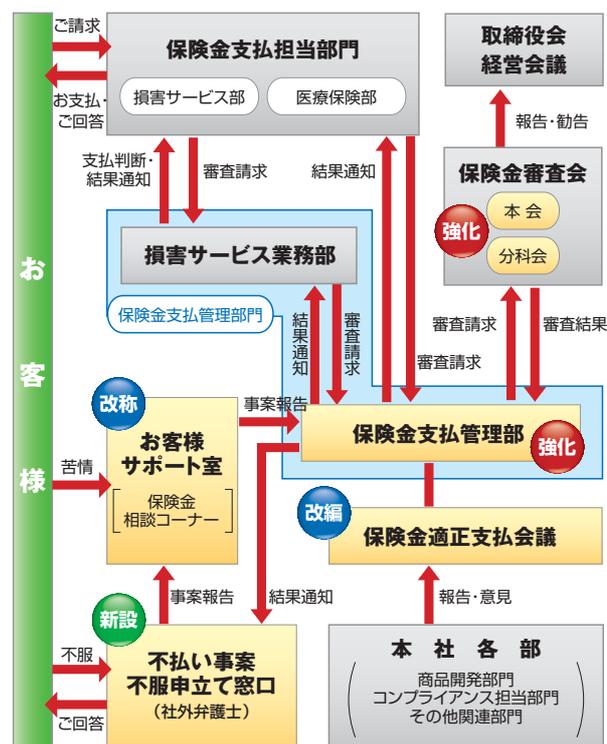
### (2) 不払い疑義事案の点検と検証

損害サービスセンターが、不払い・支払漏れ根絶のため徹底すべき項目を業務自主点検の中に追加しました。また、損害サービス部でも同内容で管下損害サービスセンターの業務自主点検を実施し、指導を行っていきます。

### (3) 「保険金支払管理部」による臨店検査による指導

保険金支払管理部による保険金支払担当部門に対する臨店検査の位置づけを高め、実施サイクルを短縮します。

#### 【保険金支払管理態勢の概要】



# 行政処分に関するお詫びと業務改善計画の概要

## 3 契約者保護、契約者利便の改善・強化

### 1. 社員および代理店に係る管理態勢の確立

#### (1) 第三分野商品に係る研修の実施

第三分野商品の販売を行う代理店および営業部門所属の社員全員に対し、徹底的な研修を実施しました。受講者には理解度テストを実施し、合格者のみに第三分野商品の販売を許可しています。

#### (2) 研修体系の確立

組織横断的な研修プロジェクトチームを立ち上げ、第三分野商品以外の主要保険種目についても研修内容の検討を行い、社員および代理店に対する研修体系の整備を図っています。

#### (3) 商品開発・改定時における販売態勢整備の

##### スケジュール厳格化

商品開発レビュー会議において「営業課支社・代理店に対する周知、教育または研修期間」を販売態勢に係る確認事項に追加し、関連部室の相互牽制のもとで、案件の規模・内容に応じた適切な態勢を整えた上で商品の販売を開始することとしています。

#### (4) お客様モニタリングの実施

ご契約いただいたお客様を通じたモニタリングを実施し、代理店等の販売の実態やお客様への説明状況等を把握し、お客様への説明態勢を含む販売態勢、代理店等に対する教育・指導態勢の実効性を検証し、業務改善に役立てます。

### 2. お客様の声対応態勢の整備

#### (1) お客様の声対応方針の策定

お客様の声に対応する際の基本方針（「お客様の声対応方針」）を策定し、研修を通じて役職員および代理店に周知徹底しています。

#### (2) お客様の声対応態勢の強化

お客様の声受付窓口である「お客様サポート室」の要員を増強し、お客様をサポートする態勢を強化しました。また、新設した「品質管理部」において、問題点の分析および再発防止策の策定と実行管理を行い、業務品質の向上を図ります。

#### (3) 社員研修・代理店研修の実施

全社員に対し、お客様の声の実態やリスク・重要性に対する認識を高め、お客様の声対応方針、定義や対応ルールを徹底し、お客様の声に適切に対応するスキルの向上を目的とした研修を実施し

ています。また、代理店コンプライアンス研修のプログラムにも、お客様の声対応の項目を盛り込みました。

#### (4) 内部監査の実施

お客様の声への対応プロセスが有効に機能し、業務品質の向上に反映されているかを確認するため、「品質管理部」に対する内部監査を実施していきます。

#### (5) 外部専門家による検証の実施

お客様の声への対応プロセスが有効に機能し、業務品質の向上に反映され、お客様の保護や利便性向上に繋がっているかについて、外部の専門家によるお客様視点での検証を実施していきます。

#### (6) 本社役職員によるお客様の声受付実地研修の受講

経営トップも含めた本社の全役職員が、「お客様サポート室」におけるお客様の声受付の実地研修を順次受講しています。

#### (7) 苦情対応マネジメント・システム（ISO10002）の自己適合宣言

お客様の声が業務品質の向上に反映され、お客様保護やお客様の利便性向上に活かされていくプロセスを明確化したマネジメント・マニュアルを策定しました。これに基づき、ISO10002（JIS Q 10002）に準拠した苦情対応マネジメント・システムの自己適合宣言を、平成20年3月を目処に行います。

### 3. お客様の声に関する情報等の透明性の向上

#### (1) 情報の開示

お客様の声対応方針を公表するとともに、パンフレットや保険証券等に受付窓口をわかりやすく表示することで、公開性およびアクセスの向上を図ります。さらに、お客様の声の受付件数・事例・改善状況等を当社ホームページにて開示し、毎月内容を更新しています。（P.13～16参照）

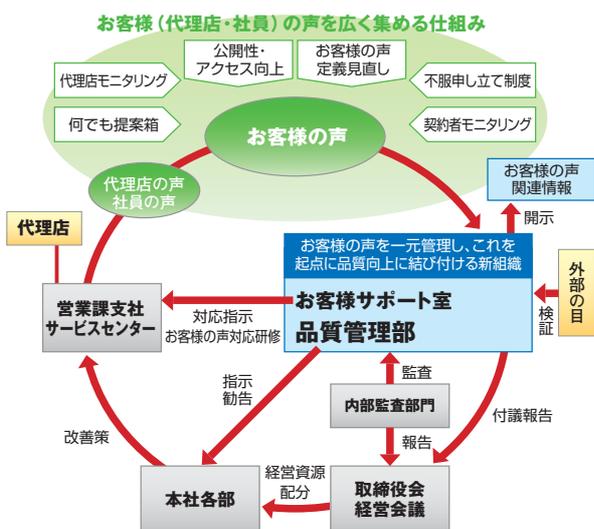
#### (2) 第三分野商品の不適切な不払い事案の全件開示

第三分野商品の不適切な不払い事案の全件について、当社ホームページにてその内容を開示しました。また、「保険金審査会」にて協議された事案についても全件開示していきます。

#### (3) お客様の声の定義見直し

お客様の声を「お客様の不満足の説明」とし、幅広く問題点の確認・再発防止の徹底強化を図っています。

## 【お客様の声を起点とした品質向上サイクル】



## 2. 研修の実施

### (1) コンプライアンス研修の強化

社員コンプライアンス研修の実施回数、研修時間を増やし、研修実施後に確認テストを実施しています。また、代理店コンプライアンス研修の実施回数も増やし、確認テストを実施しています。

### (2) eラーニングによる補完研修

社員・代理店に対するeラーニングの内容を拡充し、第三分野商品や保険金支払に関する法令等遵守に関する問題を重点的に取り入れ、研修の補完を行っています。

## 4 法令等遵守態勢の改善・強化

### 1. 法令等遵守態勢の見直し・改善

#### (1) 「地域コンプライアンス室」の設置、権限強化

各地域本部に本社コンプライアンス部直轄の地域コンプライアンス室を設置し、各本部に配置しているコンプライアンス・オフィサーを、地域コンプライアンス室長に任命しました。代理店への監査機能を強化するとともに、不適正行為の調査権限や部支店長への改善指示権限を付与しています。

#### (2) 不適正行為の分析・再発防止策の強化

地域コンプライアンス室にて不適正行為を徹底的に調査・分析し、具体的な再発防止策を速やかに打ち出し、事例の情宣を徹底することにより、法令等遵守態勢の強化を図っています。

#### (3) 社内組織評価におけるコンプライアンス評価の拡大

社内組織評価において、契約適正化や意向確認等適合性原則対応への徹底といった項目を追加し、コンプライアンス関連の評価ウェイトを高めました。

# 募集プロセスの適正化

昨今、当社も含め、損害保険業界において、保険金不払問題やお客様が望まれている商品内容と契約自体が異なるといった苦情が多く寄せられ、お客様に多大なご迷惑をお掛けしていますが、その原因の多くは、お客様への「誤った説明」や「説明不十分」といったものでした。

当社ではお客様への「重要事項説明を徹底する」とともに、併せて「お客様の意向確認を的確に行う」ことを「新販売勧誘ルール」として導入し、募集プロセスの適正化を図り、お客様に軸足を置いた適正な保険募集の実現を目指します。

## 新販売勧誘ルールの徹底

### ○新重要事項説明書

平成18年4月に改正された「保険会社向けの総合的な監督指針」を踏まえ、主な個人向け保険商品に関する重要事項説明書に関し、「お客様が保険商品の内容を理解するために必要な情報（契約概要）」と「保険会社がお客様に対し注意喚起すべき情報（注意喚起情報）」に分けて記載するように改訂を行い、わかりやすい保険商品のご説明を徹底しています。

### 注意喚起情報

クーリング・オフ／告知義務等の内容／責任開始期／支払事由に該当しない場合及び免責事由等の保険金等を支払わない場合のうち主なもの／保険料の払込猶予期間／契約の失効・契約の復活等／解約と解約返戻金の有無／セーフティネット（損害保険契約者保護機構）／特に法令等で注意喚起することとされている事項 等

### 契約概要

商品の仕組み／補償の内容／付加できる主な特約及びその概要／保険期間／引受条件（保険金額等）／保険料に関する事項／保険料払込みに関する事項／配当金に関する事項／解約返戻金等の有無及びそれらに関する事項 等

### （ご参考例）自動車保険「カーBOX」の重要事項説明書

	家族限定 <input type="checkbox"/>	夫婦限定 <input type="checkbox"/>	本人限定 <input type="checkbox"/>
① 主たる被保険者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 任意の被保険者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
③ 任意の運転者の範囲	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④ 任意の運転者の年齢の範囲	<input type="checkbox"/>	カーBOX <input type="checkbox"/> SIP <input checked="" type="checkbox"/>	カーBOX <input type="checkbox"/> SIP <input checked="" type="checkbox"/>
⑤ 任意の運転者の性別	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

保険商品をわかりやすくご説明するため、チェックボックスやイラストを入れる等の工夫をしています。

### ○お客様の意向確認の徹底

保険募集に係る苦情等が依然として多いことを受け、平成19年4月に「保険会社向けの総合的な監督指針」が改正され、保険募集人は損害保険の販売勧誘に際し、適合性の原則を踏まえ、ご契約いただく保険商品がお客様のニーズに合致していることを確認し、意向確認書

面を作成・交付することが義務付けられました。

当社では、本改正を踏まえ、主な個人向け保険商品を対象に意向確認書面（当社においては「契約内容ご確認シート」と言います）を新設し、お客様の意向確認を的確に行っています。

## ご契約内容の点検

当社は、金融庁の要請や業界の自主調査申合せを受け、平成19年4月から1年間を目処に、「説明・点検運動」と称して、全契約を対象に「契約内容の点検」（保険料が適正であるかの点検）の実施と「新販売勧誘ルール」の徹底に強力に取り組んでいます。

「契約内容の点検」は、ご契約の更改時等に、「契約内容ご確認シート」を使用して、これまでご契約いただいていた契約に適正な保険料が適用されていたかなどを確認させていただくものです。

また、「新販売勧誘ルール」（重要事項説明とお客様の意向確認）に基づき、新たにご契約いただく継続契約の重要事項に係るご説明と、保険商品がお客様のニーズに合致していることの確認を行わせていただきます。

「説明・点検運動」を実施することによって、お客様にはご契約時に従前と比べお時間をいただくこととなりますが、特段のご理解とご協力をお願いいたします。

### 「説明・点検運動」の実施

「新販売勧誘ルール」の導入（重要事項説明+意向確認）および業界の自主調査の申合せを踏まえての「保険契約内容の点検」を、「契約内容ご確認シート」を使用して実施しています。



### （ご参考例）火災保険契約内容ご確認シート 兼 地震保険契約内容確認書

# 適時・適切な保険金支払の徹底

当社は、平成17年11月、一部のお客様に対して費用保険金等のお支払漏れが生じていたことに関し、保険業法に基づく業務改善命令を受けました。また、第三分野商品について保険金の不適切な不払いを多数起こしたことに關し、平成19年3月、業務の一部停止命令および業務改善命令を受けました。当社としましてはこの事実を真摯に受け止め、保険金支払管理態勢の改善・強化・検証を図るとともに、お客様に対する説明態勢および支払事務の工程や規定・マニュアル等の見直し・整備を実施し、適時・適切な保険金支払の徹底を図ります。

## 保険金支払管理態勢の改善・強化

### ■保険金審査会の機能強化

平成18年10月に適切な保険金をお支払するために、社外有識者（5名）で構成する「**保険金審査会**」を設置いたしました。また、平成19年6月より、保険金審査会の審査対象事案を拡大し、社外の専門家の目で支払妥当性の検証を行うため、弁護士（医師）が参加する「**第三分野審査分科会**」および「**一般審査分科会**」を新設いたしました。当審査分科会は、原則毎週開催し、事案の審査を行っています。さらに、前述の保険金審査会（本会）は、従来の隔月開催から毎月1回の開催といたしました。

### ■保険金支払管理部門の強化

平成18年10月に保険金支払漏れの根絶を目指し、事案の適切性の点検・検証および支払査定各プロセスにおける点検を強化するため、「**保険金支払管理部**」を設置いたしました。保険金支払管理部は、損害サービス業務部と連携して、点検結果を踏まえた改善策を検討、実施することにより、適時・適切な保険金支払を推進していきます。

### ■保険金不払い事案に係る「不服申立て制度」

平成19年6月より保険金をお支払しないと決定した事案に関しまして、お客様からの不服申立てを受け付ける「**不払い事案不服申立て窓口**」を設置しております。この窓口では、お客様からの不服申立てを、社外弁護士事務所が電話で直接受け付け、ご回答いたします。

「不払い事案不服申立て窓口」  
**0120-388-885**  
平日10:00～18:00（土日祝は休み）

### ■保険金支払担当部門の態勢強化

お客様への適時・適切な請求案内を行うなど、保険金支払態勢を強化するため、保険金支払担当部門の要員を大幅に増強しています。あわせて、保険金支払担当部門の社員に対する教育をさらに強化するため、OJTの強化、研修等を実施するとともに、営業部門等その他の社員に対しても、付随的な保険金等への理解を深めるため、商品内容について研修等を実施しています。

## お客様へのご説明態勢の見直し・整備

### ■保険募集パンフレット等の検証・見直し

保険募集に使用するパンフレット等の商品説明用帳票について、「付随的な保険金をわかりやすく解説したものになっているか」という観点から点検を行い、記載内容が不十分であることが判明した帳票については見直しを完了しました。

### ■保険金請求書類等の検証・見直し

自動車保険については保険金請求書の支払指図欄に付随的な保険金の種類をわかりやすく明示するとともに、

保険金請求書をA4版からA3版見開きに改訂し見やすくしました。

また、自動車保険、火災新種保険とともに、保険金請求書を送付又は手交する際に、お客様へご案内する付随的な保険金等の一覧表を保険種目毎に作成し、速やかに送付しています。

運送保険については保険金請求書を改訂し、主な商品の付随的な保険金の種類をわかりやすく明示しました。

## ■照会対応体制の整備

お客様等から過去の保険金の支払漏れに係るご照会があった場合には、担当サービスセンターにて契約情報・事故情報に基づき端末検索を行い、お支払の適否等をお応えできる態勢としています。

最終的に保険金の受け取りをご辞退されたお客様については確認文書を送付し、当社のご照会窓口をご案内のうえ、お客様のご都合により後日ご請求される場合にも対応できる態勢としています。

## 支払事務工程、規定・マニュアル等の見直し・整備

### ■支払事務工程・支払システムの見直し

#### ○保険金支払時

ノンマリン種目については、付随的な保険金等の支払要件を満たしながら保険金を支払っていない場合には、保険金の支払入力時に警告を表示する仕組みとしました。また、各種付随的な保険金等の支払を行わない事案については、決裁者が確認する帳票に警告文言が表示される機能を追加いたしました。更に自動車保険においては支払入力時に支払を行わない理由の入力を必須条件とし、入力が無い限り、支払手続きが進められないようシステム的な制限を設けました。

マリン種目については、運送保険の保険金請求書に新たに臨時費用保険金関連項目を追加し、保険金支払に当り誤りがないかを確認するシステムチェック機能を導入しました。

#### ○事故登録時

自動車保険について、対人又は人身傷害の事故報告がなされた事案で搭乗者傷害保険金の支払対象となるにもかかわらず事故登録が行われていない場合、同様に自損事故保険の報告がなされた事案で搭乗者傷害保険の登録が行われていない場合、搭乗者傷害保険の報告がなされた事案で自損事故保険の登録が行われていない場合、搭乗者傷害保険金の報告がなされた事案で人身傷害の登録が行われていない場合には警告を表示して全件管理責任者がチェックを行い、事故登録を確実にを行う仕組みとしました。

また、担当者が支払対象となる付随的な保険金等について確認できるように、事故登録時に契約内容に応じた一覧表を自動印刷する仕組みとしました。

#### ○中間管理時

対人及び人身傷害臨時費用保険金の支払要件を満たした事案を系統的にリストアップし、サービスセンターにて定期的に対象事案を把握する仕組みとしました。

#### ○保険金支払後

ノンマリン種目については、前月支払完了事案のうち支払要件を満たしながら支払を行わなかった事案については請求放棄等も含めてリストアップし、支払を行わなかった理由を毎月支払管理部門へ報告することとし、支払を行わなかった理由の合理性を検証しています。

マリン種目については、支払管理部門において前月に支払を完了した事案の中で臨時費用保険金支払対象となる事案が全件抽出され、担当のサービスセンターにおいては再度の確認を行い、適正支払が行われているかの自主点検を実施して報告することとしています。

#### ○保険金を支払わない場合

ノンマリン種目について、お客様が保険金の請求を取り下げられた等の理由により、無責・放棄・保留の処理を行う全件について対応結果を自動発送ハガキで案内する仕組みとしました。

### ■ツール・マニュアル類等の整備

付随的な保険金等の支払条件を確認する一覧表や早見表、チェックシート等のツールを整備し、常時机上で確認できるようにしました。

また、損害サービス部門の事務処理要領をまとめたルール集にコンプライアンス上、遵守すべき項目として、付随的な保険金等のお支払を的確に実施するよう明記いたしました。

# お客様の声を起点とした品質向上

当社は、すべての活動の原点をお客様に置き、お客様の信頼にお応えすることを経営の最優先事項として掲げ、あらゆる事業活動を通じてその実現に努めています。この理念の実践をより徹底したものとするため、「お客様の声」を真摯に受けとめ、業務の改善や商品・サービスの改善に活かしています。この取り組みの一環として「お客様の声」への対応状況等を開示いたします。なお、「お客様の声」の受付状況につきましては、今後も継続的に開示してまいります。

## 「お客様の声」対応方針

### 基本理念

お客様が当社のすべての活動の原点であり、お客様の声を真摯に受けとめ、いただいた声を企業品質の向上に活かすサイクル（品質向上サイクル）を構築し、真に信頼される企業を目指します。

### 行動指針

- 1.お客様の声に対しては最優先で取り組み、早期解決に向け組織を挙げて迅速に、かつ、誠意をもって対応します。
- 2.お客様の声を商品・サービスの改善に積極的に活かし、企業品質の向上に努めます。
- 3.お客様に対し、受付窓口をわかりやすく開示し、適時・適切な情報開示による透明性の確保を目指します。
- 4.対応の中で取得したお客様の個人情報、公表している当社の「個人情報に関する取扱いについて（個人情報保護宣言）」に従い、適切に取り扱います。
- 5.上記の取り組みを通じて、お客様に「安心と安全」をお届けし、お客様の満足度の向上に努めます。

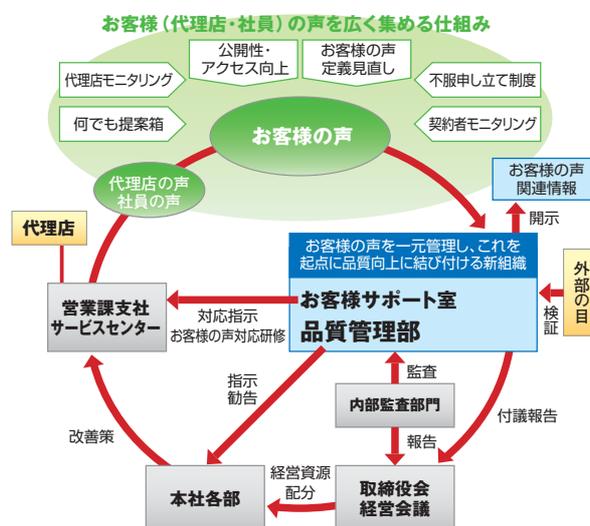
## 「お客様の声」とは

当社では、「お客様の声」をお客様からの「不満足の説明」とし、真摯に受けとめてまいります。お客様には、ご契約者や被保険者の方々だけでなく、事故の当事者（被害者の方等）も含まれます。

## 「お客様の声」対応態勢

お客様の声を起点とした品質向上サイクルを構築し、お客様の声を「企業品質の向上」と「信頼の醸成」に活かす経営を目指します。お客様の声を起点とした品質向上サイクルの概要図は、以下の通りです。

### 【お客様の声を起点とした品質向上サイクル】



## 「お客様の声」の受付状況

### 1. 「お客様の声」の受付件数

平成18年度にお客様から寄せられた「お客様の声」の受付状況は下表のとおりです。

「お客様の声」をまず「ご契約の手続き」「ご契約の管理・保全」「保険金のお支払」「その他」「個人情報の取扱い」に大別し、その中をさらに詳細に分類し、代表的な事例とともに件数を開示いたします。

(単位:件)

「お客様の声」の区分		代表的な事例	平成18年度末
A.ご契約の手続き	保険商品内容	保険商品の内容や規定に関するもの	357
	契約の継続手続き	満期のご案内の連絡不足・遅延に関するもの	1,352
	募集行為	ご契約手続きに関するもの	209
	契約・条件の説明	重要事項のご説明不足に関するもの	1,081
	契約の引受	ご契約の引受条件、制限に関するもの	54
	保険料の計算	保険料の計算誤りに関するもの	411
	接客態度	電話、接客などにおける社員のマナーに関するもの	41
	帳票類	申込書、パンフレット等帳票に関するもの	193
	その他	上記以外のご契約の手続きに関するもの	255
小計			3,953
B.ご契約の管理・保全	証券の未着・不備	保険証券が届かないこと、記載内容の誤りに関するもの	297
	分割払・口座振替	保険料の口座振替に関するもの	626
	契約の変更手続き	ご契約の変更手続きの遅延や誤りに関するもの	955
	契約の解約手続き	ご契約の解約手続きの遅延や誤りに関するもの	937
	満期返戻	満期時の返戻手続きの遅延に関するもの	63
	接客態度	電話、接客などにおける社員のマナーに関するもの	86
	その他	上記以外のご契約の管理・保全に関するもの	420
小計			3,384
C.保険金のお支払	保険金支払金額	保険金のお支払金額に関するもの	359
	連絡・対応	保険金の請求手続きの遅延に関するもの	1,593
	保険金支払	保険金が支払われないことへのもの	219
	接客態度	電話、接客などにおける社員のマナーに関するもの	283
	その他	上記以外の保険金支払に関するもの	181
小計			2,635
D.その他	上記以外のもの		1,348
E.個人情報の取扱い	お客様の個人情報の取扱いに関するもの		125
合計			11,445

なお、平成18年度は、当社の不適切な対応により発生したお客様からの不平、不満、業務改善等に役立つ要望、問い合わせ等を「お客様の声」として集計しております。

### 2. ご対応事例

#### 【事例1】 満期のご案内の遅延

##### お客様の声

自動車保険の満期日が近づいていますが、代理店からの連絡がありません。保険が切れてしまうのではないかと心配です。

##### 対応内容

◇ご加入の代理店から一度電話を差し上げましたが、お客様不在のため、連絡がつかないまま、満期日近くになってしまいました。お客様にお詫びし、代理店より至急ご連絡し、ご継続の手続きを取らせていただきました。

◆満期の1カ月以上前に「満期のご案内はがき」によるご連絡を差し上げた後に、速やかに電話・訪問等による連絡を複数回差し上げ、遅くとも満期日の2週間前までに継続のお手続きが完了するよう取り組んでいます。

#### 【事例2】 お客様ご本人のご継続意思の確認不十分

##### お客様の声

継続手続きをした覚えがないのに、保険証券が送られてきました。

##### 対応内容

◇契約継続のためにお客様のご自宅を訪問しましたが、ご契約者をご不在であったため、応対いただいたご契約者の奥様と契約の手続きを行っていました。ご契約者にお詫びし契約を取り消すことをご了解いただきました。

◆契約時には、ご契約者に対し重要事項説明を適正に行うとともに、契約意思をきちんと確認してまいります。また、ご契約者が不在の場合、ご契約者の了解なく、ご親族と契約手続きを行うことのないよう徹底してまいります。

# お客様の声を起点とした品質向上

## 【事例3】 免許証の色の相違

### お客様の声

継続手続きを行った時点でゴールド免許になっていましたが、届いた保険証券をみると、前契約と同じく免許証の色が「ブルー」のままとなっています。

### 対応内容

◇お車を主に使用される方（記名被保険者）の免許証の色がゴールドの場合、保険料に割引が適用されます。申し出のあったお客様に対しては、継続時にゴールド免許割引の説明を十分行わず、免許証の色の確認も不十分であったため、ブルー免許のまま継続手続きを行っていました。お客様にはお詫びし、正しい免許証の色に契約を訂正することでご了解をいただきました。

◆ご契約時における重要事項説明の徹底に努めます。「契約内容ご確認シート」により、免許証の色をはじめ保険料の算出に必要な項目についてしっかりと確認してまいります。

## 【事例4】 証券記載内容の不備

### お客様の声

保険証券が届きましたが、契約者名の漢字が間違っています。

### 対応内容

◇お客様にお詫びし、正しいお名前の保険証券と差し替えさせていただくことでご了解いただきました。

◆ご契約内容をコンピューターに入力する際に、入力誤りがあり、誤った内容のまま証券が発行されていました。正確な事務処理に努めてまいります。

## 【事例5】 解約手続きの遅延

### お客様の声

解約手続きを取りましたが、翌月も保険料が口座から引き落とされています。

### 対応内容

◇分割払い契約の解約手続きが遅延したため、金融機関の口座振替停止が間に合わず、翌月も保険料が振り替えられてしまいました。お客様にお詫びし、口座から引き落とされた保険料をお返しいたしました。

◆お客様からの解約の申し出に対して迅速に対応していきます。

## 【事例6】 保険金お支払金額の算出根拠の説明不足

### お客様の声

保険金支払いの案内をもらいましたが、保険金の支払額に納得がいきません。

### 対応内容

◇お客様に対して、保険金のお支払金額の算出内容についてあらためて詳細にご説明し、ご了解いただきました。

◆お客様にお支払金額を提示した時点でお客様にご理解いただけるよう具体的な内容を示し、わかりやすくご説明するよう努めます。

## 【事例7】 事故対応に関わる連絡不足

### お客様の声

事故対応の経過について連絡がありません。

### 対応内容

◇事故原因についての調査を行い、その結果が出るまでに時間を要していましたが、その経過についてのご連絡が行われていませんでした。お客様には、ご心配をお掛けしたことをお詫びし、事故対応の進捗状況をご説明してご了解をいただきました。

◆事故対応の進捗状況について、適宜・適切なご連絡を行ってまいります。

## 【事例8】 ご契約者に対するマナー

### お客様の声

本日、契約の手続きのために自宅に訪問してもらう約束になっていますが、約束の時間を過ぎても訪ねてこず、何の連絡もありません。

### 対応内容

◇お申し出をいただいたお客様の前に訪問したお客様の対応に予定以上に時間を要したため、お約束の時間に訪問することができませんでした。また、遅れる旨のご連絡も差し上げていませんでした。

◆やむをえない事情で遅れる場合には、早めにお客様にご連絡を取り、お詫びの上ご了解をいただくというビジネスマナーの基本を改めて徹底してまいります。

## 【事例9】 顧客情報の誤送付

### お客様の声

日本興亜から書類が届きましたが、まったく関係のない他人の書類が同封されています。

### 対応内容

◇書類を受け取られたお客様にはご連絡のお礼と誤送付のお詫びをし、誤送付した書類を回収させていただくとともに、本来の送付先であるお客様にもお詫びし、ご了解をいただきました。

◆他のお客様の書類を誤って同封して、郵送していました。封筒へ書類を封入する際に宛先と送付する書類の内容を確認するという基本動作を徹底してまいります。

## 3. 商品・サービスの改善事例

### 【事例1】 口座振替依頼書の改定

### お客様の声

保険料の口座振替依頼書へ「口座届け印」を捺印しますが、金融機関へ提出しない日本興亜の社内事務処理用の用紙への捺印は不要ではありませんか？

### 対応内容

◆お客様のご指摘に対応するため、弊社社内用帳票への捺印は不要とするよう対応いたしました。

### 【事例2】 地震保険の自動継続ご案内はがきの作成

### お客様の声

自動継続となる地震保険について、保険料の口座振替のご案内はがきを受け取りましたが、継続後の保険期間が表示されていません。

### 対応内容

◆火災保険長期契約に付帯される地震保険につきましては、これまで保険料の口座振替のご案内はがきを送付していましたが、自動継続されるご契約内容のご案内が不十分でした。新たに自動継続されるご契約内容をご確認いただくためのご案内はがきを送付させていただくこととしました。

## お客様のご意見・ご要望・ご質問を承る窓口

### ■お客様サポート室

当社は、代理店を通じ、常にお客様の立場に立った対応に努めていますが、お客様から直接ご意見やご要望、ご質問など様々なご相談を承る窓口として本社内に「お客様サポート室」を設けています。同室では、各種の商品内容のご説明やニーズにあった保険のご案内等を行っておりますが、同時に、当社の募集活動や事故対応に関するご意見・ご要望もお受けしています。

こうしたお客様のご意見、ご要望などについては、全件記録し、所管の部署にフィードバックすることにより、業務の改善に活かしています。

平成18年度にお客様サポート室にお寄せいただいた相談件数は下記の通りです。

火災保険	自動車保険 自賠責保険	傷害保険	その他	合計
7,582	15,762	5,127	7,722	36,193

※お客様サポート室は、平成19年6月にお客様相談室から改称されました。

### 当社の保険に関するご相談・ご質問・ご意見

お問い合わせ窓口

**0120-919-498**

平日 9:00 ~ 17:00 (土日祝は休み)

### 事故の保険金についてのご不満・ご要望・ご意見

「保険金相談コーナー」

**0120-937-076**

平日 9:00 ~ 17:00 (土日祝は休み)

### ■ホームページ

ホームページ上にもお客様からの「お問い合わせ」の窓口を設けています。お問合せの内容に応じて所管の部署に連絡し、迅速・適切な対応につなげるとともに、業務の改善に活かしています。

※平成18年度は、2,187件のお問い合わせをいただきました。

— 日本興亜損保のホームページ —

[URL: <http://www.nipponkoa.co.jp/>]

## お客様のご意見、ご要望をお聞きする取組み

### ■お客様アンケート

当社では、直接お客様の声をお聞きするため、毎年お客様に対してアンケート調査を実施しています。平成18年度には下記の通り、自動車保険のご契約者に対するアンケート調査と、ご継続いただけなかったお客様に対するアンケート調査を実施しました。アンケートでは、当社や代理店に対する評価やご意見、ご要望などをお聞きし、その内容を担当部門に提供して業務改善、商品改善などに役立てるほか、社員や代理店とも共有してサービス向上に向けた活用を図っています。

アンケート対象	アンケート送付部数	ご回答数
自動車保険のご契約者	3,500	936
自動車保険をご継続 いただけなかったお客様	3,200	944

### ■よりよい事故対応サービスに向けて

保険金をお支払いしたお客様に対して、当社の事故対応に関する満足度をお聞きするアンケートを継続的に実施し、その結果を損害サービス部門の事故対応業務の改善に活かしています。

平成18年度に実施したアンケートでは、35,847名の方からご回答をいただきました。(出状件数: 272,068件)

### ■代理店、社員の声を活かす仕組み

お客様アンケートに加えて、日常お客様と接している代理店や、代理店やお客様からの声を聞く機会のある社員の声を活かすため、「代理店アンケート」や「社員アンケート」を定期的実施しています。また、社内のイントラネット上に「何でも提案箱」を設けて社員からの提案を受け付けたり、代理店向けホームページ「代理店にこねっと」からも代理店の声を受け付けています。

当社ではこれらの仕組みを通じて集められた提案や要望を商品開発や業務改善などさまざまな分野で活用し、お客様満足度の向上に役立てています。平成18年度には2,588件の提案が寄せられました。

# お客様の声を起点とした品質向上

## ■お客様のご意見、ご要望などを基にした商品やサービスのご提供

当社では、お客様アンケートやお客様サポート室など様々なお客様とのコミュニケーションの仕組みを通じて頂戴したご意見、ご要望などを活かして、お客様のニーズにあった商品の提供や業務の改善に取り組んできました。

平成18年度に実施した改善の主な事例として以下のようなものがありますが、その他にもお客様がより正確かつ容易に保険に関する情報をご理解いただけるように各種書類やパンフレット等の表現や様式の改善なども随時行っています。

## 【新しい商品の開発、既存商品の改善】

■これまでの自動車保険に対してお客様からいただいていた「シンプルでわかりやすい自動車保険が欲しい」「保険料が安くないか」などの様々な声を反映し、「必要なものを最適なカタチで」をコンセプトに普通保険約款のスリム化、特約の統合などを行った個人専用自動車保険「カーBOX」を開発しました。

■お客様の声を反映して、キャッシュレス（保険料口座振替など）の自動車保険契約について、保険証券の発行を不要とした場合に保険料を割り引く「Web確認割引」を導入しました。

■事故により破損したスーツケースの修理代金を海外旅行保険で補償して欲しいとの声にお応えして、海外旅行保険に「スーツケース修理サービス」を新設しました。

## 【申込書、証券、パンフレットなどの帳票の改善】

■海外旅行保険の申込書が小さすぎて書きにくいとの声にお応えして、海外旅行保険の改定に合わせて申込書のサイズを大きくしました。

■火災保険の保険証券に「省令準耐火構造」との表示がないため省令準耐火構造料率が適用されているかどうか分からないとのご意見をいただいたことから、省令準耐火構造料率適用契約について、その旨を保険証券に表示しました。

■海外旅行保険の安心ガイドに掲載されている、キャッシュレス・メディカル・サービス（保険証券または保険契約証を提示するだけで、治療費のお支払いなしで治療を受けられるサービス）の受けられる病院リストの対象地域を拡充して欲しいとのご要望にお応えして、欧州の病院を追加記載しました。

■自動車保険の内、他の自動車との衝突・接触の際に支払い対象となる車両保険（車対車ワイド）について、「車同士の衝突・接触」の場合でも衝突相手の車の所有者が同一の場合など免責の場合があることについて不明確ではないかとのご意見があったことから、重要事項説明書、パンフレットおよび車両保険のちらしに注意文言を記載しました。

■自動車保険の満期案内はがきの内容がわかりづらいとの声にお応えして、ご継続プランの表示を簡素化したり、ご契約のお車・年齢条件・運転者の範囲・リスク細分項目など契約の基本的な条件について、満期時の内容を目立つように配置しなおしました。また、ご継続プランでおすすめる新たな特約についてご理解いただきやすいよう、補償内容の説明や事故例を記載しました。

■自動継続となる地震保険について、自動継続となる契約の内容をご案内する帳票を作成して欲しいとのご要望があったことから、「地震保険・家財契約（自動継続）のご案内」ハガキを新規に作成し、自動継続となる地震保険について、保険金額、保険期間、目的所在地、継続保険料等の契約内容をご案内することといたしました。

■住宅向け火災保険「フルハウス」について、建てかえ費用保険金の支払の対象が「損害が生じた日から2年以内に同一用途の建物に建てかえた場合に限る」という条件であることがわかりにくいとご指摘があったことから、「フルハウス」の重要事項説明書・パンフレット・安心ガイドに支払いの対象となる場合の条件を明記しました。

■自動車保険の保険金請求書の記入方法が分かりにくいとのご意見があったことから、捺印忘れ防止のために他項目の説明と文字色を変えて強調したり、被保険者が未成年の場合の記入例を追加するなど、自動車保険金請求書の記入例を一部改訂しました。

■自動車保険について、ご継続いただけないお客様や解約するお客様にも中断特則の内容がわかるように案内して欲しいとのご要望を受け、契約時の申込書や解約時の承認請求書だけでなく、満期案内ハガキ（自動継続の案内ハガキを含む）、解約承認書にも中断特則の適用が可能なケースがある旨の注意喚起メッセージを記載しました。

## 【ホームページの改善】

■お客様からご意見やご要望をいただくための「お問い合わせ画面」がわかりづらいとの声を受け、ホームページを見たお客様が一目でわかるように、「お問合せボタン」を新たに追加して目立つ位置に配置しました。

## 公平・中立な立場でお応えする機関のご紹介

### （社）日本損害保険協会の損害保険調停委員会

日本損害保険協会では、そんがいほけん相談室において、損害保険全般に関する相談や苦情を受け付けています。そんがいほけん相談室は、損害保険会社に苦情の解決を依頼するなど、適正な解決に努めますが、当事者間で問題の解決がつかない場合に対応するため、中立・公平な立場から調停を行う損害保険調停委員会が設けられています。個人の方から苦情の申立を受け、原則として2か月を経過しても問題が解決しない場合、苦情申立人の希望により損害保険調停委員会をご利用いただけます。

詳しくは、日本損害保険協会のホームページ（<http://www.sonpo.or.jp>）をご参照ください。

### （財）自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）の支払をめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、（財）自賠責保険・共済紛争処理機構があります。

同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成される紛争処理委員が、自賠責保険（自賠責共済）の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取扱うのは、あくまで自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）の支払いをめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

詳しくは、同機構のホームページ（<http://www.jibai-adr.or.jp>）をご参照ください。

# 中期経営計画『KAKUSHIN(革新・核心・確信)』

当社は、2006年度から2008年度の3年間を対象とした中期経営計画『KAKUSHIN(革新・核心・確信)』

——未来への新たな挑戦——

に日本興亜保険グループの総力を挙げて取り組んでおります。

中期経営計画『KAKUSHIN(革新・核心・確信)』は、「中長期ビジョン」に基づいて「事業構造革新」に取り組み、「コア・コンピタンス」を確立することで規模の拡大と事業費の改善を図ることを柱としております。

## 1. 中長期ビジョン

- ・お客様、投資家、代理店など、あらゆるステークホルダーに選ばれ、信頼されるグループとして、企業価値の絶えまない向上を目指します。
- ・企業の社会的責任を遂行します。
- ・規模の拡大を前提に、継続的・安定的に収益を確保できるグループを目指します。

## 2. 2010年代前半までに日本興亜保険グループが目指す方向

- ・損保事業は、継続的な増収・事業費の改善に取り組むとともに、そんぽ24損害保険株式会社の販売力をさらに強化することで成長を持続させます。
- ・資産運用態勢を強化するとともにリスク・リターンの最適化を実現し、資産運用収益の拡大を図ります。
- ・生保事業は、収益力・競争力の強化と規模の拡大を実現し、グループ収益の柱の一つに成長させます。
- ・海外進出企業に対するサービス態勢を強化し、ローコストオペレーションの徹底を図ることで海外保険事業における収益性の向上を図ります。
- ・新規事業・周辺事業への取組みにより保険事業とのシナジーを追求します。



### 『KAKUSHIN(革新・核心・確信)』の名称について

常に挑戦の姿勢を忘れず、事業構造を「革新」し、「中期経営計画」において当グループの「核心」となる「コア・コンピタンス」を確立することで、「規模の拡大」と「事業費の改善」を図り、日本興亜保険グループの明るい未来の到来を「確信」する意味を込めて名付けました。

## 3. 中期経営計画『KAKUSHIN(革新・核心・確信)』の骨子

### (1) 事業構造革新

ITの活用などによるローコストオペレーションの追求と、成長の望める重点分野を中心に費用対効果の観点から絞り込んだ選択的資源投入を行うことで「規模の拡大」と「事業費の改善」の両立を目指します。

### (2) コア・コンピタンスの確立

本計画では、次の項目を日本興亜保険グループのコア・コンピタンス(=自社が優位性を持つ核となる能力)として確立していきます。

- ・グループの戦略実行を支える効率的な経営基盤
- ・販売力・業務力に優れた強靱な販売網
- ・「魅力ある」「わかりやすい」商品をタイムリーに提供できる商品供給態勢
- ・損害率の低位安定を支える高度な引受・損害サービス態勢
- ・収益に貢献するパフォーマンスの高い資産運用態勢

# 中期経営計画『KAKUSHIN(革新・核心・確信)』

## 4. 中期経営計画『KAKUSHIN(革新・核心・確信)』 の具体的な戦略

### (1) 保険事業戦略

#### ①国内損保事業

##### <販売戦略>

##### 営業態勢

- ・ITの活用等により効率的な業務基盤を整備し、部支店・課支社を環境変化に合わせて柔軟に再編することにより、ローコストかつ高い増収力を実現できる営業態勢を構築します。

##### 販売網・チャネル戦略

- ・マーケット環境の変化に応じて、販売チャネル毎の特性を最大限に活かした機動的・積極的な対応を行うとともに増収に寄与する新規販売網の積極創出を図ります。
- ・販売力・業務力・収益力に優れた販売網を構築するために、大型代理店・事業型代理店を積極的に創出します。
- ・強靱な販売網を構築するためにスローガン『代理店Challenge3』を掲げ、代理店におけるあくなき規模の拡大と質の向上に向けた取組みを推進します。

##### <商品・サービス戦略>

- ・主力商品である自動車保険を始め、お客様のニーズを捉えて商品の魅力を高めるとともに、補償内容・契約事務手続き等さまざまな観点から、わかりやすさの向上を図ります。併せて適切なガバナンス・関連部署間の連携のもとで商品開発を行います。
- ・昨年9月に発売した自動車保険「カーBOX」は、中期経営計画の戦略商品として、積極的な販売活動を展開します。
- ・成長が見込めるマーケットへ競争力のある商品をタイムリーに提供します。
- ・IT基盤を活用し、組織の機能強化を図ることでお客様満足度の向上を目指すとともに、保険会社の基本的かつ重要な機能である適時・適切な保険金のお支払いを徹底します。
- ・アンダーライティング力の向上等により損害率の低位安定を図ります。

##### <コールセンター・マーケティング戦略>

- ・CRファクトリー(新コールセンター)の活用と既存センターの再構築・体制強化、ならびに新しいマーケティング手法の開発・実施により、CS・AS\*の向上を図り収益の拡大を目指します。

\*Agency Satisfaction(代理店満足)

##### <そんぽ24戦略>

- ・独自のビジネスモデルを有するそんぽ24損害保険株式会社については、当社との連携のもと、新たな提

携先の開拓や有力代理店の設置等を通じた新規販売網の拡充と強化により収入保険料の拡大を目指すとともに、経営基盤の拡充・強化を図ります。

- ・コールセンター等の拡充・強化により、顧客対応力の強化を図ります。

#### ②国内生保事業

- ・日本興亜生命保険株式会社の営業推進態勢を強化し、生保代理店の指導・支援体制の確立を図ります。
- ・クロスセルの徹底推進や生保大型代理店の積極的な創出を図り、保有契約高の拡大を目指します。
- ・新収入保障保険等の重点商品を中心とした個人第一分野商品を強化し、お客様のニーズに即した機動的な商品の開発を行います。

#### ③海外保険事業

- ・アジアを中心とした新興マーケットにおける営業体制の整備を図る等、海外進出企業に対するサービス態勢を強化します。

### (2) 資産運用戦略

- ・機能的、強力な純投資態勢の構築により運用力を強化するとともに、資産ポートフォリオの適正化・効率化によりALM(資産・負債の総合管理)を実践し、運用パフォーマンスの更なる向上を図ります。

### (3) 新規事業・周辺事業戦略

- ・保険事業とのシナジーが期待できる事業を中心に、新たな収益源を獲得することを検討いたします。

## 5. 戦略実行を支える経営基盤の構築

### (1) IT戦略・業務プロセス改革

- ・IT活用を一層進展させ、業務プロセスの見直しを行うことで、効率化や業務品質の更なる向上を図ります。また、ITの進展に伴う新たなサービスやビジネスモデルを実現できるシステムの構築により、営業部門を中心とした業務プロセスの更なる見直しによる効率化を図ります。

### (2) 人事・人材戦略

- ・生産性の向上に向けた要員間の業務分担の見直しやOB・OGのネットワークである「日本興亜サポーターズ倶楽部」の活用により、適正かつ機動的な要員配置を行います。また、男女という性差を超えて実力本位で活躍できる企業風土を醸成するために「Lady,Go!プロジェクト」等の推進により、人材競争力の向上を図ります。

## Chapter I

# 主要指標で見る当社の状況

<b>事業の概況</b> .....	21
平成18年度の事業概況 .....	21
代表的な経営指標の推移 .....	21
正味収入保険料 .....	22
正味損害率 .....	22
保険種目別の概況 .....	22
正味事業費率 .....	23
コンバインド・レシオ .....	23
保険引受利益 .....	23
経常利益 .....	23
当期純利益 .....	24
損害保険会社の決算の流れ .....	24
<b>資産の概況</b> .....	24
総資産 .....	24
純資産 .....	24
<b>健全性の状況</b> .....	25
ソルベンシー・マージン比率 .....	25
異常危険準備金 .....	26
その他有価証券評価差額 .....	26
不良債権(リスク管理債権)の状況 .....	27
当社の格付(平成19年6月30日現在) .....	27

# Chapter I

# 事業の概況

## 平成18年度の事業概況

平成18年度の方が国経済は、企業収益の改善が続く中で、民間設備投資が増加するとともに、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費も堅調に推移するなど、景気は内需を中心として緩やかな回復を続けました。

損害保険業界におきましては、自由化・規制緩和の進展により競争が激化する一方、適時・適切な保険金のお支払いという保険会社の根幹をなす業務が十分に機能せず、費用保険金等の付随的な保険金の支払漏れや、第三分野商品における保険金の不適切な不払いが当社を含め多数発生していることが判明いたしました。また、火災保険の募集における構造級別等の不適切な適用に関する問題も表面化し、社会からの信頼を大きく損ねることとなりました。

このような情勢のもとで、当社は、平成18年度から3年間の新中期経営計画『**KAKUSHIN**(革新・核心・確信)』をスタートさせ、その初年度として、次のような施策を展開いたしました。

まず、事故対応につきましては、過去の付随的な保険金の支払漏れや第三分野商品における不適切な不払いについての徹底調査を実施するとともに、適時・適切な保険金支払態勢の構築に努めました。また、「損調Challenge3」を策定し、常にお客様の視点に立って業務を遂行するとともに、早期支払の実現や事故対応サービスの品質向上を図るなど、お客様満足度の向上に努めました。

商品開発面につきましては、わかりやすく付加価値の

高い商品をタイムリーにご提供することに努めました。まず、主力商品である自動車保険を全面的に刷新し、補償を統廃合することにより特約を大幅に削減するなどお客様にとってわかりやすく、必要なものを最適な形で提供する新自動車保険「カーBOX」を発売いたしました。また、従来の「海外旅行傷害保険」をリニューアルし、「旅行キャンセル費用担保特約」や「トラベルカルテ割引サービス」を導入した「海外旅行保険」を発売するなど、お客様のニーズにお応えした商品開発に努めました。

営業態勢につきましては、安定的・継続的な増収と収益の確保を実現するため、営業部門の社員一人ひとりが3つのテーマに挑戦する「営業Challenge3」を策定・推進するとともに、「代理店Challenge3」の徹底により、業務力・販売力に優れた販売網の構築に努めました。

確定拠出年金(DC)事業につきましては、中小企業向け総合型DC「日本興亜DCエコノミープラン」や、友好金融機関との提携DCプランの推進により、運営管理機関の受託を大幅に拡大いたしました。

法人のお客様に対するサービスにつきましては、環境への関心が高まる中、環境に配慮した事業活動を行う事業者に与えられる「エコアクション21」の認証に関して、その取得を目指すお客様向けに、認証取得支援サービスの提供を開始いたしました。

このような施策により事業活動を展開いたしました結果、当年度の業績は次のとおりとなりました。

## 代表的な経営指標の推移

(単位：百万円)

項目	平成16年度	平成17年度	平成18年度
正味収入保険料	722,858	708,319	703,371
正味損害率	64.5%	62.7%	65.5%
正味事業費率	34.4%	35.7%	35.5%
保険引受利益	△ 35,962	1,108	△ 35,747
経常利益	22,534	26,798	24,538
当期純利益	14,559	13,273	13,425
総資産額	3,202,962	3,477,787	3,393,056
純資産額	578,659	789,351	761,282
ソルベンシー・マージン比率	1,016.7%	1,057.2%	1,024.3%
異常危険準備金残高	238,880	239,282	230,695
その他有価証券評価差額(税効果控除前)	454,198	782,397	737,725
リスク管理債権	11,407	5,777	2,958
債務者区分に基づいて区分された債権(除く正常債権)	11,407	5,777	2,958

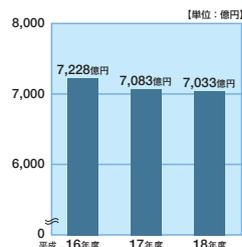
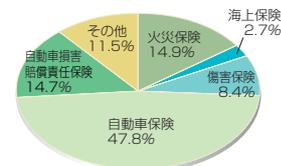
## 正味収入保険料

7,033億円

正味収入保険料は、前年度に比べ0.7%減少しました。

## 正味収入保険料の種目別内訳

7,033億円



## 「正味収入保険料」とは

損害保険会社が引受けた危険に対応する保険料で、一般の企業の売上高に相当するものです。具体的には、ご契約者からいただいた保険料から、再保険<sup>※</sup>に係る保険料等を加減したものとなります。

※再保険とは、損害保険会社が引受けた危険を分散するために、保険契約上の責任の一部または全部を他の損害保険会社に引受けてもらうことをいいます。

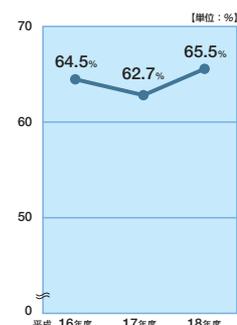
## &lt;正味収入保険料の算式&gt;

元受正味保険料 (お客様からいただいた保険料。ただし、積立保険料を除く。) + 受再正味保険料 (他の保険会社から再保険を受けた際に受け取る保険料) - 出再正味保険料 (他の保険会社に再保険を出した際に支払う保険料) = 正味収入保険料

## 正味損害率

65.5%

正味支払保険金が前年度に比べ156億円増加した結果、正味損害率は前年度に比べ2.8ポイント上昇しました。



## 「正味損害率」とは

保険会社が受け取った保険料に対し、支払った保険金と損害調査に要した費用の合計額の割合を示したものをいいます。

## &lt;正味損害率の算式&gt;

支払保険金 (ご契約者または再保険を引受けた保険会社に支払った保険金)  
 - 回収保険金 (再保険を出した保険会社から回収した保険金)  
 + 損害調査費 (保険引受に係る損害査定に関する人件費・物件費・税金)  
 正味収入保険料 = 正味損害率

## 保険種目別の概況

## ○火災保険

正味収入保険料

1,043億円

正味損害率

56.2%

基幹商品「すまいの総合保険 フルハウス」や「企業総合保険」を中心に、積極的な販売活動を展開しましたが、住宅ローン等に関連する新規契約が減少したことなどから、正味収入保険料は前年度に比べ1.6%減少しました。一方、正味損害率は56.2%となり、前年度に比べ9.7ポイント上昇しました。

## ○海上保険

正味収入保険料

192億円

正味損害率

43.2%

特約自由方式や自由料率の特色を活かし、お客様の多様なニーズにお応えしたオーダーメイド商品の販売推進などにより、積荷保険において増収した結果、正味収入保険料は前年度に比べ7.0%増加しました。一方、正味損害率は43.2%となり、前年度に比べ5.4ポイント低下しました。

## ○傷害保険

正味収入保険料

592億円

正味損害率

54.1%

「傷害総合保険 安心BOX」や「海外旅行保険」などを中心に積極的な販売活動を展開しましたが、積立型契約の販売減少などにより、正味収入保険料は前年度に比べ0.8%減少しました。一方、正味損害率は54.1%となり、前年度に比べ6.9ポイント上昇しました。

## ○自動車保険

正味収入保険料

3,356億円

正味損害率

67.0%

新自動車保険「カーBOX」を中心に積極的な販売活動を展開しましたが、車両の小型化による単価の下落などにより、正味収入保険料は前年度に比べ0.7%減少しました。一方、正味損害率は67.0%となり、前年度に比べ0.9ポイント上昇しました。

## ○自動車損害賠償責任保険

正味収入保険料

1,037億円

正味損害率

79.2%

販売網の拡充を中心としたシェアアップ策を推進しましたが、正味収入保険料は前年度に比べ3.2%減少しました。一方、正味損害率は79.2%となり、前年度に比べ3.4ポイント上昇しました。

## ○その他

正味収入保険料

811億円

正味損害率

67.2%

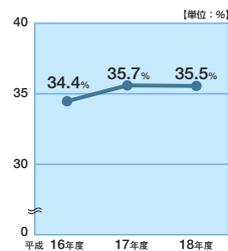
賠償責任保険や建設工事保険などが増収した結果、正味収入保険料の合計額は前年度に比べ2.5%増加しました。一方、正味損害率は67.2%となり、前年度に比べ0.3ポイント上昇しました。

# 事業の概況

## 正味事業費率

**35.5%**

システム基盤の整備にかかる費用が減少したことなどにより、保険引受に係る営業費及び一般管理費は、前年度に比べ22億円減少し、正味事業費率は前年度に比べ0.2ポイント低下しました。



### 「正味事業費率」とは

保険会社が受け取った保険料に対し、保険の募集や契約の維持管理のために支出した費用の割合を示したものです。

#### <正味事業費率の算式>

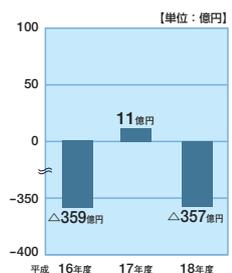
保険引受に係る営業費及び一般管理費（保険引受業務に関する人件費、物件費の内、損害調査費を控除したもの）

+ 諸手数料・集金費（代理店手数料、募集費、受再保険手数料等の合計から出再保険手数料を控除した額）  
 正味収入保険料 = 正味事業費率

## 保険引受利益

**△357億円**

自然災害保険金の増加により支払保険金が増加したことに加え、IBNR備金の制度変更により支払備金繰入額が増加したため、保険引受利益は前年度に比べ368億円減少しました。



### 「保険引受利益」とは

保険の引受けに関して得られた利益を示すものです。

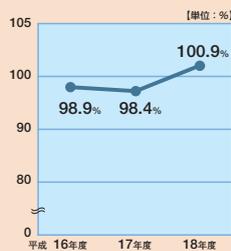
#### <保険引受利益の算式>

保険引受収益（正味収入保険料など）－保険引受費用（支払保険金、損害調査費、満期返戻金など）－保険引受に係る営業費及び一般管理費土その他の収支＝保険引受利益

## コンバインド・レシオ

**100.9%**

正味損害率が上昇したことなどにより、コンバインド・レシオは前年度に比べ2.5ポイント上昇しました。



### 「コンバインド・レシオ」とは

損害保険における収益力を示す指標です。正味損害率と正味事業費率の合計値で、この値が低いほど収益力が強いものといわれています。

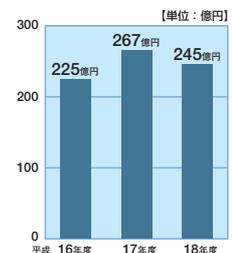
#### <コンバインド・レシオの算式>

正味損害率+正味事業費率=コンバインド・レシオ

## 経常利益

**245億円**

有価証券売却益は増加しましたが、保険引受利益が前年度に比べ368億円減少したため、経常利益は前年度に比べ22億円減少しました。



### 「経常利益」とは

本来の事業活動である保険引受や資産運用などによって得られた利益をいいます。

#### <経常利益の算式>

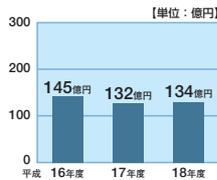
経常収益－経常費用＝経常利益

# 事業の概況 / 資産の概況

## 当期純利益

**134億円**

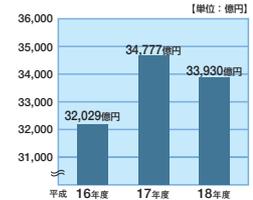
経常利益に特別損益を加減し、税効果会計による調整後の法人税等を控除した当期純利益は、前年度に比べ1億円増加しました。



## 総資産

**3兆3,930億円**

その他有価証券評価差額が減少したことなどにより、総資産は前年度末に比べ847億円減少しました。



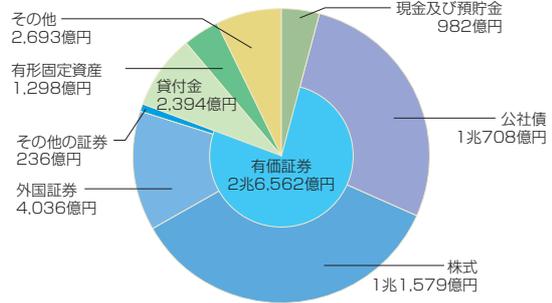
### 「当期純利益」とは

保険会社の最終的な利益を示します。

#### <当期純利益の算式>

経常利益±特別損益(その年度に発生した臨時的、突発的な収入・支出)±法人税及び住民税ならびに法人税等調整額=当期純利益

### 平成18年度末総資産の内訳



### 「総資産」とは

総資産とは、企業が保有する有価証券や貸付金、現金、不動産等の資産の総額であり、具体的には貸借対照表上の「資産の部合計」をいいます。

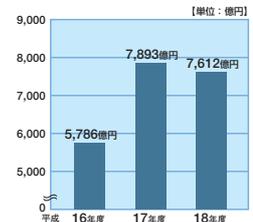
## 損害保険会社の決算の流れ



## 純資産

**7,612億円**

純資産は前年度末に比べ280億円減少しました。

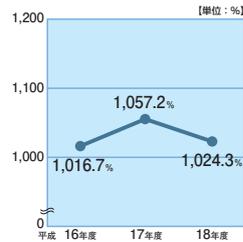


# 健全性の状況

## ソルベンシー・マージン比率

# 1,024.3%

リスクの合計額は前年並みだったものの、その他有価証券の評価差額の減少などにより、ソルベンシー・マージン比率は前年度末と比べ32.9ポイント低下しました。



### 「ソルベンシー・マージン比率」とは

損害保険会社は保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積立しています。しかし、巨大災害の発生や、保有する資産の大幅な価格下落など、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、保険金等の支払に万全を期すためには、更に十分な「支払能力」を保持しておく必要があります。

このような、「通常の予測を超える危険」に対し、損害保険会社がどれだけ支払能力(ソルベンシー・マージン)を持っているのかを表したのが「ソルベンシー・マージン比率」です。

ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社の監督をする際の客観的な判断指標の一つとして利用されています。具体的には、その数値が200%を下回った場合には、早期是正措置により、金融庁長官によって早期に経営の健全性の回復を図る措置が取られることが制度化されています。

## ソルベンシー・マージン比率の内訳

■ソルベンシー・マージン比率は、「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(=ソルベンシー・マージン)の割合です。

■通常の予測を超える危険とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。

- ①一般保険リスク：保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(ただし、巨大災害に係るリスクを除きます。)
- ②予定利率リスク：積立保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
- ③資産運用リスク：保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
- ④経営管理リスク：業務の運営上、通常の予測を超えて発生し得る危険で、①～③、⑤以外のもの
- ⑤巨大災害リスク：通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険等

■損害保険会社が有している資本金・準備金等の支払余力(ソルベンシー・マージン)とは、損害保険会社の純資産、価格変動準備金や異常危険準備金などの各種準備金、土地の含み損益などの総額です。

当社のソルベンシー・マージン総額とリスクの合計額の内訳は次のとおりとなっています。

(単位: 百万円、%)

	第62期 (平成18年3月31日現在)	第63期 (平成19年3月31日現在)
(A) ソルベンシー・マージン総額	1,342,466	1,304,746
資本の部合計(社外流出予定額、繰延資産及びその他有価証券評価差額金を除く)	279,897	—
純資産の部合計(社外流出予定額、繰延資産及び評価・換算差額等を除く)	—	280,529
価格変動準備金	15,442	18,040
異常危険準備金	280,953	274,772
一般貸倒引当金	433	280
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	704,157	663,952
土地の含み損益	3,552	13,401
負債性資本調達手段等	—	—
控除項目	15,000	19,663
その他	73,029	73,431
(B) リスクの合計額	253,976	254,756
$\sqrt{R_1^2 + (R_2 + R_3)^2} + R_4 + R_5$		
一般保険リスク(R <sub>1</sub> )	39,928	42,611
予定利率リスク(R <sub>2</sub> )	2,102	2,020
資産運用リスク(R <sub>3</sub> )	135,951	134,155
経営管理リスク(R <sub>4</sub> )	5,651	5,703
巨大災害リスク(R <sub>5</sub> )	104,612	106,365
(C) ソルベンシー・マージン比率	1,057.2	1,024.3
$[(A) / \{(B) \times 1/2\}] \times 100$		

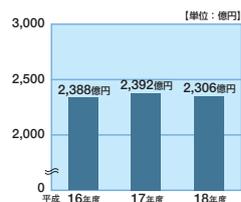
(注) 上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。なお、当期から保険業法施行規則等の改正によりソルベンシー・マージン比率の算出方法が変更されていますが、当社においてはこの変更による影響はありません。

## 異常危険準備金

異常危険準備金残高

**2,306億円**

自動車保険の364億円の取崩を主因として、全種目計で458億円の取崩が発生し、異常危険準備金残高は85億円減少しました。

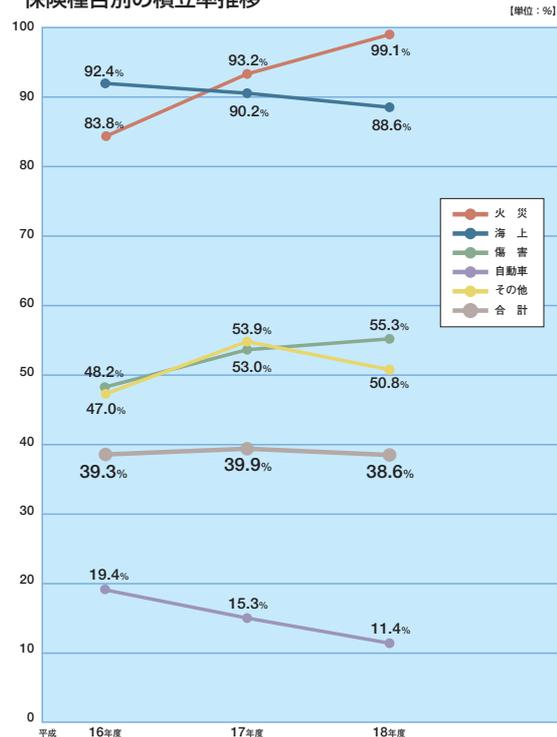


異常危険準備金積立率

**38.6%**

正味収入保険料(地震保険、自動車損害賠償責任保険を除く)に対する、異常危険準備金残高の割合である積立率は、前年度末に比べ1.3ポイント低下しました。

保険種目別の積立率推移



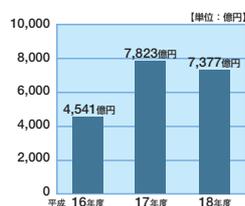
### 「異常危険準備金」とは

損害保険は、多くの契約者が「大数の法則」を適用して算出された保険料を予め拠出することにより、偶発的な災害によって被る多額の経済的損失について保険金による補償を受けられるようにしたものです。しかし、数十年・数百年に一度の割合で発生する巨大地震のような災害があることから、「大数の法則」には単年度では実現しえない性質があります。このため、保険会社では、巨大地震時の保険金支払に備え、「異常危険準備金」を積立えています。

## その他有価証券評価差額

**7,377億円**

その他有価証券評価差額は、株式残高の減少により、前年度末に比べ446億円減少しました。



平成18年度末その他有価証券評価差額の内訳

公社債	△16億円
株式	7,206億円
外国証券	184億円
その他	3億円

### 「その他有価証券評価差額」とは

保険会社が保有する有価証券は、「売買目的有価証券」「満期保有目的の債券」「子会社・関連会社株式」および「その他有価証券」に区分され、このうち「その他有価証券」に分類される有価証券は、貸借対照表に時価で計上されていますが、期末に時価評価を行う際、時価と帳簿価との間に差額が発生します。これを「その他有価証券評価差額」といいます。

# 健全性の状況

## 不良債権（リスク管理債権）の状況

リスク管理債権総額

**29億円**

保全率(担保・保証等+貸倒引当金)

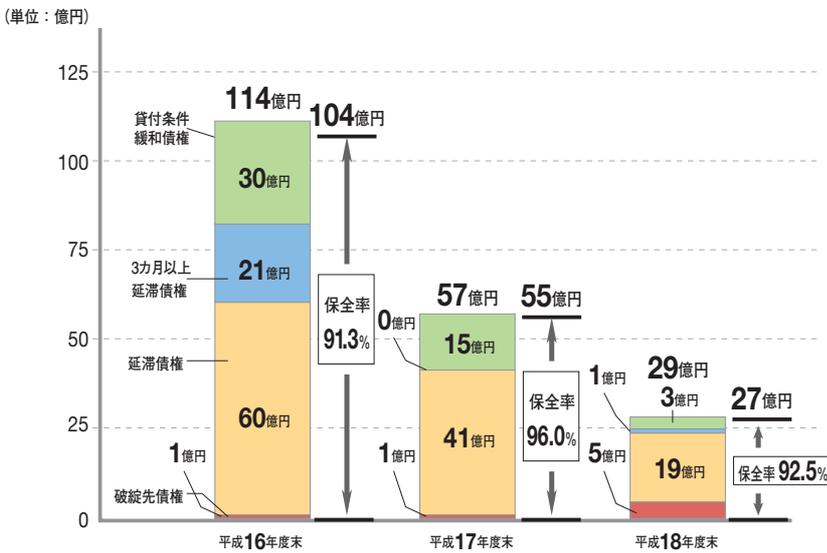
**92.5%**

リスク管理債権の貸付金に占める割合

**1.2%**

平成18年度末のリスク管理債権は、対前年比28億円減少して29億円となりました。これにより、貸付金に占める割合も対前年比0.8%低下し1.2%となっています。またリスク管理債権は担保・保証等および貸倒引当金により92.5%保全されており、今後の当社の経営に影響を及ぼす懸念はほとんどありません。

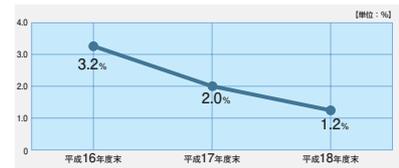
リスク管理債権総額およびその保全率の推移



### 「リスク管理債権」とは

不良債権を表わす代表的な数値で「元本や利息の返済が正常に行われていない貸付金」の総称です。貸付金のみを対象とし、返済状況等に応じて「破綻先債権」、「延滞債権」、「3か月以上延滞債権」、「貸付条件緩和債権」の4つに区分されます。

リスク管理債権の貸付金に占める割合



### ご参考 「債務者区分に基づいて区分された債権」との関係

保険業法では、「リスク管理債権」のほかに「債務者区分に基づいて区分された債権」の開示が定められています。債務者区分に基づいて区分された債権とは、「債務者毎の財務状況等をもとに区分された債権」の総称です。貸付金のほか、貸付有価証券、支払承諾見返およびそれらに係る未収利息等も対象としている点でリスク管理債権と異なります。対象債権は「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」および「正常債権」の4つに区分され、「正常債権」以外がいわゆる不良債権となります。なお、貸付金および貸付金に係る未収利息等に関する「リスク管理債権」と「債務者区分に基づいて区分された債権」の関係は右図のとおりとなります。

担保・保証等および引当金の状況	自己査定債務者区分	債務者区分に基づいて区分された債権	リスク管理債権
担保・保証等 495 引当金 6 合計 501 ← 保全率100%	破綻先 501	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破綻先債権 501
担保・保証等 66 引当金 29 合計 96 ← 保全率100%	実質破綻先 96		延滞債権 598
担保・保証等 1,050 引当金 776 合計 1,827 ← 保全率100%	破綻懸念先 1,827	危険債権 1,827	3か月以上延滞債権 1,923
担保・保証等 291 引当金 19 合計 310 ← 保全率58%	要管理先 534 要注意先 2,873 正常先 223,496	要管理債権 532 正常債権 295,575	貸付条件緩和債権 374
		総合計 298,533	総合計 2,958

## 当社の格付 (平成19年6月30日現在)

スタンダード & プアーズ

**A+**

ムーディーズ・インベスターズ・サービス

**A1**

格付投資情報センター (R & I)

**A+**

日本格付研究所 (JCR)

**AAp**

A.M. Best

**A**

※上記の内、当社の依頼による格付けは、スタンダード & プアーズ、格付投資情報センター (R&I)、A.M.Bestの3社です。

## Chapter II

# 戦略と取組み

新商品・新サービスの開発	29
戦略的提携の展開	30
太陽生命との業務提携	30
明治安田生命との業務提携	30
全国の金融機関における保険窓口販売	30
グループ戦略	31
日本興亜生命保険株式会社	31
そんぽ24損害保険株式会社	31
周辺事業戦略	32
確定拠出年金事業	32
投資信託の販売業務	32
投資顧問業務	32
海外戦略	33
ITの整備と活用	34
人事戦略	35
資産運用戦略	36
その他の取組み	36
ブランドの確立に向けて	39

# Chapter II

# 新商品・新サービスの開発

当社は、お客様のニーズにお応えする商品・サービスのご提供を最大のテーマとし、数多くの商品・サービスを開発してまいりました。いずれもお客様の声に耳を傾け、お客様の視点に立って開発したものであり、多くのお客様のご支持をいただいています。

平成18年度に発売・改定した商品と、提供を開始したサービスの主なものは下記のとおりです。

## 自動車保険「カーBOX」の発売

平成18年9月、自動車保険を全面的に刷新し、新商品『カーBOX』を発売しました。『カーBOX』はお客様、代理店の視点を強く意識し「必要なものを最適なカタチで」を念頭に開発した個人専用自動車保険です。「Web確認割引」や「人身傷害諸費用担保特約」を新設したほか、従来の商品を抜本的に見直し補償を統廃合するなど、お客様にとって多数のメリットを兼ね備えた商品としています。



### 自動車保険「カーBOX」の特長

- 初回保険料のお支払方法を「口座振替」や「コンビニ払」などキャッシュレスとすることをご契約を対象に保険証券および約款の発行を行わず、インターネット上でご確認いただくことで保険料を割引く「Web確認割引」を導入しました。
- ご本人またはご家族などが交通事故で入院した場合、本特約1つで「差額ベッド費用」「ホームヘルパー費用」「ペット預け入れ等費用」など8つの多彩なメニューから必要な費用を補償する「人身傷害諸費用担保特約」を新設しました。
- 従来の補償の一部を統廃合して商品をスリム化したほか、年齢条件等の対象範囲を見直すなど、お客様にとって「わかりやすい保険」を追求しました。

## 「海外旅行保険」の発売

平成18年9月、「海外旅行傷害保険」を全面的に刷新し、新商品「海外旅行保険」を発売しました。補償内容を拡充するとともに、お客様のニーズに合わせた柔軟な保険設計を可能としています。



### 海外旅行保険の特長

- 「出国中止」「中途帰国」に加え、「旅行行程の一部変更」に伴うキャンセル費用を補償する「旅行キャンセル費用担保特約」を新設しました。
- トラベルカルテ（英文診断書）作成を優待価格で紹介する「トラベルカルテ割引サービス」を新設しました。
- 保険期間の区分を細分化し、お客様の旅行日数に応じた合理的な保険料体系としました。
- ケガによる死亡や後遺障害の補償を選択可能とするなど、お客様のニーズに合わせ、補償範囲を絞り込んだご契約も可能です。

## 情報リスクマネジメントサービスの提供

平成19年2月、既存の2サービスに新開発の4サービス(下図※印のサービス)を加え、企業の各種情報リスク対策を総合的にサポートするサービスを開始しました。

### サービスの構成

#### (1) 基本診断サービス

- ① **情報セキュリティ簡易診断サービス(無料)**
  - アンケート式サービス
  - 情報セキュリティに関して、ISO27001認証基準をベースに簡易診断します。
- ② **情報システムリスク簡易アセスメントサービス※(有料)**
  - 実地調査式サービス
  - 情報システムに関して、情報セキュリティ管理基準、システム管理基準、ISO27001認証基準をベースに簡易診断します。

#### (2) コンサルティングサービス(有料)

- ① **ISO27001 認証取得支援サービス※**
    - ISO27001の認証取得を支援します。
- 個人情報保護関連サービス
- ② **個人情報保護管理体制訪問診断サービス**
    - 個人情報の管理体制について、訪問診断し、改善アドバイスを行います。
  - ③ **個人情報漏えい緊急体制構築支援サービス※**
    - 個人情報の漏えい事故が発生した場合の初期対応・事後対応など、対応体制の構築をコンサルティングします。
  - ④ **プライバシーマーク認証取得支援サービス※**
    - プライバシーマークの認証取得を支援します。

## 「不正アクセス対応保険」の発売

平成18年7月、銀行・信用金庫・信用組合等の金融機関を対象に、フィッシング詐欺やスパイウェア悪用などの不正アクセスによって金融機関が被る損害を補償する「不正アクセス対応保険」を発売しました。金融機関が被る財産上の損害だけでなく、金融機関が不正アクセスを受けたことにより支出を余儀なくされる通知費用やシステム復旧費用などの各種費用も補償する商品です。

### 不正アクセス対応保険の特長

- 金融機関のコンピュータが不正アクセスを受けたことにより、金融機関が被る財産上の直接損害を補償します。
- 金融機関が財産上の直接損害を被ったか否かにかかわらず、金融機関が不正アクセスを受けた場合に支出を余儀なくされる通知費用やシステム復旧費用などの各種費用を補償します。

# 戦略的提携の展開

当社は、特定のグループに属さない独立系のメリットを最大限に活かし、グループの枠組みにとられない戦略的な提携を展開しています。

現在実施している提携の主なものは下記のとおりです。

## 太陽生命との業務提携

太陽生命保険株式会社では、平成14年3月から当社の損害保険商品の取扱いを開始し、営業職員等約9千名の損保資格者を通じて販売を行っています。

個人のお客様を中心に、当社の主力商品である自動車保険「カーBOX」やすまいの総合保険「フルハウス」、くらしの安心保険「ユトリックス」(太陽生命専用商品)など、多彩な商品が提供されています。

同社営業職員等による当社商品の取扱件数は、年間で約18万件に達するなど、大きな成果が挙がっています。平成19年度も太陽生命との連携を一層深め、お客様満足度の向上に努めていきます。



## 明治安田生命との業務提携

明治安田生命保険相互会社では、平成16年1月から当社の損害保険商品の取扱いを開始し、営業職員等約2万9千名の損保資格者を通じて販売を行っています。

個人のお客様を中心に、当社の主力商品である自動車保険「カーBOX」やすまいの総合保険「フルハウス」、くらしの安心保険「<sup>まも</sup>守っ太郎」(明治安田生命専用商品)などが販売されており、同社営業職員等による当社商品の取扱件数は約43万件となりました。平成19年度も、明治安田生命での損害保険販売力向上の為に支援等を実施し、同社と連携をとりながらお客様満足度の向上を図ることにより、より多くの皆様に当社商品をお届けしてまいります。

また、同社とは、上記の他個別分野における業務提携を実施しており、その一環として、介護関連分野におけるお客様向けサービスの提供を共同で行っています。

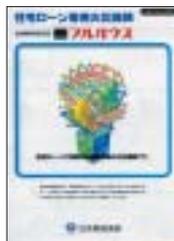


## 全国の金融機関における保険窓口販売

平成13年4月、「金融機関による保険窓口販売」が解禁され、銀行等の金融機関窓口における住宅ローン関連の長期火災保険・債務返済支援保険、および海外旅行保険の販売が始まりました。翌平成14年10月には個人年金保険等が、また、平成17年12月22日には積立傷害保険や一時払終身保険等が追加解禁されました。

当社では、銀行、信用金庫、信用組合等のあらゆる業態の金融機関と緊密な関係を築きつつ、全国の多くの金融機関を通じて、当社の損害保険商品および日本興亜生命保険(株)の生命保険商品をご提供しています。当社提携先の金融機関窓口で販売されている長期火災保険「金融機関集团扱フルハウス」、個人年金保険「ドリームパス(損保一時払型年金)」、「レーヴⅡ(日本興亜生命の定額年金)」、積立傷害保険「安心BOX(積立型)」、「一時払終身保険」はいずれもその優れた商品性からお客様の絶大なご支持をいただいています。

平成19年12月には、保険窓口販売の全面解禁が予定されており、これに向けて今後も更に各金融機関との連携を深めるとともに、新たな金融機関との提携を推し進め、よりよい商品・サービスの提供に努めてまいります。



# グループ戦略

## 日本興亜生命保険株式会社

日本興亜保険グループは、生命保険事業を損害保険事業と並ぶ「コア事業」と位置付け、積極的な取組みを行っており、生命保険と損害保険の組み合わせによるきめ細かい総合リスク管理サービスをお客様にご提案しています。

### ■会社概要（平成19年3月31日現在）



NIPPONKOA  
L I F E

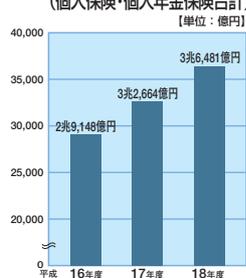
- 設立：平成8年8月8日
- 資本金：200億円 ○総資産：3,130億円
- 保有契約高：3兆6,481億円（個人保険・個人年金保険合計）
- 本社所在地：東京都中央区築地3-4-2
- 代表取締役社長：篠崎義明※
- ソルベンシーマージン比率：2,783.0%
- 格付（平成19年6月30日現在）：A+（格付投資情報センター R&I による格付）
- ホームページURL：<http://www.nipponkoa.co.jp/life/>

※平成19年6月27日付で就任しております。

### ■事業戦略

日本興亜生命では、損保販売網を活かしたクロスセルの徹底推進、新たな直販体制の構築や、新商品開発などの商品戦略により、積極的に保有契約の拡大を図り、グループ全体の安定的収益力向上を目指しています。同時にお客様の信頼にお応えするべく、CSの向上はもとより、CSRの実践、コンプライアンスの推進、経営全般におけるリスク管理の強化に取り組んでいます。

保有契約高の推移  
（個人保険・個人年金保険合計）  
【単位：億円】



### ■お客様満足の上に向けて

日本興亜生命では、「社会的責任を果たし永続的に発展する会社」、「お客様に選ばれ信頼される会社」を目指して取組みを行います。

具体的には、お客様の満足度の向上を目指した取組みとして「お客様の声」の受付態勢の再構築、「お客様の声」・保険金支払状況の開示、新販売勧誘ルールに基づいた適切な募集の徹底などを行います。

また、保険金等のお支払いに関する対応として、保険金支払態勢強化、保険金等に係るお客様の声対応策の強化などを行い、お客様の信頼回復に向けた取組みを行います。

## そんぽ24損害保険株式会社

日本興亜保険グループでは、様々なお客様のニーズにお応えできるよう、ユニークなビジネスモデルを展開する「そんぽ24損害保険株式会社」を活用しています。

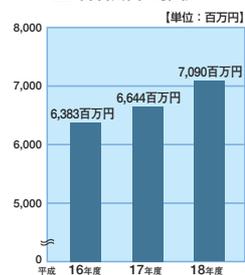
### ■会社概要（平成19年3月31日現在）

日本興亜保険グループ  
**そんぽ24**

- 設立：平成11年12月6日
- 事業免許取得/営業開始：平成13年3月
- 資本金/資本準備金：190億円/190億円
- 総資産：222億円
- 所在地：東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60
- 代表取締役社長：熊野御堂厚
- ソルベンシーマージン比率：4,450.2%
- ホームページURL：<http://www.sonpo24.co.jp>

そんぽ24は、日本興亜保険グループの自動車保険シェア拡大と新たなマーケット開拓を目的とした戦略子会社です。ダイレクトにお客様と接するための自社運営のコールセンターを核とし、媒介代理店・インターネットを活用した独特な販

正味保険料の推移



売スタイルにより、「シンプルな補償・低廉な保険料」を特長とした個人向けリスク細分型の「そんぽ24自動車保険」を販売しています。また、ロードサービスをはじめ多彩な付加価値サービスを全国のお客様にご提供しています。

### ■事業戦略

そんぽ24は、媒介代理店網の拡大を強力に推進しています。また、日本興亜損保、そんぽ24の両社間で、お客様サービス、人材活用等の側面で多角的にノウハウを共有し、それぞれの特徴と機能を融合させることにより、グループの新たな企業価値創造に貢献しています。



©「ハナコアラ」はそんぽ24の登録商標です

ユニークなキャラクター「ハナコアラ」によりTV・ラジオCMをはじめとするセールスプロモーションを展開しています。

# 周辺事業戦略

確定拠出年金、投信販売、投資顧問など、保険事業を補完または増強し、シナジー効果を発揮できる事業分野にも積極的に取り組み、お客様のニーズにお応えしています。

## 確定拠出年金事業

平成13年10月、確定拠出年金制度（日本版401k）が我が国に導入されたのを受け、同制度の導入コンサルティングから運営管理業務、投資教育までトータルなサービスの提供を開始しました。



平成15年6月には、中小企業における401k導入をバックアップする『日本興亜DCエコノミープラン』を開発しました。本プランでは、主に中小企業の皆様を対象に、一つの年金規約のもとに複数の企業が参加する仕組みを採用することにより、コスト軽減と事務簡素化などを実現しており、大変ご好評いただいています。

また、提携金融機関も大幅に増え、「提携DCプラン」を積極的に推進した結果、受託実績も順調に増加しております。

## 投資信託の販売業務

お客様の金融商品に対する多様なニーズにお応えするため、平成13年4月から投資信託の販売を開始しています。

また、投資信託の販売手法の多様化を図る観点から、平成15年1月には、少額からの購入、価格変動リスクの平準化、購入代金の振込ロード・コストの軽減ができる積立投信（口座振替による、月々1万円からの投資信託自動購入サービス）の販売を開始しており、大変ご好評いただいています。



積立投信を主力の販売方法とし、お客様に投信商品を提供してまいります。

## 投資顧問業務

当社は、日本興亜保険グループとして新たな資産運用ビジネスを展開すること、および当社の資産運用力を強化することを目的に、平成17年3月、双日投資顧問の全株式を取得し、同年4月から新たに「ゼスト・アセットマネジメント」としてスタートさせました。

### ■会社概要（平成19年3月31日現在）



- 設立：平成9年11月18日
- 資本金：3億円
- 所在地：東京都港区虎ノ門1-1-23
- 取締役社長：大沼豊実
- 事業内容：証券投資顧問業、投資一任に関わる業務

ゼスト・アセットマネジメントは、主にヘッジファンドに投資するファンド・オブ・ファンズ<sup>※</sup>運用に特化した資産運用会社です。日本市場を対象とするヘッジファンドを得意とし、日本におけるヘッジファンド運用の草分け的存在です。

<sup>※</sup>ファンド・オブ・ファンズとは、複数のヘッジファンドを組み合わせて組成した投資ファンドをいいます。

### ■事業戦略

#### ○資産運用ビジネスにおける収益機会の獲得

マーケットに左右されない絶対収益を目指すヘッジファンドは、近年機関投資家の間でニーズが高まりつつあります。

日本興亜保険グループでは、ゼスト・アセットマネジメントの運用するファンド・オブ・ファンズを通じて、これらのニーズにお応えするとともに、ヘッジファンド等の代替投資に関する情報提供等にも取り組み、資産運用ビジネスにおける収益の獲得を図ってまいります。

#### ○資産運用力の強化

ヘッジファンドのマネージャー選択において優れたノウハウを持つゼスト・アセットマネジメントとの人材交流等を通じ、当社の資産運用力を高めます。また、日本興亜保険グループの外部委託運用における中核会社としての活用も目指しています。

# 海外戦略

経済のグローバル化が進行する中、日系企業の海外進出がますます活発化するのに伴い、海外における保険サービスのニーズも一層高まっています。こうした状況に対応し、当社では世界の各地域毎にさまざまな施策を展開し、海外における対応力の強化を進めています。

## 海外戦略における基本方針

### ■海外進出契約者へのサービス強化

海外に進出されている企業契約者の皆様へ、現地における保険に関する様々なサービスを提供するため、世界各地域において、駐在員事務所、海外支店、現地法人・関連会社の最適配置を進めるとともに、現地の優良な保険会社との提携を通じて、お客様のニーズに合ったサービス・サポート体制の強化を図っています。

### ■ローコスト・オペレーションの展開

海外事業の展開にあたっては、収益性の向上を重要な課題の一つとしています。そのため、海外の各拠点において、常に損害率および事業費率の改善に取り組むなど、ローコスト・オペレーションの展開に注力しています。

### ■リスク管理、コンプライアンスの徹底

海外におけるリスク管理とコンプライアンスを更に強化するため、各事業拠点単位で国内での管理体制に準じた管理を徹底するとともに、内部統制強化に向けた諸施策を推進しています。

## 海外のサービス体制

世界16か国に26事務所を設置しているほか、主要な拠点では、保険引受け会社や保険関係サービス会社を設立し、充実した海外ネットワークを構築しています。(詳細はP202～203参照)

2006年度は、ロシア連邦のインゴストラフ・インシュアランス・カンパニー、ベトナム社会主義共和国のベトナム・インシュアランス・コーポレーション及びアラブ首長国連邦のアブダビ・ナショナル・インシュアランスとそれぞれ包括的な業務提携契約を締結し、海外におけるサービス体制の更なる強化を図りました。

また、2007年6月にインドのニューデリーにおいて駐在員事務所を開設いたしました。

## 各地域におけるサービス体制

### ■欧州でのサービス体制

当社の100%子会社 NIPPONKOA Insurance Co. (Europe) Ltd. (本社ロンドン)は欧州主要国の営業免許を持ち、契約引受け・事故処理等の業務を行っています。中東欧などの地域では地域有力損害保険会社と提携する一方、リスクコンサルティングや査定面でも欧州の有力専門機関を使いながら、万全のサービス体制を整えています。同社は、2006年3月、S&P社より保険財務力格付において「A」を付与されました。

### ■米国でのサービス体制

当社は全米マーケットシェア第2位の大型総合損害保険会社トラベラーズ社と提携を結んで30年以上になります。同社が有する全米規模の損害サービスや高度なリスクコントロール(損害防止)サービスをはじめとして、お客様へハイレベルのサービスをご提供しています。

### ■中国でのサービス体制

中国ではWTO加盟以降、法制をはじめとする投資環境が整備され、日系企業の進出が相次いでいます。当社は中国国内に北京、上海、大連、青島、蘇州、深圳の6か所の駐在員事務所を展開し、中国におけるサービス提供体制を整備しています。

また、自前の保険引受業務を開始するべく営業拠点の開設準備を進めています。

### ■アジア・オセアニアでのサービス体制

シンガポール支店及びNIPPONKOA Insurance Co. (Asia) Ltd. (本社香港)を自前運営、インドネシアで地場銀行と合弁のPNK社を運営する他、マレーシアのLonpac社、オーストラリアのCGU社、フィリピンのパイオニア社、台湾の富邦社、タイのサマギ社・ナワキ社等、各国優良損保との強固な提携関係により、当社顧客へのサービス提供を行っています。

# ITの整備と活用

2006年度は、環境変化に柔軟かつ迅速に対応し、お客様サービスの向上、コスト削減による競争力強化に向け、システムの整備と活用に取り組んでまいりました。今後も引き続き、整備したシステムの活用による効果創出、継続したIT投資を推進してまいります。

業務改善計画にもとづいた取り組みについては、ITの面からも保険金の不払い・支払漏れを発生させないよう、業務プロセスの見直しにもとづいたシステムの整備を推進し、お客様、関係者の皆さまからの信頼回復に全力をあげて取り組んでまいります。

また、年間を通じて実施いたします「説明・点検運動」を円滑に実行するシステム整備にも重点を置き、取り組んでまいります。

## 業務改善計画にもとづいたシステム整備

### ■保険金の不払い・支払漏れを発生させない事務・システムの整備

自動車保険について、担保が複数にわたる場合のチェックを強化するとともに、契約に従い付随保険金、支払可能な保険金のご案内や、支払保険金別の支払額のご案内等、お客様にわかりやすいご案内を行うよう業務改善を行ってまいります。また、人為的なミスも補完し、保険金の支払漏れを根絶するために、保険金支払業務の各段階において、システムのチェック機能を整備いたしました。

## IT投資の効果最大化とお客様サービスの向上、コスト削減の取り組み

IT投資については、優先順位を明確にしたシステム開発、並びに開発案件の効果予測・検証の強化により、さらなる投資効果の創出・最大化に取り組むとともに、ITを活用した業務プロセスの見直しにより、業務効率化と業務品質向上を図り、お客様サービスの向上に取り組んでまいります。

また、効果的かつ安定した開発体制の強化を図るとともに、システムの機能見直しや統合等による効率的なシステム整備により、コスト削減を積極的に進めてまいります。

## 法令・コンプライアンス面の取り組み

### ■個人情報保護・セキュリティ強化対応

「個人情報保護法」全面施行以降、お客様の個人情報の漏えい、滅失、毀損等の防止に向けたシステム対応を順次実施してまいりましたが、2006年度については、下記の対応を実施いたしました。

- 社員が使用するパソコンのハードディスク内のデータの暗号化
- お客様の個人情報に関するデータへのアクセス制限の強化、およびログの管理強化

今後も、お客様の個人情報保護・セキュリティ強化については、ハード面、ソフト面からデータの保護・安全確保に努めてまいります。

### ■国際会計基準

「保険契約の会計」をはじめとする保険の国際会計基準およびわが国の保険会計の検討状況を随時把握し、システム面から必要な対応について順次実施してまいります。

# 人事戦略

当社が掲げる企業理念・行動指針を具現化するため、「人材こそが企業の財産である」という基本的な考え方のもと、「すべての活動の原点をお客様に」置いて業務を遂行することができる人材の育成に向けて、様々な人事施策を展開しています。

## 人事制度

### ■「役割」を軸にした制度

人事制度は「役割」をあらゆる面における基軸としています。「役割」とは、各ポジションに求められる職責、期待される成果や達成すべき目標、更に、そのポジションに就いた社員がとるべき行動等を明確化したもので、この「役割」を基準とした適正な人事評価を行っています。

また、給与や賞与についても、各社員が担う役割と人事評価の結果のみによって決定される仕組みとし、年功的な昇給のない体系としています。

### ■目標面接制度

面接を通して目標を設定し、期中の進捗管理と期末の総括・評価を行う「目標面接制度」を採用しています。

社員一人ひとりが、個別・具体的に設定した目標（業績目標・能力開発目標）について上司と面談を行い、目標の達成に向けて計画的に仕事と能力開発をすすめて行くことにより、業務能力の向上はもちろん、「自ら考え、自律的に行動し、学び続ける」チャレンジ精神旺盛な人材を育成することを狙いとしています。

## 人材育成・人材開発

### ■人材育成基本理念

激しい変化の中にある損害保険業界において、当社の社員には、「すべての活動の原点をお客様に」おき、今後起こるであろう様々な変化を予測し、それを自分のこととして捉え、フレキシブルに対応することが求められます。

この考えのもと、次の5つの理念に基づいて積極的な採用活動を行うとともに、社員の育成に努めていきます。

#### 人材育成基本理念

- ・自ら考え、自律的に行動し、学び続ける人材を育成します。
- ・お客様を原点において業務を遂行することができる人材を育成します。
- ・保険のプロとしての自覚を持ち、チャレンジ精神旺盛な人材を育成します。
- ・上司の最大の責務は部下の育成とし、目標面接制度とOJTを核に据えた人材育成に取組みます。
- ・社員同士が切磋琢磨し、互いに学び合える教育風土を創ります。

### ■人材ディベロップメント体系

「人材こそが企業の財産である」という基本的な考え方のもと、社員の長期的なキャリア形成を展望した将来設計図として、「人材ディベロップメント体系」を構築しています。

この人材ディベロップメント体系では、社員の能力開発とキャリア開発を支援するための様々な仕組みとして、各種研修やセミナー、通信教育、公的資格取得奨励制度などを設けているほか、各職場における人材育成も重視しています。

## その他の取組み

### ■Lady,Go!プロジェクト

「男女を問わず全社員が、いきいきと活躍できる働きがいのある職場環境を創る」ための全社的な取組みとして、『Lady,Go!プロジェクト』を推進しています。

少子化という社会全体が直面する課題に対し、社会の一員として企業が果たすべき役割は、ますます高まっているとの考えのもと、当社では本プロジェクトの中心的な取組みとして、「仕事と子育ての両立支援」を掲げ、

- ・育児に専念できる環境づくり
- ・子育てしながら安心して働ける環境づくり
- ・やむを得ず退職しても復帰できる環境づくり

を実現する各種取組みを推進・実践しています。

なお、少子化対策への積極的取組姿勢と具体的成果が認められ、当社は、平成19年4月、次世代育成支援対策推進法に基づく「基準適合一般事業主」の認定を取得しています。



### ■キャリアトライ制度

自分が経験したい職務やポジションに自ら志願できる仕組みとして「キャリアトライ制度」を導入しています。この制度は、社員のキャリア開発を支援するための仕組みとして設けており、社員自らが、希望する職務に積極的にチャレンジすることによって、職務経験や自己啓発を通して培った知識、能力を最大限に発揮できることを目的としています。

### ■フィールド変更制度・役割転換制度

就業意識の多様化・ライフスタイルの変化に対応し、地域型から全国型へなど、活躍の地理的範囲を変更する「フィールド変更制度」や、役割・職責を変更する「役割転換制度」を導入しています。

### ■自己申告制度

毎年度1回、全社員から、それまでのキャリアの再認識、将来に向けたキャリア形成等に関する本人の希望を確認するために、「自己申告書」の提出を受けています。

# 資産運用戦略／その他の取組み

## 効率的な資産運用

資産運用については、安全性、流動性、収益性の基本3原則の下、損害保険会社としての社会的・公共的責任に留意しつつ効率的な運用を行っています。

また、ALM(資産・負債の総合管理)の観点から良質かつ収益性の高いポートフォリオを構築し、会社のNAV(純資産価値)を安定的に拡大することを目指しています。

これを実現するために運用資産を次の3つのカテゴリーに区分し、各カテゴリーの特性に合わせた運用を行うことにより、会社トータルでのリターンの向上を目指すことを基本方針としています。

### ○積立保険に対応する資産

積立保険における満期時等の返戻金を確実にお支払いするために保有する資産です。負債の年限・予定利率等とのマッチングを図りながら安定的な収益の確保を目指します。

### ○純投資資産

会社のNAV(純資産価値)を安定的に拡大させるために保有する資産です。内外債券運用により流動性を十分に確保しつつ、優れた外部運用機関を選定・管理するゲートキーパー機能の強化を図りながらオルタナティブ投資を拡大し、中長期的に高いリターンを目指します。

### ○その他の資産

保険取引先企業の株式や預金、不動産等です。効率性の向上とリスク圧縮に努めています。

なお、リスク管理については、後記「リスク管理態勢」(P53～55)にて詳しくご説明しています。

## 自己株式の取得

当社は、平成16年6月開催の第60回定時株主総会の決議により、機動的な資本政策を遂行するため、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる旨を定款に定めました。

平成18年度は、資本効率の向上を通じて株主利益の増加を図るため、約6,968千株・約70億円の買受けを実施しました。

## コールセンターによるお客様対応力の強化

お客様と当社を結ぶ接点のひとつであるコールセンターでは、お客様の利便性向上のために、各種サービスを実施しています。

保険契約に関する事務手続きについては、「大宮カスタマーセンター」(埼玉県さいたま市)、および平成18年5月に秋田県に開業した「秋田カスタマーセンター」(CRファクトリー内)で行っており、事故受付サービスについては、当社の子会社である「日本興亜ホットライン24株式会社」の「東京センター」(東京都文京区)および「秋田センター」(CRファクトリー内)で行っています。

コールセンターでは、今後もCSの向上を図るため、お客様対応力の更なる強化を図ってまいります。

また、当社社内においては、上記業務のコールセンター対応の推進により、営業店および損害サービスセンターのバックアップ体制を強化していきます。



# その他の取組み

## お客様好感度No.1を目指す取組み

平成13年度から「お客様好感度No.1を目指す取組み」を実施し、明るく元気な挨拶や明るく親切な電話対応など、お客様好感度の向上に取り組んできました。

また、平成17年度からは、お客様の立場に立ち、お客様に対する感謝を常に持ち続けてお客様の求める価値を提供しつづける存在でありたいとの気持ちを込めて、「思いやりと感謝の気持ちを忘れずに」をスローガンに、お客様満足度の向上に向けて取り組んでいます。

また、お客様にサービスを提供する代理店や社員の一人一人がお客様にご満足いただくことの意味を正しく理解し、あらゆる場面においてお客様の信頼に応えられるよう、各地でCS (Customer Satisfaction: お客様満足) に関する社内セミナーを開催し、それぞれの立場におけるCSのあり方を事例やグループ討議などを通して考える場を設けています。

## 「JimカイゼンNo.1運動～2ndステージ～」の展開

多くの保険商品を取り扱う損害保険会社では、代理店および社員が各商品に関する深い知識を持ち、ニーズにあった商品をお客様にお勧めするとともに、ご契約に関する事務手続きを正確かつ迅速に行う必要があります。

当社では、社員・代理店の迅速・確実な対応を確保し、お客様にとって「安心できる」「信頼できる」会社であり続けるために、全社員一丸となって「JimカイゼンNo.1運動～2ndステージ～」に取り組んでいます。

「JimカイゼンNo.1運動～2ndステージ～」は、「業界最高水準の業務品質」を目標とする様々な改革の取組みを総称するもので、これらを通じ、日常業務における「事務ミス・事務不備等の根絶・防止」に全社員が取り組むとともに、業務品質向上や事務リスク極小化に対するマインドを醸成しています。併せて、

代理店業務に関する教育についても強化を図っています。

当社では今後も「JimカイゼンNo.1運動～2ndステージ～」をスローガンに、「お客様に正しい保険証券を早くお届けする」「お客様からのお問い合わせに的確、迅速に対応する」等、常にお客様の立場に立った行動を念頭に、お客様に最高の満足をお届けするための取組みを継続していきます。

## ■主な取組み例

### ○「WEEKLY 事務チェック」「MONTHLY 事務チェック」

事務手続き不備の発生防止および早期改善を目指し、全国の営業拠点において「WEEKLY 事務チェック」「MONTHLY 事務チェック」を行っています。

「WEEKLY事務チェック」では、事務手続きを誤ったり滞らせたりすることによりお客様にご迷惑をおかけしないよう、具体的な項目ごとに曜日を決めて、毎週確認のための打合せを行っています。また、「MONTHLY事務チェック」では、各営業拠点ごとに課題を洗い出し、それらについて代理店・社員の勉強会を行う等、実態をふまえた態勢強化を図っています。

### ○Jimキャプテンの配置

営業拠点における実務経験を通じて事務に精通した内務社員を選出し、Jimキャプテンとして部支店ごとに配置しています。

全国に配置された62名(平成19年4月1日現在)のJimキャプテンは、経験の浅い社員へのOJT教育のサポートをはじめとして、各営業拠点に密着した指導を行うことで、各種事務手続きの均質化、適正化を図っています。また、各関連部署と連携のうえ、会社全体の業務品質の向上にも取り組んでいます。

### ○業務品質向上サポート施策

本社の業務・管理部門では、お客様との接点になる代理店や営業拠点におけるお客様対応力強化に向け、各種サポート施策を企画・提供しています。

- ・代理店および営業拠点に向けた事務処理関連の教育の充実
- ・マニュアルの整備、帳票の改善等

## 契約手続等における利便性向上

保険商品の開発にあたっては、補償内容だけでなく、様々な契約書類や事務システムの改善にも取り組み、お客様の利便性向上に努めています。

### ■主な取組み例

#### ○自動車保険での取組み

「カーBOX」をはじめとする自動車保険では、更改申込書のレイアウトを変更し、個々の契約ごとにおすすめる補償の内容やポイントをきめ細かく記載した見積書を新設し、わかりやすさの向上を図っています。また、従来のキャッシュレスによる保険料のお支払方法に「保険料コンビニ払(一時払のみ)」を追加するとともに、キャッシュレスかつ証券発行を不要とされるお客様にはインターネット(Web)で、契約内容等を随時ご確認いただける「Web確認割引」を導入しています。

#### ○傷害総合保険「安心BOX」での取組み

平成17年12月に発売した傷害総合保険「安心BOX」では、ご加入内容に応じて普通保険約款が可変する「オーダーメイド約款」を導入するとともに、保険証券にどのような場合に保険金をお支払いするのかを文章で表示する等、保険のわかりにくさの解消に取り組んでいます。さらに、平成18年7月からは、ご契約後の注意事項や事故が発生した場合の手続き等を記載した「ご契約のしおり」についてもご加入内容に応じて可変するオーダーメイド化を実施し、わかりにくさの解消を一步進めるとともに、「約款」「ご契約のしおり」「保険証券」を一冊に一体化し、保管面における契約管理の煩雑さの解消を図る取組みを行っています。

#### ○「さっとぱっとシステム」の対象商品拡大

平成16年11月の事業活動の安心保険「ビジネスマスター」発売にあわせて導入した、お客様にご提示する見積書に連動して契約書類を自動作成するシステム「さっとぱっとシステム」を平成19年1月より総合賠償責任保険に拡大展開しています。

# ブランドの確立に向けて

「日本興亜損保」をブランドとして確立し、お客様に選ばれる保険会社となるため、様々なコミュニケーション活動を展開しています。

## ブランドステートメント

お客様に対するお約束として「ブランドステートメント」を掲げ、事業活動のあらゆる場面においてお客様のご満足を追求しています。

### ブランドステートメント

人々が安心して好きなことを楽しめる。社会活動がスムーズに行われる。

そのベースを支え続けることが私たちの使命。

そのために私たちはお客様から真っ先に相談される存在、頼られる存在になります。

事故の際に親身になって対応することはもちろん、常日頃からお客様の声に耳をかたむけ、サービスや商品にまで取り入れていく。

社員・代理店個人個人がそれぞれの立場で、お客様に納得、安心していただくことに全力を尽くします。

特定のグループに属することない日本興亜だからこそ、あらゆる垣根を超えて、常に自由な発想で可能性を広げ、ひとりひとりのお客様にとって真にベストな解答を探求していく。

今までの常識にしばられず、お客様のために果敢に行動していきます。

私たちの活動に対し、お客様が満足し、喜んでくださることは、何物にもかえがたい私たち自身の喜びです。

私たち日本興亜は、活動領域をますます広げ、さらに強い責任感とあふれる活力を持って、お客様のために存在する、誠実で開かれた保険会社となることを目指します。

## コーポレートメッセージ

「お客様から真っ先に相談される存在、頼られる存在でありたい」という私たちの決意を「あなたを全力で支える。」の10文字に込め、コーポレートメッセージとして発信しています。

あなたを全力で支える。  日本興亜損保

## ロゴマーク

当社のロゴマークは、伝統的な家紋のイメージを現代風にアレンジしたものです。深いブルーは伝統に基づく信頼と専門性を、重なり合った三層のフォルムは「安心・信頼・革新」ある



いは「社会・人・日本興亜損保の融合と発展」を象徴的に表現しています。

## キャラクター

当社の目指す「頼られる存在」を体現するキャラクターとして「石原軍団」を起用しています。テレビ、ラジオ、新聞、雑誌で展開している広告やポスター等を通じて、コーポレートメッセージをお伝えしています。



## Chapter III

# CSRへの取組み

日本興亜保険グループの社会的責任 (CSR) ……	41
コーポレート・ガバナンスの態勢 ……	43
社内・社外の検査・監査態勢 ……	46
外部検査について ……	46
内部監査について ……	46
その他社内で実施する監査・検査について ……	46
コンプライアンス態勢 ……	47
平成19年度 コンプライアンス・プログラム ……	47
勧誘方針 ……	49
お客様情報の保護 ……	50
リスク管理態勢 ……	53
リスク管理の基本方針 ……	53
リスク管理の態勢 ……	53
保険引受リスク ……	54
資産運用リスク ……	54
システムリスク ……	55
事務リスク ……	55
非常災害リスク ……	55
その他のリスク ……	55
環境問題への取組み ……	56
環境マネジメントシステム ……	56
保険商品、保険関係サービス分野における取組み ……	57
森林を守る活動 ……	57
社会貢献活動 ……	58
社会貢献活動 ……	58
(財) 日本興亜福祉財団の活動 ……	59
文化支援活動 ……	59
情報開示の態勢 ……	60

# Chapter III

# 日本興亜保険グループの社会的責任(CSR)

企業は、社会と共存共栄して初めて成り立つことができます。  
当グループは損害保険事業、生命保険事業などの本業を通して、  
豊かで健全な社会に貢献することを、最も重要な社会的責任と考えています。  
これを実現するために組織横断的なCSR推進委員会を設置して、  
全社員でCSRに取り組んでいます。

社会の繁栄により貢献するために。

会社がより発展し続けるために。

社員の皆さんがより幸せになるために。

## 日本興亜保険グループの社会的責任(CSR)

日本興亜グループは、企業理念と行動指針に基づき、  
保険事業を通して、様々なステークホルダーの繁栄を支えるとともに、  
次世代への持続可能な社会の実現に貢献しています。

### 企業理念

日本興亜保険グループは、自主独立の精神と自由闊達な社風のもと時代を動かす新しい発想とたゆまぬ努力で豊かで健全な社会の発展に貢献します。

### 行動指針

- 1.すべての活動の原点をお客様におき、お客様の信頼に応えます。
- 2.企業価値の向上と情報開示に努め、株主の皆様の期待に応えます。
- 3.高い企業倫理に基づき、誠実かつ公正で環境にやさしい企業活動を展開します。
- 4.自由に意見を表明し、それを具現化する活力溢れる企業風土を築きます。
- 5.代理店とともに、お客様に最高の安心と満足を提供します。

## 1 「企業理念」「行動指針」に基づいています

当グループの企業理念には、「保険事業を通して豊かで健全な社会の発展に貢献する」というCSRの根幹をうたっています。また、「行動指針」においても、お客様・株主の皆様をはじめとする様々なステークホルダーへの貢献を意識しています。

## 2 保険事業を通して社会的責任を果たします

保険事業は「1人は万人のため、万人は1人のため」の精神に基づいています。当グループの本業である損害保険事業、生命保険事業という保険事業そのものが社会貢献であり、その適切な遂行こそが社会的責任の中心です。この意味においてCSRとは何も新しいものではなく、当グループの日常業務をステークホルダーのために高度化し、より良い商品・サービスの提供を行っていくことが最も大切と考えています。

## 3 ステークホルダー<sup>※1</sup>の繁栄を支え、現代社会へ貢献します

会社は社会の繁栄があってはじめて成り立ちます。共存共栄をはかっていくパートナーであるステークホルダーの繁栄を支えることが社会的責任と考えています。

## 4 持続可能な社会<sup>※2</sup>の実現のため、将来社会へ貢献します

現代のステークホルダーばかりでなく、環境問題への対応、少子高齢化社会への対応など、次世代への貢献も大切な社会的責任と考えています。

保険事業を通じたCSR	お客様の声を起点とした品質向上	
	より良いわかりやすい保険商品の提供	お客様満足度の向上(CSの推進)
	コンプライアンスの推進	環境貢献(ISO14001)
	社会・環境を意識した投融資(SRI)	環境配慮型商品の開発
	ブランド戦略を通じた企業価値の向上	Lady,Go!プロジェクト
	情報開示・情報発信	IR活動
	お客様の満足が得られる適時・適切な事故対応サービス	

※1 ステークホルダーとは、「お客様、株主の皆様、代理店、従業員など会社とともに共存共栄をはかっていくパートナー」のことをいいます。

※2 持続可能な社会とは、「現代を生きる私たちの責任として築く、将来の人々が幸せに暮らせる社会」のことをいいます。

### CSR報告書の発行

当社のCSRへの取り組みと成果をまとめた「日本興亜保険グループの社会的責任(CSR)2006」を発行しています。  
ホームページ上でもご覧になることができます。

[URL:<http://www.nipponkoa.co.jp/>]

# コーポレート・ガバナンスの態勢

当社は、全ての事業活動の原点をお客様に置き、コンプライアンスをさらに徹底するとともにリスク管理態勢を強化し、CSの向上に努めるなど、企業としての社会的責任を遂行することによって、すべてのステークホルダーに選ばれ信頼される企業を目指しており、その実現のために、以下のような経営態勢を構築しております。

## (1) 取締役及び取締役会

取締役の定員を15名以内とし、社外取締役を選任するとともに、原則として毎月2回定時取締役会を開催するなど、適正人数で多様な意見に基づく有意義な議論を、迅速に行う態勢を整えております。また、経営責任の明確化を図るため、取締役の任期を1年としております。

## (2) 執行役員及び経営会議

当社では執行役員制度を導入し、首席執行役員の指揮下で会社業務を執行する執行役員と、これを監督、監視する取締役会の役割を分離することにより、意思決定の迅速化と経営権限・責任の明確化を図っております。

取締役兼任者を含む執行役員は、取締役会決議によって業務分担を行い、執行役員規則及び業務分掌規程等の社内規程に基づき業務を執行し、その執行状況を定期的にと取締役会に報告しております。

また、首席執行役員、業務担当役員及び常勤の取締役等を構成員とする経営会議を原則週1回開催し、業務執行に関する重要事項を協議することによって、会社の基本方針に合致した効率的な業務執行を図っております。

## (3) 監査役及び監査役会

当社は監査役及び監査役会設置会社であります。監査役の定員を5名以内とし、その半数以上の社外監査役を選任しております。監査役監査につきましては、監査役監査基準に基づいて、各年度の監査方針・監査計画を策定し、業務執行が適法、適切に行われているかを厳正に監査しております。

## (4) 指名・報酬委員会

当社は、取締役会の諮問機関として、委員の過半数を社外委員とする「指名・報酬委員会」を設置し、当社及び国内保険子会社の役員の選任等及び報酬に係る事項を審議し、取締役会に対し助言・勧告を行っております。

## (5) 役員報酬体系

取締役及び執行役員の報酬は、基本報酬、業績報酬及び株式報酬の3つから成っております。株式報酬は、「株式報酬型ストックオプション」の割当てにより付与され、その行使時期は役員退任後に設定しております。

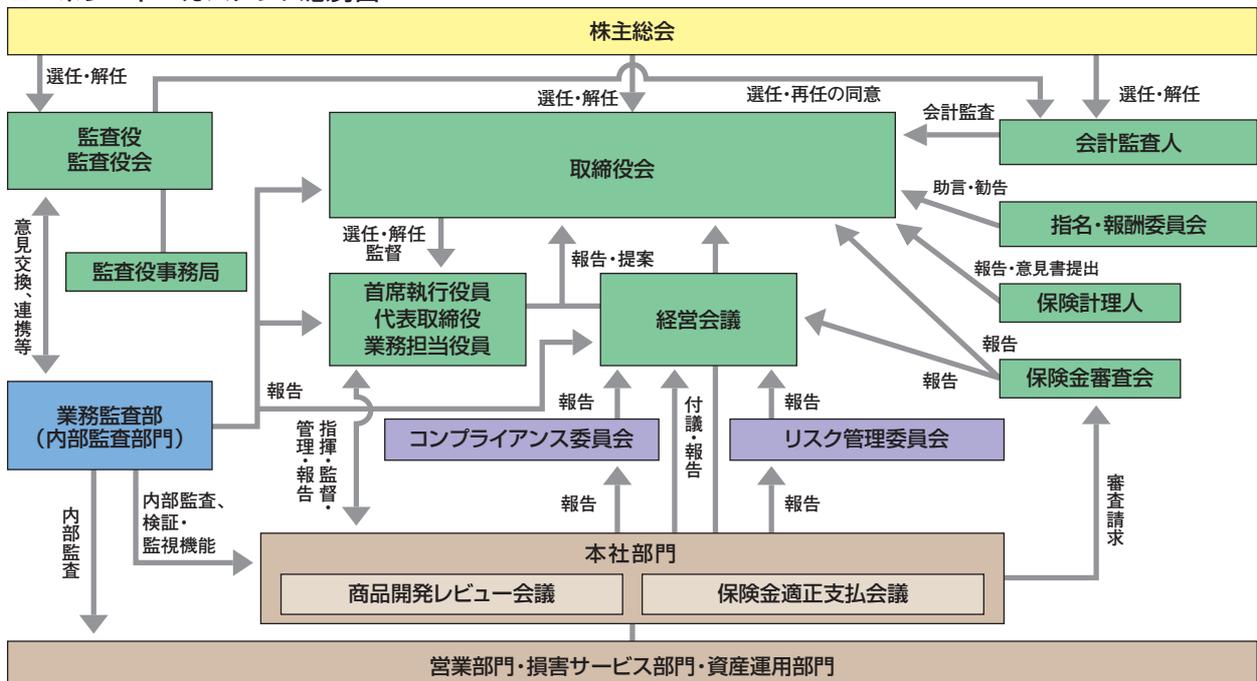
## (6) 情報開示態勢

当社は、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行うために「情報開示規則」に基づき「情報開示委員会」を設置し、会社情報の開示にあたっては、原則として全件、事前に、適時開示の要否、開示する場合はその内容・時期・方法について、委員会協議（又は取締役会決議もしくは経営会議協議）を行い、その結果に基づいて開示を行っております。

## (7) グループ経営

各子会社に対し株主権を適切に行使することに加え、国内保険子会社、国内のその他の子会社及び海外の子会社に対する経営管理規程をそれぞれ定め、子会社の経営管理を適切に行っております。

コーポレート・ガバナンス態勢図



## 内部統制システムの構築

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、会社業務の適正を確保するための体制の整備に係る基本方針を定めております。

### (1) 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報保存管理規程に基づいて、取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報(文書又は電磁的記録を指します。)につきましては、情報保管統括責任者(総務担当役員)の統括の下で、保管部署及び保管責任者を定め、法定保存期間等を勘案して会社が定める期間、速やかに閲覧が可能な状態で保存・管理を行います。なお、その主要なものの保管状況につきましては、毎年定期的に、保管責任者から情報保管統括責任者に対する報告を行います。

### (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理基本規程に基づいて、事業運営上の管理すべきリスクを保険引受リスク、資産運用リスク、システムリスク、事務リスク、国内関連事業リスク、海外事業リスク、非常災害リスク及び評判リスクの8つに分類し、まず、各々のリスクにかかわる管理規程を整備した上で、業務を所管する部門におきまして、その把握・分析・評価及び管理を行います。さらに、リスク管理委員会におきまして、各部門単位のリスク管理状況を組織横断的かつ総合的に管理します。この重層的な管理手法を通じて、より経営判断に直結したリスク管理体制の整備とリスク管理の強化を進めます。このような管理の仕組みを「総合的リスク管理」と位置づけます。

一方、DFA(Dynamic Financial Analysis)モデル\*を利用したリスクの計量化や自然災害等の具体的なストレス事象を想定したストレステストを実施し、収益性分析手法の高度化と併せて、会社経営の健全性の確保と経営資源の効果的・効率的な配分に資する「統合リスク管理」を推進します。

以上のようなリスク管理の運営・推進状況は、逐次、取締役会及び経営会議に報告します。

\*DFAモデル：会社全体のリスクとリターンの動的な関係を最適化することを目的に、幾通りもの経済シナリオに基づいた損益シミュレーションを繰り返し実施するモデル。

### (3) 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

迅速な意思決定と効率的な業務執行のため、取締役会の監督と執行役員による業務執行を分離する執行役員制度を採用しております。

取締役会は、社外取締役(現在2名)を含めた取締役を10名前後と活発な討議を行なうのに適した人数とし、原則として月2回と開催頻度を高めて迅速な意思決定を実現します。

業務の執行は、業務分掌規程によって組織の設置、組織の業務分掌及び決裁権限を定め、組織には所属

長を置いて、当該組織を担当する執行役員の指揮監督の下、これを遂行します。また、業務の執行に関する重要事項を協議することを目的として、首席執行役員、業務担当役員及び常勤の取締役等を構成員とする経営会議を設置し、原則として週1回開催することにより、会社の基本方針に合致した効率的な業務執行を図ります。

さらに、組織横断的な協議機関として戦略会議、本部長会議及びその他の委員会等を設置し、関係する執行役員や所属長等が参加し、会社が直面している課題や問題点について、スピード感を持って解決策を検討します。

経営計画については、会社の課題・問題点や今後の環境変化予測等を踏まえた中期経営計画を策定し、これに基づく年次計画・施策を定め、全社に周知徹底することにより会社の基本方針に沿った効率的な業務遂行を行います。

### (4) 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス(法令等遵守)重視の企業風土を醸成し、適正な業務運営を徹底するため、法令等遵守規程に当社のコンプライアンスに関する基本方針、行動基準、推進体制等を定め、同規程に基づき次のような態勢を整えます。

組織面では、全社的なコンプライアンス推進のための組織横断的な協議機関であるコンプライアンス委員会を設置し、また、コンプライアンス推進を統括する部署としてコンプライアンス部を設置するとともに、同部直属の地域コンプライアンス室を本店及び各本部に設置し推進体制を整備します。

コンプライアンスの推進は、毎年、コンプライアンス・プログラムを策定し、役職員のコンプライアンス研修を実施し、保険業務に関連する法令、社内ルール等の遵守に対する理解を深めるとともに、苦情・検査・点検等により発見した問題の是正や再発防止への取組を推進します。

また、遵守すべき法令・社内規程、苦情対応、不適正行為発見時の対処方法等を解説するコンプライアンス・マニュアルを全従業員へ配付し、適正な業務遂行のための手引書とします。

不適正行為発生時の対応としましては、役職員に不適正行為を発見した場合の報告義務を課し、報告システムによる報告を徹底する他、この報告が難しい場合に匿名による報告を受付ける窓口を、特定の第三者機関に設置し「内部通報ホットライン制度」として運営します。発生した不適正行為に対しては社内規程に従い適切に対応し、不適正行為を行った役職員及びその管理監督者には、就業規則・執行役員懲戒規程等に基づき所定の基準によって厳正かつ公平に処分を実施します。

# コーポレート・ガバナンスの態勢

なお、法令等遵守規程における基本方針に「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し、断固とした姿勢で臨む。」と定め、反社会的勢力に対しては、弁護士、警察等とも連携し組織的に対応します。

以上の運営状況を含め、コンプライアンス推進状況は、定期的に取り締り役員及び経営会議に報告します。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合していることについて、社外取締役を構成員に含む取締役会において監督するとともに監査役の監査を受けません。

## (5) 内部監査体制

内部監査部門として、他の各部門から独立した組織である業務監査部を設置し、内部監査を実施します。

業務監査部が実施する内部監査(業務監査)は、「会社の全業務に係る法令及び社内規程等の遵守状況並びにリスク管理状況等内部管理態勢全般について、その適切性及び有効性を検証・評価することにより、業務の健全かつ適正な運営を確保する」ことを目的とします。

内部監査は、営業部門・損害サービス部門・資産運用部門・本社部門を対象に、法令等遵守状況、保険募集管理態勢、リスク管理態勢に重点をおいた監査及び保有資産の健全性を確保するための資産自己査定に対する監査を実施します。監査の結果については被監査部門に対して報告するとともに、フォローアップ監査を実施し実効性の確保に努めます。また、監査結果につきましては逐次、取締役会及び経営会議に報告します。

このほか、営業部門及び損害サービス部門の事務品質の向上と内務事務に起因する不適正行為の発生リスクを低減させることを目的として、業務自主点検や事務検査等を実施します。

## (6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社共通の経営理念、行動指針に基づき、グループ全体として、またグループ会社それぞれが、企業価値の向上をめざした適正な業務運営を確保します。

当社におきましては、各子会社に対し株主権を適切に行使することに加え、国内保険子会社、国内のその他の子会社及び海外の子会社に対する経営管理規程をそれぞれ定め、各子会社の経営計画・重要な業務執行の事前協議や、各子会社からの財務内容・業務遂行状況等の適切な報告、各子会社を所管する部門やコンプライアンス・リスク管理に係る統括部門の適切な指導・管理などを通じて、子会社の経営管理を行います。各子会社を所管する部門の管理の実効性を確保するため、必要に応じ、当該部門の所属長等が各子会社の非常勤取締役等を兼任します。

また、当社の内部監査部門による法令等に抵触しない範囲での直接監査や、子会社の内部監査部門等からの報告などを通じて、子会社の業務の適正性を確認します。海外子会社につきましては、現地法制への適合を確保するため、現地の監査法人等による外部監査を実施し、その結果の報告を受けます。

## (7) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

### 1. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役に専属の事務局を設け、その職務に専念する使用人を1名以上配置します。

### 2. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役事務局に配置された使用人は監査役の指揮命令下で職務を遂行します。また、その異動・考課等、人事に関する事項は、監査役と協議の上でこれを行います。

### 3. 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役、執行役員及び使用人は、法令に定められた事項のほか、取締役会及び経営会議への付議事項、内部通報ホットライン制度による通報の状況、コンプライアンスの状況、リスク及びリスク管理の状況並びに内部監査部門が行う内部監査の結果について、監査役に報告します。

また、監査役が、取締役会のみならず、経営会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会及びその他監査役が必要であると判断する社内の会議・委員会に出席する機会を確保します。

### 4. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役と監査役、執行役員と監査役、会計監査人、内部監査部門及び監査役の三者、子会社・関連会社の代表者と当社監査役、子会社・関連会社の監査役と当社監査役等の定例会合を実施します。

# 社内・社外の検査・監査態勢

当社では、社内におけるコンプライアンスの徹底とリスク管理の強化が、滞りなく、また、実効性があるように行われているかを監査することを基本に据え、内部監査態勢の強化を図っています。

## 外部検査について

保険会社で行われる検査には、大きく分けて外部機関が実施する検査と内部監査部門である業務監査部が実施する監査があります。

外部機関が実施する検査としては、保険業法の定めにより、保険会社を監督する金融庁検査局の検査および財務省財務局の検査を受けることになっています。また、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書については、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）については、同法第444条第4項の規定に基づき、財務諸表及び連結財務諸表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、あらた監査法人による監査を受けています。

金融庁、財務局の検査は、「保険検査マニュアル」に沿って実施されます。「保険検査マニュアル」は、金融庁、財務局の検査官が保険会社の「リスク管理態勢及び法令遵守態勢」を評価する際の基準として作成されたものです。これらの基準の達成が直ちに法的に義務づけられているものではありませんが、一般的には保険会社に対する検査指導要領であり、それに沿った対応を求められることとなります。

## 内部監査について

当社は、内部監査部門として、他の各部門から独立した組織である業務監査部を設置し、内部監査を実施しています。

### ■内部監査の目的

業務監査部が実施する内部監査（業務監査）は、「会社の全業務に係る法令及び社内規程等の遵守状況並びにリスク管理状況等内部管理態勢全般について、その適切性及び有効性を検証・評価することにより、業務の健全かつ適正な運営を確保する」ことを目的としています。これによりお客様や市場からの信頼を高めるとともに、経営の健全性を確保し、当社の企業価値を高めていきたいと考えています。

### ■内部監査の対象と概要

営業部門、損害サービス部門、資産運用部門、本社各部門に加え、子会社、関連会社を対象に、法令等遵守状況、保険募集管理態勢、保険金等支払管理態勢、リスク管理態勢に重点をおいた監査および保有資産の健全性を確保するための資産自己査定に対する監査を実施しています。

監査の結果については、被監査部門に対して報告するとともに、逐次、取締役会および経営会議に報告しています。

### ■内部監査の基本方針

業務の健全性および適切性の確保に向け、全部門を対象に内部監査を実施し、的確な実態把握を行う。  
実態把握と原因分析に基づき、コンプライアンス態勢、各種リスク管理態勢等を検証し、指摘した問題点の改善を促すことにより、内部管理態勢の向上を図る。

## その他社内で実施する監査・検査について

### ■監査役による監査

会社法の定めにより、監査役は社内全部門に対して適宜監査を実施しています。

### ■事務検査

営業部門の事務品質の向上と、内務事務の不備に起因する不適正行為の発生リスクを低減させることを目的として、平成16年度からコンプライアンス部による事務検査を実施しています。

業務監査部、監査役および会計監査人は、相互に監査計画およびその結果についても定期的に意見交換を行うなど連携を強化し、効率的かつ実効性のある監査を行っています。

# コンプライアンス態勢

保険事業は極めて社会性・公共性の高い事業であり、健全かつ適切な事業運営を通じて広く社会・経済に貢献する使命を担っています。また、金融自由化による規制緩和の進展に伴い、金融機関には自己責任原則に則った厳正な企業姿勢が求められています。

しかしながら、当社においては、付随的な保険金の支払漏れや第三分野商品にかかる保険金の不適切な不払に対する行政処分のほか、火災保険における構造級別や各種割引の誤適用による保険料誤りなどにより、お客様や社会の信頼を大きく損なうこととなりました。そこで当社は、全ての事業活動の原点をコンプライアンス（法令等遵守）に置くとともに、適正な保険募集態勢や適時・適切な保険金支払態勢の整備、ならびにこれらに対する改善を図ることにより、お客様や社会からの信頼を回復するための取組みを推進しています。

## 【コンプライアンスに関する基本方針】

1. 損害保険事業の高い公共的使命及び社会的責任を常に認識し、自己責任原則に則った健全な業務運営を通じて、社会からの信頼確保に努める。
2. 法令や各種のルールを厳格に遵守し、社会的規範及び企業倫理に準拠した適正な企業活動を遂行する。
3. 公正な競争と効率的な経営を通じて、お客様のニーズに応える質の高い商品・サービスを提供し、社会・経済の発展に貢献する。
4. 経営情報の積極的かつ公正な開示に努めるとともに、広く社会とのコミュニケーションを図る。
5. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し、断固とした姿勢で臨む。

## 平成19年度 コンプライアンス・プログラム

法令等遵守の基本方針に基づく実践計画として、コンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンスの推進を図っています。

### 1. お客様の信頼回復に向けた取組み

#### (1) お客様の声を起点とした品質向上サイクルの構築

「お客様の声対応方針」を策定、公表するとともに、お客様の声を起点とした品質向上サイクルを構築し、お客様の声の分析を通して品質の向上を図ります。

#### (2) 「新販売勧誘ルール」の導入

ご契約にあたって、お客様に対し重要事項の説明を行うとともに、ご加入いただく契約内容がお客様の意向に沿ったものであるかを確認する制度（「新販売勧誘ルール」）を導入し、その定着を図っています。具体的には、「重要事項説明書」の交付・説明、ならびに個人のお客様向けの商品を中心として「契約内容ご確認シート」によるご契約内容・お客様ニーズの確認を行っています。

なお、本ルールの定着を図るため、役職員および代理店の研修テーマに取り上げ正しい理解を促進するとともに、お客様へのモニタリングや代理店監査により確認を行うこととしています。

#### (3) 保険募集態勢の点検・整備

保険募集が「新販売勧誘ルール」に従って行われているかという観点以外にも、商品内容などに

つき、お客様へわかりやすく説明を行い正しくご理解いただくために、代理店に対する当社の教育・指導状況、保険募集資料の適切性、代理店の保険募集時の状況などにつき、お客様や代理店へのモニタリングを行うほか、商品知識に関する理解度確認テストを実施するなど、適正な保険募集が行われるよう、態勢の点検・整備を行うこととしています。

#### (4) 適時・適正な保険金支払態勢の整備

商品開発・改定時における関連部門（商品開発部門、契約管理部門、保険金支払部門、システム部門など）間の連携強化を図っているほか、保険金支払事務工程においてシステムサポートを導入するなどチェックを強化しています。

また、査定担当者に対する教育・研修の徹底を図り、社内において資格制度（更新制）を導入することとしているほか、第三分野商品においては商品開発部門と保険金支払部門とを同一部にするなど、知識やノウハウ・スキルの向上に取り組んでいます。

さらに、保険金支払管理部による保険金支払業務の適切性の点検や、保険金審査会における審査機能を一層強化し、保険金支払管理態勢の整備・改善を図っています。

## 2.コンプライアンスの推進体制

コンプライアンス委員会、コンプライアンス部を設置するとともに、各地域本部に本社コンプライアンス部直轄の地域コンプライアンス室を設置し、不適正行為の調査権限や部支店長への改善指示権限を付与するなど、牽制機能を高めています。

また、お客様との接点となる各現場の長(本部長・部支店長・課支社長・サービスセンター長)をコンプライアンス責任者とし、明確かつ強力な推進体制を構築しています。

## 3.内部統制の実施計画

「WEEKLY事務チェック」および「MONTHLY事務チェック」による事務リスク関係事項の自主点検を柱とする「業務自主点検制度」の定着などにより、適正な業務運営の徹底を図っています。また、営業部門に対してはコンプライアンス部が、損害サービス部門に対しては保険金支払管理部が、それぞれ検査を実施することにより、事務手続き上の不備の指摘・改善を徹底し、事務処理の適正化を通じたコンプライアンスの推進を図っています。

さらに、保険募集に使用するツール・マニュアルおよび営業推進施策などに対しても、適切なリーガル・チェックを徹底し、チェック態勢の強化を図っています。

## 4.役職員および代理店の研修

役職員および全代理店の研修体系を確立し、研修の実施を通じてコンプライアンス意識の高揚を図るとともに推進施策の理解を深めています。なお、さらに法令等遵守の企業風土醸成の強化を図るため、役職員向け、代理店向けともに研修の実施回数を従来の年1回から年2回に増やすとともに、研修内容の理解度の確認を行うため、研修終了後に確認テストを実施することとしているほか、e-ラーニングによる補完研修もその内容を拡充し、法令等遵守に関する問題を重点的に取り入れることとしています。

また、全職場においてコンプライアンス・ミーティングを実施し、日常業務の中で発生した身近な問題を討議することにより、実務に則したコンプライアンスの推進を図るとともに、コンプライアンスを重視する企業風土を醸成しています。

## 5.不適正な行為(不祥事件等)への的確な対応

不適正な行為が発生した場合には、「対応基準」に則り厳正に対応するとともに、原因解明に基づく再発防止策の策定および事案の社内開示による注意喚起を行い、再発防止を徹底しています。

## 6.お客様の声への対応

お客様の声については、「対応ルール」に則り広く収集のうえ、これらを品質管理部が一元管理し、的確な対応を指示するとともに、内容を分析したうえで関係部へ指示・勧告を行うほか報告を求め、原因分析に基づいた的確な再発防止策の策定・徹底状況につき管理・検証を行うことにより、品質の向上を図っています。

## 7.お客様情報の適正な取扱いの推進

顧客情報取扱統括責任者(CPO)を選任するとともに、コンプライアンス部を統括部署として、全社的なお客様情報の適正な取扱いの徹底を図っています。

また、当社内については業務自主点検や事務検査により、代理店については代理店業務監査により、それぞれ定期的にお客様情報の取扱い状況を検証し、適正な取扱いの徹底を図っています。

## 8.規程・マニュアルの整備

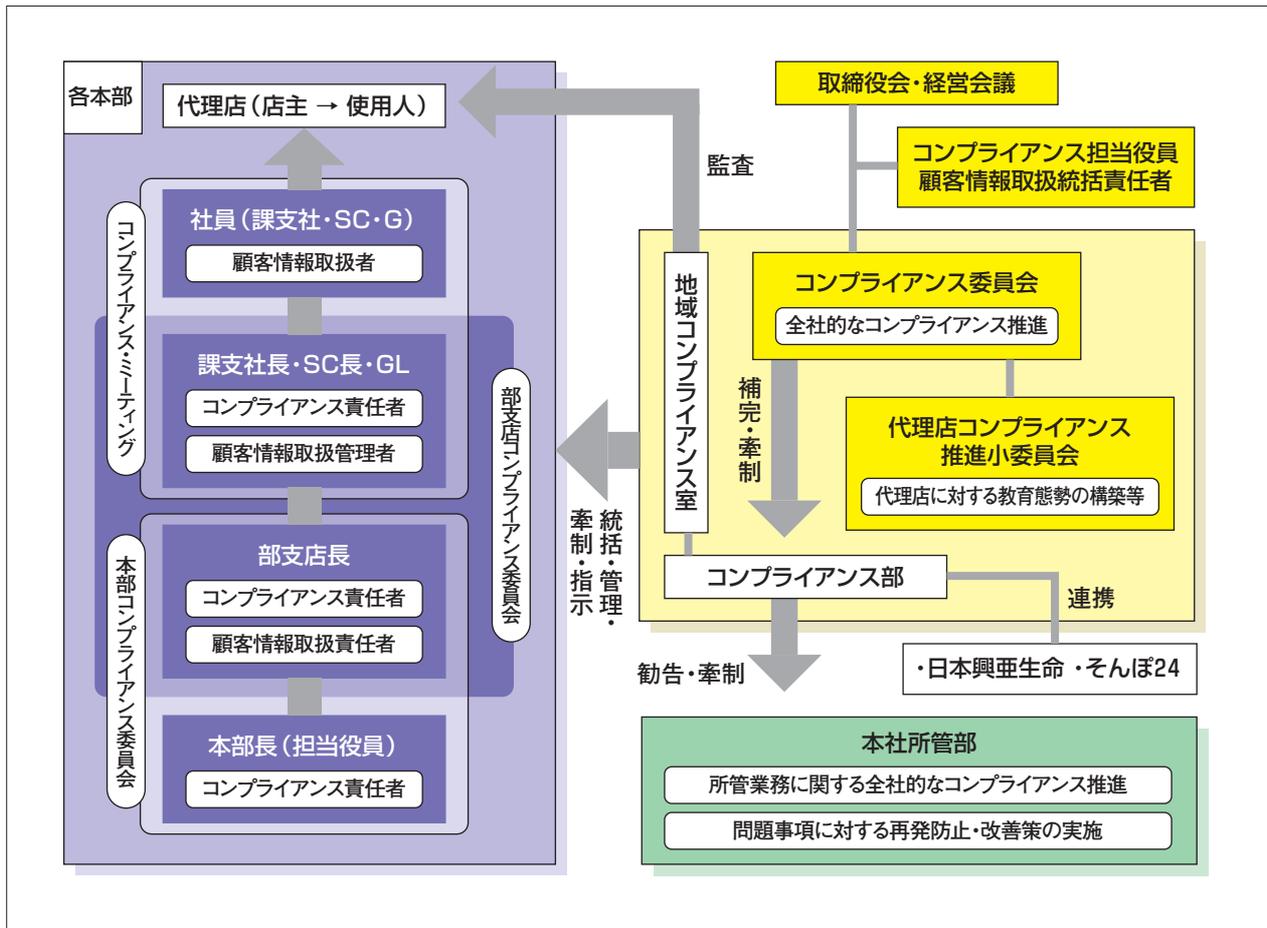
コンプライアンスに関する基本事項を定めた「法令等遵守規程」を設けるとともに、実践に向けた手引書として、社員向けおよび代理店向けの「コンプライアンス・マニュアル」をそれぞれ策定・配付し、コンプライアンスの徹底を図っています。

## 9.プログラムの検証

社員・代理店へのモニタリング制度などを通じて、本プログラムの進捗および達成状況を確認し、適宜修正を加え、更なるコンプライアンスの推進を図っていきます。

# コンプライアンス態勢

## コンプライアンス推進体制



## 勧誘方針

平成13年4月1日に施行された「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、お客様に対する保険商品の適切なお説明に努めるとともに、次のとおり「勧誘方針」を公表しています。

### 【勧誘方針】

日本興亜保険グループは、保険その他の金融商品の販売にあたりましては、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法その他の関係法令等を遵守し、以下の方針に基づき、お客様の立場に立った販売活動を行ってまいります。

1. お客様の商品に関する知識、ご経験、ご購入目的、財産の状況等に留意し、商品内容やリスク内容などについて十分ご理解いただけるように、適切なお説明に心がけるとともに、お客様のご意向と実情に合った商品のご案内に努めてまいります。
2. 商品のご案内にあたりましては、お客様にとってご迷惑とならない時間帯・場所・方法により、適切に行うよう努めてまいります。
3. お客様からの信頼を第一義とし、重要な事項を告げなかったり、不確実な事項について断定的な説明をするなど、お客様のご判断を誤らせるようなご案内は行いません。
4. お客様に対する勧誘の適正を確保するため、社内管理体制を整備するとともに、研修体制を充実させ関係法令や商品に関する知識の習得に努めてまいります。
5. 万一保険事故が発生した場合におきましては、保険金のお支払手続にあたり、迅速かつ的確に対応するように努めてまいります。
6. お客様のご意見等を商品の販売に反映していくように努めてまいります。

## お客様情報の保護

当社ではお客様からいただいたお客様固有の情報の保護を図るため、個人、法人を問わずお客様の情報の適正な管理および業務への利用等を定めた「顧客情報取扱規程」を制定しています。また平成17年4月1日より完全施行された個人情報保護法に対応し、個人のお客様の情報取扱いに関して「個人情報保護宣言」を公表するとともに、適正な取扱いに努めています。

### 個人情報に関する取扱いについて (個人情報保護宣言)

2005年4月1日制定  
2007年6月1日改正  
日本興亜損害保険株式会社

当社は、企業理念において、豊かで健全な社会の発展に貢献することを掲げ、行動指針においては、すべての活動の原点をお客様におき、お客様の信頼に応えるため、誠実かつ公正で環境にやさしい企業活動を展開することによって、お客様に最高の安心と満足を提供することを定めております。

当社は、お客様の個人情報の保護は「最高の安心」を提供するための基本である、との認識のもと、「個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」といいます。)」その他の関連法令、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」その他のガイドラインや(社)日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」等を遵守して、お客様の個人情報を適正に取扱うとともに、安全管理について適切な措置を講じます。

また、当社は、従業者への教育・指導を徹底し、個人情報の適正な取扱いが行われるよう取組んでまいります。なお、個人情報に関する取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

(注)個人情報、個人データ、保有個人データ等の用語の定義は、本基本方針に定めがある場合を除き、個人情報保護法および同施行令に準拠します。

#### 1.個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

#### 2.個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を、次の目的および下記4.から6.に掲げる目的(以下、「利用目的」といいます。)に必要な範囲を超えて利用しません。

また、利用目的は、ホームページで公表するほか、申込書・保険金請求書等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

①当社が取扱う商品の案内、募集および販売(契約の維持・管理を含みます)

当社が取扱う商品は次のとおりです。

・損害保険、生命保険、ローン、投資信託、国債、その他金融商品

②上記①に付帯、関連するサービスの案内、提供および管理

③損害保険契約の引受審査、引受、履行および管理

④適正な保険金・給付金等の支払

⑤当社のグループ会社、提携先企業等の商品およびサービスに関する情報の案内

⑥各種イベント、キャンペーン、セミナーの案内、各種情報の提供

⑦再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求

⑧融資の審査ならびに融資契約の締結、履行および管理

⑨確定拠出年金制度の運営管理(付帯・関連するサービスを含みます。)

⑩当社が有する債権の回収

⑪市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品・サービスの開発・研究

⑫委託された業務の遂行(他の事業者から個人情報(データ)の処理の全部または一部について委託された場合等)

⑬当社職員の雇用・販売網の新設

⑭問い合わせ・依頼等への対応

⑮その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱うときは、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

#### 3.個人データの第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

・法令に基づく場合

・当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合

・当社のグループ会社・提携先企業との間で共同利用を行う場合(下記「4.グループ会社・提携先企業との共同利用」をご覧ください。)

・損害保険会社等との間で共同利用を行う場合(下記「5.情報交換制度等」をご覧ください。)

・国土交通省との間で共同利用を行う場合(下記「5.情報交換制度等」をご覧ください。)

# コンプライアンス態勢

## 4.グループ会社・提携先企業との共同利用

当社および当社のグループ会社・提携先企業は、その取り扱う商品・サービスの案内・提供、保険契約の引受・内容変更および保険金支払に関する判断のために、各社間で次の条件のもと、個人データを共同利用します。

①個人データの項目：住所、氏名、電話番号・電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および保険事故等に関する内容

②管理責任者：日本興亜損害保険株式会社

※共同利用を行う当社のグループ会社・提携先企業については、下記会社一覧をご覧ください。

## 5.情報交換制度等

(1) 当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。詳細につきましては、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください、下記お問い合わせ先までお問い合わせください。

### <お問い合わせ先>

(社)日本損害保険協会 そんがいほけん相談室  
所在地 〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地  
電話 03-3255-1467  
(受付時間：午前9時～午後5時 土日祝祭日を除く。)  
ホームページアドレス (<http://www.sonpo.or.jp>)

(2) 当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の職員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用します。また、損害保険代理店への委託等のために、損害保険会社との間で(社)日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用します。詳細につきましては、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください、上記(1)のお問い合わせ先までお問い合わせください。

(3) 当社は、自賠責保険に関する適正な支払のために損害保険料率算出機構との間で、個人データを共同利用します。詳細につきましては、損害保険料率算出機構のホームページをご覧ください、下記お問い合わせ先までお問い合わせください。

### <お問い合わせ先>

損害保険料率算出機構 総務企画部  
個人情報相談窓口  
所在地 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1丁目9番地  
電話 03-3233-4141  
(受付時間：午前9時～午後5時 土日祝祭日を除く。)  
ホームページアドレス (<http://www.nlir.or.jp>)

(4) 当社は、原動機付自転車および軽二輪自動車の自賠責保険の無保険車発生防止を目的として、国土交通省が自賠責保険契約期間が満了していると思われる上記車種のご契約者に対し契約の締結確認のはがきを出状するため、上記車種の自賠責保険契約に関する個人データを国土交通省との間で共同利用します。詳細につきましては、国土交通省のホームページをご覧ください、下記お問い合わせ先までお問い合わせください。

### <お問い合わせ先>

国土交通省 自動車交通局 保障課  
自動車事故対策係  
所在地 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2丁目1番地3号  
電話 03-5253-8111 (内線：41417)  
(受付時間：午前9時30分～午後5時45分 土日祝祭日を除く)  
ホームページアドレス (<http://www.jibai.jp>)

## 6.信用情報の取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の9に基づき、信用情報に関する機関(ご本人の借入金返済能力に関する情報の収集及び当社に対する当該情報の提供を行うものをいいます。)から提供を受けた情報であってご本人の借入金返済能力に関するものを、ご本人の返済能力の調査以外の目的のために利用しません。

## 7.センシティブ情報の取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の10に基づき、政治的見解、信教(宗教、思想及び信条をいいます。)、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活並びに犯罪歴に関する個人情報(以下、「センシティブ情報」といいます。)を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者提供を行いません。

- ・保険業その他金融分野の事業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- ・相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- ・源泉徴収事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体若しくは労働組合への所属若しくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- ・法令等に基づく場合
- ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
- ・公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合

・国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

#### 8.ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容に関するご照会については、取扱代理店、保険証券等に記載または最寄りの営業店にお問い合わせください。また事故に関するご照会については保険証券に記載の事故相談窓口にお問い合わせください。当社は、ご照会者をご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

#### 9.個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、下記「11.お問い合わせ窓口」までお問い合わせください。

当社は、ご請求者をご本人または代理人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただきます。

当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

#### 10.個人データの安全管理措置の概要

当社は、個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データの安全管理のため、取扱規程および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、利用目的の達成に必要なとされる正確性・最新性を確保するために適切な措置を講じています。

また、当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

安全管理措置に関するご質問は、下記「11.お問い合わせ窓口」までお問い合わせください。

#### 11.お問い合わせ窓口

当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。

当社の個人情報の取扱いや、保有個人データに関するご照会・ご相談、個人データの安全管理措置等に関するご質問は、下記までお問い合わせください。

#### <お問い合わせ先>

日本興亜損害保険株式会社 お客様サポート室  
所在地 〒100-8965 東京都千代田区霞が関3丁目7番3号  
電話 0120-919-498  
(受付時間：午前9時～午後5時 土日祝祭日および年末年始を除く)

当社は、認定個人情報保護団体である(社)日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

#### <お問い合わせ先>

(社)日本損害保険協会 そんがいはけん相談室  
所在地 〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地  
電話 03-3255-1470  
(受付時間：午前9時～午後5時 土日祝祭日および年末年始を除く)  
ホームページアドレス (<http://www.sonpo.or.jp>)

#### (会社一覧)

「4.グループ会社・提携先企業との共同利用」における、当社のグループ会社・提携先企業は、下記のとおりです。

##### ① グループ会社

グループ会社とは、当社の子会社・関連会社をいいます。なお、現時点で実際に当社が個人データの共同利用を行っているグループ会社は、次のとおりです。

- ・日本興亜生命保険株式会社 (生命保険業)
  - ・そんぼ24損害保険株式会社 (損害保険業)
- (2007年6月1日現在)

##### ② 提携先企業：

現時点で共同利用を行う提携先企業はありません。  
(2007年6月1日現在)

# リスク管理態勢

金融の自由化・国際化の進展に伴う経営環境の変化は激しく、当社が抱えるリスクは、ますます多様化・複雑化しています。こうした環境の下では、自ら厳格にリスク管理を行い、健全な事業運営と安定的な収益の拡大を確保することが広くお客様および市場から信頼を得るための必須条件と認識しています。

当社では、このような認識に基づき、以下のとおり、リスク管理強化・充実に取り組んでいます。

## リスク管理の基本方針

リスク管理については次の基本方針に則って強化・充実を図っています。

1. 保険事業を巡る環境の変化が事業運営上のリスクをもたらす可能性があることを十分認識し、その環境変化への迅速かつ確かな対応の一環として、リスク管理に取り組む。
2. 各種リスクを的確に認識したうえで適切に分析・評価し、可能な限り合理的な計量化手法の構築・導入に努める。
3. 効率的かつ効果的な事業運営の観点からリスクの軽減とリスクの顕在化による損失の発生及び拡大の防止に努める。
4. 収益機会の確保・拡大の観点から能動的にリスクを取る必要のある場合においては、そのリスクを適切な水準の範囲内に抑えるよう努める。
5. お客様に直接的な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、積極的にその軽減に努め、お客様の信頼の確保・維持を図る。

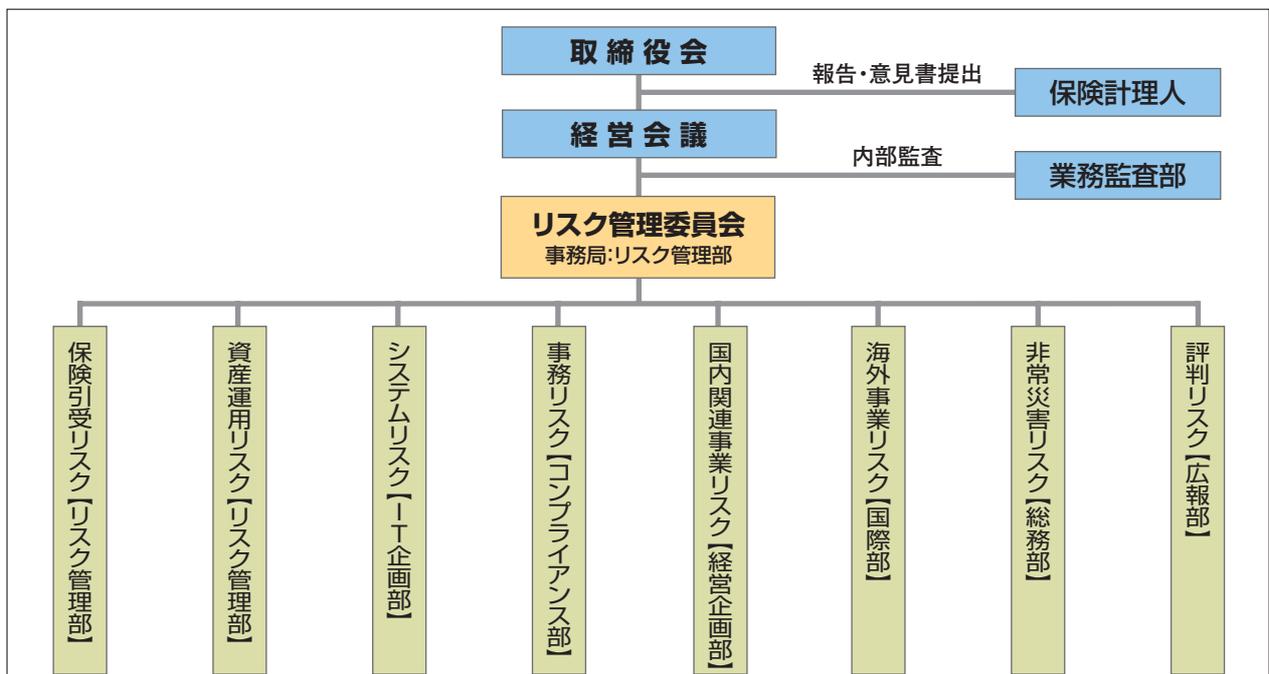
## リスク管理の態勢

当社では、事業運営上の管理すべきリスクを保険引受リスク、資産運用リスク、システムリスク、事務リスク、国内関連事業リスク、海外事業リスク、非常災害リスク、評判リスクの8つに区分し、各リスクの所管部門において、その把握・分析・評価および管理を行っています。そして、これらの各部門単位のリスク管理状況を、リスク管理委員会において、組織横断的かつ総合的に管理しています。このような重層的な管理の仕組みを「総合的リスク管理」と位置付けて、より経営判断に直結したリスク管理態勢の整備とリスク管理の強化を進めています。

一方、当社では、DFA※を利用したリスクの計量化や自然災害等の具体的なストレス事象を想定したストレステストを実施し、収益性分析手法の高度化と併せて、会社経営の健全性の確保と経営資源の効果的・効率的な配分に資する「統合リスク管理」を推進しています。

※Dynamic Financial Analysis…保険引受や資産運用などによる会社全体のリスク・リターンとの動的な関係を考慮して、損益シミュレーションを繰り返し実施する分析手法。

## リスク管理体制図



## 保険引受リスク

「保険引受リスク」とは、当社において決定した保険料率および条件、引受基準、再保険金の回収、積立型保険における予定利率等が、実際の保険金や事業費の支払額、満期返れい金の支払額等に見合う水準と相当程度かい離することによって当社が損失を被るリスクをいい、「一般保険リスク」、「巨大災害リスク」、「再保険リスク」、「予定利率リスク」の4つに分類して管理を行っています。

なお、当社の再保険取引方針については「保険のしくみ」(P63～64)に記載しておりますので、併せてご覧ください。

### ■一般保険リスク

経済情勢の変化や保険事故発生率の変動などによって、当初設定した保険料率、条件、引受基準等が、実際の保険金や事業費に見合う水準と相当程度かい離することによって損失を被るリスクを「一般保険リスク」と定義しています。保険種目別の収支管理を徹底し、必要に応じて商品の改定や引受基準の変更を行うなど、適時適切な措置を講じてリスクの回避に努めています。

### ■巨大災害リスク

大規模な地震または風水災等に起因して集積損害が発生することにより損失を被るリスクを「巨大災害リスク」と定義しています。巨大災害による予想最大損害額を把握し、異常危険準備金等の担保力を勘案しつつ再保険カバーを設定し、適正な保有額となるように管理しています。

### ■再保険リスク

再保険取引先の破綻等による回収不能や、元受・再保険市場環境の変化等による出再不能により損失を被るリスクを「再保険リスク」と定義しています。再保険取引での確実な出再保険金回収ができるよう、各種格付機関の格付等を基準として取引先を選定し、その信用力について定期的に管理を行うとともに、特定の再保険会社への過度な取引集中が起らないように管理しています。

### ■予定利率リスク

積立勘定の資産運用利回りが積立型商品の予定利率を下回ることに伴い損失を被るリスクを「予定利率リスク」と定義しています。当社では資産・負債の総合管理(ALM)の考え方にに基づき、積立保険の負債特性にマッチした運用が行われるように管理しています。

## 資産運用リスク

資産運用リスクとは、資産運用に関連して生じるキャッシュフローの不確実性または時価の変動性を指し、「市場リスク」、「信用リスク」、「流動性リスク」、「不動産投資リスク」の4つに分類して管理を行っています。資産運用リスクの管理については、資産の健全性を維持し、安定的な収益が確保できるようにリスクを適切にコントロールすることを基本方針とし、資産運用リスクを管理する部門が、実際に投融资等を行う部門への牽制機能を働かせながら、各種リスクを管理しています。

### ■市場リスク

市場リスクとは、金利、為替、株価など市場環境の変化によって、保有資産の価値が変動することにより損失を被るリスクをいいます。市場リスクを有する資産については、残高や含み益の状況、各種市場環境の変化に対する価格変化(感応度)をモニタリング管理するほか、月次でVaR<sup>\*</sup>を計測して、市場リスクに信用リスクも加味したリスク量の把握を行っています。また、当社経営体力を踏まえた市場リスク量の許容限度を設けて管理しています。

※Value at Risk…市場環境や与信先信用度の変化により、保有ポートフォリオに将来発生しうる想定最大損失額。

### ■信用リスク

信用リスクとは、投融资先など与信先の財務状況の悪化等によって、保有資産の価値が減少・消失することにより損失を被るリスクをいいます。当社では、信用リスクの統一的な評価指標として社内格付<sup>\*</sup>を設けて管理を行っています。

個別案件については厳格な審査を行うとともに、社内格付ごとの信用度に見合う適正な収益を確保するよう努めています。また、特定の企業や企業グループに、貸付金・有価証券・預金などの与信が集中し巨額の損失を被ることのないよう、社内格付ごとに与信限度額を設けて管理しています。

さらに、信用リスクのVaRを月次で計測し、ポートフォリオ全体のリスク量の把握を行っています。

※社内格付制度…与信先を信用リスクの程度に応じて12段階に区分し、ポートフォリオのリスク管理や投融资判断に利用。

# リスク管理態勢

## ■流動性リスク

流動性リスクとは、巨大災害の発生、保険契約の解約急増などによる資金繰りの悪化や、市場の混乱等によって、不利な条件での資産売却や資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。将来の資金流入を試算して資金繰りを管理するほか、巨大災害発生に伴う保険金支払などに備え、常に維持すべき流動性資産の最低限度額を設けて管理しています。

## ■不動産投資リスク

不動産投資リスクとは、投資用不動産からの収益が減少することにより損失を被るリスクや、所有不動産の価格が下落することにより損失を被るリスクをいいます。不動産投資については、流動性が低く、収益が不確実であるなどの特性を踏まえ、収益および価格に関するリスク評価基準を定め、個別物件のリスク評価を定期的に行い管理しています。

### ALMと「ALARMS」

資産運用リスクを管理する上では、ALM（資産・負債の総合管理）の考え方が不可欠です。すなわち、資産側のみでリスクを捉えるのではなく、積立保険など負債側の状況も併せて見るとリスク判断を行う必要があります。

当社では、満期返れい金の予定利率や保険期間等の負債特性を考慮した投融资方針に基づき、必要な収益とリスクのバランスに配慮した運用を行っています。

また、より高度なリスク管理を実現するためALMと市場・信用・流動性等リスク管理を統合したALM・リスク管理システム「ALARMS<sup>※1</sup>（アラームズ）」を開発し活用しています。このシステムでは、ALMの枠組の中で各種の資産運用リスクをVaRを用いて統合的に計測することが可能であるほか、ネット・アセット・バリュー<sup>※2</sup>や修正デュレーション<sup>※3</sup>など多面的なリスク分析が可能です。

（※1）Asset-Liability And Risk Management System

（※2）ネット・アセット・バリュー（Net Asset Value）…資産の時価から負債の時価を控除した差額。時価ベースの純資産価値。

（※3）修正デュレーション…金利の変動に対する時価の変動割合（金利感応度）

## システムリスク

コンピューターシステムの障害や誤作動、コンピューターシステムの不正使用等により損失を被るリスクをいいます。システムリスクの管理にあたっては、情報資産保護規程（セキュリティポリシー）、それに基づいた安全対策基準（セキュリティ・スタンダード）を定め、当社が利用する情報、特にお客様の個人情報や契約内容などについては最重要データであるとの認識のもと、個人情報保護法への対応も踏まえ情報システム部門とシステム利用部門が連携して会社情報資産の適切な保護に努めています。

## 事務リスク

事務リスクとは、役職員や代理店等が正確な事務を怠ることおよび事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

当社では、適切な事務を遂行するため、本社管理部門による規程・マニュアルの整備、研修・指導体制の充実に努めています。

また、各部門においては業務自主点検制度を中心とした活動により、業務品質の向上を目指して取り組んでいます。

## 非常災害リスク

非常災害リスクは、地震等の大規模な災害によって通常の業務の継続に支障をきたすことにより損失を被るリスクをいいます。当社では大地震等の災害に対応するため、非常災害関連の諸規定等を整備し、被災時でもお客様への保険金支払や保険手続き等を円滑に行えるよう対策を講じています。

## その他のリスク

上述のリスク以外にも、当社では国内関連事業リスク、海外事業リスク、評判リスク（いわゆるレピュテーションリスク）等の様々なリスクを認識し、それぞれにつき各所管部門においてリスク管理に努めています。

# 環境問題への取り組み

地球環境の悪化が社会の安全・安心を脅かし始めた現代において、安心をお届けすることを使命とする損害保険会社が環境問題に取り組むことは、当然のことと言えます。地球環境問題による自然災害リスクの増大を防ぐという観点だけでなく、すべての活動の原点であるお客様の信頼にお応えするために、私達は保険会社が果たすべき社会的責任の大きな柱と認識して環境問題に取り組んでいます。

## 日本興亜保険グループの「環境方針」

日本興亜保険グループは、地球環境の保全・持続可能性の確保が人類共通の最重要課題であることを認識し、「豊かで健全な社会の発展に貢献します」との企業理念のもと、企業の社会的責任として「環境にやさしい企業活動を展開します」。

そして、真に豊かで安心できる暮らしを実現し、その基盤となる環境を子孫に引き継ぐという課題の達成に向けて、グループの全従業員を挙げて、全力で取り組みます。

日本興亜保険グループは、以下の環境方針を定め、あらゆる企業活動を通じてその実現に取り組めます。

- 1.当グループは、質の高い保険商品・サービスをより競争力のある 価格で提供するという基本使命において、その活動、商品、サービスが関わる環境側面を認識し、環境汚染を予防し、地球環境の変化に対応すると共に、環境マネジメントシステムの継続的改善を図る。
- 2.当グループの活動、商品、サービスが関わる環境関連法規制及び当グループが同意するその他の要求事項を厳守する。
- 3.当グループの活動、商品、サービスが関わる環境側面のうち、以下の項目を重点項目として取り組む。
  - (1) 環境に配慮した保険商品・サービスを開発・提供する。
  - (2) 紙の使用量を削減する。
  - (3) 電力の使用量を削減する。
  - (4) 化石燃料の使用量を削減する。
  - (5) 紙類等の廃棄物の分別・リサイクルを推進する。
  - (6) エコ商品等の優先的購入(グリーン購入)を推進する。
  - (7) 環境保護に関する情報の提供、啓発・教育活動を推進する。
- 4.この環境方針の達成のため、環境目的・目標を設定し、環境改善の取り組みを推進する。

この環境方針は全組織、全従業員に周知するとともに、一般に公開します。

## 環境マネジメントシステム

当社は、企業理念である「豊かで健全な社会の発展」への貢献、行動指針に掲げる「環境に優しい企業活動」の展開のため、国際規格「ISO14001」に基づく環境マネジメントシステム(EMS)を構築・運用しています。

平成14年6月に本社サイトでISO14001の認証を取得。その後、対象を全国の拠点および子会社・関連会社へ広げる取り組みを行いました。また平成18年5月には「秋田CRファクトリー」を開設し、ほぼ時を同じくしてISO14001の認証を取得しました。

その他にも、UNEP FI (国連環境計画・金融イニシアティブ)に署名したり、日本政府の推進する「チーム・マイナス6%」(京都議定書による温室効果ガス排出量6%の削減を目指す国民的プロジェクト)にも参加し、積極的に環境負荷の軽減に向けて取り組んでいます。



## CSR報告書の発行

環境問題を含むCSRへの取り組みと成果をまとめた「日本興亜保険グループの社会的責任(CSR)2006」を発行しています。

ホームページ上でもご覧になることができます。

[URL:<http://www.nipponkoa.co.jp/>]

# 環境問題への取り組み

## 保険商品、保険関係サービス分野における取り組み

当社のEMSは、コンプライアンスの推進やリスク管理の強化、社会貢献活動や環境への配慮など「企業の社会的責任(CSR)」を強く意識しています。そのため、当社の事業活動に伴う環境負荷の軽減や汚染の予防を始め、本業である保険事業を通じて社会に、環境に貢献するという社会的使命を追求することを第一の課題としています。

こうした観点から、当社ならではの、保険会社ならではの「本業を通じた環境に有益な取り組み」となる保険商品・サービスの開発・提供に注力しています。

- ・「ビジネスマスター」にISO14001・エコアクション21(EA21) 認証取得割引を導入
- ・自動車リサイクル法対応支援プログラム「NKリサイクルネット」の提供
- ・ISO14001認証取得支援サービスの提供
- ・グリーン経営認証取得支援サービスの提供
- ・エコアクション21(EA21) 認証取得支援サービスの提供
- ・環境リスク訪問診断サービスの提供

## ■環境情報誌の発行

環境リスクマネジメントサービスの一環として、環境情報誌「環境Risk Review」を発行し、皆様のお役に立てていただける様々な最新の環境情報を提供しています。



## ■その他

- ・「エコエフィシエンシーとエコデザイン」特別研究会(東京大学主催)への協賛
- ・日本興亜総合研修センターに太陽光発電装置を設置
- ・環境教育図書の寄贈 など

## 森林を守る活動

平成10年から、林野庁の「法人の森林」分収育林制度を利用して長野県諏訪郡富士見町の八ヶ岳山麓に「日本興亜の森林(もり)」を運営しています。当社では、本制度に基づき、面積約15,500坪の敷地に鬱蒼と生い茂る樹齢20年以上のカラマツや広葉樹を保護・育成しています。制度の期間である34年が経過した時点で伐採により生じた収益金は、一定の割合で法人と国で分収し、純収益は更なる森林づくり助成等社会還元利用することになっています。

平成14年度からは、この森林を利用して社員・家族を対象とする「森林体験教室」を開催しています。林野庁職員やNPOボランティアの応援を受けて、森林の役割(水源かん養への貢献、土砂流出防止への貢献、CO<sub>2</sub>の吸収・貯蔵への貢献等)を学んだり、除間伐や下草刈り、子供向けには山中で採った小枝を利用した木工づくりなどを体験することにより、森林の大切さを肌で感じてもらうことを通じて、社員・家族が自ら積極的に森林を守ることに関わっていくよう努めています。

森林の使用はNPO活動を含め、広く一般に開放しています。



第11回森林体験教室

# 社会貢献活動

## 社会貢献活動

### ■日本興亜おもいやり倶楽部の活動

「日本興亜おもいやり倶楽部」(マッチングギフト制度)は、役職員有志を会員に、平成8年に発足しました。会員が毎月の給与から拠出した基金をもとに団体等に寄付をする際、会社も同額を拠出し、両者一体となった社会貢献活動を行っています。

### ○会員推薦による各団体への寄付

会員の推薦にもとづき、社会福祉、環境保護、国際貢献等の活動を行っている団体に対して実施した寄付は、この11年間で累計352件、総額3,500万円強に達しています。

今後も引き続き会員からの推薦を募り、社会貢献に役立つような積極的な活動を進めてまいります。



〈栃木レイカーズ〉寄贈後の記念写真



〈小学校の檜の森に虫を復活させる会〉活動風景

### ○専門家との協働による寄付

- ・(財)日本国際交流センターと協働で、より先進的な取組みを行っているNPOへの支援。
- ・東京大学生産技術研究所山本良一教授をアドバイザーとする環境保護支援。

### ○宅老所への寄付

(社)認知症の人と家族の会より推薦いただいた全国の宅老所(ボランティアを主体として高齢者を預かる小規模な施設)へ毎年12月に寄付を実施しています。平成4年から累計104カ所、寄付総額は約500万円に上っています。



集合写真「宅老所いる葉(鹿児島県)」

### ○大規模災害に対する寄付

- ・米国同時多発テロ被害者救援金として、ニューヨーク日本商工会議所を通じ、1万ドル(約120万円)の寄付(平成13年11月)
- ・イラン南東部大地震義援金として、日本赤十字社に40万円の寄付(平成16年2月)
- ・スマトラ沖大地震義援金として、日本赤十字社に1,000万円の寄付(平成17年1月)
- ・インドネシア・ジャワ島中部地震義援金として、(社)日本経済団体連合会に50万円、日本赤十字社に100万円の寄付(平成18年6月)

### ■小さな親切ありがとう運動

平成4年に始まったこの運動では、全国の事業拠点で集められた使用済切手、磁気カード、書損はがきなどを社会福祉団体に寄贈しています。

### ■その他の活動

- ・東京都世田谷区の福祉作業所「のぞみ園」のクッキー・ケーキの販売会を5つの当社事務所ビルで定期実施しています。
- ・ボランティア、チャリティ・イベント等の情報を社内イントラネットに掲載し、毎年多くの社員・家族が行事に参加しています。
- ・大学への寄付講座を開設しています。

# 社会貢献活動

## (財)日本興亜福祉財団の活動

当社は、老後の不安が切実な社会問題となっているわが国の現状を踏まえ、高齢者福祉に関わる様々な活動を通じて社会に貢献することを目的に、平成3年、「日本興亜福祉財団」を設立しました。以来、次の活動を継続的に実施しています。

### ■認知症高齢者を介護する家族の支援

社団法人「認知症の人と家族の会」が行う研修・交流事業を支援することにより、痴呆性老人の介護のために日々緊張を強いられながら闘っている家族に、いつかの安らぎの場を提供しています。

累計対象者数 8,972名

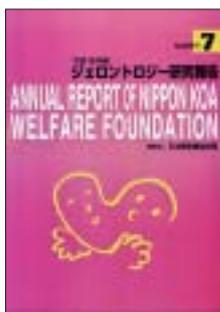
### ■介護福祉士を目指す学生への奨学金支給

全国の専修学校で介護福祉士を目指す学生10名を選考し、2年間にわたり奨学金を支給しています。当財団の支給額は、返還義務のない奨学金支給制度としては全国トップレベルの規模のものとなっています。

累計対象者数 158名

### ■ジェロントロジー(老年学)研究の助成

老年学と高齢者処遇の進歩発展のため、全国の大学、研究所、教育機関、高齢者福祉施設の現場等を対象に公募し、「ジェロントロジー(老年学)」研究のうち、社会科学分野に属する取組みに対して助成を実施しています。対象となった研究の成果は「ジェロントロジー研究報告NO.1~7」として冊子にまとめ、全国の研究諸機関へ無料で配布しています。



累計対象研究数 131件

### ■ジェロントロジー(老年学)研究

老年学の一層の充実を目指して、平成10年、財団組織内に「社会老年学研究所」を設立し、独自の研究に取り組んでいます。同研究所では、研究成果をアメリカ老年学会や日本の諸学会において報告する一方、マスコミや講演活動などを通じ、定年後の社会参加について社会に広く実践的な提言を行っています。

## 文化支援活動

当社では、「豊かで健全な社会の発展に貢献する」との企業理念に基づき、企業活動の一環として、さまざまな文化活動を支援しています。

平成18年度に実施した主な支援は下記のとおりです。

- ・「障害者週間」東欧音楽家支援  
国際親善交流特別演奏会  
(日本・ブルガリア文化交流演奏会)  
国際親善交流特別演奏会実行委員会・  
日本音楽文化交流協会主催  
平成18年11月  
北海道、東京で開催



- ・第17回 全日本バレエ・コンクール  
社団法人日本バレエ協会主催  
平成18年8月  
東京で開催



- ・二期会サマーコンサート  
二期会主催  
平成18年8月  
東京で開催



- ・若沖と江戸絵画展  
東京国立博物館、日本経済新聞社主催  
平成18年7月~8月  
東京で開催



- ・モダンパラダイス  
東京国立近代美術館、大原美術館、  
日本経済新聞社主催  
平成18年8月~10月  
東京で開催



# 情報開示の態勢

「情報開示に努めること」は、当社の行動指針の一つであり、「誠実で開かれた会社」は日本興亜保険グループの目指す姿でもあります。このような考え方にに基づき、当社では次のような方法で経営に関する情報を広く迅速に開示しています。

## 情報開示委員会の設置

平成17年2月、迅速・正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行うため、「情報開示規則」を定めるとともに、社長を委員長とする「情報開示委員会」を設置しました。

関連各部門の担当役員で構成される本委員会は、有価証券報告書等の作成時の他、必要に応じて随時開催され、情報開示の要否・時期・方法に関し協議するとともに、開示資料の記載内容の正確性の確保等に努めています。

## 本誌「ディスクロージャー誌」の発行

日本興亜損保の現在の姿をご理解いただくために毎年発行している資料です。

開示すべき項目については、保険業法および保険業法施行規則等による法的な定めがありますが、当社ではこれらの他に自主開示情報を設け、より積極的なディスクロージャーを実践しています。また、会社の業績、事業概況、戦略、取組み、業務内容等の各側面についても分かりやすくご説明するよう努めています。

本誌は、当社の全営業拠点および主要な代理店に備え置いている他、ご希望に応じて個別にご提供しています\*。また、当社のホームページでもその全文をご覧いただくことができます。



## アニュアルレポートの発行

英文開示資料として毎年発行している資料です。

本レポートを通じ、当社の業績、事業概況、戦略、取組み等の情報を、海外の投資家、取引先等の皆様に広くお知らせしています。

本誌は、ご希望に応じて個別にご提供しております\*。また、当社のホームページでもその全文をご覧いただくことができます。



## 投資家・アナリスト向け説明会の開催

年2回の決算発表後、投資家・アナリスト向け説明会を開催しています。

説明会資料については、当社のホームページに掲載しておりますので、どなたでもご覧いただくことができます。

## ホームページによる情報開示

ディスクロージャー誌、アニュアルレポート、投資家・アナリスト向け説明会資料の他、新聞社、雑誌社などに対して発信しているニュースリリース(決算発表資料を含みます)についても、発表後すぐにホームページに掲載しておりますので、当社に関する情報をタイムリーにご覧いただくことができます。

また、英文版のページを設け、主要なニュースの英訳を掲載するなどして、海外の方にも広く情報をご提供しています。



日本興亜損保のホームページ

[URL : <http://www.nipponkoa.co.jp/>]

\*左記資料をご希望の方は、下記までご請求ください。

〒100-8965 千代田区霞が関三丁目7番3号  
日本興亜損害保険株式会社 広報部  
TEL : 03-3593-3111 (大代表)



## Chapter IV

# 安心と安全のご提供

<b>保険のしくみ</b> .....	63
保険のしくみ .....	63
ご契約までの流れ .....	63
<b>保険金のお支払いまで</b> .....	65
保険金お支払いまでの流れ .....	65
当社の事故対応体制 .....	65
お客様の安心のために .....	65
迅速なお支払いに向けて .....	66
海外旅行保険の事故対応サービス .....	66
<b>頼れる身近なパートナー・代理店</b> .....	67
代理店の役割 .....	67
代理店バックアップ体制 .....	67
代理店オンラインシステム .....	68
インシュアランス・アドバイザー(プロ代理店研修生)制度 .....	68
直営社員制度 .....	68
<b>商品・サービスラインナップ</b> .....	69
個人のお客様向け商品 .....	69
個人のお客様向けサービス .....	71
法人のお客様向け商品 .....	73
法人のお客様向けサービス .....	75

# Chapter IV

# 保険のしくみ

## 保険のしくみ

保険制度は、多くの人々が、「大数の法則」に代表される統計的手法に基づいて算出された保険料をあらかじめ拠出することによって、偶然な事故により損失を受けた際に経済的補償を受けられるようにしたものです。保険には、多数の契約者の間で相互にリスクを分散することにより、個人生活と企業経営の安定を支える社会的機能があります。

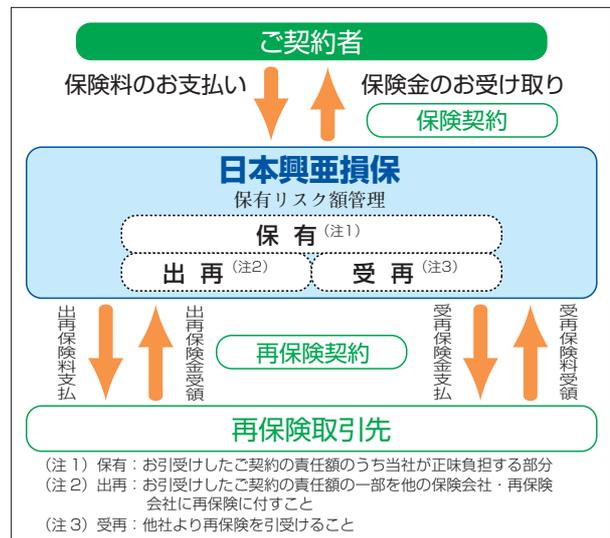
### ■保険契約の性質

保険契約は、所定の事故による損害について保険金を支払うことを保険会社が約し、その対価として保険料を支払うことを保険契約者が約する契約です。双務かつ有償の契約であり、当事者の合意のみで成立する諾成契約の性質を持っていますが、多数の契約を迅速・正確にお引受けするため、実務上は所定の申込書を作成し、ご契約の証として保険証券を発行しています。

### ■再保険の活用

損害保険事業においては、その事業の性質上、予期し得ない大規模な事故や自然災害などによる収支の変動は避けられないものですが、リスクの一部を他の保険会社に転嫁あるいは受け入れること（これを再保険といいます）によって、単年度収支の大幅な変動を緩和することができます。

### 再保険の仕組み



## ご契約までの流れ

契約のお申込みは、当社または当社の代理店で承っています。ご契約までの流れは右のとおりですが、自動車保険など一部の商品については代理店が開設するホームページ上でお申込みいただくこともできますので、併せてご利用ください。

### ご契約後のご注意

火災保険の対象となっている住居からの転居、自動車保険の対象となっているお車の譲渡・車種変更等により、保険期間中に保険証券記載の事実に変更が生じた場合は、すぐに当社または当社の代理店までお知らせください。危険の増大や減少がある場合には、保険料の追加請求または一部返還をさせていただくことがあります。

なお、ご通知が遅れますと保険金をお支払いできない場合がありますので、充分ご注意ください。

## 契約内容のご説明

ご契約の内容について、代理店または当社社員から説明をお受けください。

ご契約に際しては、ご契約の内容をあらかじめ充分にご理解いただくことが大切です。当社では、保険商品毎に「パンフレット」や特に重要な事項を記載した「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり」などをご用意しておりますので、ご説明とあわせてこれらの資料を必ずご参照いただき、特に補償の対象となる事故、保険金のお支払い方法、保険金をお支払いできない場合、告知・通知義務、失効・解約等につきご確認ください。

なお、主な商品のパンフレットは当社のホームページ (<http://www.nipponkoa.co.jp>) でもご覧いただくことができます。

## 申込書の作成・契約内容のご確認

所定の申込書に必要事項をご記入ください。

ご契約の内容について、お客様のご意向に沿った内容となっていることを代理店または当社社員と点検・ご確認ください。

ご契約は、当社所定の申込書へのご記入をもって行います。申込書に記載された事項は、ご契約者と当社双方を拘束するものとなります。当社では、ご契約内容の確認資料として「契約内容ご確認シート」をご用意しておりますので、このシートに沿って、「ご契約内容がお客様のご希望に沿う内容となっていること」および「保険料算出に関わる事項が正しいこと」につきご確認ください。万が一、申込書の記載内容が事実と異なっていると、保険金をお支払いできない場合がありますので、充分にご注意ください。

**再保険に関する当社の方針**

出再については、お引受けしたご契約に関するリスクの予想最大損害額、異常危険準備金の残高などの会社の担保力、再保険マーケットの状況などを加味して、効率よくリスク分散を図り正味損害額を軽減することを基本方針としています。

大規模な地震災害または台風災害が発生した場合に備え、通常一契約など一危険単位ごとに設定している割合再保険の他に、超過損害額再保険を設定しています。超過損害額再保険は、以下のように想定した予想最大損害額から割合再保険へ出再される額を除いた額を上限額として設定しています。

地震災害リスク：1923年の関東大震災と同規模の地震が現在発生した場合の予想最大損害額

台風災害リスク：1959年の伊勢湾台風が現在再び来襲した場合の予想最大損害額

(注) 割合再保険：保険料、保険金等を再保険取引先と比例的に分担しあう再保険

超過損害額再保険：一事故による集積損害額が一定の金額を超過した場合、その超過分につき設定した限度額までカバーする再保険

受再については、収益性、種目、地域等を勘案し、国内外の主要な保険会社、再保険会社と直接取引を行うことを基本方針としています。

なお、取引にあたっては、各種格付機関の格付等を考慮して、長期的に健全な取引関係を保てるよう再保険取引先の選定を行っています。

**■保険料のしくみ**

保険料算出のもととなる「保険料率」は、事故の頻度や損害額などの予想に基づいて厳正に算出され、金融庁への届出またはその認可を経た上で使用されています。た

だし、特に公共性の高い地震保険および自動車損害賠償責任保険については、損害保険料率算出機構が算出した保険料率が使用されています。

一般の保険の保険料は、純保険料（保険金の支払いに充てられる部分）と付加保険料（保険会社の運営や募集の経費に充てられる部分）から成っていますが、積立保険の場合には、この他に積立保険料部分があります。積立保険料については、ご契約時に定めた予定利率で運用し、満期時に満期返れい金としてお支払いするとともに、実際の運用が予定利率を上回ったときには、その超過分を契約者配当金としてお支払いしています。

**■保険約款の内容**

ご契約の内容及ご契約者・保険会社双方の権利・義務等は、すべて普通保険約款およびその特約条項によって定められています。ご契約者と保険会社は、ともに保険約款に拘束され、保険金お支払いの可否なども約款に基づいて決定されます。

**保険約款に定められた主な事項**

- ・ 保険の対象となる事故と損害
- ・ 保険金が支払われない場合
- ・ 支払保険金の算出方法
- ・ ご契約者等が保険会社に申し出るべき事項（契約時・契約後）
- ・ 契約が失効または無効となる場合
- ・ 保険契約解除の場合の権利・義務

**保険料のお支払い**

保険料をお支払いください（引き換えに保険料領収証を発行いたします）。

保険料はご契約と同時にその全額（分割払契約の場合は初回保険料）をお支払いいただけます。クレジットカードや口座振替等でのお支払い方法もごございますので、詳しくは代理店または当社社員までお尋ねください。

保険料を領収した際には、当社所定の保険料領収証を発行します。これにより、ご契約の手続きが完了します。

**保険料について**

保険期間が始まった後でも、保険料をお支払いいただく前に生じた事故については原則として保険金をお支払いできません。分割払の場合は、払込期日までにお支払いいただく必要があります。なお、保険期間中に契約が失効したり解除された場合には、規定に従って保険料の一部をお返ししますが、保険金をお支払いすべき事故が既に生じている場合など、保険料をお返しできない場合もあります。

**証券、約款のご送付**

保険証券と約款が送付されます。

※自動車保険の「Web確認割引」適用契約においては、インターネット（Web）で、「ご契約内容」および「適用される普通保険約款・特約条項」を随時ご確認ください。この場合、保険証券の発行は省略します。

**クーリングオフについて**

保険期間が1年を超えるご契約については、お申込みいただいた日またはクーリングオフ説明書を受領された日のいずれか遅い日から起算して8日以内であれば、お申込みの撤回またはご契約の解除を行うことができます。ただし、次の契約を除きます。

- ・ 保険期間が1年以内の契約
- ・ 営業または事業のための契約
- ・ 法人等の契約
- ・ 質権が設定された契約
- ・ 第三者の担保に供されている契約
- ・ 通信販売特約により申込みされた契約
- ・ 財形保険契約および自動車損害賠償責任保険

# 保険金のお支払いまで

## 保険金お支払いまでの流れ



### 緊急措置のお願い

- 負傷者の救護、損害の拡大防止、警察署、消防署への通報
- 事故現場の保存
- 相手方の住所、氏名等の確認 など

### 当社または代理店まで、次の事項につきお知らせください。

- お名前、証券番号、保険の種類
- 事故の日時、場所、損害状況の概略
- 相手方の住所、氏名 など

### 初期対応

事故内容より保険金の支払対象になるかどうか判断したうえで、事故の詳しい状況や今後の進め方についてお客様と打合せを行い、事故関係者へ連絡を行います。また、お客様に支払対象となる保険金等のご案内を致します。

当社の「携帯電話版公式サイト」では、「事故の際にまずやること」を確認できます。

iモード版、Yahoo!ケータイ版、Ezweb版の3キャリアに対応しています。アドレスは、<http://nipponkoa.mobi/> です。

全国どこでもお客様を全力でサポートします。

## 当社の事故対応体制

全国182か所の損害サービスネットワークと約3,500名の経験豊かな損害サービススタッフが、高度な専門性に裏打ちされた的確な対応で、事故に遭われたお客様を全力でサポートしています。

中でも、事故対応の中心となる自動車保険については、損害賠償事故の「示談代行サービス」をはじめ、人身傷害事故の場合の「賠償額相談サービス」、車両事故などの場合の「クイックシステム」(迅速なお支払いを実現するための保険金請求書省略サービス)など、充実したメニューをご用意し、全国どこでも高品質な事故対応サービスを提供しています。

また、これら平日の対応はもとより、休日の対応においても右記のサービスを実施するなど、お客様満足度のさらなる向上を目指し、取組みを展開しています。

## 24時間・365日の事故の受付と初期対応

思わぬ事故はいつどこで発生するか分かりません。当社では、全国182か所の損害サービスネットワークと「事故受付センター」を通じて、24時間・365日、事故の受付とご相談に対応しています。

### 事故受付センター

事故は 110番

**0120-258-110** (通話料無料)

(電話のおかけ間違いにご注意ください。)

### ■夜間・休日の自動車事故に関する対応

事故受付センターで夜間・休日にお受けした自動車事故につき、被害者の方へのご連絡、レンタカーの手配、修理工場や医療機関への連絡等の初期対応を、お客様のご要望に応じて実施しています(夜間・休日初期対応サービス、平日17:00~22:00・休日9:00~22:00)。

## お客様の安心のために

事故に遭われた際の不安は想像以上に大きいものです。当社では、お電話や面談によりお客様を精神面からサポートするとともに、事故対応の途中経過をきめこまかくご報告し、お客様の安心を支えています。

当社のお客様専用ホームページ「安心 My.com」(<http://www.anshinmy.com>)にご登録いただいたお客様については、自動車保険に関する事故の進捗状況をインターネット上でご確認いただくことができます。



## 損害の調査

現場調査や資料調査等により、事故の状況や損害の内容を調査するとともに、関係者との打ち合わせを行います。

## 相手方との示談交渉

自動車事故等の損害賠償事故の場合には、お客様とご相談の上で相手方との交渉を進めます。

## 保険金のお支払い

保険金の請求漏れや追加のご請求がお客様からないか確認のうえ、お支払する保険金の額を決定し、銀行・郵便局口座振込により保険金をお支払します。

### 迅速なお支払いに向けて

迅速で適正なお支払いは、お客様満足度の向上において最も重要な課題であるとの認識のもと、保険金請求手続の簡略化等を進め、早期のお支払いに取り組んでいます。平成16年度には、新事故対応システムの導入や事故対応態勢の改革を実施し、更なる早期支払いとサービス向上を推進しています。

#### ■車両事故に関する対応サービス

車両保険事故によりお客様のお車が、または対物賠償事故により相手方のお車が破損し、休日に修理工場に入庫する場合、全国に配置された専門スタッフが、前日までに修理工場と事前打合せの上、休日明けを待たずに工場を訪問し、事故車の立会調査を行うサービスを実施しています(休日修理工場立会サービス)。

#### ■夜間・休日の自動車事故に関する対応

事故受付センターで夜間・休日にお受けした自動車事故については、お客様のご要望に応じ、専門スタッフがお客様にお電話を差しあげ、事故解決までの流れ等を詳しくご説明いたします(夜間・休日事故コールバックサービス、平日17:00～22:00・休日9:00～22:00)。

さらに、お客様のご要望に応じ、専門スタッフが初期対応サービスを実施します(夜間・休日事故初期対応サービス、平日17:00～22:00・休日9:00～22:00)。

また、お客様のご希望があった場合には、お客様を直接ご訪問し、さらに詳しくご説明いたします(休日事故全国急行サービス、休日9:00～17:00)。

### 海外旅行保険の事故対応サービス

海外旅行保険にご加入の方を対象に世界各国で実施しているサービスです。

海外での病気やケガ、アクシデントに備え、日本語による下記のサービスを24時間・通話料無料でご提供しています。

- ・緊急医療サービス(医師・看護師の派遣、病院への移送、帰国手配等)
- ・キャッシュレス治療サービス(医療機関の紹介・手配および治療費の立替払い)
- ・救援者への手配サービス(救援に向かうご家族の航空券・宿泊手配等)
- ・通訳・弁護士手配サービス(病気・ケガの治療時に必要な通訳の手配、賠償事故の際の弁護士手配)
- ・旅先での保険金支払サービス
- ・保険内容および各種相談サービス
- ・トラベルインフォメーションサービス

#### ■休日の火災事故・漏水事故に関する対応

休日の火災事故および漏水事故につき、現場に急行し、初期対応に関するアドバイスおよび損害調査を行うサービスを実施しています。全国どこでも場所は問いません(休日事故現場急行サービス、休日9:00～17:00)。次の保険のご契約が対象となります。

- ・「フルハウス」等の火災保険
- ・「リブロック」等の積立火災保険
- ・くらしの安心保険「MUST II」「mew/ミュー」
- 「ユトリックス」「守っ太郎」
- ・おみせの安心保険「SALE」
- ・事業活動の安心保険「ビジネスマスター」

# 頼れる身近なパートナー・代理店

知識と経験に富んだ保険のプロフェッショナル

## 代理店の役割

保険業務においてお客様と最も身近に接するのが代理店です。代理店は保険会社の代理人として下記の業務を行い、お客様の多様なニーズに的確かつきめ細かにお応えしています。

日本興亜損保の代理店は、レベルの高い教育・研修やさまざまな実務経験を通じて鍛えられ、プロフェッショナルとして、また、お客様の身近なパートナーとして広範なコンサルティング活動を行っています。

## ■代理店の業務内容

代理店は、委託された保険種類について、会社を代理して主に次の業務を行います。

- 保険に関するご相談
- 保険契約の締結
- 保険契約の変更、解除等のお申出の受付
- 保険料の領収または返還
- 保険証券の交付ならびに保険料領収証の発行および交付
- 保険の目的の調査
- 事故の受付、保険会社への通知
- 保険契約の維持・管理に関する事項

## ■代理店登録

代理店として保険契約を募集するためには、保険会社と代理店委託契約を結ぶだけでなく、「保険業法」の定めるところにより、監督官庁へ登録しなければなりません。

登録手続きは保険会社が代理人として申請することができます。また、代理店に所属して保険募集を行う人も監督官庁に届出を行います。

代理店数（平成19年3月31日現在）

**34,920**店

優秀な代理店の育成に向けて

## 代理店バックアップ体制

### ■代理店教育制度

当社は、お客様に満足していただける適切なアドバイスと、十分なサービスを提供できる優秀な代理店を育成することに力を注いできました。そのため、早くから代理店の規模や業務力に応じた代理店教育システムを確立し、本社、営業本部、営業部支店、営業課支社が一体となって、一貫した代理店の教育に取り組んでいます。

教育内容は、コンプライアンスをはじめ、資格取得、商品知識、販売技術、事故対応、法律・税務知識、代理店経営などの実戦的な内容で広範にわたっています。

これらの教育は、担当社員による個別指導あるいは、全国に配置している代理店監査・教育担当スタッフによる講習会等を通じて行われます。また更に高度な知識・スキルの習得に向け、各種セミナーも取り揃えており、総合保険コンサルティングの実践をサポートしています。



▲日本興亜総合研修センター（茨城県守谷市）

### ■代理店経営診断サービス

自由化の進展により保険商品が複雑化・高度化することに伴い、お客様との接点に立つ代理店の役割がますます重要になってきました。

当社では代理店経営支援策の1つとして「代理店経営診断サービス」を行っております。専任スタッフ（日本興亜エージェンシーサービス）による事務所訪問・インタビューデータ分析を通じて中長期的課題の洗い出しと解決に向けた提案を実施し事業規模の拡大推進等さまざまな経営支援を行っています。

## ITの活用で質の高いサービスを実現する

## 代理店オンラインシステム

代理店がお客様へより質の高いサービスを提供できるよう、また代理店が経営力、販売力を強化できるように、当社ではITを活用した支援策として代理店オンラインシステムを導入しています。

## ■NK-Prime(エヌケイ・プライム)

NK-Primeは、代理店のお客様対応力強化や業務効率化を支援することに重点を置いたWeb型の代理店オンラインシステムです。契約照会や事故状況照会などの充実した照会機能によるお客様対応、保険料試算や申込書作成・代理店オンライン計上による正確かつスピーディな保険業務を実現し、代理店業務の効率化と品質向上に寄与しております。



## ■NK-STATION PRO(エヌケイ・ステーション・プロ)

NK-STATION PROは、顧客契約管理や統計管理・精算管理などの販売支援・代理店経営管理機能を搭載したWeb型の総合代理店システムです。充実した機能は代理店から高い評価を得ており、代理店の顧客サポート力強化に大きく寄与するシステムです。主に中核代理店、大型代理店の皆様を中心にご利用いただいております。

## 保険のプロを育てる

## インシュアランス・アドバイザー(プロ代理店研修生)制度

個人や企業をとりまく危険が複雑化、多様化するにつれ、これまで以上に専門的で広範な知識や能力が代理店に求められるようになってきました。当社は保険の専門家であるプロ代理店を育成する「インシュアランス・アドバイザー(プロ代理店研修生)制度」を運営しています。36か月の研修期間中に、集合研修(6回)のほか、専門のスタッフによる個別指導や勉強会、研修会など、きめ細かい教育を行い、各種保険の商品知識、販売技術、代理店経営のノウハウを習得していきます。



さらに、全国9か所の本部業務部に研修生担当を配置し、研修生の育成指導を実施しています。これらの研修、および実際のセールス活動を通じて、研修生は営業基盤を確立するとともに、保険の専門知識を習得し、研修終了後はプロ代理店として独立します。当社は、この制度を積極的に活用し、全国に優秀なプロ代理店を送りだしています。

## 直営社員制度

当社は、損保・生保総合販売に直接従事する直営社員を擁しています。きめ細かなセールス活動を通じて、お客様の様々なニーズにお応えしています。

# 商品・サービスラインナップ

当社では、個人のお客様、法人のお客様のニーズにお応えする多様な商品・サービスをご用意しています。  
主なものを以下にご紹介いたします。

## 【個人のお客様向け商品】

### 安心のカーライフのために～くるまの保険

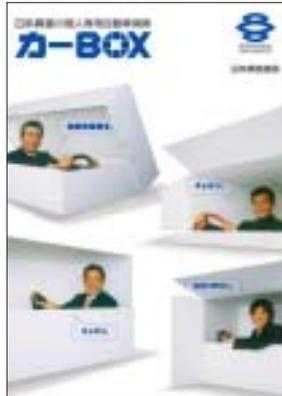
自動車の保険は、法律で加入が義務づけられている自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）と、任意保険の2つに大別されます。

任意保険では、お客様へ必要なものを最適な形で提供する個人専用自動車保険の決定版「カーBOX」、補償に加えお客様の貯蓄ニーズにもお応えする積立型自動車保険「Get Back」等をご用意しております。

この他にも、充実した特約ラインナップと各種割引の組み合わせにより、お客様の多彩なニーズにお応えしています。

なかでも「カーBOX」は、人身傷害に入通院一時金をセットした新「人身傷害保険」で、自動車事故だけでなく自転車事故などの交通事故全般を補償します。また、初回保険料のお支払方法を「口座振替」や「コンビニ払」などキャッシュレスとする契約を対象に、保険証券と約款の発行を行わずインターネット上で確認してもらうことで保険料を割引く「Web確認割引」も用意しています。

さらに、事故・故障時のレッカーサービス、パンク・ガス欠等のくるまのトラブルを24時間体制でサポートする「くるまの安心サービス」が、お客様のカーライフをトータルにバックアップします。



### 快適に過ごせるすまいを守るために～すまいの保険

#### ■すまいの総合保険「フルハウス」

火災などさまざまな事故による「すまい」の損害を補償する保険です。

修理費だけではなく、建てかえや仮すまいに必要な費用まで、戸建てにお住まいの方、マンションにお住まいの方、それぞれのお客様の「すまい」にジャストフィットした補償を提供します。また、他人にケガをさせた場合などの賠償事故の際には当社の「示談交渉サービス」がご

利用いただけるオプション(特約)もお選びいただけます。

ご契約いただくと、すまいのトラブルに対応する専門業者の紹介などを提供する「すまいの安心サービス」がご利用いただけます。



#### その他の保険

- 一般自動車総合保険 (SIP)
- ドライバー保険
- 自動車損害賠償責任保険 (自賠責保険)

## 安心して暮らせる毎日のために～くらしの保険

### ■くらしの安心保険「MUST II」

ケガや身の回り品の損害など日常生活を取り巻く「くらし」のリスクをまとめてカバーする保険です。

天災によるケガを補償するほか、賠償事故の際に「示談交渉サービス」がご利用いただけるなど、充実した保険設計としました。



ご本人のみを補償するパーソナルコース、配偶者の方を含めたカップルコース、ご家族ぐるみのファミリーコースの各コースから、ライフスタイルに応じてお選びいただけます。

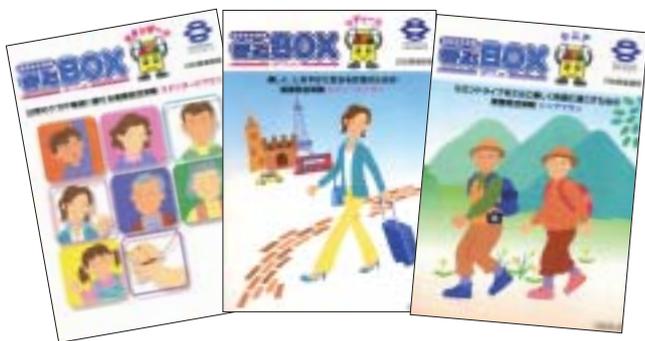
ご契約いただくと、健康・医療相談、専門家による法律・税務相談等にお応えする「くらしの安心サービス」がご利用いただけます。

### ■ 傷害総合保険「安心BOX」

充実したケガの補償を希望される方のための保険です。

足のケガの場合には通院保険金を1.2倍に増額してお支払いする特約や入退院時に一時金をお支払いする特約など多彩な特約による自由な保険設計が可能です。

また、シンプルな補償内容の「すっきりプラン」、女性に必要な補償をセットした「レディースプラン」、活動的な高齢者向けに補償をセットした「シニアプラン」等、あらかじめお客様の世代や家族構成等に応じたさまざまな販売プランも用意しており、お客様の生活にマッチした内容でご加入いただくことが可能です。



## アクティブな人生をエンジョイするために～スポーツ・レジャーの保険

### ■golfer保険

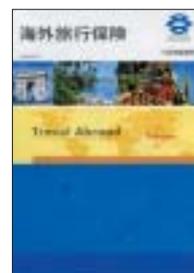
ゴルフを楽しむ方の強い味方となる保険です。ゴルフのプレーや練習中の事故に備え、他人にケガをさせたり他人の物を壊したことによる賠償責任をはじめ、ご自身のケガやゴルフ用品の破損、ホールインワン・アルバトロス達成時の費用などを補償する商品です。



### ■海外旅行保険

海外旅行の必需品です。ケガや病気を始め、他人に対する賠償責任や携行品の損害、遭難時の捜索費用など、旅行中の事故に備える商品です。

日本語を話せるスタッフが年中無休・24時間・通話料無料で各種相談に対応する「日本語安心サービス」や、提携病院でのキャッシュレス治療サービス等により、旅の安心をサポートします。



## 余裕あるシニアライフのために～老後に備える保険

### ■年金払積立傷害保険「ドリームパス」「ゆとり樹」

年金の積み立てをお考えの方にお勧めする積立タイプの保険です。

老後が楽しみな年金保障のほか、万一のケガによる死亡・重度後遺障害の場合には保険金が支払われます。

ご契約時に保険料を一括してお支払いいただく方には「ドリームパス」を、分割してお支払いいただく方には「ゆとり樹」をご用意しています。

ご契約いただくと、医療・健康、介護相談、専門家による法律・税務相談等にお応えする「日本興亜ふれあいサークル」がご利用いただけます。



# 商品・サービスラインナップ

## 【個人のお客様向けサービス】

自動車保険にご加入いただいた方に——故障も事故も安心

### 「くるまの安心サービス」

お車の事故や故障の場合、まっ先に頼れる24時間・365日の無料サービスです。



#### レッカーたぐいま参上サービス

事故や故障により自力走行が不能となった場合に、現場から50km(実走行距離)以内の修理工場まで、レッカーによるけん引を無料で行います。  
◆現場から50km以内に修理可能な工場がない場合は、現場から最寄りの修理可能な工場までのけん引を無料で行います。



#### トラブルたちまち解消サービス

鍵の閉じ込み、バッテリーあがり、ガス欠等により自力走行が不能となった場合に、現場において30分程度で対応可能な緊急修理を無料で行います(ガソリン代、部品代等はおお客様のご負担となります)。自宅駐車場におけるトラブルも対象となります。



#### 諸費用ただちに応援サービス

故障により自力走行が不能となった場合に、次のサービスを提供します。

- ・帰宅できない場合の宿泊施設の紹介・手配および宿泊費用(1名につき1万円限度)
- ・修理完了後、ご自宅までの車両搬送の手配および搬送費用(5万円限度)
- ・代替交通機関の紹介・手配および帰宅費用(1名につき2万円限度)



#### 情報たっぷり提供サービス

お車に関するさまざまな情報を無料でご提供します。

- ・交通(渋滞)情報サービス:全国の主要な高速道路・一般道路の渋滞情報をはじめとし、事故情報・通行止めの情報等をご案内します。
- ・廃車時業者紹介サービス:ご契約のお車を廃車される場合に最寄りの業者をご紹介します(廃車費用はおお客様のご負担となります)。
- ・地図FAXサービス:ドライブ、ご旅行、ご出張等の際に、ご希望の地域の道路地図をFAXします。



#### パンクたすかる修理サービス(カーBOXのみ対象)

走行中の事故やいたずら被害等でタイヤがパンクし自力走行が不能となった場合に、スペアタイヤへの交換を行い、損傷したタイヤ自体の補修費用(補修できない場合は新品タイヤ購入費用)を、保険期間中1回\*・15,000円を限度にサービスします。自宅駐車場におけるパンクも対象となります。

\*ご契約期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約期間の初日から1年ごとの期間について1回に限りです。



#### 高速道路燃料たよれるサービス(カーBOXのみ対象)

高速道路上でガス欠となった場合に保険期間中1回\*に限り、ガソリン(または軽油)を最大10リットルお届けします。

\*ご契約期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約期間の初日から1年ごとの期間について1回に限りです。



#### 旅もおまかせ得するサービス(カーBOXプレモのみ対象)

弊社提携業者が提供するインターネットHPで、リゾート・レジャーなどオフタイムの充実に役立つ多彩なメニューを、特別価格でご利用いただけます。



\*「くるまの安心サービス」は、「カーBOX」契約および所定の条件を満たす「SIP」契約に付帯されます。

\*「くるまの安心サービス」の対象とならないご契約については、事故・故障による車両トラブルの際に、レッカー業者の手配等や専門知識のあるオペレーターによる応急処置等のアドバイスを24時間・365日体制で実施する「ロードアシスタンス・サービス」をご提供しています。

## くらしの中でのトラブルや不安を解消。その他のご契約者向けサービス

すまいの保険やくらしの保険などにご加入いただいた方に対し、日々のくらしをサポートするサービスをご提供しています。「誰に相談したらいいのかわからない」そんな時に頼りになるメニューを満載しています。

### 各サービスの主な対象商品

- ① すまいの安心サービス すまいの総合保険「フルハウス」      ② くらしの安心サービス くらしの安心保険「MUSTⅡ」、「mew/ミュー」  
③ 日本興亜ふれあいサークル 積立タイプの保険

サービスメニュー	サービスの内容	適用商品
OQ修理サービス	日常生活で起こるトラブル(カギ開け、水まわりの修理)に対して、修理業者を紹介します。応急修理の費用は無料です。	①
防犯機能アップ応援サービス	すまいの防犯機能アップに役立つ、ピッキングに強い錠、防犯センサー等の設置業者をご紹介します。	①
住宅相談サービス	住宅の維持・管理、リフォーム等住宅に関するさまざまなご相談に対して専門家が電話で適切なアドバイスを行います。	①
日常緊急サービス	カギ開け、水まわりの修理など日常生活でのさまざまなトラブルについて、専門業者を手配します。	② ③
健康・医療相談サービス	健康相談、医療相談、メンタルヘルスの相談などに医師や専門家が応じるほか、医療機関情報を提供します。	① ② ③
法律相談サービス	日常生活で生じたさまざまな法律問題について、弁護士が電話で適切なアドバイスを行います。	① ② ③
税務相談サービス	所得税、相続税等の税務全般についてのご相談に税理士が電話で適切なアドバイスを行います。	① ③
年金相談サービス	公的年金に関するご相談などに専門家がお答えします。	③
介護関連相談サービス	ケアマネージャーが介護に関するご相談にお答えします。実際に介護が必要な場合のケアプランの作成、介護事業者へのお取次ぎも行っていきます。	① ③



# 商品・サービスラインナップ

## 【法人のお客様向け商品】

### 企業向けの自動車保険

自動車を10台以上保有している企業向けに、フリート契約の自動車保険をご用意しています。

フリート契約においては、企業の皆様のニーズに即した対応を最優先とし、運送業者の方を対象とした「受託貨物賠償責任担保特約」等の事業用各種特約をはじめ、「全車両一括付保特約」「フリート合算制度」「新規フリート優良戻し制度」等の商品・制度をご提案するとともに、お車の安全運転管理にお役立ていただけるよう、ご契約者ごとの事故状況を分析した資料のご提供も行っています。

なお、すべてのフリート契約のお客様に対して、事故・故障時のレッカー等を無料で行う「くるまの安心サービス」をご提供するなど、サービス面においても充実を図っています。

### 建物・設備・動産の保険

#### ■事業活動の安心保険「ビジネスマスター」

製造、卸売、小売、飲食、サービス業といった幅広い業種の企業の皆様にお勧めの保険です。

設備・商品等の損害から休業損失、賠償責任、役職員の傷害まで、事業活動のさまざまなリスクを漏れなく無駄なくカバーし、保険料も合理的です。

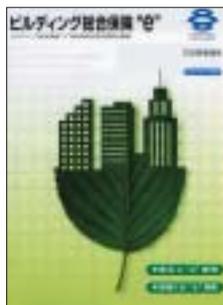


また、ISO9001・ISO14001、エコアクション21の認証を取得されている場合は「ISO等認証取得割引」により、「ビジネスマスター」の保険料がお安くなります。

#### ■ビルディング総合保険「e」

ビル建物やビルに収容された動産に生じた損害を幅広く補償する、ビルのオーナーの皆様にお勧めの保険です。

事故により損害が生じたビル建物の建てかえ等に伴い屋上を緑化するための費用など、環境対策費用を上乗せしてお支払いする環境配慮型の商品です。

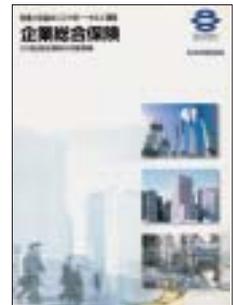


ビル建物が損害を受けた場合、賃貸料などを補償する賃貸ビル用のプランと、営業を継続するための費用などを補償する自社ビル用のプランをご用意しています。

#### ■企業総合保険

複数の不動産を所有されるなど、幅広く事業を展開されている企業の皆様にお勧めの保険です。

所有されている全ての物件(工場、本社ビル、支店、営業所、社宅・寮等)をまとめてカバーするとともに、事故による休業損失も含む充実した補償と、リスクに応じた合理的な保険設計によりリーズナブルな保険料水準を実現した商品です。

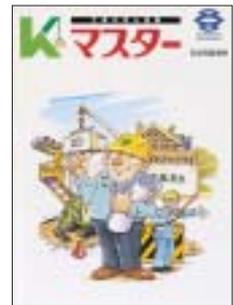


### 業種ごとにお勧めする保険

#### ■工事の安心保険「K・マスター」

工事業を営まれている企業の皆様にお勧めの保険です。工事中や工事完了後の賠償事故、従業員の業務上災害、工事物件の損害など工事業者をとりまくリスクをまとめて補償します。

1年間無事故の場合は「無事故割引」により、「K・マスター」の保険料がお安くなります。



#### ■物流の安心保険「B・マスター」

運送事業を営まれている企業の皆様にお勧めの保険です。受託貨物の損壊や遅配などの賠償事故、従業員の業務上災害、休業損害など運送事業者をとりまくリスクをまとめて補償します。

なお、「無事故割引」、「フリート契約者割引」、「ISO9001認証取得割引」、「安全性優良事業所割引」などにより「B・マスター」の保険料がお安くなります。



## 労災・福利厚生保険

### ■従業員の安心保険「J・マスター」

従業員を雇用しているすべての企業の皆様にお勧めの保険です。

従業員が業務上災害でケガをしたり、業務中に熱中症などの疾病にかかった場合に、従業員に支払う補償金はもちろん、現地にかける費用や葬儀費用など企業が被る損害を幅広く補償しますので、この商品を裏付けとした災害補償制度の構築により、労使関係の円滑化を図っていただくことができます。

また、ご希望により、業務外の災害を対象とする特約(オプション)をつけていただくこともできます。



## 賠償リスクの保険

### ■総合賠償責任保険

#### 中小企業向け総合賠償責任保険「ネクスポート」

製造業、工事業、販売業、飲食・サービス業など、さまざまな事業を行う企業の皆様にお勧めの保険です。

事業施設の欠陥や業務上のミスにより他人にケガをさせたり財物に損害を与えるリスク、生産した製品の欠陥に起因するリスク(PLリスク)など、多様な賠償責任リスクを1つにまとめることで保険手配を簡素化し、付保漏れの防止を実現した商品です。

また、業務に伴い他人の人格権を侵害した場合の賠償金や、責任の有無にかかわらず第三者がケガをした場合の治療費も補償するご契約タイプも用意しております。

「ネクスポート」は、補償内容をパッケージ化した個人事業主や中小企業向けの総合賠償責任保険で、ご契約手続きを簡素化した商品です。

なお、1年間無事故の場合は「無事故割引」により、「ネクスポート」の保険料がお安くなります。



### ■会社役員賠償責任保険 (D&O保険)

株主代表訴訟等に対する補償をお考えの企業の皆様にお勧めの保険です。

### ■食品事業者総合保険

食品製造業者・加工業者・販売業者などの企業の皆様にお勧めの保険です。

## 費用・利益の保険

### ■信頼回復費用保険

事故発生時の信頼回復活動に対する補償をお考えの企業の皆様にお勧めの保険です。

## 貨物・船舶に関わる保険

### ■運送保険

- ・物流総合保険 WIN-WIN
- ・トラック賠償責任保険MAX-MAX

### ■貨物海上保険

- ・外航貨物海上保険
- ・内航貨物海上保険

### ■船舶保険



## 保証・信用リスクの保険

### ■シグナル機能付取引信用保険

### ■公共工事履行保証証券(公共工事履行ボンド)

### ■履行・入札保証保険

# 商品・サービスラインナップ

## 【法人のお客様向けサービス】

### 自動車管理サポートサービス

自動車事故ゼロ企業の実現をサポートします。

#### ■安全運転診断機器によるサービス

- ・安全運転診断バス「テクノスター」「セーフティ・サテライト」

#### ■アンケート式安全運転アドバイスサービス

- ・ZERO SPIRIT
- ・セーフティ・ドライバー診断

#### ■『ドライビングアナライザ』運転実態解析サービス



#### ■自動車事故分析レポート

#### ■安全運転管理コンサルティング

#### ■車両管理システム「新らくらく車両管理」



#### ■安全運転講習会

#### ■安全運転スキルアップスクール

#### ■安全運転キャンペーン支援ツール

#### ■情報提供

- ・自動車安全情報誌「SAFETY REPORT」
- ・安全運転ハンドブックシリーズ
- ・運転指導員用テキスト



### リスクコンサルティングサービス

企業を取り巻くさまざまなリスクに対する的確なコンサルティングメニューを豊富に揃え、サポートします。

#### ◇安全防災サービス

##### 火災・爆発リスク

#### ■火災・爆発リスク診断

#### ■PML(予想最大損害額)算出

##### 自然災害リスク

#### ■地震リスク総合診断

#### ■風水災リスク分析

#### ■台風によるPML(予想最大損害額)算出

#### ■落雷・雷害リスク評価診断



### その他リスク

#### ■労働災害リスク向けサービス

#### ■盗難・万引きリスク評価診断

#### ■PL(製造物責任)リスク向けサービス

#### ◇リスクマネジメント支援サービス

#### ■リスクマネジメントに関するアドバイス

#### ■【業種別】RMクイックチェック

#### ■【食品事業者向け】リスクマネジメント支援

#### ■危機管理に関するアドバイス

#### ■危機管理診断《M-5(マネジメントファイブ)》

#### ■事業継続(BC)総合支援

#### ■情報リスクマネジメントサービス

#### ◇マネジメントシステム・環境関連サービス

#### ■ISO9001認証取得支援

#### ■ISO14001認証取得支援

#### ■環境リスク訪問診断

#### ■環境経営格付簡易診断シミュレーション

#### ■【トラック事業者向け】グリーン経営認証取得支援

#### ■エコアクション21(EA21)認証取得支援

#### ◇情報提供

#### ■冊子類による情報提供

- ・「リスクマネジメント実践マニュアル」
- ・「個人情報保護法に関するガイドラインの解説と企業の実務対応～経済産業分野～」
- ・「工事業の事故例と対策」
- ・「学校の事故事例と対策」
- ・リスクマネジメント情報誌「SEARCH」

など



#### ■公開セミナー開催による情報提供

### サクセスサービス

明日の経営にお役立ていただくため、幅広く質の高いサービスを提供しています。

- ・経営情報サービス
- ・助成金診断サービス
- ・簡易財務診断サービス
- ・中国子会社設立支援サービス
- ・マイカー総合サービス等

## ロジスティクス・リスクマネジメントサービス

下記のメニューをご用意し、貨物保険のプロの立場から、貨物事故防止・撲滅に向けたアドバイスを行っています。

### ○物流診断サービス

- ・物流業務簡易チェックサービス「あんぜんクリニック」
- ・物流業務本格診断サービス「あんぜん診断」

### ○貨物事故防止サービス

- ・運送事故分析ツール「あんぜん宣言（運送業者用・荷主企業用）」
- ・運送業者の安全管理シリーズ・冊子「まんがで学ぶ貨物事故防止」



## 外航貨物海上保険インターネット確定通知サービス「ねっとでカーゴ」

外航貨物海上保険の確定通知を専用Webサイト（URL：https://net-de-cargo.nipponkoa.co.jp）よりペーパーレスで迅速に行い、通知内容や保険料明細書をリアルタ

イムにWeb上で確認またはお手元のプリンタより出力することを可能にしたサービスです。



保険にご加入いただいた方に業務上のさまざまな法律相談や、税務・社会保険に関する相談などをサポートするサービスを提供しています。

## 日本興亜・企業の安心サービス

### サービスの対象商品

- ① 事業活動の安心保険「ビジネスマスター」
- ② 工事の安心保険「K・マスター」
- ③ 物流の安心保険「B・マスター」
- ④ 従業員の安心保険「J・マスター」
- ⑤ 中小企業向け総合賠償責任保険「ネクスポート」

サービスメニュー	サービスの内容
水まわり・カギ開け緊急サービス	給排水管からの漏水、カギの紛失などのトラブルの際、専門業者の手配を行います。
社会保険相談サービス	労災保険などの社会保険全般のご相談に社会保険労務士が電話でお答えします。
福利厚生制度導入支援サービス	従業員の皆様の多彩なニーズにお応えする、低コストで事業負担の少ない充実した福利厚生制度の導入を支援します。
経審評点&アドバイスサービス	経審の評点を算出し、評点アップに必要なアドバイスなどを行います。
助成金診断サービス	簡単なアンケートにお答えいただくことで、受給可能性のある補助金・助成金をリストアップします。
法律相談サービス	業務上のさまざまな法律相談に弁護士が電話でお答えします。
税務相談サービス	税務全般についてのご相談に税理士が電話でお答えします。
簡易財務診断サービス	過去3期分の決算書等に基づき、会社の「健康状態」を財務面から診断します。
日本興亜ロジスティクスサービス	物流関係情報の提供、物流セミナーの開催、物流業務効率化・情報化についてのコンサルティング、物流業務診断等を行います。



（上記に掲載した以外にも、豊富なメニューをご用意しています。）



資料編

# 目次

<b>I. 当社の状況および組織</b>	81	<b>業務および経理の状況</b>	104
1. 当社の沿革	81	<b>IV. 主要な業務の状況</b>	105
2. 商品の開発状況（平成16年4月以降）	85	1. 平成18年度の事業概況	105
(1)自動車保険の主な新商品開発・改定	85	2. 主要な業務の状況を示す指標の推移	108
(2)火災保険・傷害保険等の主な新商品開発・改定	85	3. 保険引受に関する指標	109
<b>3. 経営の組織</b>	86	(1)正味収入保険料	109
(1)機構図（平成19年7月1日現在）	86	(2)元受正味保険料（含む収入積立保険料）	109
(2)国内営業体制（平成19年7月1日現在）	87	(3)国内契約・海外契約別の収入保険料の割合	109
(3)海外営業体制	87	(4)解約返戻金	109
<b>4. 株主・株式の状況</b>	88	(5)受再正味保険料	110
(1)基本事項	88	(6)支払再保険料（出再正味保険料）	110
(2)株主総会議案（第63回定時株主総会）	88	(7)正味支払保険金	110
(3)株式の分布状況（平成19年3月31日現在）	89	(8)元受正味保険金	110
(4)大株主（平成19年3月31日現在）	90	(9)受再正味保険金	111
(5)配当政策	90	(10)回収再保険金（出再正味保険金）	111
(6)資本金の推移	90	(11)正味事業費率	111
(7)最近の新株式発行	91	(12)正味損害率、正味事業費率及びその合算率	111
(8)最近の社債発行	91	(13)出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率	112
<b>5. 役員の状況（平成19年6月27日現在）</b>	92	(14)保険引受利益	112
<b>6. 従業員の状況</b>	97	(15)積立型保険の契約者配当金	113
(1)従業員の状況（平成19年3月31日現在）	97	(16)積立型保険の予定利率（平成16年4月以降）	115
(2)定期採用者数の推移	97	(17)出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合	115
(3)人材育成・人材開発	97	(18)出再保険料の格付ごとの割合	116
(4)福利厚生制度	98	<b>4. 資産運用に関する指標</b>	116
<b>II. 設備の状況</b>	99	(1)資産運用の概況	116
1. 設備投資等の概要	99	(2)利息及び配当金収入の額ならびに運用資産利回り(インカム利回り)	116
2. 主な設備の状況	99	(3)資産運用利回り（実現利回り）	117
(1)日本興亜損害保険株式会社	99	(4)海外投融資残高および構成比ならびに海外投融資利回り	118
(2)国内子会社	99	<b>5. 特別勘定に関する指標</b>	118
(3)在外子会社	100	(1)特別勘定資産残高	118
<b>3. 設備の新設、除却等の計画</b>	100	(2)特別勘定資産	118
<b>III. 当社および子会社等の概況</b>	101	(3)特別勘定の運用収支	118
1. 主要な事業の内容	101	<b>6. 公共債の窓販実績</b>	118
(1)損害保険事業	101	<b>7. ソルベンシー・マージン比率</b>	119
(2)生命保険事業	102	<b>V. 経理の状況</b>	120
2. 組織の構成（平成19年7月1日現在）	103	1. 計算書類等	120
		(1)貸借対照表	120
		(2)損益計算書	125
		(3)貸借対照表の推移（主要項目）	127
		(4)損益計算書の推移（主要項目）	128

# 目次

(5)利益処分計算書(要約)	128	4. 損益の明細	149
(6)株主資本等変動計算書	129	(1)売買目的有価証券運用損益明細表	149
(7)1株当たり配当等	130	(2)有価証券の売却損益および評価損明細表	149
(8)時価情報等	130	(3)減価償却費および賃貸用不動産等減価償却明細表	149
(9)リース取引	135	(4)事業費(含む損害調査費)	150
<b>2. 資産の明細</b>	136	(5)貸付金償却の額	150
(1)預貯金	136	(6)不動産動産処分損益	150
(2)商品有価証券	136	<b>5. 損害率の上昇に対する経常利益の変動</b>	150
(3)保有有価証券の種類別残高	136	<b>VI. 主要な業務の状況(連結ベース)</b>	151
(4)保有有価証券利回り	136	1. 平成18年度の事業概況	151
(5)保有有価証券の種類別残存期間別残高	137	2. 主要な業務の状況を示す指標の推移	152
(6)業種別保有株式の額	137	3. 損害保険事業の状況	153
(7)公共関係投融资(新規引受ベース)	138	(1)保険引受業務	153
(8)貸付金残存期間別残高	138	(2)資産運用業務	154
(9)貸付金の担保別残高	139	<b>4. 生命保険事業の状況</b>	157
(10)貸付金の使途別残高	139	(1)保険引受業務	157
(11)貸付金の業種別残高	139	(2)資産運用業務	157
(12)貸付金の規模別残高	140	<b>5. 保険子会社のソルベンシー・マージン比率</b>	161
(13)貸付金の地域別残高	140	(1)そんぽ24損害保険株式会社のソルベンシー・マージン比率	161
(14)リスク管理債権	140	(2)日本興亜生命保険株式会社のソルベンシー・マージン比率	161
(15)元本補てん契約のある信託に係る貸出金	140	<b>VII. 経理の状況(連結ベース)</b>	162
(16)債務者区分に基づいて区分された債権	141	1. 連結財務諸表等	162
(17)資産査定結果	141	(1)連結貸借対照表	162
(18)住宅関連融資	142	(2)連結損益計算書	163
(19)各種ローン金利	142	(3)連結剰余金計算書	164
(20)有形固定資産明細表	143	(4)連結株主資本等変動計算書	165
(21)その他資産明細表	143	(5)連結キャッシュ・フロー計算書	166
(22)未収再保険金の額	144	(6)連結附属明細表	190
(23)支払承諾の残高内訳	144	(7)リスク管理債権	190
(24)支払承諾見返の担保別内訳	144	<b>付 録</b>	192
(25)長期性資産	144	<b>VIII. 営業の拠点</b>	193
<b>3. 負債・資本の明細</b>	145	1. 国内店舗一覧(平成19年7月1日現在)	193
(1)支払備金および責任準備金の額	145	2. 海外営業拠点(平成19年7月1日現在)	202
(2)責任準備金の残高の内訳	145	(1)事務所	202
(3)責任準備金積立水準	146	(2)海外子会社・関連会社	203
(4)貸倒引当金等の残高および増減	146	(3)海外元受代理店	203
(5)資本金等明細表(含む利益準備金および任意積立金)	147	(4)当社が代行を行っている外国保険会社	203
(6)期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)	147	3. 全国損害サービス拠点(平成19年7月1日現在)	204
(7)事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表	148	<b>主な損害保険用語の解説(50音順)</b>	206

# I. 当社の状況および組織

## 1. 当社の沿革

	年月	旧 日本火災海上保険	旧 興亜火災海上保険	旧 太陽火災海上保険	
明治	25年(1892年)	日本火災保険株式会社創業			
	29年(1896年)	日本海上保険株式会社創業 日本酒造火災保険株式会社創業			
	39年(1906年)	日本火災、日本酒造火災を合併			
	40年(1907年)	日本海上、海外での営業開始			
	45年(1912年)	帝国火災保険株式会社創業			
大正	7年(1918年)		中外海上保険株式会社創業		
	8年(1919年)		辰馬海上火災保険株式会社創業		
	9年(1920年)		大北火災保険株式会社創業		
	10年(1921年)		神国海上火災保険株式会社創業		
昭和	5年(1930年)	日本海上、傷害保険、自動車保険発売	中外海上、尼崎海上火災保険株式会社に改称		
	6年(1931年)				
	12年(1937年)	日本火災・日本海上、航空保険発売	尼崎海上、辰馬海上、大北火災、神国海上の4社が合併し、興亜海上火災運送保険株式会社を設立 (本社 大阪市東区北浜)		
	13年(1938年)	日本火災・日本海上・帝国火災、信用保険発売			
	19年(1944年)	日本火災、帝国火災を合併 日本火災、日本海上が合併し、日本火災海上保険株式会社を設立(本社 東京都日本橋区通(現中央区日本橋))			
	23年(1948年)		自動車保険発売 本社を東京都千代田区神田駿河台に移転		
	24年(1949年)	東京証券取引所に上場	傷害保険発売		
	25年(1950年)		信用保険発売		
	26年(1951年)		保証保険発売		太陽火災海上保険株式会社設立 (本社 東京都中央区)
	27年(1952年)	大阪証券取引所に上場 保証保険発売	航空保険発売 本社を東京都中央区日本橋に移転		
	28年(1953年)		東京証券取引所に上場		
	29年(1954年)	損保業界で最初にコンピュータ導入	社名を興亜火災海上保険株式会社に改称		
	30年(1955年)	名古屋証券取引所に上場 日本火災春秋育英会設立 自動車損害賠償責任保険発売	自動車損害賠償責任保険発売		自動車損害賠償責任保険発売
	31年(1956年)	機械保険販売 ロンドン駐在員事務所を開設	機械保険発売		機械保険発売
	32年(1957年)				傷害保険発売
33年(1958年)		保証保険発売			
35年(1960年)	原子力保険発売 賠償責任保険発売 住宅総合保険発売	原子力保険発売 賠償責任保険発売 住宅総合保険発売	原子力保険発売		
36年(1961年)	香港駐在員事務所開設 動産総合保険発売	大阪証券取引所に上場	住宅総合保険発売 自動車保険発売		
37年(1962年)		動産総合保険発売			
39年(1964年)	ニューヨーク駐在員事務所開設		賠償責任保険発売 動産総合保険発売		
40年(1965年)	労働者災害補償責任保険発売				
41年(1966年)	地震保険発売	地震保険発売	地震保険発売		
42年(1967年)			太陽生命保険相互会社、株式会社日本相互銀行(現・株式会社三井住友銀行)と業務提携		

	年月	旧 日本火災海上保険	旧 興亜火災海上保険	旧 太陽火災海上保険
昭和	43年(1968年)	長期総合保険発売	初の積立型保険「長期総合保険」を開発	
	44年(1969年)			信用保険発売
	45年(1970年)	事務センター開設	ニューヨーク駐在員事務所を開設	
	46年(1971年)	中国人民保険会社と貨物保険査定処理業務の相互引受委嘱契約締結		
	47年(1972年)	米国トラベラーズ社と提携	ロンドン駐在員事務所を開設 中国人民保険会社と損害査定代理店契約締結	
	48年(1973年)			労働者災害補償責任保険発売
	49年(1974年)	保証証券業務(ボンド)開始 The Nippon Fire & Marine Insurance Company(U.K.) Limited(現・Nippon Insurance Company of Europe Limited)をロンドンに設立 日火損害調査株式会社(現・日本興亜損害調査株式会社)を設立 所得補償保険発売	保証証券業務(ボンド)開始      所得補償保険発売	航空保険発売      所得補償保険発売
	50年(1975年)	自家用自動車保険(PAP)発売		本社を東京都品川区へ移転
	51年(1976年)	中核代理店制度発足 Malaysia & Nippon Insurans Berhad をクアラ・ Lumpur に設立(平成2年、出資解消)	興亜損害調査株式会社設立 自家用自動車保険(PAP)発売	自家用自動車保険(PAP)発売
	52年(1977年)		Koa Insurance Company(U.K.) Limited(現・NIPPONKOA Insurance Company(Europe) Limited)をロンドンに設立	
	53年(1978年)	東京都中央区日本橋に新本社ビル竣工		
	54年(1979年)		東京都千代田区霞が関に新本社社屋完成・移転 労働災害総合保険発売	
	56年(1981年)	北京駐在事務所開設		
	57年(1982年)	自家用自動車総合保険(SAP)発売 日火マリンサービス株式会社(現・日本興亜マリンサービス株式会社)を設立	自家用自動車総合保険(SAP)発売	自家用自動車総合保険(SAP)発売
	58年(1983年)	費用・利益保険発売	費用・利益保険発売	
	59年(1984年)		興亜マリンサービス株式会社を設立 米国支店をニューヨークに開設	本社を東京都千代田区神田錦町へ移転
	60年(1985年)	The Nippon Management Corporation(現・NIPPONKOA Management Corporation)をニューヨークに設立		
	61年(1986年)		日吉センター開設	
	62年(1987年)		ファーム・バンキングシステムが稼働	
	63年(1988年)	Nippon Management Service(Singapore) Private Limited(現・NIPPONKOA Management Service(Singapore) Private Limited)をシンガポールに設立	国債窓口販売業務開始	

	年月	旧 日本火災海上保険	旧 興亜火災海上保険	旧 太陽火災海上保険	
平成	元年 (1989年)	国債窓口販売業務開始 横浜ビル竣工 (同年日本建築学会文化賞他3賞を受賞) 日本火災ダイヤルサービス株式会社 (現・日本興亜ホットライン二十四株式会社) を設立 介護費用保険発売		国債窓口販売業務開始	
	2年 (1990年)		介護費用保険発売 興亜火災テレホンサービス株式会社を設立		
	3年 (1991年)	P.T. Asuransi Bancbali Nippon Fire (現・P.T.Asuransi Permata NIPPONKOA Indonesia) をインドネシアに設立 日本火災総合研修センター竣工 財団法人日本火災福祉財団 (現・日本興亜福祉財団) を設立	Koa Insurance Company (ASIA) Limited (現・NIPPONKOA Insurance Company (Asia) Limited) を香港に設立	企業費用・利益総合保険発売	
	4年 (1992年)	創業100周年記念式典を開催 日本火災福祉ビジョンを策定			
	5年 (1993年)	「日火江戸川橋ビル」完成、第二本社ビルとして活用	創業75周年記念行事の社会貢献事業、チャリティーバザールを実施		
	8年 (1996年)	大阪にてバックアップセンター稼働 日本火災パートナー生命保険株式会社を設立 (本社 東京都中央区築地)、事業免許取得	興亜火災まごころ生命保険株式会社を設立 (本社 東京都中央区銀座)、事業免許取得	太陽生命保険相互会社と業務提携 (事務の代行を含む)	
	9年 (1997年)			本社を東京都千代田区二番町に移転	
	10年 (1998年)	コールセンター設置 日本火災福祉財団 (現・日本興亜福祉財団)「社会老年学研究所」開設	神戸にてバックアップセンター稼働 「興亜火災の森林 (もり)」創設 人身傷害補償付自動車保険「K.O.A」発売		
	11年 (1999年)	人身傷害補償付自動車保険「かいけつ名人 “スーパーEX”」発売 エヌ・ケイ・リスクコンサルティング株式会社を設立 取締役会の改革と執行役員制度の導入を実施 ALM・リスク管理システム「ALARMS (アラームズ)」本格稼働 株式会社三和銀行、太陽生命保険相互会社、大同生命保険相互会社、東洋信託銀行株式会社、ユニバーサル証券株式会社、興亜火災海上保険株式会社 (社名は全て当時) の業務提携 (フィナンシャル ワン) への参加を発表	株式会社三和銀行、太陽生命保険相互会社、大同生命保険相互会社、東洋信託銀行株式会社、ユニバーサル証券株式会社 (社名は全て当時) との業務提携 (フィナンシャル ワン) を発表	人身傷害補償特約付帯自動車保険発売	
	12年 (2000年)	日本火災海上保険株式会社と興亜火災海上保険株式会社の2001年4月合併を決定			
		くらしの安心保険「MUST II」発売 合併2社による損害調査機能相互利用の全国展開開始 合併2社による共同商品 すまいの総合保険「フルハウス」発売	執行役員制度を導入		

	年月	日本興亜損害保険	旧 太陽火災海上保険	
平成	13年	2月		
	(2001年)	3月		
	4月	日本火災と興亜火災が合併し、日本興亜損害保険株式会社を設立（本社 東京都千代田区霞が関）		
	4月	日本火災パートナー生命と興亜火災まごころ生命が合併し、日本興亜生命保険株式会社を設立（本社 東京都中央区築地）		
	4月	中期経営計画「TRY it!」をスタート（平成15年度まで）		
	4月	代理店介在によるインターネット完結型の自動車保険販売サービス開始		
	4月	投信販売業務開始		
	7月	自動車保険「クルマックス」発売		
	7月	第三分野商品医療保険「メディコ」発売		
	8月	日本興亜損害保険株式会社と太陽生命保険相互会社との業務提携および日本興亜損害保険株式会社と太陽火災海上保険株式会社との合併を発表		
平成	14年	3月		
	(2002年)	3月		
	3月	明治生命保険相互会社他3社との共同出資による介護・健康・医療分野の総合コンサルティング会社「ウェルネスケア・ネットワーク株式会社」設立 介護補償保険発売 太陽生命による当社商品の販売代理開始		
	年月	日本興亜損害保険		
平成	14年	4月		
	(2002年)	6月		
	7月	NIPPONKOA Management Services (Europe) Limited をロンドンに設立		
	15年	3月		厚生年金基金の代行部分（将来分）の返上について認可を取得
	(2003年)	7月		Web型代理店システム「NK-Prime powered by ABC」の展開開始
	8月	中国における保険ビジネスにつき、アメリカン・インターナショナル・アンダーライタース・グレーターチャイナ（AIG：アメリカン・インターナショナル・グループの損害保険部門）と業務提携		
	16年	1月		明治安田生命による当社商品の販売代理開始
	(2004年)	4月		中期経営計画「from ZERO」をスタート（平成17年度まで）
	4月	厚生年金基金の代行部分（過去分）の返上について認可を取得		
	6月	役員退職慰労金制度を廃止		
	7月	安田ライフダイレクト損害保険株式会社を子会社化		
	9月	大連・青島・蘇州駐在員事務所開設、中国6拠点体制へ		
	10月	安田ライフダイレクト損害保険株式会社をそんぽ24損害保険株式会社に社名変更		
	10月	自賠責保険の共同システム（e-JIBAI）の運用開始		
	10月	新コールセンター（CRファクトリー）秋田進出協定に調印		
	12月	自動車保険新損害調査システム稼働		
	17年	3月		双日投資顧問株式会社の全株式を取得
	(2005年)	4月		双日投資顧問株式会社をゼスト・アセットマネジメント株式会社に社名変更
	7月	Web型総合代理店システム「NK-STATION PRO」の展開開始		
	18年	4月		中期経営計画『 <b>KAKUSHIN</b> （革新・核心・確信）』をスタート（平成20年度まで）
	(2006年)	4月		中国で「中国保険学会興亜創新基金」を設立
	4月	ベトナムにおける保険ビジネスにつき、バオベト社と業務提携		
	5月	新コールセンター（CRファクトリー）操業開始		
	5月	ロシアにおける保険ビジネスにつき、インゴストラフ社と業務提携		
	19年	2月		アラブ首長国連邦における保険ビジネスにつき、アブダビ・ナショナル・インシュアランス社と業務提携
	(2007年)	6月		インドのニューデリーに駐在員事務所開設

## 2. 商品の開発状況（平成16年4月以降）

### (1)自動車保険の主な新商品開発・改定

平成16年6月	自家用普通・小型乗用車における新保険料体系（型式別料率クラス制度）の採用	平成17年7月	更正追加返還保険料の口座決済に関する特約の対象契約拡大
6月	運転者夫婦限定割引・運転者本人限定割引の新設	9月	初回保険料口座振替契約の契約締結期限の延長
6月	クルマックスの運転者年齢条件「35歳以上補償」の新設	10月	フリート契約における特約自由の拡大および成績計算期間の通算制度等導入
6月	クルマックスの人身傷害の補償範囲拡大	11月	弁護士費用等担保特約の改定
6月	相手自動車全損時超過修理費等担保特約の新設	平成18年9月	くるまの総合保険「カーBOX」の発売 一般自動車総合保険（SIP）の改定
平成17年2月	事業用各種特約の新設	平成19年6月	低公害自動車割引の対象拡大 人身傷害保険補償内容の一部改定
2月	クルマックスのゴールド免許割引率の拡大		
2月	クルマックスの走行距離区分の廃止		
2月	「長期分割払」の新設		
4月	初回保険料口座振替契約の対象契約拡大		
4月	自賠責保険の基準料率の改定		

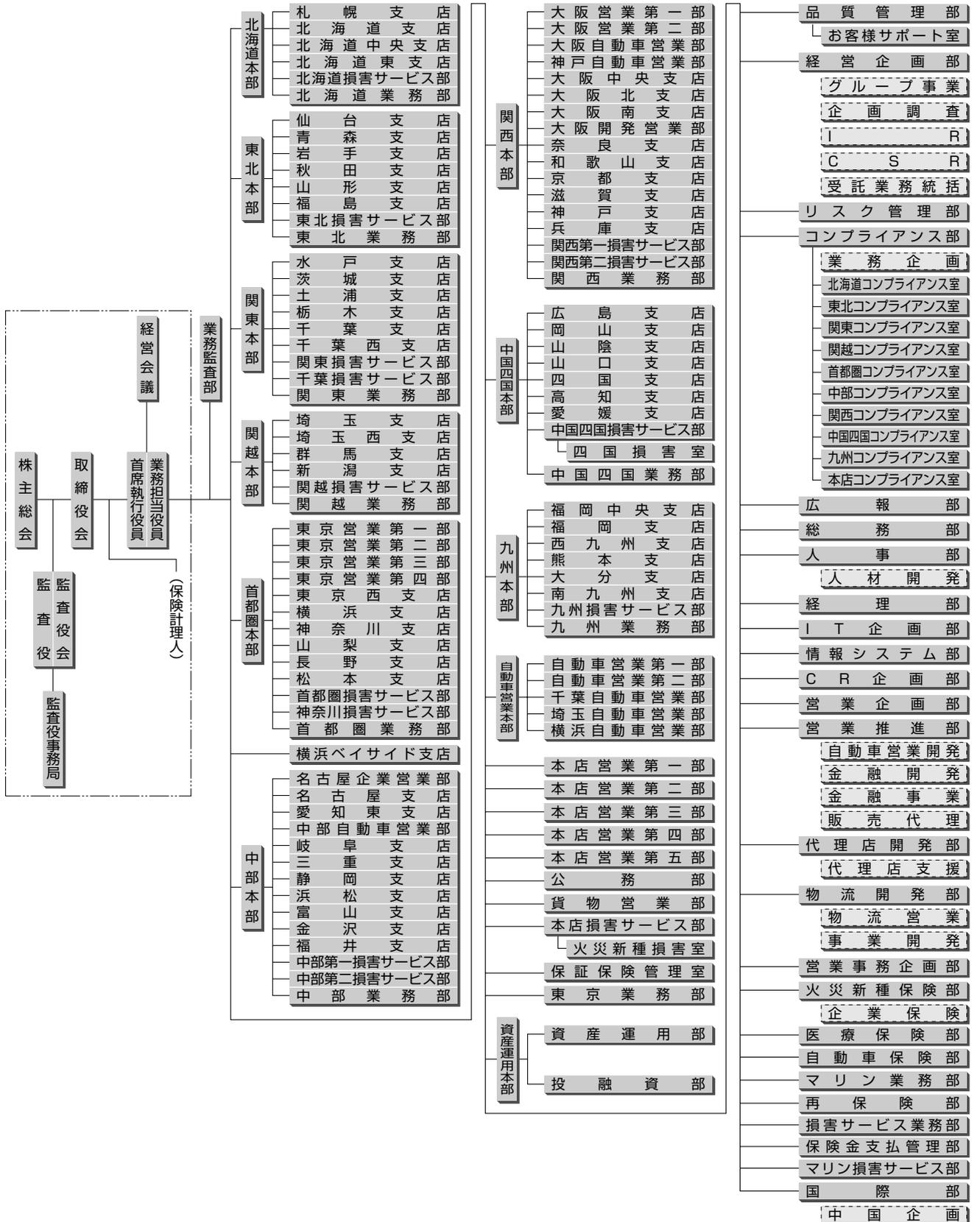
### (2)火災保険・傷害保険等の主な新商品開発・改定

平成16年4月	フルハウス／「損害付帯諸費用担保特約」の新設	平成18年3月	期間限定商品「天候デリバティブ“ジューンブライト”」の発売
5月	「ビルディング総合保険“e”」の改定	4月	新会社法に対応「新D&O（会社役員賠償責任）保険」の発売
6月	フルハウスロング／「家財自動継続特約」の新設	6月	賃貸住宅入居者向火災保険「ハッピータウンⅡ」の改定（親族以外の同居人も補償の対象に含める）
6月	「個人情報漏えい対応保険」の発売	6月	「不正アクセス対応保険」の発売
7月	医療補償保険「メディコ・スリム」の発売	9月	「海外旅行保険」の発売
7月	「メディコ」等の改定	10月	終身型の医療保険「終身メディコ」の改定
10月	海外旅行保険の補償内容の拡大	10月	期間限定商品「天候デリバティブ“WARM BIZ（ウォームビズ）”」の発売
11月	事業活動の安心保険「ビジネスマスター」の発売	平成19年1月	総合賠償責任保険の改定
11月	「個人情報漏えい対応保険」の改定	4月	「フルハウス」、「企業総合保険」、「リブロック」等の火災保険の改定
12月	すまいとおみせの積立保険「リブロック」の発売	4月	事業活動の安心保険「ビジネスマスター」の改定
12月	「マンション・オーナーズ総合保険」の発売		
12月	フルハウス／「類焼損害担保特約」の新設		
平成17年2月	「海外旅行保険“e-ビジネスパック”」の発売		
7月	くらしの安心保険「mew-Z」の発売		
10月	終身型の医療保険「終身メディコ」の発売		
12月	傷害総合保険「安心BOX」の発売		
12月	「マンション・オーナーズ総合保険」の改定		
12月	「管理組合総合保険」の改定		

### 3. 経営の組織

#### (1) 機構図 (平成19年7月1日現在)

当社は本社を東京都に置き、本部・部・室・支店等を下図のとおり設けています。



## (2)国内営業体制 (平成19年7月1日現在)

国内店舗数の状況は、機構図にある11本部、134部・支店・室、13部内室の他、570課・支社・損害サービスセンターとなっています。それぞれの内訳は下記のとおりです（所在地についてはP193～201をご参照ください）。

	本 部	部室支店				部内室			課・支社・センター				(参考)		
		営 業 部 門	損 害 サ ー ビ ス 部 門	業 務 部 門 等	計	損 害 サ ー ビ ス 部 門	業 務 部 門	計	営 業 部 門	損 害 サ ー ビ ス 部 門	業 務 部 門	計	グ ル ー プ	海 外 駐 在 員 事 務 所	営 業 所
地域本部	9	68	13	9	90	1	—	1	383	126	—	509	70	—	27
営業本部	1	5	—	—	5	—	—	—	13	—	—	13	—	—	—
担当制部支店	—	8	2	1	11	1	—	1	32	12	—	44	1	—	—
本 社	1	—	—	28	28	—	11	11	2	—	2	4	50	26	—
合 計	11	81	15	38	134	2	11	13	430	138	2	570	121	26	27

- ・地域本部とは、北海道、東北、関東、関西、首都圏、中部、関西、中国四国、九州の各本部およびその管下の組織をいいます。  
 ・営業本部とは、自動車営業本部および管下の組織をいいます。  
 ・担当制部支店とは、本部制をとらず、執行役員が直接担当する部支店をいいます。(本店営業第一～五部、公務部、貨物営業部、本店損害サービス部、保証保険管理室、横浜ベイサイド支店、東京業務部)  
 ・本社とは、上記以外の組織をいいます。
- ・営業部門とは、営業を行う部、支店、室、課、支社、グループ、営業所などの総称。  
 ・損害サービス部門とは、損害調査および事故対応サービス業務を行う部、室、課、損害サービスセンター、駐在(含む損害サービス部スタッフ)の総称。  
 ・業務部門とは、上記以外の組織の総称。本社(業務監査部を除く)は本社業務部門、本部業務部などは本部業務部門といます。
- ・地域本部の営業部門には、開発営業センターを含みます。  
 ・本社の課・支社・センターの業務部門は、カスタマーセンターです。

## (3)海外営業体制

海外の営業体制についてはP33を、事務所所在地、海外子会社・関連会社、海外元受代理店はP202・203をご参照ください。

## 4. 株主・株式の状況

### (1) 基本事項

<p><b>事業年度</b> 4月1日から翌年3月31日まで</p> <p><b>定時株主総会</b> 4月1日から4か月以内に開催します。</p> <p><b>株主名簿管理人</b> 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社</p> <p><b>同事務取扱場所</b> 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部</p> <p><b>同 取 次 所</b> 三菱UFJ信託銀行株式会社各支店 野村證券株式会社本店、各支店</p> <p><b>基 準 日</b> 定時株主総会 3月31日 期末配当金 3月31日</p>	<p><b>公 告 の 方 法</b> 電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL： <a href="http://www.nipponkoa.co.jp/ir/koukoku/index.html">http://www.nipponkoa.co.jp/ir/koukoku/index.html</a></p> <p><b>上場証券取引所</b> 株式会社東京証券取引所(市場第一部) 株式会社大阪証券取引所(市場第一部) 株式会社名古屋証券取引所(市場第一部)</p>
--	---

### (2) 株主総会議案（第63回定時株主総会）

第63回定時株主総会は、平成19年6月27日(水)当社本店13階会議室において開催されました。報告事項及び決議事項は以下のとおりです。

#### 報告事項

**第63期【平成18年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）】事業報告、計算書類、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件**

本件は、上記の内容について、報告いたしました。

#### 決議事項

##### 第1号議案 剰余金処分の件

本件は、原案どおり承認可決されました。  
期末配当は、1株につき金7円50銭であります。

##### 第2号議案 取締役10名選任の件

本件は、原案どおり取締役に松澤建、兵頭誠、角川与宇、岡田良治、石川達紘、岡部正彦、橋本和生、二宮雅也、篠原哲夫、藤井康秀の10氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

##### 第3号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案どおり監査役に荘敏幸氏が選任され、就任いたしました。

##### 第4号議案 会計監査人選任の件

本件は、原案どおり会計監査人にあらた監査法人が選任され、就任いたしました。

### (3)株式の分布状況 (平成19年3月31日現在)

#### ①株式の総数

発行可能株式総数	発行済株式	種 類	発 行 数	上場証券取引所名
1,500,000,000株		普通株式	826,743,118 株	東京・大阪・名古屋の各証券取引所 (市場第一部)

#### ②所有者別状況

区 分	政府および 地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等 (うち個人)	個人・その他	合 計
株 主 数 <sup>(人)</sup>	—	115	41	581	206	17,233	<b>18,176</b>
所 有 株 式 数 <sup>(千株)</sup>	—	291,232	3,969	100,128	334,301	97,110	<b>826,743</b>
発行済株式総数 に対する割合 <sup>(%)</sup>	—	35.23	0.48	12.11	40.44	11.75	<b>100.00</b>

(注) 1. 自己株式30,555千株は「個人・その他」の欄に含めて記載しています。  
2. 上記「その他の法人」の中には、証券保管振替機構名義の株式が、1千株含まれています。

#### ③地域別状況

地 域	株 式 数 <sup>(千株)</sup>	比 率 <sup>(%)</sup>
北 海 道	2,541	0.31
東 北	6,825	0.83
関 東	425,442	51.46
中 部	25,548	3.09
近 畿	22,893	2.77
中 国	3,516	0.43
四 国	7,784	0.94
九 州	3,284	0.40
外 国	328,906	39.78
合 計	<b>826,743</b>	<b>100.00</b>

#### ④所有数別状況

区 分	100万株 以 上	50万株以上 100万株未満	10万株以上 50万株未満	5万株以上 10万株未満	1万株以上 5万株未満	5,000株以上 1万株未満	1,000株以上 5,000株未満	1,000 株未満	合 計
株 主 数 <sup>(人)</sup>	98	36	137	104	1,400	1,596	9,178	5,627	<b>18,176</b>
株主総数に 対する割合 <sup>(%)</sup>	0.54	0.20	0.75	0.57	7.70	8.78	50.50	30.96	<b>100.00</b>
所有株式数 <sup>(千株)</sup>	711,705	25,942	30,480	6,769	24,365	10,291	16,302	886	<b>826,743</b>
発行済株式総数 に対する割合 <sup>(%)</sup>	86.09	3.14	3.69	0.82	2.95	1.24	1.97	0.11	<b>100.00</b>

(注) 上記「1千株以上5千株未満」の中には、証券保管振替機構名義の株式が、1千株含まれています。

## (4)大株主（平成19年3月31日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
ステートストリートバンクアンド トラストカンパニー （常任代理人 株式会社みずほコーポ レート銀行 兜町証券決済業務室）	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. （東京都中央区日本橋兜町6-7）	122,187	14.78
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社（信託口）	東京都港区浜松町2-11-3	48,545	5.87
ザチェースマンハッタンバンクエヌ エイロンドン （常任代理人 株式会社みずほコーポ レート銀行 兜町証券決済業務室）	WOOLGATE HOUSE COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD ENGLAND （東京都中央区日本橋兜町6-7）	44,042	5.33
日本通運株式会社	東京都港区東新橋1-9-3	35,560	4.30
メロンバンクトリーティアークライア ンツオムニバス （常任代理人 香港上海銀行東京支店）	ONE BOSTON PLACE BOSTON MASSACHUSETTS 02108 U.S.A. （東京都中央区日本橋3-11-1）	29,426	3.56
株式会社 常陽銀行 （常任代理人 日本マスタートラスト 信託銀行株式会社）	茨城県水戸市南町2-5-5 （東京都港区浜松町2-11-3）	24,990	3.02
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社（信託口）	東京都中央区晴海1-8-11	19,295	2.33
太陽生命保険株式会社	東京都港区海岸1-2-3	18,203	2.20
株式会社 千葉銀行	千葉県千葉市中央区千葉港1-2	16,981	2.05
内外汽船株式会社	東京都千代田区有楽町1-6-1	16,800	2.03
計	—	376,032	45.48

（注）上記のほか、当社保有の自己株式30,554株（3.70%）があります。

## (5)配当政策

当社は、損害保険業という公共性の高い事業を営んでいることから、安定した経営基盤を長期にわたり確保していくことが重要であると考えております。

剰余金の処分にあたりましては、業績を勘案しつつ安定的配当を継続して行うとともに、地震その他の異常災

害の発生に備えて、担保力を一層強化するために内部留保の充実に努めることを基本方針としております。

また、内部留保資金につきましては、担保力の増強と経営基盤の一層の強化を図るため、有効に再投資したいと考えております。

## (6)資本金の推移

## ①日本興亜損害保険

（単位：千円）

年月日	増資額	増資後資本金	摘要
平成13年4月2日	-	91,249,175	日本火災海上保険株式会社と興亜火災海上保険株式会社との合併

## ②旧日本火災海上保険

（単位：千円）

年月日	増資額	増資後資本金	摘要
平成4年3月31日	100,124	61,243,546	転換社債の株式への転換 （平成3年4月1日～平成4年3月31日）
	1,343		新株引受権付社債の新株引受権の行使 （平成4年4月1日～平成5年3月31日）
平成5年3月31日	1,999	61,245,546	転換社債の株式への転換 （平成3年4月1日～平成4年3月31日）

③旧 興亜火災海上保険

(単位：千円)

年 月 日	増 資 額	増資後資本金	摘 要
平成5年3月31日	2,502	29,997,123	転換社債の株式への転換 (平成4年4月1日～平成5年3月31日)
平成6年3月31日	6,005	30,003,129	転換社債の株式への転換 (平成5年4月1日～平成6年3月31日)
平成7年3月31日	499	30,003,629	転換社債の株式への転換 (平成6年4月1日～平成7年3月31日)

④旧 太陽火災海上保険

(単位：千円)

年 月 日	増 資 額	増資後資本金	摘 要
平成 8 年4月1日	630,000	1,026,000	有償 第三者割当
平成10年3月1日	4,377,500	5,403,500	有償 第三者割当

(7)最近の新株式発行

①日本興亜損害保険

種 類	発行年月日	発行株式数 (千株)	発行総額 (百万円)	摘 要
普通株式	平成14年4月1日	5,586	—	太陽火災海上保険株式会社との合併

②旧 日本火災海上保険

該当事項はありません。

③旧 興亜火災海上保険

該当事項はありません。

④旧 太陽火災海上保険

種 類	発行年月日	発行株式数 (千株)	発行総額 (百万円)	摘 要
普通株式	平成10年3月1日	10,300	8,755	有償 第三者割当 発行価額850円

(8)最近の社債発行

①日本興亜損害保険

該当事項はありません。

②旧 日本火災海上保険

該当事項はありません。

③旧 興亜火災海上保険

銘柄・発行年月日	発行総額 (百万円)	利 率	転換価額	償還期限
興亜火災海上保険株式会社 第2回無担保転換社債 (昭和62年8月11日)	10,000	年2.0%	833円20銭	平成14年3月29日
興亜火災海上保険株式会社 2002年満期米貨建転換社債 (昭和62年8月11日)	10,589 (70,000千米ドル)	年1.75%	833円20銭	平成14年3月31日

(注) 昭和62年8月11日発行の2002年満期米貨建転換社債は、平成13年3月30日付で残高金額を繰上償還しました。

④旧 太陽火災海上保険

該当事項はありません。

## 5. 役員 の 状況

(平成19年6月27日現在)

役名および職名	氏名 (生年月日)	略 歴	担当業務
取締役会長	まつ ざわ けん 松 澤 健 (昭和13年3月30日生)	昭和35年 4月 日本火災海上保険株式会社入社 以後横浜支店長、本店営業第四部長を経て 平成 元年 6月 取締役首都圏営業本部長 同 3年 6月 常務取締役首都圏営業本部長 同 5年 6月 常務取締役海上営業本部長兼海外営業本部長 同 6年 4月 常務取締役 同 8年 6月 代表取締役専務取締役損害調査本部長 同 10年 4月 代表取締役専務取締役営業推進本部長 同 年 7月 代表取締役社長営業推進本部長 同 11年 6月 代表取締役社長首席執行役員営業推進本部長 同 13年 4月 日本興亜損害保険株式会社 代表取締役社長首席執行役員 同 19年 4月 取締役会長 (現職)	
代表取締役社長 首席執行役員	ひょう どう まこと 兵 頭 誠 (昭和20年1月25日生)	昭和42年 4月 日本火災海上保険株式会社入社 以後首都圏営業第一部長、福島支店長、広島支店 長、企業営業第四部長を経て 平成11年 6月 執行役員企業営業第四部長 同 12年 6月 執行役員東北営業本部長 同 13年 4月 日本興亜損害保険株式会社 執行役員東北本部長 同 年12月 執行役員東北本部長兼岩手支店長 同 14年 3月 常務執行役員本店営業第五部長 同 年 4月 常務執行役員 同 16年 6月 専務執行役員 同 17年 6月 代表取締役副社長執行役員 同 19年 4月 代表取締役社長首席執行役員 (現職)	
代表取締役 副社長執行役員	かど かわ あた う 角 川 与 宇 (昭和22年6月28日生)	昭和45年 4月 日本火災海上保険株式会社入社 以後米州部長、総務部危機管理対応特命部長、 総務部長、総務部長兼総務部IR室長を経て 平成12年 6月 執行役員総務部長兼総務部IR室長 同 13年 4月 日本興亜損害保険株式会社 執行役員総務部長兼総務部IR室長 同 14年 4月 執行役員総務部長 同 年 6月 取締役常務執行役員 同 17年 6月 取締役専務執行役員 同 19年 4月 代表取締役副社長執行役員 (現職)	社長補佐 業務監査、コンプライアンス、保険金支 払管理担当
代表取締役 副社長執行役員	おか だ りょう じ 岡 田 良 治 (昭和22年11月11日生)	昭和46年 4月 日本火災海上保険株式会社入社 以後秘書室長、総合企画部長、日本興亜損害保 険株式会社経営企画部長を経て 平成14年 4月 執行役員関越本部長 同 16年 3月 常務執行役員自動車営業本部長 同 17年 4月 常務執行役員 同 18年 4月 専務執行役員 同 年 6月 取締役専務執行役員 同 19年 6月 代表取締役副社長執行役員 (現職)	社長補佐 品質管理、人事担当
取 締 役	いし かわ たつ ひろ 石 川 達 紘 (昭和14年4月4日生)	昭和40年 4月 東京地方検察庁検事 平成 元年 9月 東京地方検察庁特別捜査部長 同 5年 4月 東京地方検察庁次席検事 同 8年 6月 最高検察庁公判部長 同 9年 2月 東京地方検察庁検事正 同 11年 4月 福岡高等検察庁検事長 同 12年11月 名古屋高等検察庁検事長 同 13年12月 弁護士 (現職) 同 14年 4月 亜細亜大学教授 (現職) 同 年 6月 日本興亜損害保険株式会社取締役 (現職)	(社外取締役、弁護士)

役名および職名	氏名 (生年月日)	略 歴	担当業務
取 締 役	おか へ まさ ひこ 岡 部 正 彦 (昭和13年1月9日生)	昭和36年 4月 日本通運株式会社入社 平成 7年 6月 同社取締役 同 9年 6月 同社常務取締役 同 11年 6月 同社代表取締役社長 同 13年 6月 同社代表取締役社長社長執行役員 同 16年 6月 日本興亜損害保険株式会社取締役 (現職) 同 17年 5月 日本通運株式会社代表取締役会長 (現職)	(社外取締役、日本通運株式会社代表取締役会長)
取 締 役 専務執行役員	はし ちと かず お 橋 本 和 生 (昭和23年6月3日生)	昭和46年 4月 興亜火災海上保険株式会社入社 以後福井支店長、横浜ベイサイド支店長、積立業務部長、火災新種・積立業務部長、商品業務部長、日本興亜損害保険株式会社本店営業第七部長を経て 平成14年 6月 執行役員本店営業第七部長 同 15年 4月 執行役員 同 16年 4月 執行役員関西本部長補佐 同 年 6月 取締役常務執行役員営業戦略副本部長 同 18年 4月 取締役専務執行役員 (現職)	火災新種保険、自動車保険、横浜ベイサイド支店、本店営業第三部担当
専務執行役員 (関西本部長)	いち はし よし のり 市 橋 良 紀 (昭和24年1月22日生)	昭和46年 4月 日本火災海上保険株式会社入社 以後横浜自動車営業部長、自動車営業第一部長、自動車営業開発部長、日本興亜損害保険株式会社岐阜支店長、理事中国四国本部長を経て 平成16年 4月 執行役員中国四国本部長 同 17年 4月 常務執行役員中部本部長 同 19年 6月 専務執行役員関西本部長 (現職)	
取 締 役 常務執行役員	ふた みや まさ や 二 宮 雅 也 (昭和27年2月25日生)	昭和49年 4月 日本火災海上保険株式会社入社 以後秘書室長、日本興亜損害保険株式会社秘書室担当部長、社長室長兼社長室IR室長を経て 平成15年 6月 執行役員社長室長兼社長室IR室長 同 16年 4月 執行役員社長室長兼CR企画部長 同 年 6月 常務執行役員 同 17年 6月 取締役常務執行役員 (現職)	経営企画、リスク管理、総務担当
常務執行役員	き もと しゅう いち 木 元 修 一 (昭和23年1月1日生)	昭和47年 4月 日本火災海上保険株式会社入社 以後広報部長、研修生開発部長、専業代理店部研修生開発室長、広報部長、日本興亜損害保険株式会社広報部長を経て 平成14年 6月 執行役員広報部長 同 17年 4月 常務執行役員広報部長 同 19年 6月 常務執行役員 (現職)	広報、医療保険、マリン業務、マリン損害サービス担当
取 締 役 常務執行役員 (営業推進部長)	しの はら てつ お 篠 原 哲 夫 (昭和24年10月15日生)	昭和49年 4月 日本火災海上保険株式会社入社 以後滋賀支店長、企業営業第四部長、日本興亜損害保険株式会社本店営業第四部長を経て 平成15年 4月 執行役員千葉支店長 同 17年 4月 常務執行役員自動車営業本部長 同 18年 4月 常務執行役員営業推進部長 同 年 6月 取締役常務執行役員営業推進部長 (現職)	CR企画、営業企画、営業推進、代理店開発担当
常務執行役員 (中部本部長)	すず き てい ぞう 鈴 木 貞 三 (昭和26年6月5日生)	昭和50年 4月 日本火災海上保険株式会社入社 以後横浜自動車営業部長、日本興亜損害保険株式会社横浜自動車営業部長、東京営業第四部長を経て 平成16年 6月 執行役員首都圏本部長 同 18年 4月 常務執行役員首都圏本部長 同 19年 6月 常務執行役員中部本部長 (現職)	
常務執行役員 (自動車営業本部長)	わた べ やす お 渡 部 康 雄 (昭和23年8月28日生)	昭和46年 4月 日本火災海上保険株式会社入社 以後山梨支店長、仙台支店長、埼玉支店長、日本興亜損害保険株式会社自動車営業開発部長、理事自動車営業開発部長を経て 平成17年 4月 執行役員自動車営業開発部長 同 18年 4月 常務執行役員自動車営業本部長 (現職)	(自動車メーカー担当) 本店営業第一部担当

役名および職名	氏名 (生年月日)	略 歴	担当業務
常務執行役員 (中国四国本部長)	よし もり あき のぶ 吉 森 彰 宣 (昭和24年8月17日生)	昭和47年 4月 日本火災海上保険株式会社入社 以後大阪北支店長、代理店部中核代理店室長、 神戸支店長、日本興亜損害保険株式会社神戸支 店長、専業代理店部長、販売制度業務部長、理 事大阪営業第三部長を経て 平成17年 4月 執行役員中国四国本部長 同 18年 4月 常務執行役員中国四国本部長 (現職)	
常務執行役員	やま だ てつ や 山 田 哲 也 (昭和25年4月7日生)	昭和49年 4月 日本火災海上保険株式会社入社 以後千葉西支店長、日本興亜損害保険株式会 社貨物営業部長を経て 平成17年 4月 執行役員貨物営業部長 同 18年 4月 常務執行役員 (現職)	物流開発、国際、本店営業第二部、貨物 営業部担当
取 締 役 常務執行役員	ふじ い やす ひで 藤 井 康 秀 (昭和26年12月10日生)	昭和49年 4月 日本火災海上保険株式会社入社 以後再保険部長、日本興亜損害保険株式会社再 保険部長、経理部長を経て 平成17年 4月 執行役員 同 18年 4月 常務執行役員 同 19年 6月 取締役常務執行役員 (現職)	経理、IT企画、情報システム、営業事務 企画担当
常務執行役員 (関東本部長)	はし ちと あき ひさ 橋 本 明 久 (昭和26年12月19日生)	昭和50年 4月 日本火災海上保険株式会社入社 以後千葉自動車営業部長、日本興亜損害保 険株式会社千葉自動車営業部長、新潟支店長を経て 平成16年 6月 執行役員水戸支店長 同 19年 4月 常務執行役員関東本部長 (現職)	
常務執行役員	かし お たかし 榎 尾 孝 (昭和23年12月8日生)	昭和47年 4月 日本火災海上保険株式会社入社 以後和歌山支店長、公務部長、日本興亜損害保 険株式会社公務部長、理事公務部長を経て 平成19年 4月 常務執行役員 (現職)	本店営業第四部、本店営業第五部、公務 部、東京業務部担当
常務執行役員 (東北本部長)	よし くら けん いち 吉 倉 健 一 (昭和25年8月10日生)	昭和50年 4月 日本火災海上保険株式会社入社 以後盛岡支店長、日本興亜損害保険株式会 社長崎支店長、福岡中央支店長を経て 平成17年 3月 執行役員東北本部長 同 19年 6月 常務執行役員東北本部長 (現職)	
常務執行役員 (九州本部長)	かど や 吉 あき 昭 角 屋 吉 昭 (昭和24年11月17日生)	昭和48年 4月 日本火災海上保険株式会社入社 以後山形支店長、日本興亜損害保険株式会 社福岡南支店長、理事福岡支店長を経て 平成17年 6月 執行役員九州本部長 同 19年 6月 常務執行役員九州本部長 (現職)	
常務執行役員	すき たら よし とし 利 鋤 柄 好 利 (昭和22年11月18日生)	昭和45年 4月 日本通運株式会社入社 平成 9年 5月 同社国際輸送事業部管理グループ担当部長 同 13年 2月 同社苫小牧支店長 同 15年 2月 同社警備輸送事業部長 同 年 6月 日本興亜損害保険株式会社顧問 同 年 6月 執行役員 同 19年 6月 常務執行役員 (現職)	特命担当
執行役員 (関越本部長)	すぎ ちと えい じ 杉 元 英 治 (昭和28年5月12日生)	昭和51年 4月 日本火災海上保険株式会社入社 以後自動車営業第二部長、日本興亜損害保 険株式会社自動車営業第二部長、横浜支店長を経て 平成18年 4月 執行役員関越本部長 (現職)	
執行役員 (物流開発部長)	みや さか とし ひこ 宮 坂 寿 彦 (昭和28年5月16日生)	昭和51年 4月 興亜火災海上保険株式会社入社 以後日本興亜損害保険株式会社国際部アジア・ オセアニア地域総轄担当部長、公務部担当部長、 本店営業第一部長を経て 平成18年 4月 執行役員物流開発部長 (現職)	再保険担当
執行役員 (千葉支店長)	つき ちと よし のり 月 本 吉 則 (昭和29年1月30日生)	昭和51年 4月 日本火災海上保険株式会社入社 以後群馬支店長、日本興亜損害保険株式会 社群馬支店長、広島支店長を経て 平成18年 4月 執行役員千葉支店長 (現職)	

役名および職名	氏名 (生年月日)	略 歴	担当業務
執行役員 (資産運用本部長(CIO) 兼資産運用部長)	ない とう たか ゆき 内藤 隆 幸 (昭和27年2月3日生)	昭和50年 4月 株式会社三和銀行入行 平成12年 1月 同行デリバティブ営業部長 同 14年 1月 株式会社UFJ銀行資金証券為替部長(部付) 同 15年 5月 同行資金証券為替部長 同 18年 1月 株式会社三菱東京UFJ銀行本部審議役 同 年 2月 日本興亜損害保険株式会社出向 同 年 4月 日本興亜損害保険株式会社転籍 同 年 6月 執行役員資産運用本部長(CIO) 同 19年 4月 執行役員資産運用本部長(CIO)兼資産運用部長(現職)	
執行役員 (損害サービス業務部長)	やま ぐち ゆう いち 山口 雄 一 (昭和27年4月8日生)	昭和51年 4月 日本火災海上保険株式会社入社 以後日本興亜損害保険株式会社岡山支店担当部長、大阪南支店長、名古屋支店長、損害サービス業務部長を経て 平成18年 6月 執行役員損害サービス業務部長(現職)	損害サービス業務、本店損害サービス部、保証保険管理室担当
執行役員 (火災新種保険部長)	ゆの め かず ひみ 湯目 和 史 (昭和27年11月11日生)	昭和52年 4月 日本火災海上保険株式会社入社 以後日本興亜損害保険株式会社経営企画部企画調査室長、社長室企画調査室長、火災新種保険部長を経て 平成18年 6月 執行役員火災新種保険部長 同 19年 1月 執行役員火災新種保険部長兼医療保険部長 同 年 4月 執行役員火災新種保険部長(現職)	
執行役員 (水戸支店長)	おの の だ しゅん まけ 小野田 俊 介 (昭和28年11月17日生)	昭和52年 4月 日本火災海上保険株式会社入社 以後日本興亜損害保険株式会社福井支店長、本店営業第八部長、本店営業第六部長、本店営業第一部長を経て 平成18年 6月 執行役員本店営業第一部長 同 19年 4月 執行役員水戸支店長(現職)	
執行役員 (コンプライアンス部長)	たか はし しず お 高橋 静 雄 (昭和28年1月4日生)	昭和51年 4月 日本火災海上保険株式会社入社 以後日本興亜損害保険株式会社秋田支店長、コンプライアンス部長兼コンプライアンス部業務推進室長、コンプライアンス部長を経て 平成19年 4月 執行役員コンプライアンス部長(現職)	
執行役員 (北海道本部長)	み い かず お 三井 和 夫 (昭和28年11月8日生)	昭和53年 4月 日本火災海上保険株式会社入社 以後日本興亜損害保険株式会社千葉自動車営業部長、栃木支店長を経て 平成19年 4月 執行役員北海道本部長(現職)	
執行役員 (首都圏本部長)	やま ちと こう し 山本 浩 士 (昭和29年12月17日生)	昭和53年 4月 日本火災海上保険株式会社入社 以後日本興亜損害保険株式会社火災新種保険部企業保険室長、火災新種保険部企業開発室長、本店営業第二部長を経て 平成19年 6月 執行役員首都圏本部長(現職)	
監 査 役 (常 勤)	しやう とし ゆき 荘 敏 幸 (昭和21年11月30日生)	昭和44年 4月 日本火災海上保険株式会社入社 以後滋賀支店長、山口支店長、名古屋ヒルトン株式会社出向、日本火災海上保険株式会社京都支店長、日本興亜損害保険株式会社京都支店長を経て 平成15年 6月 監査役(現職)	
監 査 役 (常 勤)	いし い けん 石井 憲 (昭和22年12月27日生)	昭和45年 4月 興亜火災海上保険株式会社入社 以後仙台支店長、本店営業第四部長、本店営業第三部長、日本興亜損害保険株式会社マリノ業務部長、理事物流開発部長を経て 平成16年 6月 監査役(現職)	

役名および職名	氏名 (生年月日)	略歴	担当業務
監査役	よし いけ まさ ひろ 吉池正博 (昭和15年3月23日生)	昭和38年 4月 太陽生命保険相互会社入社 平成 2年 7月 同社取締役 同 3年 4月 同社常務取締役 同 7年 7月 同社代表取締役社長 同 15年 4月 太陽生命保険株式会社代表取締役社長 同 16年 1月 同社代表取締役会長 (現職) 同 年 4月 株式会社T&Dホールディングス代表取締役会長 同 年 6月 日本興亜損害保険株式会社監査役 (現職) 同 17年 6月 株式会社T&Dホールディングス代表取締役会長退任	(社外監査役、太陽生命保険株式会社代表取締役会長)
監査役	しが が へい 志賀 平 (昭和23年11月23日生)	昭和42年10月 日本航空株式会社入社 同 44年12月 同社退社 平成 5年 4月 検事 同 10年 4月 弁護士 (現職) 同 16年 6月 日本興亜損害保険株式会社監査役 (現職)	(社外監査役、弁護士)
監査役	わく い よう じ 涌井洋治 (昭和17年2月5日生)	昭和39年 4月 大蔵省入省 平成 7年 5月 同省大臣官房長 同 9年 7月 同省主計局長 同 11年 7月 社団法人日本損害保険協会副会長 同 16年 6月 日本たばこ産業株式会社代表取締役会長 同 18年 6月 同社取締役会長 (現職) 同 年 6月 日本興亜損害保険株式会社監査役 (現職)	(社外監査役、日本たばこ産業株式会社取締役会長)

## 6. 従業員の状況

### (1) 従業員の状況 (平成19年3月31日現在)

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
8,567名	40.3歳	12.5年	7,426,563円

- (注) 1.従業員には執行役員、退職者等を含みません。  
 2.平均年間給与には、賞与および基準外賃金を含みます。  
 3.平均年齢および平均勤続年数は、小数点第2位を切り捨てて小数点第1位までで表示しています。

### (2) 定期採用者数の推移

激しい変化の中にある損害保険業界において、当社の社員には今後起こるであろう様々な変化を予測し、それを自分の事として捉え、フレキシブルに対応することが求められます。この考えのもと、当社は、「自ら考え、自

律的に行動し、学び続ける人材」を求め積極的な採用活動を行っております。この結果、定期採用者数の推移は下記のとおりとなりました。

採用区分	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
キャリアアップコース・グローバル (全国型:旧総合職)		158名	126名	129名
キャリアアップコース・エリア (地域型:新設)		—	—	5名
スキルアップコース・エリア (地域型:旧一般職)		214名	246名	152名
計		372名	372名	286名

### (3) 人材育成・人材開発

#### 1. 人材育成基本理念

激しい変化の中にある損害保険業界において、当社の社員には、「すべての活動の原点をお客様に」おき、今後起こるであろう様々な変化を予測し、それを自分の事として捉え、フレキシブルに対応することが求められます。

この考えのもと、次の5つの理念に基づいて積極的な採用活動を行うと共に、社員の育成に努めていきます。

#### 人材育成基本理念

- ・自ら考え、自律的に行動し、学び続ける人材を育成します。
- ・お客様を原点において業務を遂行することができる人材を育成します。
- ・保険のプロとしての自覚を持ち、チャレンジ精神旺盛な人材を育成します。
- ・上司の最大の責務は部下の育成とし、目標面接制度とOJTを核に据えた人材育成に取組みます。
- ・社員同士が切磋琢磨し、互いに学び合える教育風土を創ります。

#### 2. 目標面接制度

面接を通して目標を設定し、期中の進捗管理と期末の総括・評価を行う「目標面接制度」を採用しています。

この制度では、社員一人ひとりが、個別・具体的に設定した目標(業績目標・能力開発目標)について上司と面談を行い、目標の達成に向けて計画的に仕事と能力開発をすす

めていくことにより、業務能力の向上はもちろん、「自ら考え、自律的に行動し、学び続ける」チャレンジ精神旺盛な人材を育成することを狙いとしています。

#### 3. OJT

各職場でのOJTは、目標面接制度と並んで人材育成の核となるものです。

業務知識・スキル・ノウハウは、実際の仕事を通してはじめて、しっかり身につけることができます。そして、後進の指導・育成は社員の重要な仕事であり、企業の持続的な発展には後進の育成が欠かせません。

この観点から、それぞれの職場で、それぞれの社員が、どのような知識・スキル・ノウハウを修得し、そして向上させていくべきかを管理職がきちんと認識し、目標面接制度と有機的に組み合わせて個別に社員を指導しています。なお、部支店長は部支店教育推進責任者として全体を統括指導する体制としています。

#### 4. 人材ディベロップメント体系

社員の長期的なキャリア形成を展望した将来設計図である「人材ディベロップメント体系」を構築しています。

人材ディベロップメント体系は、社員の能力開発とキャリア開発を支援するための様々な仕組みとして、各種研修やセミナー、通信教育、公的資格取得奨励制度等の自己啓

発支援策等を設けているほか、各職場でのOJTを中心とした人材育成も重視しています。

能力開発を支援する仕組みは複数ありますが、その中心に各種研修があります。研修は「気づく」機会と位置付けられ、研修受講と並行しての自己啓発への取り組みや、職場でのOJTの推進により、知識・スキル・ノウハウを着実に行動につなげ、能力開発を支援する仕組みとしています。

キャリア開発を支援する仕組みは、ライフステージ毎に異なります。入社から定年まで、約40年に亘るライフステージを「キャリア開発」「キャリア拡充」「自己認識」の各期に分け、各ステージ毎に社員個人々のキャリア開発を支援する仕組みとしています。

年代層	ライフステージ	支援内容
20代	キャリア開発期	・キャリアディベロップメントプラン ・キャリアカウンセリング
30代	キャリア拡充期	・リーダーアセスメント研修
40代		・キャリアデザインセミナー

## 5. 研修

研修にはその受講形態により、集合研修とTV研修とがあります。

### (1) 集合研修

研修内容により、次の3つに区分して展開しています。

#### ① 階層別研修

各階層にふさわしい業務遂行を行うために必要な知識・スキルの修得を目指しています。

#### 主な階層別研修

- ・新任部支店長研修
- ・課支社長・SC長フォローアップ研修
- ・新任課支社長・SC長研修
- ・リーダーアセスメント研修
- ・入社3年次研修
- ・入社2年次研修
- ・レベルアップ研修
- ・入社時研修

#### ② 部門別研修

各部門の社員として必要な専門知識・スキル・ノウハウの修得を目指しています。

#### 主な部門別研修

- 〔営業部門〕
- ・営業力強化セミナー
- ・チャネル担当別専門研修
- 〔損害サービス部門〕
- ・SCマネジメント研修
- ・専門研修
- ・本部PT
- 〔IT・システム部門〕
- ・ITプロセス研修
- ・システム運用研修
- ・担当システムスキル研修

#### ③ 課題別研修

重要な個別・具体的課題を解決・達成していくための知識・スキル・ノウハウの修得を目指しています。(各種スキルアップセミナー他)

### (2) TV研修

2006年度より導入した「TV研修」は、TV会議システムを活用したオンデマンド型研修(必要な研修を、必要なとき、必要な社員に)の提供をコンセプトに、常に最新のコンテンツを用意して全国の拠点に配信しています。

また、前記のほか、職場ニーズに応じた研修を実施するため、本部研修制度・部支店研修制度を設けています。

## 6. 自己啓発

「社員が自ら学ぶ風土」を醸成・発展させるために、そして、「すべての活動の原点をお客様に」において業務を遂行することができる人材の育成のために、以下のような自己啓発の支援を行っています。

- ① e-Learning
- ② 通信教育
- ③ 公的資格取得奨励制度
- ④ ビデオライブラリー

## 7. 海外研修プログラム

海外研修制度(海外留学:MBA取得2年コース、海外研修:1年コース)や「NIBS(日本興亜インターナショナルビジネスセミナー)等により、グローバルな業務展開に向けた、広い視野と価値観を持った人材育成にも積極的に取り組んでいます。

## (4) 福利厚生制度

法律で定められている社会保険等の福利厚生制度のほか、以下の諸制度を実施しています。

- ・慶弔見舞金制度
- ・財形貯蓄制度
- ・社員持株会
- ・住宅資金貸付制度
- ・企業年金基金制度
- ・保養施設、スポーツ施設
- ・社宅、独身寮

## II. 設備の状況

### 1. 設備投資等の概要

平成18年度の設備投資は、主として損害保険事業において業務効率化の観点を中心に実施いたしました。このうち主なものは、システム機器の整備（5億円）であります。

### 2. 主な設備の状況

平成19年3月31日現在の主要な設備の状況は下記のとおりです。

#### (1) 日本興亜損害保険株式会社

(単位：百万円)

店名 (所在地)	所属出先 機関	事業の種類別 セグメントの名称	帳簿価額			従業員数	摘要
			土地(面積㎡)	建物	動産		
本店 (東京都千代田区)	店 25	損害保険業	26,743 (111,950.07)	16,501	5,626	1,833 <sup>人</sup>	賃借料 1,008
北海道本部 (札幌市中央区) 他管下4支店	15	損害保険業	716 ( 6,774.11)	1,005	187	411	賃借料 147
東北本部 (仙台市青葉区) 他管下6支店	25	損害保険業	2,732 ( 10,025.97)	1,293	263	520	賃借料 110
関東本部 (東京都台東区) 他管下6支店	25	損害保険業	3,437 ( 11,012.77)	1,456	322	736	賃借料 163
関越本部 (さいたま市大宮区) 他管下4支店	19	損害保険業	2,892 ( 7,303.47)	1,161	222	551	賃借料 236
首都圏本部 (東京都豊島区) 他管下7支店	30	損害保険業	2,384 ( 7,428.93) [404.02]	3,333	363	988	賃借料 616
中部本部 (名古屋市中区) 他管下9支店	26	損害保険業	3,318 ( 9,734.04)	1,491	360	977	賃借料 461
関西本部 (大阪市西区) 他管下9支店	23	損害保険業	5,774 ( 6,310.62)	3,748	429	1,124	賃借料 438
中国四国本部 (広島市中区) 他管下7支店	27	損害保険業	2,749 ( 7,673.27)	1,747	321	764	賃借料 241
九州本部 (福岡市博多区) 他管下6支店	26	損害保険業	820 ( 4,217.43)	747	270	663	賃借料 275

(注) 横浜ベイサイド支店は首都圏本部に含めて記載しております。

#### (2) 国内子会社

(単位：百万円)

会社名	店名 (所在地)	所属出先 機関(店)	事業の種類別 セグメントの名称	帳簿価額			従業員数	摘要
				土地 (百万円) (面積㎡)	建物 (百万円)	動産 (百万円)		
日本興亜生命 保険株式会社	本店 (東京都中央区) 他10支店	-	生命保険業	-	12	163	367 <sup>人</sup>	賃借料 207
そんぼ24損害 保険株式会社	本店 (東京都豊島区)	-	損害保険業	-	114	410	289	賃借料 214

## (3)在外子会社

(単位：百万円)

会社名	店名 (所在地)	所属出先 機関(店)	事業の種類別 セグメントの名称	帳簿価額			従業員数	摘要
				土地 (百万円) (面積㎡)	建物 (百万円)	動産 (百万円)		
NIPPONKOA Insurance Company (Europe) Limited	本店 (英国 ロンドン) 他 5 支店	-	損害保険業	-	-	83	10 <sup>人</sup>	賃借料 8
Nippon Insurance Company of Europe Limited	本店 (英国 ロンドン) 他 6 支店	-	損害保険業	-	-	-	-	-
NIPPONKOA Insurance Company of America	本店 (米国 ニューヨーク)	2	損害保険業	-	-	-	-	賃借料 7
NIPPONKOA Insurance Company (Asia) Limited	本店 (中国 香港)	-	損害保険業	-	-	12	25	賃借料 38
NIPPONKOA Management Services (Europe) Limited	本店 (英国 ロンドン)	-	損害保険業	-	-	73	11	賃借料 8

(注) 1. 上記は全て営業用設備であります。

2. 土地及び建物の一部を賃借しております。賃借料は4,184百万円であります。土地の面積については、[ ] で外書きしております。

3. 上記の他、主要な賃借用設備として以下のものがあります。

(単位：百万円)

会社名	設備名	帳簿価額	
		土地 (面積㎡)	建物
提出会社	肥後橋ビル(大阪市西区)	1,665 (1,977.98)	2,303
提出会社	銀座ビル(東京都中央区)	47 (1,172.40)	1,932
提出会社	大分駅前ビル(大分市)	107 ( 517.64)	132

4. 上記の他、主要な設備のうちリース契約によるものは以下のとおりであります。

(単位：百万円)

会社名	設備の内容	年間リース料
提出会社	電子計算機及びその周辺機器	331

## 3. 設備の新設、除却等の計画

## 重要な設備の新設

会社名 設備名	所在地	事業の種類別 セグメントの名称	内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完成予定年月	
				総額(百万円)	既支払額(百万円)		着手	完成
提出会社 日本橋ビル	東京都中央区	損害保険業	建物新築	9,100	3	自己資金	平成19年 6月	平成21年 6月

## Ⅲ. 当社および子会社等の概況

### 1. 主要な事業の内容

#### (1) 損害保険事業

##### ① 損害保険事業

損害保険事業については、国内においては当社のほかそんぼ24損害保険株式会社が、海外においては当社のほかニッポンコウア・インシュアランス・カンパニー(ヨーロッパ)リミテッドを始めとする次の子会社等が営んでいます。

(平成19年7月1日現在)

会社名	本社所在地	設立日	主な事業内容	資本金	当社が所有する議決権の割合	当社子会社等が所有する議決権の割合
そんぼ24損害保険株式会社	東京都豊島区	平成11. 12. 6	損害保険業務	190億円	100%	—
ニッポンコウア・インシュアランス・カンパニー(ヨーロッパ)リミテッド	ロンドン	昭和52.10.13	損害保険業務	1,000万£	100%	—
ニッポン・インシュアランス・カンパニー・オブ・ヨーロッパ・リミテッド	ロンドン	昭和49. 7. 1	損害保険業務	1,500万£	100%	—
ニッポンコウア・インシュアランス・カンパニー(アジア)リミテッド	香港	平成 3. 2.20	損害保険業務	5,000万HK\$	90%	—
ピーティー・アシュアランシ・ブルマタ・ニッポンコウア・インドネシア	ジャカルタ	平成 3. 1.23	損害保険業務	250億Rp	49%	—

※「子会社等」とは、連結財務諸表規則第2条(定義)に定める子会社及び関連会社を指します。

※前期記載していたニッポンコウア・インシュアランス・カンパニー・オブ・アメリカは平成19年4月25日付で全ての株式を売却しました。

##### ② 損害保険関連事業

損害保険関連事業としては、日本興亜損害調査株式会社が当社の委託により損害調査業務を行うなど、次の子会社等がそれぞれの委託業務を行っています。

(平成19年7月1日現在)

会社名	本社所在地	設立日	主な事業内容	資本金	当社が所有する議決権の割合	当社子会社等が所有する議決権の割合
日本興亜損害調査株式会社	東京都中央区	昭和49.12.10	自動車保険の損害調査業務	4,000万円	100%	—
日本興亜マリンサービス株式会社	東京都中央区	昭和57. 6. 7	海上・運送保険の損害調査業務	1,000万円	100%	—
日本興亜ホットライン24株式会社	東京都中央区	平成 1. 4.21	事故受付・保険相談業務	3,000万円	100%	—
ニッポンコウア・マネジメント・コーポレーション	ニューヨーク	昭和60. 2.12	損害保険代理業務、調査等	500万US\$	100%	—
ニッポンコウア・マネジメント・サービス(シンガポール)プライベート・リミテッド	シンガポール	昭和63. 6.11	損害保険代理業務	100万S\$	100%	—
ニッポンコウア・マネジメント・サービス(ヨーロッパ)リミテッド	ロンドン	平成14. 7. 4	損害保険代理業務	1万£	—	100%
ニッポンコウア・インシュアランス・ブローカー(タイランド)カンパニー・リミテッド	バンコク	平成17. 4.29	損害保険媒介業務	400万Baht	—	25%
エヌ・ケイ・リスクコンサルティング株式会社	東京都中央区	昭和62. 6.29	リスクコンサルティング業務	1,000万円	10%	66%
エヌ・ケイ・プランニング株式会社	東京都渋谷区	昭和55. 5.23	保険募集業務	4,500万円	10%	50%

※「子会社等」とは、連結財務諸表規則第2条(定義)に定める子会社及び関連会社を指します。

## ③ 資産運用関連事業

資産運用関連事業については、次の子会社等が営んでいます。

(平成19年7月1日現在)

会社名	本社所在地	設立日	主な事業内容	資本金	当社が所有する議決権の割合	当社子会社等が所有する議決権の割合
日本興亜クレジットサービス株式会社	東京都中央区	昭和59. 7. 16	消費者ローン業務	1,000万円	10%	40%
ゼスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区	平成9. 11. 18	投資顧問業	3億円	100%	—
タクト・アセットマネジメント・インク	デラウェア	平成10. 9. 11	投資顧問業	25万US\$	—	100%
タクト・テクニシャンファンド・リミテッド	ケイマン	平成14. 9. 10	投資事業	10c	—	100%

※「子会社等」とは、連結財務諸表規則第2条（定義）に定める子会社及び関連会社を指します。

## ④ 総務・事務受託等関連事業

総務・事務受託等関連事業については、当社業務に付随する業務の一部を次の子会社等に委託しています。

(平成19年7月1日現在)

会社名	本社所在地	設立日	主な事業内容	資本金	当社が所有する議決権の割合	当社子会社等が所有する議決権の割合
日本興亜オフィスサービス株式会社	東京都台東区	昭和49. 1. 29	社屋の管理・文書配送業務	2,000万円	100%	—
日本興亜情報サービス株式会社	東京都中央区	昭和45. 9. 1	電子計算機の操作業務	1,000万円	100%	—
日本興亜キャリアスタッフ株式会社	東京都中央区	昭和57. 9. 30	人材派遣	1億円	100%	—
日本興亜ビジネスサービス株式会社	横浜市港北区	昭和58. 4. 1	コンピューターデータ入力業務 契約内務処理	3,500万円	100%	—
エヌ・ケイ・システムズ株式会社	東京都中央区	昭和46. 12. 13	ソフトウェアの開発業務	3,000万円	10%	21%
日本興亜エージェンシーサービス株式会社	東京都中央区	平成 3. 8. 1	代理店向け研修・教育業務	1,000万円	100%	—

※「子会社等」とは、連結財務諸表規則第2条（定義）に定める子会社及び関連会社を指します。

※前期記載していた日本興亜能力開発センター株式会社は平成19年3月31日付で解散しました。

※前期記載していた株式会社京都壬生苑は平成18年11月17日付で第三者に株式を譲渡し、子会社等に該当しなくなりました。

## (2) 生命保険事業

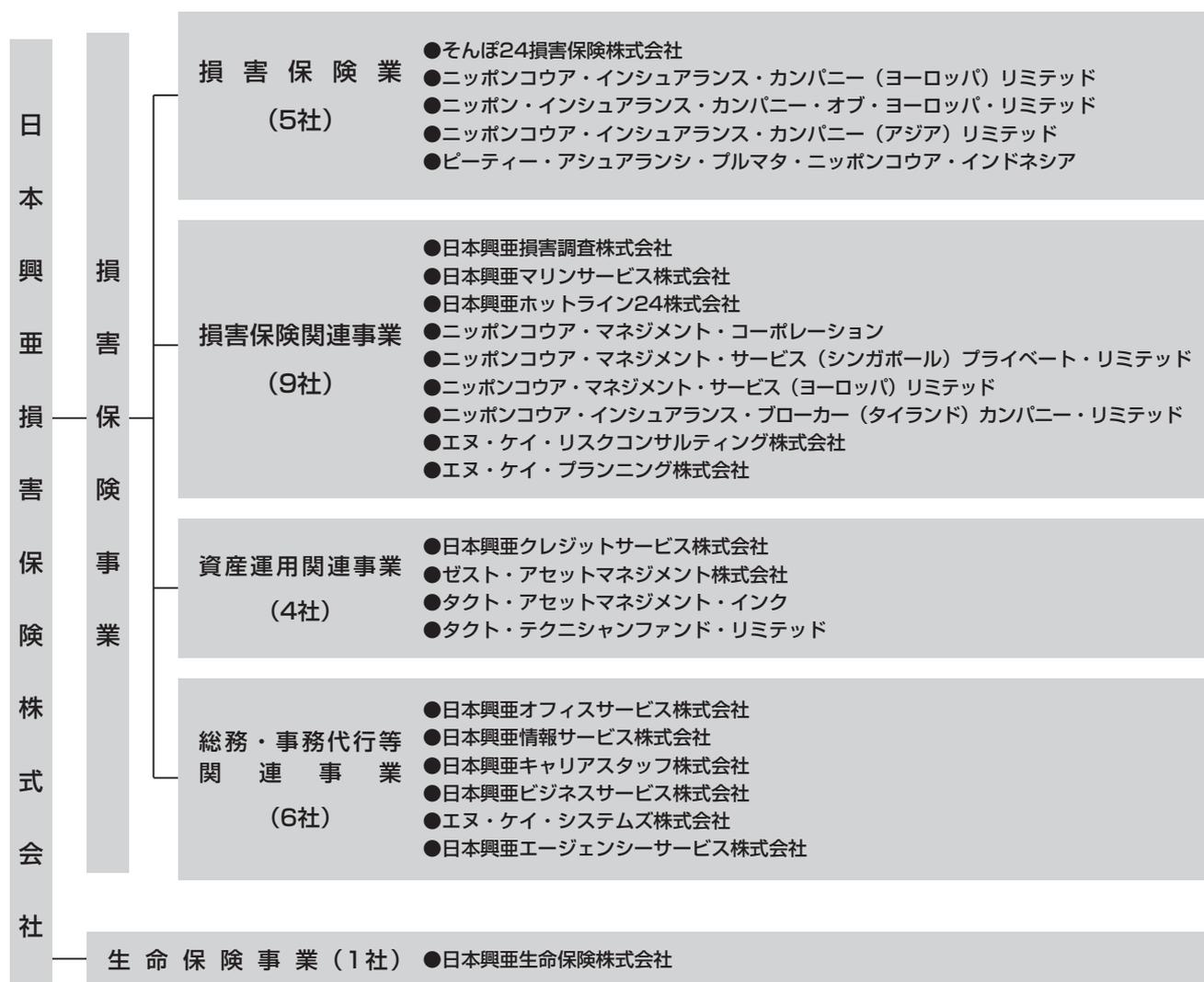
生命保険事業については、子会社である日本興亜生命保険株式会社が営んでいます。

(平成19年7月1日現在)

会社名	本社所在地	設立日	主な事業内容	資本金	当社が所有する議決権の割合	当社子会社等が所有する議決権の割合
日本興亜生命保険株式会社	東京都中央区	平成 8. 8. 8	生命保険業務	200億円	100%	—

※「子会社等」とは、連結財務諸表規則第2条（定義）に定める子会社及び関連会社を指します。

## 2. 組織の構成 (平成19年7月1日現在)



## 業務および経理の状況

## IV. 主要な業務の状況

### 1. 平成18年度の事業概況

#### ■事業環境

平成18年度のわが国経済は、企業収益の改善が続く中で、民間設備投資が増加するとともに、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費も堅調に推移するなど、景気は内需を中心として緩やかな回復を続けました。

損害保険業界におきましては、自由化・規制緩和の進展により競争が激化する一方、適時・適切な保険金のお支払いという保険会社の根幹をなす業務が十分に機能せず、費用保険金等の付随的な保険金の支払漏れや、第三分野商品における保険金の不適切な不払いが当社を含め多数発生していることが判明いたしました。また、火災保険の募集における構造級別等の不適切な適用に関する問題も表面化し、社会からの信頼を大きく損ねることとなりました。

当社ではこれらの事実を重く受け止め、今後かかる事態を発生させないために、以下の再発防止策を策定・実施いたしました。

まず、経営管理態勢の改善・強化を図るため、経営陣が保険金支払状況・問題点を把握し、その改善策を統括する態勢の整備を目的として「保険金適正支払委員会」を設置いたしました。また、業務の各プロセスにまたがる課題を部門横断で解決し、お客様の利便性の向上を図るため「品質向上委員会」を設置いたしました。さらに、「社外の目」を取り入れ、経営の透明性を高めるため、取締役会の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置いたしました。

保険金支払管理態勢の検証・見直しにつきましては、保険金支払に関する高度な法律的・医学的判断を要する事案などについて審議する、社外専門家をメンバーとした「保険金審査会」を設置いたしました。また、保険金の支払漏れの根絶を目指し、事案の適切性の点検・検証及び損害調査の各プロセスにおける点検を強化するため「保険金支払管理部」を設置するとともに、保険金支払担当部門の要員を大幅に増強いたしました。さらに、商品開発部門と保険金支払担当部門の相互交流によるスキルアップ及びノウハウ向上を図るため、医療保険の商品開発部門と保険金支払担当部門を統合した「医療保険部」を設置いたしました。

商品開発態勢の見直し・整備につきましては、商品開発時の関連部門間の連携体制及び経営の関与・決裁などを定めた「保険商品の開発及び改定に関する規程」を制定するとともに、同規程に基づく「商品レビュー会議」（平成19年4月以降は「商品開発レビュー会議」に改称）を商品開発の各段階で開催し、保険募集・保険金支払・システム等の各関連部門間の連携・相互牽制機能を確保することいたしました。

お客様対応態勢の整備につきましては、お客様からの保険金支払に関する苦情・ご照会・ご相談などを専門スタッフが受け付ける窓口として「保険金相談コーナー」を設

置いたしました。

保険募集態勢の整備につきましては、お客様に保険商品の内容をより理解していただくため、重要事項説明書を刷新し、契約概要や注意喚起情報などをご提供するとともに、契約内容がお客様のニーズに応じた適正な内容となっていることを確認するため、「説明・点検運動」を平成19年4月より開始することいたしました。また、既にご契約いただいている火災保険について、ご契約内容の適正化を図るため、構造級別等の一斉調査を実施いたしました。さらに、代理店の業務遂行状況等の点検や代理店コンプライアンス研修を一斉に実施し、募集態勢の整備に努めました。

なお、当社は、第三分野商品について保険金の不適切な不払いを多数起こしたことに関し、平成19年3月、金融庁より保険業法に基づく業務の一部停止命令及び業務改善命令を受けました。当社といたしましてはこの行政処分を厳粛に受け止め、業務改善計画を策定し、お客様からの信頼回復に全力をあげて努めてまいります。

#### ■実施した施策

当社は、平成18年度から3年間の新中期経営計画『**KAKUSHIN**（革新・核心・確信）』をスタートさせ、その初年度として、次のような施策を展開いたしました。

まず、事故対応につきましては、過去の付随的な保険金の支払漏れや第三分野商品における不適切な不払いについての徹底調査を実施するとともに、適時・適切な保険金支払態勢の構築に努めました。また、「損調Challenge3」を策定し、常にお客様の視点に立って業務を遂行するとともに、早期支払の実現や事故対応サービスの品質向上を図るなど、お客様満足度の向上に努めました。

商品開発面につきましては、わかりやすく付加価値の高い商品をタイムリーにご提供することに努めました。まず、主力商品である自動車保険を全面的に刷新し、補償を統廃合することにより特約を大幅に削減するなどお客様にとってわかりやすく、必要なものを最適な形で提供する新自動車保険「カーBOX」を発売いたしました。また、従来の「海外旅行傷害保険」をリニューアルし、「旅行キャンセル費用担保特約」や「トラベルカルテ割引サービス」を導入した「海外旅行保険」を発売するなど、お客様のニーズにお応えした商品開発に努めました。

営業態勢につきましては、安定的・継続的な増収と収益の確保を実現するため、営業部門の社員一人ひとりが3つのテーマに挑戦する「営業Challenge3」を策定・推進するとともに、「代理店Challenge3」の徹底により、業務力・販売力に優れた販売網の構築に努めました。また、お客様対応力のさらなる向上を図るため、秋田市にコールセンター施設「CRファクトリー」を新設し、平成18年5月、業務を開始いたしました。海外におきましては、ロシ

ア連邦のインゴストラフ・インシュアランス・カンパニー、ベトナム社会主義共和国のベトナム・インシュアランス・コーポレーション及びアラブ首長国連邦のアブダビ・ナショナル・インシュアランスとそれぞれ包括的な業務提携契約を締結し、海外におけるサービス態勢の強化を図りました。また、グループ戦略会社であるそんぽ24損害保険株式会社は、平成19年3月、100億円の増資を行い、当社がその全額を引き受けました。これにより、同社の財務基盤をより強固なものとし、健全性の向上を図ることにより、日本興亜保険グループとしてお客様への対応力をより一層強化してまいります。

確定拠出年金（DC）事業につきましては、中小企業向け総合型DC「日本興亜DCエコノミープラン」や、友好金融機関との提携DCプランの推進により、運営管理機関の受託を大幅に拡大いたしました。

法人のお客様に対するサービスにつきましては、環境への関心が高まる中、環境に配慮した事業活動を行う事業者に与えられる「エコアクション21」の認証に関して、その取得を目指すお客様向けに、認証取得支援サービスの提供を開始いたしました。

また、企業の社会的責任（CSR）に対する取組みにつきましては、その内容を当社ホームページ上に「環境・社会レポート」として掲載してまいりましたが、当社のCSR活動をよりご理解いただくために、内容をさらに充実させた冊子「日本興亜保険グループの社会的責任（CSR）2006」を発行いたしました。

## ■損益の状況

このような施策により事業活動を展開いたしました結果、当年度の業績は次のとおりとなりました。

まず、経常収益につきましては、保険引受収益が8,810億円、資産運用収益が813億円、その他経常収益が22億円となった結果、9,646億円となり、前年度に比べて236億円の増加となりました。

一方、経常費用につきましては、保険引受費用が7,910億円、資産運用費用が136億円、営業費及び一般管理費が1,333億円、その他経常費用が21億円となった結果、9,401億円となり、前年度に比べて258億円の増加となりました。

この結果、経常利益は245億3千万円となり、これに特別損益を加減し、税効果会計による調整後の法人税等を控除した当期純利益は134億2千万円となり、前年度に比べて1億5千万円の増加となりました。

## ■保険引受の概況

保険引受収益のうち正味収入保険料につきましては、7,033億円となり、前年度に比べて0.7%の減少となりました。一方、保険引受費用のうち正味支払保険金につ

きましては、4,246億円となった結果、正味損害率は65.5%となり、前年度に比べて2.8ポイントの上昇となりました。

また、保険引受に係る営業費及び一般管理費につきましては、1,269億円となった結果、正味事業費率は35.5%となり、前年度に比べて0.2ポイントの低下となりました。これらに収入積立保険料、満期返戻金、支払備金繰入額、責任準備金戻入額などを加減した保険引受損益は、前年度に比べて368億円の減少となり、357億円の損失となりました。

## ■保険種目別の概況

### ①火災保険

基幹商品「すまいの総合保険 フルハウス」や「企業総合保険」を中心に、積極的な販売活動を展開いたしました。住宅ローン等に関連する新規契約が減少したことなどから、正味収入保険料は1,043億円となり、前年度に比べて1.6%の減少となりました。一方、正味損害率は56.2%となり、前年度に比べて9.7ポイントの上昇となりました。

### ②海上保険

特約自由方式や自由料率の特色を活かし、お客様の多様なニーズにお応えしたオーダーメイド商品の販売推進などにより、積荷保険において増収いたしました結果、正味収入保険料は192億円となり、前年度に比べて7.0%の増加となりました。一方、正味損害率は43.2%となり、前年度に比べて5.4ポイントの低下となりました。

### ③傷害保険

「傷害総合保険 安心BOX」や「海外旅行保険」などを中心に積極的な販売活動を展開いたしました。積立型契約の販売減少などにより、正味収入保険料は592億円となり、前年度に比べて0.8%の減少となりました。一方、正味損害率は54.1%となり、前年度に比べて6.9ポイントの上昇となりました。

### ④自動車保険

新自動車保険「カーBOX」を中心に積極的な販売活動を展開いたしました。車両の小型化による単価の下落などにより、正味収入保険料は3,356億円となり、前年度に比べて0.7%の減少となりました。一方、正味損害率は67.0%となり、前年度に比べて0.9ポイントの上昇となりました。

### ⑤自動車損害賠償責任保険

販売網の拡充を中心としたシェアアップ策を推進いたしました。正味収入保険料は1,037億円となり、前年度に比べて3.2%の減少となりました。一方、正味損害率は79.2%となり、前年度に比べて3.4ポイントの上昇となりました。

## ⑥その他

賠償責任保険や建設工事保険などが増収いたしました結果、正味収入保険料の合計額は811億円となり、前年度に比べて2.5%の増加となりました。一方、正味損害率は67.2%となり、前年度に比べて0.3ポイントの上昇となりました。

## ■資産運用の概況

当年度末におきまして、総資産は3兆3,930億円となり、また、運用資産は3兆2,402億円となりました。

資産運用にあたりましては、市場リスクを適切にコントロールしながら、長期的に高い収益を目指す運用を拡大するとともに、投資効率の向上と価格変動リスクの軽減のために、引き続き株式・不動産等の残高圧縮に努めました。また、お客様からお預りした積立保険料の運用におきましては、国債・高格付けの社債及び優良先への貸付金を中心に安定的な収益の獲得と信用リスクの抑制に努めました。その結果、利息及び配当金収入は566億円となり、前年度に比べて54億円の増加となりました。

## ■当社が対処すべき課題

今後のわが国経済は、引き続き緩やかな景気回復が見込まれるものの、その先行きにつきましては予断を許さないものがあります。

損害保険業界におきましては、引き続き競争の激化が進む一方で、保険金のお支払いや保険募集に関する一連の問題に対して再発防止策を徹底し、一日も早く社会からの信頼を回復することが求められております。

当社といたしましては、平成19年3月に受けました金融庁による行政処分を厳粛に受け止め、全ての業務をお客様の視点で見直し、真に信頼される会社を目指して以下の取り組みを行ってまいります。

まず、経営管理態勢のさらなる改善・強化を図るため、お客様・代理店・社員の声を一元的に管理・分析した上で改善策の検討を本社各部に指示・勧告し、実行を管理することを目的として「品質管理部」を設置し、「品質向上委員会」の機能を移転いたします。また、保険金支払管理態勢の整備に向けて権限と責任を明確にするるとともに、改善の速度を加速させるため「保険金適正支払委員会」を改編し、「保険金適正支払会議」を設置いたします。さらに、内部監査の実効性及び深度を確保するため、業務監査部の要員を増強いたします。

保険金支払管理態勢の改善・強化につきましては、「保険金審査会」の審査対象事案を拡大するとともに、審査会内に弁護士や医師が参加する「第三分野審査分科会」及び「一般審査分科会」を新設いたします。また、保険金をお支払いしない事案で、お客様から苦情申立てのあった事案につきましては、全件「保険金審査会」において再審査を行うとともに、保険金をお支払いしない事案に関するお客様からの不服申立てを、社外の弁護士が直接受け付

ける「不払い事案不服申立て窓口」を新設いたします。さらに、保険金支払実務に携わる担当者に対し、商品知識のほか事務処理、専門知識等（法令・約款解釈・医療知識・判例動向等）の要素を取り入れた更新制の資格制度を設けます。

契約者保護、契約者利便の改善・強化につきましては、お客様の声（苦情）に対応する際の基本方針（「苦情対応方針」）を策定・公表し、研修を通じて役職員及び代理店に周知徹底いたします。また、苦情発生件数・事例・その改善状況等を当社ホームページにて開示し、毎月内容を更新するとともに、第三分野商品の不適切な不払い事案及び「保険金審査会」において協議された事案についても全件開示いたします。さらに、苦情対応態勢の強化を図るため、「お客様サポート室（お客様相談室より改称）」の要員を増強いたします。

法令等遵守態勢の改善・強化につきましては、各地域本部に本社コンプライアンス部直轄の「地域コンプライアンス室」を設置し、代理店への業務監査機能等を強化するとともに、部支店への改善指示権限を付与いたします。また、社員・代理店に対する教育・研修を一層充実させ、法令等遵守意識の向上に努めてまいります。

当社といたしましては、お客様からの信頼を回復することを最優先課題と位置づけ、上記の取り組みをはじめとして、全ての業務のあり方をお客様の視点に立って見直し、お客様本位の姿勢を再徹底するとともに、問題の再発防止のために経営管理態勢及び内部管理態勢の強化・徹底に努めてまいります。

また、中期経営計画『**KAKUSHIN**（革新・核心・確信）』の2年度目として、規模の拡大と事業費の改善の実現に向け、引き続き事業構造の抜本的な革新を断行し、あらゆる面でより進化した保険グループとなるよう取り組んでまいります。

全ての事業活動の原点をお客様に置き、コンプライアンスをさらに徹底するとともにリスク管理を強化し、業務品質の向上に努めるなど、企業としての社会的責任を遂行することによって、お客様に選ばれ真に信頼される企業を目指してまいりますので、株主のみならず、なお、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

注 各計数の表示及び計算は次のとおりであります。

- (1) 保険料等の金額及び株数は記載単位未満を切り捨てて表示し、増減率等の比率は小数点第2位を四捨五入し小数点第1位まで表示しております。
- (2) 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料
- (3) 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 正味収入保険料

## 2. 主要な業務の状況を示す指標の推移

(単位：億円)

項目	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	(平成14年4月1日から 平成15年3月31日まで)	(平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで)	(平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで)	(平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)	(平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)
正味収入保険料 (対前期増減率)	7,212 (6.7%)	7,285 (1.0%)	7,228 (△0.8%)	7,083 (△2.0%)	7,033 (△0.7%)
経常収益	10,279	10,151	10,325	9,410	9,646
経常利益(又は経常損失) (対前期増減率)	△367 (-)	457 (-)	225 (△50.8%)	267 (18.9%)	245 (△8.4%)
当期純利益(又は当期純損失) (対前期増減率)	△286 (-)	158 (-)	145 (△8.4%)	132 (△8.8%)	134 (1.1%)
正味損害率	55.2%	53.4%	64.5%	62.7%	65.5%
正味事業費率	35.4%	35.5%	34.4%	35.7%	35.5%
利息及び配当金収入 (対前期増減率)	495 (△12.2%)	471 (△4.9%)	474 (0.7%)	512 (8.0%)	566 (10.6%)
運用資産利回り (インカム利回り)	1.89%	1.79%	1.80%	1.99%	2.25%
資産運用利回り (実現利回り)	△0.14%	2.75%	3.67%	2.31%	3.77%
資本金 (発行済株式総数)	912 (843,743千株)	912 (833,743千株)	912 (833,743千株)	912 (833,743千株)	912 (826,743千株)
純資産額	4,401	5,929	5,786	7,893	7,612
総資産額 (積立勘定残高)	30,827 (13,895)	32,588 (13,234)	32,029 (12,519)	34,777 (11,833)	33,930 (11,071)
責任準備金残高	23,037	22,966	22,444	21,857	21,184
貸付金残高	4,391	3,735	3,521	2,835	2,394
有価証券残高	19,498	23,434	23,396	26,639	26,562
ソルベンシー・マージン比率	840.7%	996.9%	1,016.7%	1,057.2%	1,024.3%
自己資本比率	14.3%	18.2%	18.1%	22.7%	22.4%
1株当たり純資産額	528.04円	720.02円	711.44円	982.71円	955.82円
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	7.00円 (-)	7.50円 (-)	7.50円 (-)	7.50円 (-)	7.50円 (-)
1株当たり当期純利益 (又は1株当たり当期純損失)	△33.98円	19.05円	17.68円	16.31円	16.75円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	-	-	17.68円	16.31円	16.74円
自己資本利益率	△5.8%	3.1%	2.5%	1.9%	1.7%
株価収益率	-	36.6倍	41.6倍	65.8倍	60.3倍
配当性向	-	39.4%	42.4%	46.0%	44.8%
従業員数	8,800人	8,321人	8,181人	8,249人	8,567人

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、平成14年度は純損失が計上されており、また、潜在株式がないため、平成15年度は潜在株式がないため記載していません。
2. 純資産額の算定にあたり、平成18年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
3. 正味損害率については「IV. 3. (7) 正味支払保険金」の(注)を、正味事業費率については「IV. 3. (11) 正味事業費率」の(注)をご参照ください。
4. ソルベンシー・マージン比率については、「IV. 7. ソルベンシー・マージン比率」をご参照ください。
5. 運用資産利回り(インカム利回り)＝利息及び配当金収入(金銭の信託運用益および金銭の信託運用損に含まれる利息及び配当金収入相当額を含む)÷平均運用額
6. 資産運用利回り(実現利回り)＝資産運用損益(資産運用収益十積立保険料等運用益－資産運用費用)÷平均運用額
7. 当社は平成14年4月1日を合併期日として太陽火災と合併しています。平成14年度の対前期増減率の基準となる前事業年度の計数は、日本興亜損保と旧太陽火災両社の計数を合算したものによっています。

### 3. 保険引受に関する指標

#### (1) 正味収入保険料

(単位：百万円)

種 目	平成 16 年度			平成 17 年度			平成 18 年度		
	金 額	構成比(%)	増減率(%)	金 額	構成比(%)	増減率(%)	金 額	構成比(%)	増減率(%)
火 災	109,010	15.1	△4.2	106,088	15.0	△2.7	104,351	14.9	△1.6
海 上	16,722	2.3	5.3	17,990	2.5	7.6	19,241	2.7	7.0
傷 害	61,955	8.6	△3.4	59,756	8.4	△3.5	59,293	8.4	△0.8
自 動 車	343,828	47.5	0.1	338,116	47.8	△1.7	335,636	47.8	△0.7
自動車損害賠償責任	112,674	15.6	△1.3	107,218	15.1	△4.8	103,735	14.7	△3.2
そ の 他	78,665	10.9	2.3	79,148	11.2	0.6	81,112	11.5	2.5
(うち賠償責任)	(34,444)	(4.8)	(8.3)	(35,820)	(5.1)	(4.0)	(37,540)	(5.3)	(4.8)
合 計	722,858	100.0	△0.8	708,319	100.0	△2.0	703,371	100.0	△0.7

(注) 正味収入保険料：元受および受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものです。

#### (2) 元受正味保険料 (含む収入積立保険料)

(単位：百万円)

種 目	平成 16 年度			平成 17 年度			平成 18 年度		
	金 額	構成比(%)	増減率(%)	金 額	構成比(%)	増減率(%)	金 額	構成比(%)	増減率(%)
火 災	169,970	19.1	△2.8	164,454	19.7	△3.2	163,640	20.0	△0.5
海 上	17,712	2.0	5.3	18,887	2.3	6.6	20,407	2.5	8.0
傷 害	157,084	17.6	△18.8	115,857	13.9	△26.2	98,194	12.0	△15.2
自 動 車	350,570	39.2	△0.1	344,529	41.3	△1.7	342,039	42.0	△0.7
自動車損害賠償責任	111,258	12.5	△3.3	105,160	12.6	△5.5	105,598	12.9	0.4
そ の 他	85,264	9.6	△0.2	85,378	10.2	0.1	86,281	10.6	1.1
(うち賠償責任)	(35,513)	(4.0)	(7.7)	(36,775)	(4.4)	(3.6)	(38,590)	(4.7)	(4.9)
合 計	891,860	100.0	△4.8	834,268	100.0	△6.5	816,162	100.0	△2.2
従業員1人当たり保険料	109,016千円			101,135千円			95,268千円		

(注) 1. 元受正味保険料 (含む収入積立保険料)：元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものです (積立型保険の積立保険料部分を含みます)。  
2. 従業員1人当たり保険料＝元受正味保険料 (含む収入積立保険料)÷従業員数

#### (3) 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

(単位：%)

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
国 内 契 約	98.3	98.2	98.2
海 外 契 約	1.7	1.8	1.8

(注) 上表は、収入保険料 [元受正味保険料 (除く収入積立保険料) と受再正味保険料の合計] について、国内契約および海外契約の割合を記載しています。

#### (4) 解約返戻金

(単位：百万円)

種 目	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
火 災	14,343	13,470	12,675
海 上	434	433	367
傷 害	30,740	32,487	41,974
自 動 車	3,102	2,951	2,743
自動車損害賠償責任	3,741	3,703	3,796
そ の 他	2,560	2,851	2,956
(うち賠償責任)	(215)	(216)	(711)
合 計	54,923	55,898	64,514

(注) 解約返戻金とは元受解約返戻金、受再解約返戻金および積立解約返戻金の合計額をいいます。

## (5) 受再正味保険料

(単位：百万円)

種 目	平成 16 年度			平成 17 年度			平成 18 年度		
	金 額	構成比(%)	増減率(%)	金 額	構成比(%)	増減率(%)	金 額	構成比(%)	増減率(%)
火 災	4,631	4.4	6.4	4,426	4.4	△4.4	4,889	5.0	10.5
海 上	3,754	3.6	△4.6	3,929	3.9	4.7	3,766	3.9	△4.2
傷 害	959	0.9	495.1	1,088	1.1	13.5	1,246	1.3	14.5
自 動 車	3,924	3.7	△2.4	3,792	3.8	△3.4	3,210	3.3	△15.3
自動車損害賠償責任	88,262	83.5	△0.8	83,764	82.9	△5.1	80,132	82.4	△4.3
そ の 他	4,118	3.9	△26.4	3,960	3.9	△3.9	3,965	4.1	0.1
(うち賠償責任)	(158)	(0.2)	(△45.6)	(168)	(0.2)	(6.3)	(163)	(0.2)	(△3.1)
合 計	105,651	100.0	△1.3	100,962	100.0	△4.4	97,211	100.0	△3.7

## (6) 支払再保険料 (出再正味保険料)

(単位：百万円)

種 目	平成 16 年度			平成 17 年度			平成 18 年度		
	金 額	構成比(%)	増減率(%)	金 額	構成比(%)	増減率(%)	金 額	構成比(%)	増減率(%)
火 災	26,819	20.5	16.5	28,480	22.4	6.2	28,852	22.6	1.3
海 上	4,744	3.6	△2.6	4,826	3.8	1.7	4,932	3.9	2.2
傷 害	468	0.4	△51.2	470	0.4	0.4	522	0.4	11.0
自 動 車	2,942	2.2	△0.3	2,884	2.3	△2.0	2,897	2.3	0.4
自動車損害賠償責任	86,846	66.3	△3.3	81,707	64.3	△5.9	81,994	64.4	0.4
そ の 他	9,162	7.0	△16.8	8,585	6.8	△6.3	8,193	6.4	△4.6
(うち賠償責任)	(1,226)	(0.9)	(△16.5)	(1,123)	(0.9)	(△8.4)	(1,213)	(1.0)	(8.1)
合 計	130,984	100.0	△1.3	126,954	100.0	△3.1	127,394	100.0	0.3

## (7) 正味支払保険金

(単位：百万円)

種 目	平成 16 年度			平成 17 年度			平成 18 年度		
	金 額	構成比(%)	正味損害率(%)	金 額	構成比(%)	正味損害率(%)	金 額	構成比(%)	正味損害率(%)
火 災	89,132	20.8	85.5	45,551	11.1	46.5	54,708	12.9	56.2
海 上	6,665	1.6	41.2	8,546	2.1	48.6	8,108	1.9	43.2
傷 害	23,575	5.5	42.7	25,507	6.2	47.2	29,090	6.9	54.1
自 動 車	194,313	45.2	62.1	205,156	50.2	66.1	205,899	48.5	67.0
自動車損害賠償責任	66,007	15.4	64.6	75,515	18.5	75.8	76,559	18.0	79.2
そ の 他	49,124	11.5	68.0	48,730	11.9	66.9	50,254	11.8	67.2
(うち賠償責任)	(19,094)	(4.5)	(60.3)	(21,599)	(5.3)	(64.8)	(24,141)	(5.7)	(68.9)
合 計	428,819	100.0	64.5	409,007	100.0	62.7	424,621	100.0	65.5

(注) 1. 正味支払保険金：元受および受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものです。

2. 正味損害率＝(正味支払保険金＋損害調査費)÷正味収入保険料

## (8) 元受正味保険金

(単位：百万円)

種 目	平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
火 災	102,192	22.1	50,644	12.0	54,264	12.7
海 上	6,446	1.4	8,661	2.1	8,990	2.1
傷 害	23,198	5.0	24,806	5.9	28,286	6.6
自 動 車	194,500	42.2	204,876	48.4	205,449	48.1
自動車損害賠償責任	86,643	18.8	84,864	20.1	78,790	18.5
そ の 他	48,588	10.5	48,447	11.5	51,171	12.0
(うち賠償責任)	(17,434)	(3.8)	(21,012)	(5.0)	(24,471)	(5.7)
合 計	461,569	100.0	422,300	100.0	426,954	100.0

### (9)受再正味保険金

(単位：百万円)

種 目	平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度	
	金 額	構成比 <sup>(%)</sup>	金 額	構成比 <sup>(%)</sup>	金 額	構成比 <sup>(%)</sup>
火 災	2,113	2.8	2,043	2.4	4,639	5.3
海 上	2,301	3.0	2,446	2.8	1,951	2.2
傷 害	453	0.6	767	0.9	859	1.0
自 動 車	2,415	3.2	2,204	2.6	2,366	2.7
自動車損害賠償責任	66,007	87.4	75,515	87.6	76,559	87.0
そ の 他	2,290	3.0	3,224	3.7	1,600	1.8
(うち賠償責任)	(1,782)	(2.4)	(873)	(1.0)	(976)	(1.1)
合 計	75,581	100.0	86,201	100.0	87,977	100.0

### (10)回収再保険金（出再正味保険金）

(単位：百万円)

種 目	平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度	
	金 額	構成比 <sup>(%)</sup>	金 額	構成比 <sup>(%)</sup>	金 額	構成比 <sup>(%)</sup>
火 災	15,173	14.0	7,136	7.2	4,196	4.6
海 上	2,082	1.9	2,561	2.6	2,833	3.1
傷 害	75	0.1	66	0.1	56	0.1
自 動 車	2,602	2.4	1,924	1.9	1,916	2.1
自動車損害賠償責任	86,643	80.0	84,864	85.2	78,790	87.3
そ の 他	1,754	1.6	2,941	3.0	2,517	2.8
(うち賠償責任)	(122)	(0.1)	(286)	(0.3)	(1,306)	(1.4)
合 計	108,332	100.0	99,494	100.0	90,311	100.0

### (11)正味事業費率

(単位：百万円)

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
保険引受に係る事業費	248,387	253,087	249,407
(保険引受に係る営業費及び一般管理費)	(122,558)	(129,213)	(126,972)
(諸手数料及び集金費)	(125,829)	(123,873)	(122,434)
正 味 事 業 費 率	34.4%	35.7%	35.5%

(注) 正味事業費率=(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料

### (12)正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位：%)

種 目	平成 16 年度			平成 17 年度			平成 18 年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火 災	85.5	43.3	128.8	46.5	45.0	91.6	56.2	45.1	101.3
海 上	41.2	36.1	77.3	48.6	36.4	85.0	43.2	37.1	80.3
傷 害	42.7	48.9	91.6	47.2	51.5	98.6	54.1	50.4	104.5
自 動 車	62.1	31.9	94.1	66.1	32.6	98.7	67.0	32.3	99.3
自動車損害賠償責任	64.6	16.9	81.5	75.8	19.1	94.9	79.2	18.9	98.1
そ の 他	68.0	45.7	113.7	66.9	47.3	114.1	67.2	45.9	113.1
(うち賠償責任)	(60.3)	(45.9)	(106.2)	(64.8)	(47.6)	(112.5)	(68.9)	(47.3)	(116.3)
合 計	64.5	34.4	98.9	62.7	35.7	98.4	65.5	35.5	100.9

(注) 1. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料  
 2. 正味事業費率=(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料  
 3. 合算率(コンバインド・レシオ)=正味損害率+正味事業費率

## (13) 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位：%)

種 目	平成 17 年度			平成 18 年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火 災	43.6	43.6	87.2	70.0	45.2	115.2
海上	51.7	31.4	83.1	49.4	32.4	81.8
傷害	48.3	50.4	98.7	57.2	49.9	107.1
(うち医療)				(43.6)		
(うちがん)				(43.2)		
(うちその他)				(58.7)		
自動車	65.5	32.2	97.7	70.5	32.1	102.6
その他	68.6	43.7	112.3	77.4	42.4	119.8
(うち賠償責任)	(81.4)	(46.8)	(128.2)	(92.8)	(46.5)	(139.3)
合 計	59.8	37.6	97.4	69.3	37.6	106.9

- (注) 1. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。  
 2. 発生損害率＝(出再控除前の発生損害額＋損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料  
 3. 事業費率＝(支払諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料  
 4. 合算率(コンバインド・レシオ)＝発生損害率＋事業費率  
 5. 出再控除前の発生損害額＝支払保険金＋出再控除前の支払準備金積増額  
 6. 出再控除前の既経過保険料＝収入保険料－出再控除前の未経過保険料積増額  
 7. 「傷害」に内訳記載しております「医療」及び「がん」は国内元受を対象とし、海外元受・受再は「その他」に区分しております。  
 8. 傷害保険に付帯されている疾病特約は「医療」に含めております。  
 9. 介護費用保険については、出再控除前の既経過保険料が負となるため、その他の内訳記載を省略しております。

## (14) 保険引受利益

(単位：百万円)

種 目	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
火 災	△42,767	△1,322	△14,305
海上	2,482	2,284	628
傷害	4,212	△1,336	△5,796
自動車	12,520	23,285	3,317
自動車損害賠償責任	-	-	-
その他	△12,411	△21,802	△19,592
(うち賠償責任)	(△5,965)	(△11,053)	(△11,363)
合 計	△35,962	1,108	△35,747

- (注) 保険引受利益＝保険引受収益－(保険引受費用＋保険引受に係る営業費及び一般管理費)±その他収支  
 なお、その他収支は自動車損害賠償責任保険等に係る法人税等相当額などです。

## (15) 積立型保険の契約者配当金

積立型保険では、保険期間が満了し満期を迎えられたご契約者に対して、満期返戻金をお支払いするとともに、保険期間中の積立保険料の運用益が予定利率を上回った場合には、毎月の満期契約ごとに契約者配当金を計算してお支払いしています。

従って、契約者配当金は毎月変動しますが、平成16年度から平成18年度の間に満期を迎えられたご契約者にお支払いした契約者配当金の額は以下のとおりとなっています（各年度につき、4月と10月の実績を例示しています）。

### 〈主要な保険種目における契約者配当金実績〉

#### ① 日本興亜損害保険契約、旧 日本火災海上保険契約

満期返戻金10万円につき（円）

満 期 月	保険期間 払込方法	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	15年
		平成16年 4月	一時払	0	0	0	0	0	0	0	0
	年 払	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	半年払	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	月払・団体扱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
平成16年10月	一時払	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,030
	年 払	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,190
	半年払	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,060
	月払・団体扱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	950
平成17年 4月	一時払	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,360
	年 払	0	0	0	0	0	0	0	0	0	360
	半年払	0	0	0	0	0	0	0	0	0	310
	月払・団体扱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	270
平成17年10月	一時払	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,880
	年 払	0	0	0	0	0	0	0	0	0	260
	半年払	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200
	月払・団体扱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	170
平成18年 4月	一時払	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,410
	年 払	0	0	0	0	0	0	0	0	0	150
	半年払	0	0	0	0	0	0	0	0	0	120
	月払・団体扱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	90
平成18年10月	一時払	0	0	0	0	0	0	0	0	0	830
	年 払	0	0	0	0	0	0	0	0	0	90
	半年払	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50
	月払・団体扱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40

## ②旧 興亜火災海上保険契約

満期返戻金10万円につき (円)

満 期 月	保険期間 払込方法	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	15年
		平成16年 4月	一時払			0	0	0	0	0	0
	年 払			0	0	0	0	0	0	0	
	半年払			0	0	0	0	0	0	0	
	月払・団体扱			0	0	0	0	0	0	0	
平成16年10月	一時払			0	0	0	0	0	0	0	5,980
	年 払			0	0	0	0	0	0	0	1,170
	半年払			0	0	0	0	0	0	0	1,040
	月払・団体扱			0	0	0	0	0	0	0	930
平成17年 4月	一時払				0	0	0	0	0	0	2,320
	年 払				0	0	0	0	0	0	350
	半年払				0	0	0	0	0	0	300
	月払・団体扱				0	0	0	0	0	0	260
平成17年10月	一時払				0	0	0	0	0	0	1,850
	年 払				0	0	0	0	0	0	250
	半年払				0	0	0	0	0	0	200
	月払・団体扱				0	0	0	0	0	0	160
平成18年 4月	一時払					0	0	0	0	0	1,380
	年 払					0	0	0	0	0	150
	半年払					0	0	0	0	0	110
	月払・団体扱					0	0	0	0	0	90
平成18年10月	一時払					0	0	0	0	0	800
	年 払					0	0	0	0	0	80
	半年払					0	0	0	0	0	50
	月払・団体扱					0	0	0	0	0	40

## ③旧 太陽火災海上保険契約

満期返戻金10万円につき (円)

満 期 月	保険期間 払込方法	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
		平成16年 4月	一時払		0	0	0	0	0	0
	年 払		0	0	0	0	0	0	0	0
	半年払		0	0	0	0	0	0	0	0
	月払・団体扱		0	0	0	0	0	0	0	0
平成16年10月	一時払		0	0	0	0	0	0	0	0
	年 払		0	0	0	0	0	0	0	0
	半年払		0	0	0	0	0	0	0	0
	月払・団体扱		0	0	0	0	0	0	0	0
平成17年 4月	一時払			0	0	0	0	0	0	0
	年 払			0	0	0	0	0	0	0
	半年払			0	0	0	0	0	0	0
	月払・団体扱			0	0	0	0	0	0	0
平成17年10月	一時払			0	0	0	0	0	0	0
	年 払			0	0	0	0	0	0	0
	半年払			0	0	0	0	0	0	0
	月払・団体扱			0	0	0	0	0	0	0
平成18年 4月	一時払				0	0	0	0	0	0
	年 払				0	0	0	0	0	0
	半年払				0	0	0	0	0	0
	月払・団体扱				0	0	0	0	0	0
平成18年10月	一時払				0	0	0	0	0	0
	年 払				0	0	0	0	0	0
	半年払				0	0	0	0	0	0
	月払・団体扱				0	0	0	0	0	0

## (16) 積立型保険の予定利率 (平成16年4月以降)

〈積立傷害保険・積立火災保険・積立自動車保険〉

保険始期 保険期間	平成16年4月～
2年	0.20%
3～4年	0.30%
5～9年	0.50%
10年以上	1.00%

〈年金払積立傷害保険〉

保険始期 保険料払込 期間+据置期間	平成16年 4月 ～平成16年 9月	平成16年10月～
	9年以下	0.55%
10年	0.85%	0.85%
11年以上	1.20%	1.20%

〈財形傷害保険〉

適用期間	平成16年 4月～
	1.50%

〈積立いきいき生活傷害保険・すまいとおみせの積立保険 (スーパーリブロック)〉

保険始期 保険期間	平成16年4月	平成16年5月	平成16年6月 ～平成16年7月	平成16年8月 ～平成16年9月	平成16年10月	平成16年11月 ～平成17年 1月	平成17年2月	平成17年3月
3年	販売中止	販売中止	販売中止	販売中止	販売中止	販売中止	販売中止	販売中止
4年	販売中止	販売中止	販売中止	販売中止	販売中止	販売中止	販売中止	販売中止
5年	販売中止	販売中止	販売中止	販売中止	販売中止	販売中止	販売中止	販売中止
6年	0.60%	0.75%	0.80%	1.00%	0.90%	0.75%	0.70%	0.60%

保険始期 保険期間	平成17年4月 ～平成17年5月	平成17年6月 ～平成17年9月	平成17年10月	平成17年11月	平成17年12月 ～平成18年 1月	平成18年2月 ～平成18年3月	平成18年4月	平成18年5月
3年	販売中止	販売中止	販売中止	販売中止	販売中止	販売中止	販売中止	販売中止
4年	販売中止	販売中止	販売中止	販売中止	販売中止	販売中止	販売中止	販売中止
5年	販売中止	販売中止	販売中止	販売中止	販売中止	販売中止	販売中止	販売中止
6年	0.70%	0.60%	0.75%	0.80%	0.90%	0.95%	1.10%	1.25%

保険始期 保険期間	平成18年6月 ～平成18年8月	平成18年9月	平成18年10月	平成18年11月	平成18年12月	平成19年1月 ～平成19年4月	平成19年5月	平成19年6月
3年	販売中止	販売中止	販売中止	販売中止	販売中止	販売中止	販売中止	販売中止
4年	販売中止	販売中止	販売中止	販売中止	販売中止	販売中止	販売中止	販売中止
5年	1.30%	1.35%	1.20%	1.10%	1.20%	1.15%	1.15%	1.15%
6年	1.40%	1.45%	1.30%	1.20%	1.30%	1.25%	1.20%	1.25%

## (17) 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

平成17年度

出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の 出再先に集中している割合
76社 ( - )	62.3% ( - )

(注1) 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象にしています。

(注2) ( )内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

平成18年度

出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の 出再先に集中している割合
67社 ( - )	64.8% ( - )

(注1) 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象にしています。

(注2) ( )内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

## (18) 出再保険料の格付ごとの割合

平成17年度

格付区分	A以上	BBB以上	その他(格付なし・不明・BB以下)	合計
出再保険料における、格付ごとの割合	96.0% (-%)	2.9% (-%)	1.1% (-%)	100.0% (-%)

(注1) 特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。

格付区分は、以下の方法により区分しています。

(格付区分の方法)

①スタンダード&amp;プアーズ社とA.M.Best社の格付けを使用し、両社の格付けが異なる場合は、低い格付けを使用しています。

②A.M.Best社の格付けは、A-以上はスタンダード&amp;プアーズ社の「A-以上」、B++およびB+は「BBB以上」、B以下は「その他(格付なし・不明・BB以下)」に区分しています。なお「その他(格付なし・不明・BB以下)」については社内審査基準に従い別途リスク管理を行っています。

③格付けは平成18年3月31日時点のものを使用しています。

(注2) ( )内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限りです。)

平成18年度

格付区分	A以上	BBB以上	その他(格付なし・不明・BB以下)	合計
出再保険料における、格付ごとの割合	99.3% (-%)	0.6% (-%)	0.1% (-%)	100.0% (-%)

(注1) 特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。

格付区分は、以下の方法により区分しています。

(格付区分の方法)

①スタンダード&amp;プアーズ社とA.M.Best社の格付けを使用し、両社の格付けが異なる場合は、低い格付けを使用しています。

②A.M.Best社の格付けは、A-以上はスタンダード&amp;プアーズ社の「A-以上」、B++およびB+は「BBB以上」、B以下は「その他(格付なし・不明・BB以下)」に区分しています。なお「その他(格付なし・不明・BB以下)」については社内審査基準に従い別途リスク管理を行っています。

③格付けは平成19年3月31日時点のものを使用しています。

(注2) ( )内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限りです。)

## 4. 資産運用に関する指標

## (1) 資産運用の概況

(単位：百万円)

区 分	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
預 貯 金	128,073	4.0	143,573	4.1	98,067	2.9
コ ー ル ロ ー ン	15,000	0.5	3,000	0.1	44,000	1.3
買 入 金 銭 債 権	14,485	0.5	25,646	0.7	28,102	0.8
金 銭 の 信 託	45,094	1.4	64,089	1.8	52,936	1.6
有 価 証 券	2,339,677	73.0	2,663,989	76.6	2,656,241	78.2
貸 付 金	352,185	11.0	283,518	8.2	239,400	7.1
土 地 ・ 建 物	135,235	4.2	127,676	3.7	121,465	3.6
運 用 資 産 計	3,029,751	94.6	3,311,493	95.2	3,240,212	95.5
総 資 産	3,202,962	100.0	3,477,787	100.0	3,393,056	100.0
従業員1人当たり総資産	391		421		396	

(注) 従業員1人当たり総資産＝総資産÷従業員数

## (2) 利息及び配当金収入の額ならびに運用資産利回り(インカム利回り)

(単位：百万円)

区 分	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	収入金額	利回り(%)	収入金額	利回り(%)	収入金額	利回り(%)
預 貯 金	52	0.04	101	0.07	297	0.27
コ ー ル ロ ー ン	1	0.01	0	0.03	42	0.33
買 現 先 勘 定	-	-	-	-	8	0.43
買 入 金 銭 債 権	139	0.71	217	1.07	375	0.70
金 銭 の 信 託	137	0.28	474	0.93	887	1.49
有 価 証 券	37,558	1.97	42,600	2.24	48,141	2.54
貸 付 金	6,933	1.96	5,950	1.86	5,253	2.00
土 地 ・ 建 物	2,245	1.57	1,856	1.41	1,833	1.44
小 計	47,068	1.80	51,201	1.99	56,840	2.25
そ の 他	531	-	553	-	740	-
合 計	47,600	-	51,754	-	57,581	-

(注) 1. 収入金額は、損益計算書における「利息及び配当金収入」に、「金銭の信託運用益」及び「金銭の信託運用損」のうち利息及び配当金収入相当額を含めた金額です。

2. 平均運用額は原則として各月末残高(取得原価又は償却原価)の平均に基づいて算出しています。ただし、コールローン、買現先勘定および買入金銭債権については日々の残高(取得原価又は償却原価)の平均に基づいて算出しています。

### (3)資産運用利回り（実現利回り）

「運用資産利回り（インカムベース利回り）」は運用の実態を必ずしも適切に反映していないと考えられることから、「資産運用利回り」、「時価総合利回り」を併せて開示しています。

時価ベースの運用効率を示すという点からは「時価総合利回り」が適切ですが、損害保険会社の資産構成はマ

ーケットの変動による影響が大きく、必ずしも運用の巧拙を的確に表さない恐れがあります。そこで、資産運用に係る業績を反映し、マーケットの変動による影響を除去した指標として「資産運用利回り」をメイン指標として開示し、これを補完するものとして「時価総合利回り」を参考開示しています。

(単位：百万円)

区 分	平成 16 年度			平成 17 年度			平成 18 年度		
	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	年利回り(%)	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	年利回り(%)	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	年利回り(%)
預 貯 金	177	130,252	0.14	556	146,867	0.38	616	109,746	0.56
コールローン	1	10,482	0.01	0	636	0.03	42	13,127	0.33
買現先勘定	-	-	-	-	-	-	8	1,997	0.43
買入金銭債権	138	19,610	0.71	239	20,374	1.18	378	53,650	0.70
金銭の信託	1,644	48,458	3.39	7,100	50,780	13.98	287	59,729	0.48
有価証券	91,305	1,908,474	4.78	50,375	1,903,836	2.65	88,105	1,898,831	4.64
貸付金	6,947	354,011	1.96	6,082	319,620	1.90	5,259	263,207	2.00
土地・建物	2,245	143,136	1.57	1,856	131,928	1.41	1,833	127,035	1.44
金融派生商品	△7,200	-	-	△7,355	-	-	△2,162	-	-
その他	582	-	-	616	-	-	811	-	-
合 計	95,842	2,614,427	3.67	59,471	2,574,043	2.31	95,180	2,527,326	3.77

- (注) 1. 資産運用損益（実現ベース）は、損益計算書における「資産運用収益」および「積立保険料等運用益」の合計額から「資産運用費用」を控除した金額です。  
 2. 平均運用額（取得原価ベース）は原則として各月末残高（取得原価又は償却原価）の平均に基づいて算出しています。ただし、コールローン、買現先勘定および買入金銭債権については日々の残高（取得原価又は償却原価）の平均に基づいて算出しています。  
 3. 資産運用利回り（実現利回り）にその他有価証券の評価差額等を加味した時価ベース利回り（時価総合利回り）は次のとおりです。  
 なお、資産運用損益等（時価ベース）は、資産運用損益（実現ベース）にその他有価証券に係る評価差額（税効果控除前の金額による）の当期増減額および繰延ヘッジ損益（税効果控除前の金額による）の当期増減額を加算した金額です。  
 また、平均運用額（時価ベース）は、平均運用額（取得原価ベース）にその他有価証券に係る前期末評価差額（税効果控除前の金額による）および運用目的の金銭の信託に係る前期末評価損益を加算した金額です。

#### (参考) 時価総合利回り

(単位：百万円)

区 分	平成 16 年度			平成 17 年度			平成 18 年度		
	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	年利回り(%)	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	年利回り(%)	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	年利回り(%)
預 貯 金	177	130,252	0.14	556	146,867	0.38	616	109,746	0.56
コールローン	1	10,482	0.01	0	636	0.03	42	13,127	0.33
買現先勘定	-	-	-	-	-	-	8	1,997	0.43
買入金銭債権	136	19,603	0.69	254	20,364	1.25	372	53,656	0.70
金銭の信託	1,644	49,433	3.33	7,100	52,276	13.58	287	64,615	0.44
有価証券	66,355	2,387,667	2.78	378,429	2,359,220	16.04	43,794	2,683,118	1.63
貸付金	7,067	354,011	2.00	5,882	319,620	1.84	5,365	263,207	2.04
土地・建物	2,245	143,136	1.57	1,856	131,928	1.41	1,833	127,035	1.44
金融派生商品	△7,200	-	-	△7,355	-	-	△2,162	-	-
その他	582	-	-	616	-	-	811	-	-
合 計	71,010	3,094,588	2.29	387,341	3,030,913	12.78	50,970	3,316,503	1.54

## (4) 海外投融資残高および構成比ならびに海外投融資利回り

(単位：百万円)

区分	平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度		
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	
外貨建	外国公社債	232,857	50.7	257,213	52.9	202,195	46.2
	外国株式	20,588	4.5	22,401	4.6	23,023	5.3
	その他	20,436	4.5	38,545	7.9	57,663	13.2
	外貨建資産計	273,883	59.7	318,159	65.4	282,883	64.7
円貨建	非居住者貸付	300	0.1	276	0.1	230	0.1
	外国公社債	161,073	35.1	122,765	25.3	101,913	23.3
	その他	23,439	5.1	44,921	9.2	52,232	11.9
	円貨建資産計	184,812	40.3	167,963	34.6	154,376	35.3
合計	458,696	100.0	486,123	100.0	437,259	100.0	
海外投融資利回り							
運用資産利回り(インカム利回り)		2.82%		3.23%		3.62%	
資産運用利回り(実現利回り)		2.07%		2.90%		4.46%	
(参考)時価総合利回り		2.43%		3.90%		5.17%	

- (注) 1. 金銭の信託として運用しているものを含めて表示しています。  
2. 「海外投融資利回り」のうち「運用資産利回り(インカム利回り)」は海外投融資に係る資産について「IV.4.(2)運用資産利回り(インカム利回り)」と同様の方法により算出したものです。  
3. 「海外投融資利回り」のうち「資産運用利回り(実現利回り)および時価総合利回り」は海外投融資に係る資産について、「IV.4.(3)資産運用利回り(実現利回り)」と同様の方法により算出したものです。  
4. 平成16年度末の外貨建「その他」は、預貯金3,520百万円、外国証券16,916百万円であり、円貨建「その他」は円貨建外国証券23,439百万円です。  
平成17年度末の外貨建「その他」は、預貯金4,809百万円、外国証券33,736百万円であり、円貨建「その他」の主なものは円貨建外国証券42,921百万円です。  
平成18年度末の外貨建「その他」は、預貯金7,088百万円、外国証券50,575百万円であり、円貨建「その他」は円貨建外国証券52,232百万円です。

## 5. 特別勘定に関する指標

## (1) 特別勘定資産残高

該当事項はありません。

## (2) 特別勘定資産

該当事項はありません。

## (3) 特別勘定の運用収支

該当事項はありません。

## 6. 公共債の窓販実績

該当事項はありません。

## 7. ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

	平成16年度末	平成17年度末	平成18年度末
(A) ソルベンシー・マージン総額	1,035,146	1,342,466	1,304,746
資本の部合計（社外流出予定額、繰延資産及びその他有価証券評価差額金を除く）	282,327	279,897	—
純資産の部合計（社外流出予定額、繰延資産及び評価・換算差額等を除く）	—	—	280,529
価格変動準備金	12,795	15,442	18,040
異常危険準備金	278,312	280,953	274,772
一般貸倒引当金	1,227	433	280
その他有価証券の評価差額（税効果控除前）	408,778	704,157	663,952
土地の含み損益	△ 2,988	3,552	13,401
負債性資本調達手段等	—	—	—
控除項目	15,000	15,000	19,663
その他	69,693	73,029	73,431
(B) リスクの合計額 $\sqrt{R_1^2 + (R_2 + R_3)^2} + R_4 + R_5$	203,627	253,976	254,756
一般保険リスク (R <sub>1</sub> )	40,343	39,928	42,611
予定利率リスク (R <sub>2</sub> )	2,200	2,102	2,020
資産運用リスク (R <sub>3</sub> )	109,716	135,951	134,155
経営管理リスク (R <sub>4</sub> )	4,645	5,651	5,703
巨大災害リスク (R <sub>5</sub> )	80,015	104,612	106,365
(C) ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100	1,016.7%	1,057.2%	1,024.3%

(注) 上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。  
 なお、平成17年度末から保険業法施行規則等の改正によりソルベンシー・マージン比率の算出方法が変更されています。このため、平成16年度末と平成17年度末以降の数値はそれぞれ異なる基準によって算出されています。  
 また、平成18年度末から保険業法施行規則等の改正によりソルベンシー・マージン比率の算出方法が変更されておりますが、当社においてはこの変更による影響はありません。

### 〈ソルベンシー・マージン比率(平成18年度末)〉

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」(上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわちソルベンシー・マージン総額：上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))であります。
- ・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
  - ①保険引受上の危険：保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く。)
  - ②予定利率上の危険：積立保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険(予定利率リスク)
  - ③資産運用上の危険：保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等(資産運用リスク)
  - ④経営管理上の危険：業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③及び⑤以外のもの(経営管理リスク)
  - ⑤巨大災害に係る危険：通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険(巨大災害リスク)
- ・「損害保険会社が有している資本金・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み損益等の総額であります。
- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

## V. 経理の状況

## 1. 計算書類等

## (1) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	平成17年度末	平成18年度末
(資産の部)		
現金及び預貯金	143,772	98,212
現預金	199	145
預貯金	143,573	98,067
コルポ一ル口座債権	3,000	44,000
買入金	25,646	28,102
金の信託	64,089	52,936
有価証券	2,663,989	2,656,241
国債	463,869	593,536
地方債	89,747	79,815
社債	403,968	397,537
株外	1,220,244	1,157,997
外国証券	456,658	403,667
その他証券	29,501	23,686
貸付金	283,518	239,400
保険約款	8,166	7,656
一般貸付	275,351	231,743
不動産及び動産	137,060	—
土地	70,830	—
建物	56,845	—
動産	9,368	—
建設仮勘定	16	—
有形固定資産	—	129,841
土地	—	69,383
建物	—	52,081
建設仮勘定	—	5
その他の有形固定資産	—	8,369
無形固定資産	—	1,216
その他の資産	164,506	154,596
未収保険料	424	369
代理店貸付	28,304	26,447
外国代理店貸付	5,379	6,307
共同保険貸付	3,117	3,036
再外国再保険貸付	34,423	29,358
外国再保険貸付	6,499	5,849
未収	15,068	11,375
未収	7,252	5,903
預託	8,696	7,535
地震保険預託	36,884	39,211
仮払	15,344	16,497
先物取引差入証拠	1,695	1,312
金融派生商品	389	694
繰延ヘッジ損	326	—
その他の資産	697	697
貸倒引当金	△4,733	△2,907
投資損失引当金	△3,062	△8,583
資産の部合計	3,477,787	3,393,056

(単位：百万円)

科目	平成17年度末	平成18年度末
( 負債の部 )		
保険契約準備金	2,427,664	2,386,297
支払準備金	241,883	267,854
責任準備金	2,185,781	2,118,442
その他の負債	69,398	71,268
共同保険	1,301	1,375
再保険	27,513	27,150
外国再保険	3,162	2,204
借入金	2,242	2,098
未払法人税等	1,820	6,931
預り金	2,060	2,032
前受収益	1,402	1,279
未払金	16,346	17,779
仮受金	8,803	9,348
金融派生商品	4,744	1,067
その他の負債	0	0
退職給付引当金	39,532	38,368
賞与引当金	6,123	6,085
役員賞与引当金	-	33
特別法上の準備金	15,442	18,040
価格変動準備金	15,442	18,040
繰延税金負債	130,273	111,679
負債の部合計	2,688,436	2,631,773
( 資本の部 )		
資本	91,249	—
資本剰余金	46,705	—
資本準備金	46,702	—
その他の資本剰余金	3	—
( 自己株式処分差益 )	( 3 )	—
利益剰余金	169,630	—
利益準備金	33,047	—
任意積立金	112,685	—
( 配当引当積立金 )	( 34,385 )	—
( 異常損失準備金 )	( 54,000 )	—
( 海外投資等損失準備金 )	( 0 )	—
( 特別償却準備金 )	( 61 )	—
( 圧縮記帳積立金 )	( 2,276 )	—
( 別途積立金 )	( 21,962 )	—
当期末処分利益	23,898	—
( 当期純利益 )	( 13,273 )	—
株式等評価差額金	503,382	—
自己株式	△21,616	—
資本の部合計	789,351	—
負債及び資本の部合計	3,477,787	—

(単位：百万円)

科目	平成17年度末	平成18年度末
( 純 資 産 の 部 )		
資 本 金	—	91,249
資 本 剰 余 金	—	46,702
資 本 準 備 金	—	46,702
利 益 剰 余 金	—	171,598
利 益 準 備 金	—	34,347
そ の 他 利 益 剰 余 金	—	137,251
( 配 当 引 当 積 立 金 )	—	( 34,385)
( 異 常 損 失 準 備 金 )	—	( 54,000)
( 海 外 投 資 等 損 失 準 備 金 )	—	( 0)
( 特 別 償 却 準 備 金 )	—	( 8)
( 圧 縮 記 帳 積 立 金 )	—	( 3,119)
( 別 途 積 立 金 )	—	( 25,962)
( 繰 越 利 益 剰 余 金 )	—	( 19,776)
自 己 株 式	—	△23,318
株 主 資 本 合 計	—	286,231
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	—	474,695
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	—	87
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	—	474,782
新 株 予 約 権	—	268
純 資 産 の 部 合 計	—	761,282
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	—	3,393,056

## 貸借対照表（平成18年度末）の注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。
  - (1) 満期保有目的の債券の評価は償却原価法によっております。
  - (2) 子法人等株式及び関連法人等株式の評価は移動平均法に基づく原価法によっております。
  - (3) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価の算定は移動平均法によっております。
  - (4) その他有価証券のうち時価のないものの評価は移動平均法に基づく原価法又は償却原価法によっております。
2. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は時価法によっております。
3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
4. 有形固定資産の減価償却は定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法によっております。
5. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。
 

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。

今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力等を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を引き当てております。

また、すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、それぞれの資産の所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部門が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
6. 投資損失引当金は、有価証券等について将来発生する可能性のある損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、必要と認められる額を引き当てております。
7. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 

なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理しております。

上記のほか、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額1,857百万円を退職給付引当金に含めて計上しております。
8. 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。
9. 役員賞与引当金は、役員の賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。
10. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
11. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
12. ヘッジ会計の方法は、金利変動に伴う貸付金及び債券のキャッシュ・フロー変動リスク並びに「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号。以下、「業種別監査委員会報告第26号」という。）に基づく長期の保険契約等に係る金利変動リスクをヘッジする目的で実施する金利スワップ取引については原則として繰延ヘッジ処理により、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理によっております。
 

また、為替変動に伴う外貨建資産の為替変動リスクをヘッジする目的で実施する為替予約取引及び通貨オプション取引については原則として時価ヘッジ処理により、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理によっております。

ヘッジの有効性については、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間におけるヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判定しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があることが明らかでない場合には、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

なお、業種別監査委員会報告第26号に基づくヘッジの有効性は、残存期間ごとにグルーピングしているヘッジ対象となる保険負債とヘッジ手段である金利スワップ取引の双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより判定しております。
13. 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。
 

なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。
14. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、国債及び外国証券に合計68,277百万円含まれております。
15. (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は501百万円、延滞債権額は1,923百万円であります。
 

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。
- (2) 貸付金のうち、3か月以上延滞債権額は158百万円であります。
 

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- (3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は374百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は2,958百万円であります。

16. 有形固定資産の減価償却累計額は138,271百万円、圧縮記帳額は19,981百万円であります。

17. 関係会社に対する金銭債権総額は2,818百万円、金銭債務総額は449百万円であります。

18. 繰延税金資産の総額は169,971百万円、繰延税金負債の総額は264,846百万円であります。

なお、評価性引当額として16,804百万円を繰延税金資産の総額から控除しております。

繰延税金資産の発生 of 主な原因別の内訳は、責任準備金93,835百万円、支払備金14,478百万円、退職給付引当金13,851百万円、ソフトウェア11,656百万円及び有価証券評価損10,088百万円であります。

繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳は、その他有価証券に係る評価差額金263,029百万円であります。

19. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等の一部についてはリース契約により使用しているものがあります。

20. 関係会社株式の額は62,758百万円であります。

21. 担保に供している資産は、現金及び預貯金56百万円、有価証券5,800百万円並びに有形固定資産4,955百万円であります。また、担保付き債務は借入金2,098百万円であります。

22. 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金(出再支払備金控除前、口に掲げる保険を除く)	270,596百万円
同上に係る出再支払備金	30,404百万円
差引(イ)	240,192百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る支払備金(ロ)	27,662百万円
計(イ+ロ)	267,854百万円

23. 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	547,338百万円
同上に係る出再責任準備金	15,217百万円
差引(イ)	532,121百万円
その他の責任準備金(ロ)	1,586,321百万円
計(イ+ロ)	2,118,442百万円

24. 1株当たり純資産額は955円82銭であります。

算定上の基礎である純資産の部の合計は761,282百万円、純資産の部の合計から控除する金額は新株予約権268百万円、普通株式に係る期末の純資産額は761,013百万円、普通株式の期末発行済株式数は796,188千株であります。

25. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	△136,292百万円
年金資産	97,126百万円
未積立退職給付債務	△39,166百万円
未認識過去勤務債務	△3,716百万円
未認識数理計算上の差異	6,371百万円
退職給付引当金	△36,511百万円

(2) 退職給付債務等の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準・ポイント基準
割引率	1.8%
期待運用収益率	
適格年金資産	2.0%
企業年金基金資産	2.0%
退職給付信託	0.0%
過去勤務債務の額の処理年数	10年
数理計算上の差異の処理年数	10年

26. 当期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

これまでの資本の部の合計に相当する金額は760,926百万円であります。

なお、当期における貸借対照表の純資産の部については、保険業法施行規則の改正に伴い、改正後の保険業法施行規則により作成しております。

27. 当期から会社計算規則の施行及び保険業法施行規則の改正により貸借対照表の様式を改訂いたしました。その主な内容は以下のとおりであります。

(1) 従来「不動産及び動産」と掲記されていたものを「有形固定資産」、「動産」と掲記されていたものを「その他の有形固定資産」として表示しております。

(2) 従来「預託金」に含めていた借地権等を「無形固定資産」として表示しております。

(3) 従来の「価格変動準備金」を「特別法上の準備金」の内訳として表示しております。

28. 子法人等及び関連法人等の定義は、保険業法施行令(平成7年政令第425号)第2条の3に基づいております。

29. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

## (2)損益計算書

(単位：百万円)

科目	平成17年度	平成18年度
経常収益	941,026	964,648
保険引受収益	895,782	881,019
正味収入	708,319	703,371
積立保険料等運用益	99,957	82,608
積立保険料等運用益	28,238	27,407
責任準備金戻入額	58,701	67,338
為替差益	538	262
その他の保険引受収益	27	30
資産運用収益	42,813	81,374
利息及び配当金収入	51,279	56,693
金銭の信託運用益	7,149	1,648
有価証券売却益	11,350	49,576
有価証券償還益	524	417
為替差益	535	420
その他の運用収益	212	25
積立保険料等運用益振替	△28,238	△27,407
その他の経常収益	2,430	2,255
経常費用	914,227	940,110
保険引受費用	766,074	791,048
正味支払保険金	409,007	424,621
損害調査集金費	34,993	35,885
諸手数料及び戻金	123,873	122,434
満期返戻金	195,180	183,192
契約者配当金	17	10
支払備金繰入額	2,741	24,656
その他の保険引受費用	259	247
資産運用費用	11,580	13,601
金銭の信託運用損	49	1,361
有価証券売却損	2,834	2,525
有価証券評価損	849	1,889
有価証券償還損	35	0
金融派生商品費用	7,355	2,162
投資損失引当金繰入額	-	5,521
その他の運用費用	456	141
営業費及び一般管理費用	135,880	133,327
その他の経常費用	692	2,132
支貸払利息	50	46
貸倒損	7	3
その他の経常費用	634	2,083
経常利益	26,798	24,538
特別利益	833	1,107
不動産動産処分益	833	-
不動産動産処分益	-	1,107
特別損失	9,457	5,865
不動産動産処分損	671	-
不動産動産処分損	-	2,870
減損	6,138	396
特別法上の準備金繰入額	2,647	2,598
(価格変動準備金)	(2,647)	(2,598)
税法引前当期純利益	18,175	19,780
法人税及び住民税	2,626	9,014
法人税等調整額	2,275	△2,658
当期純利益	13,273	13,425
前期繰越利益	10,624	-
当期未処分利益	23,898	-

## 損益計算書（平成18年度）の注記

1. 関係会社との取引による収益総額は4,745百万円、費用総額は26,446百万円であります。

2. 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	830,765百万円
支払再保険料	127,394百万円
差引	703,371百万円

3. 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	514,932百万円
回収再保険金	90,311百万円
差引	424,621百万円

4. 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	129,525百万円
出再保険手数料	7,091百万円
差引	122,434百万円

5. 支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前、口に掲げる保険を除く)	41,551百万円
同上に係る出再支払備金繰入額	16,295百万円
差引(イ)	25,255百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る支払備金繰入額(ロ)	△599百万円
計(イ+ロ)	24,656百万円

6. 責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	8,311百万円
同上に係る出再責任準備金繰入額	△513百万円
差引(イ)	8,825百万円
その他の責任準備金繰入額(ロ)	△76,163百万円
計(イ+ロ)	△67,338百万円

7. 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	297百万円
コールローン利息	42百万円
買現先勘定利息	8百万円
買入金銭債権利息	375百万円
有価証券利息・配当金	48,141百万円
貸付金利息	5,253百万円
不動産賃貸料	1,833百万円
その他利息・配当金	740百万円
計	56,693百万円

8. 金銭の信託運用益及び金銭の信託運用損中の評価損益の合計額は1,251百万円の損であります。また、金融派生商品費用中の評価損益は1,682百万円の益であります。

9. 1株当たり当期純利益は16円75銭、潜在株式調整後1株当たり当期純利益は16円74銭であります。

算定上の基礎である当期純利益は13,425百万円、普通株式に係る当期純利益は13,425百万円、普通株式の期中平均株式数は801,202千株、潜在株式調整による普通株式増加数は737千株であります。なお、普通株主に帰属しない金額、当期純利益調整額はありません。

10. 損害調査費並びに営業費及び一般管理費として計上した退職給付費用は8,005百万円であり、その内訳は次のとおりであります。

勤務費用	5,046百万円
利息費用	2,413百万円
期待運用収益	△1,228百万円
過去勤務債務の費用処理額	△932百万円
数理計算上の差異の費用処理額	2,706百万円
計	8,005百万円

11. 当期における法定実効税率は36.10%、税効果会計適用後の法人税等の負担率は32.13%であり、この差異の主な内訳は、受取配当等の益金不算入額△12.02%、評価性引当額5.40%、交際費等の損金不算入額2.68%であります。

12. 減損損失に関する事項は次のとおりであります。

保険事業等の用に供している資産は全体で1つの資産グループとし、投資用不動産及び遊休不動産は個別の物件毎にグルーピングしております。

地価の下落等により、当期において、収益性が著しく低下した以下の物件の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(396百万円)として特別損失に計上しております。

(単位：百万円)

用途	種類	場所	減損損失		
			土地	建物	計
投資用不動産	土地及び建物	市原市等全4箇所	107	58	165
遊休不動産	土地及び建物	鎌ヶ谷市等全4箇所	186	43	230
計			293	102	396

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定士による鑑定評価額等により算定しております。

13. 関連当事者との取引は次のとおりであります。

役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

属性	氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	松澤 建	(被所有) 直接 0.0%	当社代表取締役社長 財団法人日本興亜福祉財団理事 財団理事長	財団法人日本興亜福祉財団への寄付	45	—	—

14. 当期より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号)を適用しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ33百万円減少しております。

15. 当期より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ268百万円減少しております。

16. 当期から会社計算規則の施行及び保険業法施行規則の改正により損益計算書の様式を改訂いたしました。その主な内容は以下のとおりであります。

(1) 従来「不動産動産処分益」及び「不動産動産処分損」と掲記されていたものを「固定資産処分益」及び「固定資産処分損」として表示しております。

(2) 従来の「価格変動準備金繰入額」を「特別法上の準備金繰入額」の内訳として表示しております。

17. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

### (3)貸借対照表の推移（主要項目）

#### ①資産の部

(単位：百万円)

科 目	平成 16 年度 末			平成 17 年度 末			平成 18 年度 末		
	金 額	構成比 <sup>(%)</sup>	増減率 <sup>(%)</sup>	金 額	構成比 <sup>(%)</sup>	増減率 <sup>(%)</sup>	金 額	構成比 <sup>(%)</sup>	増減率 <sup>(%)</sup>
現金及び預貯金	128,330	4.0	△3.0	143,772	4.1	12.0	98,212	2.9	△31.7
コールローン	15,000	0.5	△40.0	3,000	0.1	△80.0	44,000	1.3	1,366.7
買入金銭債権	14,485	0.5	△28.6	25,646	0.7	77.1	28,102	0.8	9.6
金銭の信託	45,094	1.4	△5.9	64,089	1.8	42.1	52,936	1.6	△17.4
有価証券	2,339,677	73.0	△0.2	2,663,989	76.6	13.9	2,656,241	78.3	△0.3
貸付金	352,185	11.0	△5.7	283,518	8.1	△19.5	239,400	7.1	△15.6
不動産及び動産	144,255	4.5	△6.0	137,060	3.9	△5.0	—	—	—
有形固定資産	—	—	—	—	—	—	129,841	3.8	—
無形固定資産	—	—	—	—	—	—	1,216	0.0	—
その他資産	173,224	5.4	△0.9	164,506	4.7	△5.0	154,596	4.6	△6.0
貸倒引当金	△6,228	△0.2	—	△4,733	△0.1	—	△2,907	△0.1	—
投資損失引当金	△3,062	△0.1	—	△3,062	△0.1	—	△8,583	△0.3	—
<b>資産の部合計</b>	<b>3,202,962</b>	<b>100.0</b>	<b>△1.7</b>	<b>3,477,787</b>	<b>100.0</b>	<b>8.6</b>	<b>3,393,056</b>	<b>100.0</b>	<b>△2.4</b>

#### ②負債及び純資産（資本）の部

(単位：百万円)

科 目	平成 16 年度 末			平成 17 年度 末			平成 18 年度 末		
	金 額	構成比 <sup>(%)</sup>	増減率 <sup>(%)</sup>	金 額	構成比 <sup>(%)</sup>	増減率 <sup>(%)</sup>	金 額	構成比 <sup>(%)</sup>	増減率 <sup>(%)</sup>
保険契約準備金	2,483,623	77.5	△1.1	2,427,664	69.8	△2.3	2,386,297	70.4	△1.7
その他負債	70,147	2.2	△7.0	69,398	2.0	△1.1	71,268	2.1	△2.7
退職給付引当金	38,478	1.2	△18.8	39,532	1.1	2.7	38,368	1.1	△2.9
賞与引当金	6,263	0.2	2.2	6,123	0.2	△2.2	6,085	0.2	△0.6
役員賞与引当金	—	—	—	—	—	—	33	0.0	—
価格変動準備金	12,795	0.4	65.1	15,442	0.4	20.7	18,040	0.5	16.8
繰延税金負債	12,993	0.4	△28.3	130,273	3.8	902.6	111,679	3.3	△14.3
<b>負債の部合計</b>	<b>2,624,302</b>	<b>81.9</b>	<b>△1.6</b>	<b>2,688,436</b>	<b>77.3</b>	<b>2.4</b>	<b>2,631,773</b>	<b>77.6</b>	<b>△2.1</b>
資本金	91,249	2.8	—	91,249	2.6	—	—	—	—
資本剰余金	46,703	1.5	0.0	46,705	1.3	0.0	—	—	—
利益剰余金	162,501	5.1	5.4	169,630	4.9	4.4	—	—	—
(当期純利益)	(14,559)	(0.5)	(△8.3)	(13,273)	(0.4)	(△8.8)	—	—	—
株式等評価差額金	290,187	9.1	△5.2	503,382	14.5	73.5	—	—	—
自己株式	△11,982	△0.4	—	△21,616	△0.6	—	—	—	—
<b>資本の部合計</b>	<b>578,659</b>	<b>18.1</b>	<b>△2.4</b>	<b>789,351</b>	<b>22.7</b>	<b>36.4</b>	—	—	—
<b>負債及び資本の部合計</b>	<b>3,202,962</b>	<b>100.0</b>	<b>△1.7</b>	<b>3,477,787</b>	<b>100.0</b>	<b>8.6</b>	—	—	—
資本金	—	—	—	—	—	—	91,249	2.7	—
資本剰余金	—	—	—	—	—	—	46,702	1.4	—
利益剰余金	—	—	—	—	—	—	171,598	5.0	—
自己株式	—	—	—	—	—	—	△23,318	△0.7	—
株主資本合計	—	—	—	—	—	—	286,231	8.4	—
その他有価証券評価差額金	—	—	—	—	—	—	474,695	14.0	—
繰延ヘッジ損益	—	—	—	—	—	—	87	0.0	—
評価・換算差額等合計	—	—	—	—	—	—	474,782	14.0	—
新株予約権	—	—	—	—	—	—	268	0.0	—
<b>純資産の部合計</b>	—	—	—	—	—	—	<b>761,282</b>	<b>22.4</b>	—
<b>負債及び純資産の部合計</b>	—	—	—	—	—	—	<b>3,393,056</b>	<b>100.0</b>	—

## (4) 損益計算書の推移 (主要項目)

(単位: 百万円)

科目	平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度	
	金額	百分比(%)	金額	百分比(%)	金額	百分比(%)
<b>経常収益</b>	<b>1,032,580</b>	<b>100.0</b>	<b>941,026</b>	<b>100.0</b>	<b>964,648</b>	<b>100.0</b>
保険引受収益	948,985	91.9	895,782	95.1	881,019	91.4
(うち正味収入保険料)	( 722,858)		( 708,319)		( 703,371)	
(うち収入積立保険料)	( 143,669)		( 99,957)		( 82,608)	
資産運用収益	80,455	7.8	42,813	4.6	81,374	8.4
(うち利息及び配当金収入)	( 47,462)		( 51,279)		( 56,693)	
(うち有価証券売却益)	( 60,168)		( 11,350)		( 49,576)	
その他経常収益	3,139	0.3	2,430	0.3	2,255	0.2
<b>経常費用</b>	<b>1,010,045</b>	<b>97.8</b>	<b>914,227</b>	<b>97.2</b>	<b>940,110</b>	<b>97.5</b>
保険引受費用	862,250	83.5	766,074	81.4	791,048	82.1
(うち正味支払保険金)	( 428,819)		( 409,007)		( 424,621)	
(うち損害調査費)	( 37,573)		( 34,993)		( 35,885)	
(うち諸手数料及び集金費)	( 125,829)		( 123,873)		( 122,434)	
(うち満期返戻金)	( 245,036)		( 195,180)		( 183,192)	
資産運用費用	14,618	1.4	11,580	1.2	13,601	1.4
(うち有価証券売却損)	( 6,015)		( 2,834)		( 2,525)	
(うち有価証券評価損)	( 704)		( 849)		( 1,889)	
営業費及び一般管理費	129,632	12.6	135,880	14.4	133,327	13.8
その他経常費用	3,544	0.3	692	0.1	2,132	0.2
<b>経常利益</b>	<b>22,534</b>	<b>2.2</b>	<b>26,798</b>	<b>2.9</b>	<b>24,538</b>	<b>2.5</b>
特別利益	10,581	1.0	833	0.1	1,107	0.1
特別損失	8,459	0.8	9,457	1.0	5,865	0.6
税引前当期純利益	24,656	2.4	18,175	1.9	19,780	2.0
法人税及び住民税	6,200	0.6	2,626	0.3	9,014	0.9
法人税等調整額	3,897	0.4	2,275	0.2	△2,658	△0.3
当期純利益	14,559	1.4	13,273	1.4	13,425	1.4
前期繰越利益	8,267	-	10,624	-	—	—
当期末処分利益	22,826	-	23,898	-	—	—

## (5) 利益処分計算書 (要約)

(単位: 百万円)

科目	平成 16 年度	平成 17 年度
当期末処分利益	22,826	23,898
任意積立金取崩額	77	71
計	22,904	23,969
利益処分量	12,279	11,779
(利益準備金)	( 1,300)	( 1,300)
(株主配当金)	( 6,099)	( 6,023)
(役員賞与金)	( 44)	( 47)
(任意積立金)	( 4,834)	( 4,408)
次期繰越利益	10,624	12,189

## (6)株主資本等変動計算書

平成18年度

(単位：百万円)

	株主資本												自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金									
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金									
					配当引当積立金	異常損失準備金	海外投資等損失準備金	特別償却準備金	圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
前事業年度末残高	91,249	46,702	3	33,047	34,385	54,000	0	61	2,276	21,962	23,898	△21,616	285,968	
当事業年度変動額														
利益準備金の積立(注)				1,300							△1,300		-	
海外投資等損失準備金の取崩(注)							△0				0		-	
特別償却準備金の取崩(注)								△26			26		-	
圧縮記帳積立金の積立(注)									408		△408		-	
圧縮記帳積立金の取崩(注)									△44		44		-	
別途積立金の積立(注)										4,000	△4,000		-	
剰余金の配当(注)											△6,023		△6,023	
役員賞与(注)											△47		△47	
海外投資等損失準備金の取崩							△0				0		-	
特別償却準備金の取崩								△26			26		-	
圧縮記帳積立金の積立									541		△541		-	
圧縮記帳積立金の取崩									△62		62		-	
当期純利益											13,425		13,425	
自己株式の取得												△7,092	△7,092	
自己株式の消却			△5,342									5,342	-	
自己株式の処分			△46									48	1	
負のその他資本剰余金の振替			5,386								△5,386		-	
株主資本以外の項目の当事業年度変動額(純額)														
当事業年度変動額合計	-	-	△3	1,300	-	-	△0	△53	843	4,000	△4,121	△1,702	262	
当事業年度末残高	91,249	46,702	-	34,347	34,385	54,000	0	8	3,119	25,962	19,776	△23,318	286,231	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
前事業年度末残高	503,382	-	503,382	-	789,351
当事業年度変動額					
利益準備金の積立(注)					-
海外投資等損失準備金の取崩(注)					-
特別償却準備金の取崩(注)					-
圧縮記帳積立金の積立(注)					-
圧縮記帳積立金の取崩(注)					-
別途積立金の積立(注)					-
剰余金の配当(注)					△6,023
役員賞与(注)					△47
海外投資等損失準備金の取崩					-
特別償却準備金の取崩					-
圧縮記帳積立金の積立					-
圧縮記帳積立金の取崩					-
当期純利益					13,425
自己株式の取得					△7,092
自己株式の消却					-
自己株式の処分					1
負のその他資本剰余金の振替					-
株主資本以外の項目の当事業年度変動額(純額)	△28,687	87	△28,600	268	△28,331
当事業年度変動額合計	△28,687	87	△28,600	268	△28,068
当事業年度末残高	474,695	87	474,782	268	761,282

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

## (7) 1株当たり配当等

(単位：円)

科目	平成16年度	平成17年度	平成18年度
1株当たり配当額	7.50	7.50	7.50
1株当たり当期純利益	17.68	16.31	16.75
配当性向	42.4%	46.0%	44.8%
1株当たり純資産額	711.44	982.71	955.82

(注) 1. 1株当たり当期純利益＝普通株式に係る当期純利益÷普通株式の期中平均株式数（自己株式控除後）  
 2. 1株当たり純資産額＝普通株式に係る期末の純資産額÷普通株式の期末発行済株式数（自己株式控除後）

## (8) 時価情報等

## ① 有価証券に係る時価情報

## a. 売買目的有価証券

前期及び当期のいずれにおいても該当事項はありません。

## b. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

種類	平成17年度末			平成18年度末			
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	1,287	1,296	9	588	590	2
	外国証券	200	208	8	-	-	-
	小計	1,487	1,504	17	588	590	2
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	76	76	△0	167	166	△0
	外国証券	-	-	-	-	-	-
	小計	76	76	△0	167	166	△0
合計	1,563	1,581	17	755	757	1	

## c. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前期及び当期のいずれにおいても該当事項はありません。

## d. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

種類	平成17年度末			平成18年度末			
	取得原価	貸借対照表計上額	差額	取得原価	貸借対照表計上額	差額	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	192,862	197,570	4,707	357,872	362,847	4,974
	株式	374,610	1,151,693	777,082	363,716	1,084,712	720,995
	外国証券	239,152	258,180	19,028	210,898	231,729	20,831
	その他	7,794	11,151	3,356	4,926	5,265	339
小計	814,420	1,618,595	804,174	937,414	1,684,555	747,140	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	772,577	756,251	△16,326	711,928	705,286	△6,641
	株式	9,471	8,678	△792	5,839	5,480	△359
	外国証券	160,662	157,742	△2,920	123,612	121,222	△2,389
	その他	250	245	△4	-	-	-
小計	942,961	922,918	△20,042	841,380	831,990	△9,390	
合計	1,757,382	2,541,513	784,131	1,778,795	2,516,545	737,750	

(注)

平成17年度末	平成18年度末
1. その他有価証券で時価のあるものについて51百万円減損処理を行っています。なお、時価のある有価証券の減損にあたっては、時価の簿価に対する下落率が30%以上の銘柄はすべて減損を行っています。	その他有価証券で時価のあるものについて1,238百万円減損処理を行っています。なお、時価のある有価証券の減損にあたっては、時価の簿価に対する下落率が30%以上の銘柄はすべて減損を行っています。
2. 貸借対照表において買入金銭債権として処理されている商品投資受益権を「その他」に含めています。	

e. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

平成 17 年度 末	平成 18 年度 末
(1)子会社株式及び関連会社株式 株 式 37,544百万円 外国証券 15,213百万円 (2)その他有価証券 公 社 債 2,400百万円 株 式 22,327百万円 外国証券 25,321百万円 そ の 他 35,279百万円 (注) 貸借対照表において現金及び預貯金として処理されている譲渡性預金15,070百万円並びに買入金銭債権として処理されているコマーシャルペーパー1,999百万円を「その他」に含めています。	(1)子会社株式及び関連会社株式 株 式 47,544百万円 外国証券 15,213百万円 (2)その他有価証券 公 社 債 2,000百万円 株 式 20,259百万円 外国証券 35,500百万円 そ の 他 40,339百万円 (注) 貸借対照表において現金及び預貯金として処理されている譲渡性預金14,920百万円並びに買入金銭債権として処理されているコマーシャルペーパー6,998百万円を「その他」に含めています。

②金銭の信託に係る時価情報

a. 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

種 類	平成 17 年度 末		平成 18 年度 末	
	貸借対照表計上額	損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	損益に含まれた評価差額
金 銭 の 信 託	63,434	3,389	52,180	△1,251

b. 満期保有目的の金銭の信託

前期及び当期のいずれにおいても該当事項はありません。

c. 運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託

平成 17 年度 末	平成 18 年度 末
取得原価をもって貸借対照表に計上している合同運用の金銭の信託が654百万円あります。	取得原価をもって貸借対照表に計上している合同運用の金銭の信託が756百万円あります。

## ③デリバティブ取引

## a. 取引の状況に関する事項

平成 17 年度	平成 18 年度
<p><b>■取引の内容</b>            当社の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引、金利関連では金利スワップ取引、債券関連では債券先物取引、株式関連では株価指数先物取引、個別株オプション取引、信用関連ではクレジットデリバティブ取引、その他では天候デリバティブ取引です。</p> <p><b>■取引に対する取組方針・利用目的</b>            当社では、資産運用等における金利、為替、価格の変動や、長期の保険契約等に係る金利の変動に伴う市場リスクの軽減を目的として利用することを基本方針としています。            また、収益の獲得を目的とした取引を一定の範囲内で行っています。            当社はデリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っています。金利変動に伴う貸付金及び債券のキャッシュ・フロー変動リスク並びに「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号。以下、「業種別監査委員会報告第26号」という。）に基づく長期の保険契約等に係る金利変動リスクをヘッジする目的で実施する金利スワップ取引については原則として繰延ヘッジ処理により、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理によっています。            また、為替変動に伴う外貨建資産の為替変動リスクをヘッジする目的で実施する為替予約取引及び通貨オプション取引については原則として時価ヘッジ処理により、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理により、通貨スワップ取引については繰延ヘッジ処理によっています。            ヘッジの有効性については、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間におけるヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判定しています。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があることが明らかな場合には、ヘッジの有効性の判定を省略しています。            なお、業種別監査委員会報告第26号に基づくヘッジの有効性は、残存期間ごとにグルーピングしているヘッジ対象となる保険負債とヘッジ手段である金利スワップ取引の双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより判定しています。</p> <p><b>■取引に係るリスクの内容</b>            当社が利用しているデリバティブ取引は、主に市場リスクおよび信用リスクを内包しています。            市場リスクとは、取引対象物の価格変動に係るリスクであり、為替相場、市場金利、株価などの変動によって損失を被る可能性です。当社が主として保有資産のリスクをヘッジする目的で利用するデリバティブ取引については、当該市場リスクを効果的に減殺しています。            なお、当社は、取引対象物の価格の変動に対する当該取引の時価の変動率が大きい取引（レバレッジ取引）は利用していません。            また、信用リスクとは、取引相手先や取引対象物の信用度</p>	<p><b>■取引の内容</b>            同 左</p> <p><b>■取引に対する取組方針・利用目的</b>            当社では、資産運用等における金利、為替、価格の変動や、長期の保険契約等に係る金利の変動に伴う市場リスクの軽減を目的として利用することを基本方針としています。            また、収益の獲得を目的とした取引を一定の範囲内で行っています。            当社はデリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っています。金利変動に伴う貸付金及び債券のキャッシュ・フロー変動リスク並びに「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号。以下、「業種別監査委員会報告第26号」という。）に基づく長期の保険契約等に係る金利変動リスクをヘッジする目的で実施する金利スワップ取引については原則として繰延ヘッジ処理により、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理によっています。            また、為替変動に伴う外貨建資産の為替変動リスクをヘッジする目的で実施する為替予約取引及び通貨オプション取引については原則として時価ヘッジ処理により、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理によっています。            ヘッジの有効性については、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間におけるヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判定しています。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があることが明らかな場合には、ヘッジの有効性の判定を省略しています。            なお、業種別監査委員会報告第26号に基づくヘッジの有効性は、残存期間ごとにグルーピングしているヘッジ対象となる保険負債とヘッジ手段である金利スワップ取引の双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより判定しています。</p> <p><b>■取引に係るリスクの内容</b>            当社が利用しているデリバティブ取引は、主に市場リスクおよび信用リスクを内包しています。            市場リスクとは、取引対象物の価格変動に係るリスクであり、為替相場、市場金利、株価などの変動によって損失を被る可能性です。当社が主として保有資産のリスクをヘッジする目的で利用するデリバティブ取引については、当該市場リスクを効果的に減殺しています。            また、信用リスクとは、取引相手先や取引対象物の信用度の変化や倒産等によって損失を被る可能性です。当社は、デリバティブ取引の相手方を高格付けの金融機関に限定することにより、信用リスクの回避を図っています。</p>

a. 取引の状況に関する事項

平成 17 年 度	平成 18 年 度
<p>の変化や倒産等によって損失を被る可能性です。当社は、デリバティブ取引の相手方を高格付けの金融機関に限定することにより、信用リスクの回避を図っています。</p> <p><b>■取引に係るリスク管理体制</b>            当社では、運用に関する規程等の中で、デリバティブ業務に関し取引種類毎の決裁金額や、取引相手先の信用度の許容範囲等の基準を設け取引を行っています。取引にあたっては、フロントオフィスとバックオフィスを組織的に分離し、相互牽制機能を持たせています。</p> <p>また、デリバティブ取引の状況は各取引の統括部門で集約しており、取引内容・含み損益等の状況については現物資産の取引内容・含み損益等と合わせて、月次ベースで経営陣に報告しています。</p> <p><b>■「取引の時価等に関する事項」の補足説明</b>            次の「取引の時価等に関する事項」における「契約額等」は、デリバティブ取引の契約額または想定元本額を指し、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスク量または信用リスク量を示すものではありません。</p> <p>また、収益の獲得以外の目的で利用しているデリバティブ取引については、主として市場リスクの軽減を目的として利用しているため、デリバティブ取引単独の「評価損益」のみならず、現物資産の価格変動と合わせてデリバティブ取引の効果を判断する必要があります。</p>	<p><b>■取引に係るリスク管理体制</b>            同 左</p> <p><b>■「取引の時価等に関する事項」の補足説明</b>            同 左</p>

b. 取引の時価等に関する事項

(a) 通貨関連

(単位：百万円)

区 分	取 引 の 種 類	平成 17 年 度 末				平成 18 年 度 末			
		契約額等		時 価	評価損益	契約額等		時 価	評価損益
		うち1年超				うち1年超			
市場取引以外の取引	為替予約取引 売 建								
	米 ド ル	17,121	-	17,587	△465	23,244	-	23,127	116
	ユ ー ロ	-	-	-	-	781	-	776	5
	通貨スワップ取引								
	受取英ポンド固定・ 支払円固定	870	870	9	9	870	-	5	5
	合 計	-	-	-	△456	-	-	-	127

(注)

平成 17 年 度 末	平成 18 年 度 末
1. 上記記載以外の通貨関連デリバティブ取引については、該当がないため記載を省略しています。 2. 時価の算定方法 (1)為替予約取引 期末日の先物為替相場によっています。 (2)通貨スワップ取引 期末日現在の金利を基に将来予想されるキャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算出しています。 3. ヘッジ会計が適用されているものについては、開示の対象から除いています。	1. 同 左 2. 同 左 3. 同 左

## (b) 金利関連

(単位：百万円)

区分	取引の種類	平成17年度末				平成18年度末			
		契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
		うち1年超				うち1年超			
以市場 外の取引	金利スワップ取引								
	受取固定・支払変動	138,000	138,000	△1,509	△1,509	152,000	152,000	△717	△717
合計		—	—	—	△1,509	—	—	—	△717

## (注)

平成17年度末	平成18年度末
1. 上記記載以外の金利関連デリバティブ取引については、該当がないため記載を省略しています。	1. 同左
2. 時価の算定方法 期末日現在の金利を基に将来予想されるキャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算出しています。	2. 同左
3. ヘッジ会計が適用されているものについては、開示の対象から除いています。	3. 同左

## (c) 株式関連

前期及び当期のいずれにおいても該当事項はありません。

## (d) 債券関連

前期及び当期のいずれにおいても該当事項はありません。

## (e) その他

(単位：百万円)

区分	取引の種類	平成17年度末				平成18年度末			
		契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
		うち1年超				うち1年超			
以市場 外の取引	クレジットデリバティブ取引								
	売	43,161	29,161	354	354	24,200	19,200	195	195
	買	17,000	—	3	3	—	—	—	—
合計		—	—	—	357	—	—	—	195

## (注)

平成17年度末	平成18年度末
時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格によっています。	時価の算定方法 同左

## (9)リース取引

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引について記載しています。

### ①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および期末残高相当額 (単位：百万円)

	平成 17 年度				平成 18 年度			
	取得価額 相当額	減価償却 累計額相当額	減損損失 累計額相当額	期末残高 相当額	取得価額 相当額	減価償却 累計額相当額	減損損失 累計額相当額	期末残高 相当額
動 産	1,653	987	—	665	1,583	689	—	894

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。

### ②未経過リース料期末残高相当額等 (単位：百万円)

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度
未経過リース料期末残高相当額	665	894
( 1 年 内 )	( 243)	( 332)
( 1 年 超 )	( 422)	( 561)
リース資産減損勘定の残高	—	—
支 払 リ ー ス 料	301	370
リース資産減損勘定の取崩額	—	—
減 価 償 却 費 相 当 額	301	370
減 損 損 失	—	—
支 払 利 息 相 当 額	—	—

(注) 1. 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。  
2. 支払リース料の減価償却費相当額の算定方法は、リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっています。

## 2. 資産の明細

### (1) 預貯金

(単位：百万円)

区 分	平成 16 年度末	平成 17 年度末	平成 18 年度末
現 金	257	199	145
預 貯 金	128,073	143,573	98,067
(郵便振替・郵便貯金)	( 818)	( 1,029)	( 1,461)
(当 座 預 金)	( 91)	( 110)	( 140)
(普 通 預 金)	( 77,213)	( 95,775)	( 41,087)
(通 知 預 金)	( 7,710)	( 7,323)	( 8,402)
(定 期 預 金)	( 26,919)	( 24,264)	( 32,055)
(讓 渡 性 預 金)	( 15,320)	( 15,070)	( 14,920)
合 計	128,330	143,772	98,212

### (2) 商品有価証券

#### ①内訳および期末残高

該当事項はありません。

#### ②平均残高および売買高

該当事項はありません。

### (3) 保有有価証券の種類別残高

(単位：百万円)

区 分	平成 16 年度末		平成 17 年度末		平成 18 年度末	
	残 高	構成比(%)	残 高	構成比(%)	残 高	構成比(%)
国 債	449,322	19.2	463,869	17.4	593,536	22.3
地 方 債	109,769	4.7	89,747	3.4	79,815	3.0
社 債	438,296	18.7	403,968	15.2	397,537	15.0
(公 社・公 団 債)	(183,394)	( 7.8)	(122,234)	( 4.6)	(113,015)	( 4.3)
(金 融 債)	( 2,527)	( 0.1)	( 11,808)	( 0.4)	( 12,808)	( 0.5)
(そ の 他)	(252,374)	(10.8)	(269,924)	(10.2)	(271,712)	(10.2)
株 式	873,023	37.3	1,220,244	45.8	1,157,997	43.6
外 国 証 券	445,482	19.1	456,658	17.1	403,667	15.2
そ の 他 の 証 券	23,781	1.0	29,501	1.1	23,686	0.9
合 計	2,339,677	100.0	2,663,989	100.0	2,656,241	100.0

### (4) 保有有価証券利回り

(単位：%)

区 分	平成 16 年度			平成 17 年度			平成 18 年度		
	運用資産利回り (インカム利回り)	資産運用利回り (実現利回り)	(参考) 時価総合利回り	運用資産利回り (インカム利回り)	資産運用利回り (実現利回り)	(参考) 時価総合利回り	運用資産利回り (インカム利回り)	資産運用利回り (実現利回り)	(参考) 時価総合利回り
公 社 債	1.34	1.30	1.97	1.31	1.38	△1.41	1.20	1.19	2.18
株 式	2.08	12.55	2.80	2.48	3.94	41.90	3.00	10.93	△0.63
外 国 証 券	2.88	3.86	4.20	3.28	3.47	4.46	3.70	5.11	5.94
そ の 他 の 証 券	6.55	5.07	4.68	13.90	12.67	19.10	30.53	28.44	14.15
合 計	1.97	4.78	2.78	2.24	2.65	16.04	2.54	4.64	1.63

(注) 資産運用利回り・時価総合利回りの計算方法については、「IV. 4. (3) 資産運用利回り (実現利回り)」をご参照ください。

## (5) 保有有価証券の種類別残存期間別残高

平成17年度末

(単位：百万円)

残存期間 有価証券の種類	残存期間						合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	
国 債	3,033	86,808	62,696	50,149	205,609	55,571	463,869
地 方 債	23,447	18,458	24,066	12,152	11,622	-	89,747
社 債	51,130	106,237	94,049	76,365	72,407	3,778	403,968
株 式	-	-	-	-	-	1,220,244	1,220,244
外 国 証 券	47,497	118,738	95,872	74,202	27,206	93,140	456,658
その他の証券	1,259	1,426	2,921	11,110	2,593	10,189	29,501
合 計	126,369	331,669	279,607	223,981	319,438	1,382,923	2,663,989

平成18年度末

(単位：百万円)

残存期間 有価証券の種類	残存期間						合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	
国 債	186,021	95,085	52,096	90,281	89,388	80,663	593,536
地 方 債	6,644	25,084	16,647	16,479	14,959	-	79,815
社 債	59,345	102,032	87,638	86,353	56,863	5,305	397,537
株 式	-	-	-	-	-	1,157,997	1,157,997
外 国 証 券	26,752	130,668	97,327	12,758	10,671	125,488	403,667
その他の証券	685	1,151	7,242	10,076	329	4,200	23,686
合 計	279,449	354,022	260,952	215,948	172,212	1,373,655	2,656,241

## (6) 業種別保有株式の額

区 分	平成16年度末			平成17年度末			平成18年度末		
	株数 (百万株)	金額 (百万円)	構成比 (%)	株数 (百万株)	金額 (百万円)	構成比 (%)	株数 (百万株)	金額 (百万円)	構成比 (%)
金 融 保 険 業	308	248,368	28.4	255	355,927	29.1	250	317,446	27.5
化 学	106	139,138	15.9	101	196,170	16.1	91	198,182	17.1
電 気 機 器	85	73,827	8.5	84	100,043	8.2	80	105,620	9.1
商 業	92	69,516	8.0	91	107,649	8.8	89	98,264	8.5
輸 送 用 機 器	79	69,747	8.0	79	100,173	8.2	77	93,292	8.1
陸 運 業	95	53,491	6.1	96	66,576	5.5	95	69,739	6.0
機 械	41	22,436	2.6	41	52,360	4.3	39	53,704	4.6
食 料 品	54	50,210	5.8	54	49,929	4.1	52	50,769	4.4
鉄 鋼	48	12,538	1.4	48	22,267	1.8	48	24,465	2.1
電 気 ・ ガ ス	8	17,676	2.0	8	21,515	1.8	7	22,403	1.9
そ の 他	197	116,071	13.3	187	147,629	12.1	147	124,109	10.7
合 計	1,119	873,023	100.0	1,049	1,220,244	100.0	980	1,157,997	100.0

(注) 1. 業種別区分は、証券取引所の業種分類に準じています。  
 2. 化学は医薬品を、陸運業は空運業を含んでいます。また、卸売業および小売業は商業として、銀行業、保険業およびその他金融業は金融保険業として記載しています。

## (7)公共関係投融资(新規引受ベース)

(単位:百万円)

区 分		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
公 社 債	国 債	2,844	1,824	-
	地 方 債	-	-	-
	特 別 法 人 債	589	704	556
	小 計	3,433	2,529	556
貸 付	公 社 ・ 公 団	1,410	545	546
	小 計	1,410	545	546
合 計		4,843	3,074	1,102

(注) 公社債は年度中の取得額、貸付は年度中の貸付額です。

## (8)貸付金残存期間別残高

平成 17 年度末

(単位:百万円)

		1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 7年未満	7年以上 10年未満	10年以上 (期間の定めのないものを含む)	合 計
一 般 貸 付	固定金利	15,890	26,518	18,232	23,070	19,631	11,542	114,885
	変動金利	5,133	28,125	3,609	48,882	25,647	49,068	160,466
	合 計	21,024	54,644	21,841	71,952	45,278	60,610	275,351
うち国内企業向	固定金利	12,044	12,420	11,046	18,416	16,566	7,432	77,926
	変動金利	5,121	27,961	3,029	47,153	19,796	-	103,062
	合 計	17,166	40,381	14,076	65,569	36,363	7,432	180,989
約 款 貸 付								8,166
合 計								283,518

平成 18 年度末

(単位:百万円)

		1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 7年未満	7年以上 10年未満	10年以上 (期間の定めのないものを含む)	合 計
一 般 貸 付	固定金利	9,980	28,080	24,057	5,688	35,020	4,850	107,678
	変動金利	11,959	8,055	15,359	20,341	16,705	51,643	124,064
	合 計	21,940	36,135	39,416	26,029	51,726	56,493	231,743
うち国内企業向	固定金利	6,017	11,649	16,162	2,337	32,000	1,565	69,732
	変動金利	11,949	7,828	14,666	18,536	11,002	1,000	64,983
	合 計	17,967	19,478	30,829	20,873	43,002	2,565	134,716
約 款 貸 付								7,656
合 計								239,400

### (9)貸付金の担保別残高

(単位：百万円)

区 分	平成 16 年度末		平成 17 年度末		平成 18 年度末	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
担 保 貸 付	37,141	10.6	33,956	12.0	21,960	9.2
(有価証券担保貸付)	(21,172)	(6.0)	(21,302)	(7.5)	(11,055)	(4.6)
(不動産・動産・財団担保貸付)	(13,889)	(4.0)	(11,066)	(3.9)	(9,828)	(4.1)
(指名債権担保貸付)	(2,078)	(0.6)	(1,587)	(0.6)	(1,076)	(0.5)
保 証 貸 付	128,311	36.4	94,796	33.4	97,149	40.6
信 用 貸 付	171,639	48.7	141,096	49.8	108,793	45.4
そ の 他	6,154	1.8	5,502	1.9	3,839	1.6
一 般 貸 付 計	343,246	97.5	275,351	97.1	231,743	96.8
約 款 貸 付	8,938	2.5	8,166	2.9	7,656	3.2
合 計	<b>352,185</b>	<b>100.0</b>	<b>283,518</b>	<b>100.0</b>	<b>239,400</b>	<b>100.0</b>
(劣後特約付貸付)	(123,100)	(35.0)	(98,235)	(34.6)	(67,235)	(28.1)

### (10)貸付金の使途別残高

(単位：百万円)

区 分	平成 16 年度末		平成 17 年度末		平成 18 年度末	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
設 備 資 金	113,418	32.2	86,385	30.5	83,753	35.0
運 転 資 金	238,767	67.8	197,132	69.5	155,646	65.0
合 計	<b>352,185</b>	<b>100.0</b>	<b>283,518</b>	<b>100.0</b>	<b>239,400</b>	<b>100.0</b>

### (11)貸付金の業種別残高

(単位：百万円)

種 別	平成 16 年度末		平成 17 年度末		平成 18 年度末	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
農 林 ・ 水 産 業	4	0.0	3	0.0	2	0.0
鉱 業	-	-	-	-	-	-
建 設 業	2,104	0.6	1,932	0.7	1,515	0.6
製 造 業	4,613	1.3	3,388	1.2	2,619	1.1
卸 ・ 小 売 業	6,177	1.8	4,639	1.6	5,831	2.5
金 融 ・ 保 険 業	172,971	49.1	144,315	50.9	100,971	42.2
不 動 産 業	16,972	4.8	14,931	5.3	12,290	5.1
情 報 通 信 業	340	0.1	317	0.1	300	0.1
運 輸 業	742	0.2	1,459	0.5	1,249	0.5
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 ・ 熱 供 給 業	2,837	0.8	1,231	0.4	1,158	0.5
サ ー ビ ス 業 等	11,222	3.2	8,086	2.9	8,139	3.4
そ の 他	123,666	35.1	94,420	33.3	97,078	40.6
(うち個人住宅・消費者ローン)	(73,906)	21.0	(46,121)	16.3	(46,323)	19.3
計	<b>341,653</b>	<b>97.0</b>	<b>274,725</b>	<b>96.9</b>	<b>231,156</b>	<b>96.6</b>
公 共 団 体	64	0.0	52	0.0	41	0.0
公 社 ・ 公 団	1,529	0.4	574	0.2	546	0.2
約 款 貸 付	8,938	2.6	8,166	2.9	7,656	3.2
合 計	<b>352,185</b>	<b>100.0</b>	<b>283,518</b>	<b>100.0</b>	<b>239,400</b>	<b>100.0</b>

(注) 業種区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。ただし、「サービス業等」欄には、「飲食店、宿泊業」、「医療、福祉」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」および「サービス業（他に分類されないもの）」の合計額を記載しています。

## (12) 貸付金の規模別残高

(単位：百万円)

区 分	平成 16 年度末		平成 17 年度末		平成 18 年度末	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
大 企 業	191,190	55.7	159,490	58.0	114,066	49.3
中 堅 企 業	6,199	1.8	3,712	1.3	1,961	0.8
中 小 企 業	21,125	6.2	17,671	6.4	18,581	8.0
そ の 他	124,730	36.3	94,476	34.3	97,134	41.9
一 般 貸 付 計	<b>343,246</b>	<b>100.0</b>	<b>275,351</b>	<b>100.0</b>	<b>231,743</b>	<b>100.0</b>

- (注) 1. 大企業とは資本金10億円以上の法人をいいます。  
 2. 中堅企業とは「大企業」および「中小企業」以外の企業をいいます。  
 3. 中小企業とは資本金3億円以下の会社をいいます（ただし、卸売業は資本金1億円以下、小売・飲食・サービス業は資本金5千万円以下の企業をいいます）。  
 4. その他とは、非居住者貸付、個人ローン等です。  
 5. 約款貸付は含みません。

## (13) 貸付金の地域別残高

(単位：百万円)

区 分	平成 16 年度末		平成 17 年度末		平成 18 年度末		
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	
国 内	首 都 圏	113,395	51.6	89,758	49.5	66,683	49.4
	近 畿 圏	21,623	9.8	21,548	11.9	8,429	6.2
	上記以外の地域	84,549	38.5	69,682	38.4	59,603	44.2
	国 内 計	219,568	99.9	180,989	99.8	134,716	99.8
海 外 計	300	0.1	276	0.2	230	0.2	
合 計	<b>219,868</b>	<b>100.0</b>	<b>181,266</b>	<b>100.0</b>	<b>134,946</b>	<b>100.0</b>	

- (注) 1. 個人ローン、約款貸付は含みません。  
 2. 国内地域の区分は、当社取扱部店所在地による分類です。

## (14) リスク管理債権

(単位：百万円)

区 分	平成 16 年度末	平成 17 年度末	平成 18 年度末
破 綻 先 債 権 額	128	128	501
延 滞 債 権 額	6,028	4,114	1,923
3カ月以上延滞債権額	2,179	7	158
貸付条件緩和債権額	3,070	1,526	374
合 計	<b>11,407</b>	<b>5,777</b>	<b>2,958</b>

- (注) 各債権の意義は次のとおりです。  
 ①破綻先債権  
 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。  
 ②延滞債権  
 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金です。  
 ③3カ月以上延滞債権  
 3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。  
 ④貸付条件緩和債権  
 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

## (15) 元本補てん契約のある信託に係る貸出金

該当事項はありません。

## (16) 債務者区分に基づいて区分された債権

(単位：百万円)

区 分	平成 16 年度 末	平成 17 年度 末	平成 18 年度 末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	268	250	598
危険債権	5,889	3,992	1,827
要管理債権	5,250	1,534	532
正常債権	390,409	325,239	241,111
合 計	401,817	331,915	243,068

(注) 各債権の意義は次のとおりです。

①破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

②危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。

③要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞貸付金（元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金（①および②に掲げる債権を除きます。）。以下同じ。）および条件緩和貸付金（債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（①および②に掲げる債権ならびに3カ月以上延滞貸付金を除きます。））です。

④正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、①から③までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

## (17) 資産査定結果

(単位：百万円)

年 度	平成 17 年度 末					平成 18 年度 末				
	非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類	合 計	非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類	合 計
預 貯 金	143,573	-	-	-	143,573	98,067	-	-	-	98,067
コールローン	3,000	-	-	-	3,000	44,000	-	-	-	44,000
買入金銭債権	25,646	-	-	-	25,646	28,102	-	-	-	28,102
金銭の信託	64,089	-	-	-	64,089	52,936	-	-	-	52,936
有価証券	2,657,062	3,864	3,062	849	2,664,839	2,646,109	1,548	8,583	1,889	2,658,131
貸付金	274,707	6,389	2,357	64	283,518	234,364	4,222	782	29	239,400
(保険約款貸付)	8,166	-	-	-	8,166	7,656	-	-	-	7,656
(一般貸付)	266,541	6,389	2,357	64	275,351	226,707	4,222	782	29	231,743
(うち債務者区分あり)	263,566	6,389	2,357	64	272,377	224,122	4,222	782	29	229,157
<正常先>	262,569	-	-	-	262,569	223,329	-	-	-	223,329
<要注意先>	987	4,577	-	-	5,565	792	2,609	-	-	3,402
<破綻懸念先>	10	1,647	2,335	-	3,992	-	1,050	776	-	1,827
<実質破綻先>	-	64	21	35	121	-	66	-	29	96
<破綻先>	-	100	-	28	128	-	495	6	-	501
(うち債務者区分なし)	2,974	-	-	-	2,974	2,585	-	-	-	2,585
不動産及び動産	134,717	2,342	-	2,758	139,819	-	-	-	-	-
有形固定資産	-	-	-	-	-	128,739	1,101	-	79	129,920
無形固定資産	-	-	-	-	-	1,216	-	-	-	1,216
その他資産	160,886	1,740	1,590	288	164,506	151,187	1,594	1,538	275	154,596
資産査定対象資産合計	3,463,683	14,337	7,010	3,960	3,488,991	3,384,723	8,467	10,904	2,274	3,406,370
(構成比)%	99.28%	0.41%	0.20%	0.11%	100.00%	99.36%	0.25%	0.32%	0.07%	100.00%
査定対象外資産(現金)	-	-	-	-	199	-	-	-	-	145
総 資 産	-	-	-	-	3,489,191	-	-	-	-	3,406,516

(注) 1. 上記の資産査定結果は償却・引当分の資産残高を表示していますので、平成17年度末は総資産が貸借対照表計上額より償却・引当額(11,404百万円)分だけ大きくなっており、平成18年度末は総資産が貸借対照表計上額より償却・引当額(13,460百万円)分だけ大きくなっています。なお、Ⅲ・Ⅳ分類については全額償却・引当しています。  
2. 平成17年度の中間期の減損損失(3,380百万円)は含まれておりません。また、平成18年度の中間期の減損損失(316百万円)は含まれておりません。

## (18)住宅関連融資

(単位：百万円)

区 分	平成 16 年度 末		平成 17 年度 末		平成 18 年度 末	
	貸付額	構成比(%)	貸付額	構成比(%)	貸付額	構成比(%)
個人向けローン	36,884	95.3	14,916	89.5	13,242	89.4
住宅金融会社貸付	-	-	-	-	-	-
地方住宅供給公社貸付	1,806	4.7	1,748	10.5	1,565	10.6
合 計	38,691	100.0 ( 11.0)	16,664	100.0 ( 5.9)	14,808	100.0 ( 6.2)
総貸付残高	352,185		283,518		239,400	

(注)「合計」欄の( )内は総貸付残高に対する比率です。

## (19)各種ローン金利

平成 17 年度

(単位：%)

貸出の種類	利 率											
	平成17年 4月1日	平成17年 4月8日	平成17年 5月10日	平成17年 6月10日	平成17年 8月10日	平成17年 9月9日	平成17年 10月12日	平成17年 11月10日	平成17年 12月9日	平成18年 1月11日	平成18年 2月10日	平成18年 3月10日
一般貸付標準金利 (長期プライムレート)	1.65	1.55	1.50	1.45	1.60	1.55	1.80	1.90	1.85	1.80	2.00	2.10
住宅ローン	1.65	1.55	1.50	1.45	1.60	1.55	1.80	1.90	1.85	1.80	2.00	
消費者ローン	5.10											

(注) 1. 住宅ローンは変動金利型ローンについて表示しています。  
2. 消費者ローンは日本興亜エースローンについて表示しています。

平成 18 年度

(単位：%)

貸出の種類	利 率												
	平成18年 4月1日	平成18年 4月11日	平成18年 5月10日	平成18年 6月9日	平成18年 7月11日	平成18年 8月10日	平成18年 9月8日	平成18年 10月11日	平成18年 11月10日	平成18年 12月8日	平成19年 1月10日	平成19年 2月9日	平成19年 3月9日
一般貸付標準金利 (長期プライムレート)	2.10	2.45	2.50	2.45	2.65	2.50	2.30	2.35	2.30	2.35	2.40	2.30	2.30
住宅ローン	2.10	2.45	2.50	2.45	2.65	2.50	2.30	2.35	2.30	2.35	2.40	2.30	2.30

(注) 住宅ローンは変動金利型ローンについて表示しています。

## (20)有形固定資産明細表

(単位：百万円)

区 分	平成 16 年度 末	平成 17 年度 末	平成 18 年度 末
土 地	75,256	70,830	69,383
( 営 業 用 )	( 63,800)	(62,249)	( 61,166)
( 賃 貸 用 )	( 11,455)	(8,581)	( 8,217)
建 物	59,978	56,845	52,081
( 営 業 用 )	( 46,339)	(46,559)	( 42,130)
( 賃 貸 用 )	( 13,639)	(10,286)	( 9,951)
土地・建物合計	135,235	127,676	121,465
( 営 業 用 )	( 110,140)	(108,808)	( 103,296)
( 賃 貸 用 )	( 25,094)	(18,867)	( 18,168)
建設仮勘定	62	16	5
( 営 業 用 )	( 47)	(15)	( 5)
( 賃 貸 用 )	( 14)	(0)	( 0)
小 計	135,297	127,692	121,471
( 営 業 用 )	( 110,187)	(108,824)	( 103,302)
( 賃 貸 用 )	( 25,109)	(18,868)	( 18,169)
動 産	8,957	9,368	—
その他の有形固定資産	—	—	8,369
合 計	144,255	137,060	129,841

(注) 平成18年度から保険業法施行規則の改正により、従来の「動産」を「その他の有形固定資産」として表示しています。

## (21)その他資産明細表

(単位：百万円)

区 分	平成 16 年度 末	平成 17 年度 末	平成 18 年度 末
未 収 保 険 料	750	424	369
代 理 店 貸	30,015	28,304	26,447
外 国 代 理 店 貸	4,233	5,379	6,307
共 同 保 険 貸	4,672	3,117	3,036
再 保 険 貸	35,367	34,423	29,358
外 国 再 保 険 貸	8,933	6,499	5,849
未 収 金	18,231	15,068	11,375
未 収 収 益	6,243	7,252	5,903
預 託 金	9,086	8,696	7,535
地 震 保 険 預 託 金	34,665	36,884	39,211
仮 払 金	17,681	15,344	16,497
先物取引差入証拠金	1,604	1,695	1,312
金 融 派 生 商 品	1,042	389	694
繰延ヘッジ損失	—	326	—
そ の 他 の 資 産	697	697	697
合 計	173,224	164,506	154,596

**(22) 未収再保険金の額**

(単位：百万円)

種 目 計		平成 16 年度 末	平成 17 年度 末	平成 18 年度 末
1	年度開始時の未収再保険金	2,157	6,461	3,844 (-)
2	当該年度に回収できる事由が発生した額	19,527	12,671	11,309 (-)
3	当該年度回収等	15,223	15,288	12,089 (-)
4	1+2-3=年度末の未収再保険金	6,461	3,844	3,064 (-)

(注) 1. 地震・自賠責保険に係る金額を除いています。  
 2. ( )内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

**(23) 支払承諾の残高内訳**

該当事項はありません。

**(24) 支払承諾見返の担保別内訳**

該当事項はありません。

**(25) 長期性資産**

(単位：百万円)

区 分	平成 16 年度 末	平成 17 年度 末	平成 18 年度 末
長 期 性 資 産	1,263,390	1,191,606	1,112,657

(注) 長期性資産とは積立型保険の払戻積立金と契約者配当準備金の合計額をいいます。

### 3. 負債・資本の明細

#### (1) 支払備金および責任準備金の額

##### ① 支払備金

(単位：百万円)

種 目	平成 16 年度 末	平成 17 年度 末	平成 18 年度 末
火 災	34,986	32,386	30,248
海 上	8,370	8,616	9,690
傷 害	12,215	13,586	15,918
自 動 車	111,606	110,553	124,635
自動車損害賠償責任	28,327	28,262	27,662
そ の 他	43,633	48,478	59,699
(うち賠償責任)	(22,591)	(28,129)	(35,777)
<b>合 計</b>	<b>239,141</b>	<b>241,883</b>	<b>267,854</b>

##### ② 責任準備金

(単位：百万円)

種 目	平成 16 年度 末	平成 17 年度 末	平成 18 年度 末
火 災	761,143	737,679	723,147
海 上	21,888	22,232	24,611
傷 害	940,855	913,041	872,729
自 動 車	182,854	163,416	144,924
自動車損害賠償責任	178,116	188,552	197,554
そ の 他	159,624	160,857	155,476
(うち賠償責任)	(21,579)	(22,814)	(20,751)
<b>合 計</b>	<b>2,244,482</b>	<b>2,185,781</b>	<b>2,118,442</b>

#### (2) 責任準備金の残高の内訳

##### 平成 17 年度 末

(単位：百万円)

種 目	普通責任準備金	異常危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合 計
火 災	351,968	96,998	287,533	1,179	<b>737,679</b>
海 上	6,007	16,225	-	-	<b>22,232</b>
傷 害	29,413	31,654	849,275	2,698	<b>913,041</b>
自 動 車	97,186	51,715	14,468	45	<b>163,416</b>
自動車損害賠償責任	188,552	-	-	-	<b>188,552</b>
そ の 他	80,391	42,688	37,677	100	<b>160,857</b>
(うち賠償責任)	(13,442)	(9,372)	(-)	(-)	<b>(22,814)</b>
<b>合 計</b>	<b>753,520</b>	<b>239,282</b>	<b>1,188,955</b>	<b>4,023</b>	<b>2,185,781</b>

(注) 地震保険の危険準備金および未経過保険料積立金の合計額ならびに自動車損害賠償責任保険の責任準備金の金額は、普通責任準備金に含めています。

##### 平成 18 年度 末

(単位：百万円)

種 目	普通責任準備金	異常危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合 計
火 災	363,068	101,361	257,342	1,374	<b>723,147</b>
海 上	7,559	17,051	-	-	<b>24,611</b>
傷 害	29,093	32,811	807,789	3,035	<b>872,729</b>
自 動 車	95,661	38,270	10,939	54	<b>144,924</b>
自動車損害賠償責任	197,554	-	-	-	<b>197,554</b>
そ の 他	80,817	41,200	33,343	115	<b>155,476</b>
(うち賠償責任)	(13,654)	(7,097)	(-)	(-)	<b>(20,751)</b>
<b>合 計</b>	<b>773,753</b>	<b>230,695</b>	<b>1,109,414</b>	<b>4,579</b>	<b>2,118,442</b>

(注) 地震保険の危険準備金および未経過保険料積立金の合計額ならびに自動車損害賠償責任保険の責任準備金の金額は、普通責任準備金に含めています。

## (3) 責任準備金積立水準

区 分		平成17年度末	平成18年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	同 左
	標準責任準備金対象外契約	標準純保険料式又は全期チルメル式	同 左
積立率		100.0%	同 左

- (注) 1. 積立方式及び積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約及び保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いております。
2. 保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金について記載しております。
3. 積立率＝(実際に積立てている普通責任準備金＋払戻積立金)÷(下記(1)～(3)の合計額)
- (1) 標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金及び払戻積立金(保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)
- (2) 標準責任準備金対象外契約に係る標準純保険料式により計算した平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金並びに平成13年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金及び払戻積立金
- (3) 平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

## (4) 貸倒引当金等の残高および増減

平成17年度

(単位：百万円)

区 分		平成16年度末	平成17年度 増加額	平成17年度減少額		平成17年度末	摘 要
				目的使用	その他		
貸引 当 倒金	一般貸倒引当金	1,227	433	-	1,227*	433	※洗替による取崩額
	個別貸倒引当金	5,000	4,300	644	4,355*	4,300	※洗替による取崩額
	特定海外債権引当勘定	-	-	-	-	-	
	合 計	6,228	4,733	644	5,583	4,733	
投資損失引当金		3,062	3,062	-	3,062*	3,062	※洗替による取崩額
賞与引当金		6,263	6,123	6,263	-	6,123	
価格変動準備金		12,795	2,647	-	-	15,442	
合 計		28,350	16,566	6,908	8,646	29,362	

平成18年度

(単位：百万円)

区 分		平成17年度末	平成18年度 増加額	平成18年度減少額		平成18年度末	摘 要
				目的使用	その他		
貸引 当 倒金	一般貸倒引当金	433	280	-	433*	280	※洗替による取崩額
	個別貸倒引当金	4,300	2,626	1,380	2,919*	2,626	※洗替による取崩額
	特定海外債権引当勘定	-	-	-	-	-	
	合 計	4,733	2,907	1,380	3,352	2,907	
投資損失引当金		3,062	8,583	-	3,062*	8,583	※洗替による取崩額
賞与引当金		6,123	6,085	6,123	-	6,085	
役員賞与引当金		-	33	-	-	33	
価格変動準備金		15,442	2,598	-	-	18,040	
合 計		29,362	20,207	7,504	6,414	35,650	

## (5) 資本金等明細表 (含む利益準備金および任意積立金)

平成17年度

(単位：百万円)

区 分		平成16年度末残高	平成17年度増加額	平成17年度減少額	平成17年度末残高	摘 要
資 本 金		91,249	-	-	91,249	
うち既発行株式	普 通 株 式	(833,743,118株)	( - 株)	( - 株)	(833,743,118株)	(注) 1.
	計	(833,743,118株)	( - 株)	( - 株)	(833,743,118株)	
資本準備金						
資 本 準 備 金 及 び そ の 他 資 本 金 そ の 他 資 本 金	株式払込剰余金	42,888	-	-	42,888	
	合併差益	3,813	-	-	3,813	
	その他資本剰余金					
	自己株式処分差益	1	1	-	3	(注) 2.
計		46,703	1	-	46,705	
利益準備金		31,747	1,300	-	33,047	(注) 3.
任意積立金						
利 益 準 備 金 及 び 任 意 積 立 金	配当引当積立金	34,385	-	-	34,385	
	異常損失準備金	54,000	-	-	54,000	
	海外投資等損失準備金	4	-	4	0	(注) 4.
	特別償却準備金	87	-	26	61	(注) 4.
	圧縮記帳積立金	1,487	834	46	2,276	(注) 5.
	別途積立金	17,962	4,000	-	21,962	(注) 3.
計		139,675	6,134	77	145,732	

- (注) 1. 平成17年度末における自己株式数は30,558,262株です。  
 2. 平成17年度増加額は自己株式の処分によるものです。  
 3. 平成17年度増加額は前期決算の利益処分によるものです。  
 4. 平成17年度減少額は前期決算の利益処分によるものです。  
 5. 平成17年度増加および平成17年度減少額は、前期決算の利益処分によるものです。

## (6) 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位：百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握見積り差額
平成18年度	176,335	129,309	88,106	△41,080

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。  
 2. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。  
 3. 当期把握見積り差額＝期首支払備金－(前期以前発生事故に係る当期支払保険金＋前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

## (7) 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

## ● 傷害

(単位：百万円)

		事故発生年度		
		金額	比率	変動
累計 保険金 + 支払 備金	事故発生年度末	27,259		
	1年後			
	2年後			
	3年後			
	4年後			
最終損害見積り額		27,259		
累計保険金		14,973		
支払備金		12,285		

## ● 自動車

(単位：百万円)

		事故発生年度		
		金額	比率	変動
累計 保険金 + 支払 備金	事故発生年度末	192,879		
	1年後			
	2年後			
	3年後			
	4年後			
最終損害見積り額		192,879		
累計保険金		134,548		
支払備金		58,331		

## ● 賠償責任

(単位：百万円)

		事故発生年度		
		金額	比率	変動
累計 保険金 + 支払 備金	事故発生年度末	22,660		
	1年後			
	2年後			
	3年後			
	4年後			
最終損害見積り額		22,660		
累計保険金		10,278		
支払備金		12,382		

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。  
 2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載します。  
 3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載します。  
 4. 本表は平成18年度からの開示であるため、「累計保険金 + 支払備金」の数値のうち網掛け部分については該当がありません。

## 4. 損益の明細

### (1) 売買目的有価証券運用損益明細表

該当事項はありません。

### (2) 有価証券の売却損益および評価損明細表

(単位：百万円)

区 分	平成17年度			平成18年度		
	売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損
国 債 等	733	420	-	457	1,073	24
株 式	7,433	131	840	43,609	176	1,796
外 国 証 券	3,183	2,282	9	5,509	1,274	69
合 計	11,350	2,834	849	49,576	2,525	1,889

### (3) 減価償却費および賃貸用不動産等減価償却明細表

平成17年度

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	平成17年度 減損損失額	減損損失 控除後残高	平成17年度 償却額	償却累計額	平成17年度末 残高	償却累計率 <sup>(%)</sup>
建 物	168,205	2,224	165,980	4,099	109,135	56,845	65.8
( 営 業 用 )	(133,879)	( 1,513)	(132,365)	( 3,326)	( 85,806)	( 46,559)	(64.8)
( 賃 貸 用 )	( 34,326)	( 710)	( 33,615)	( 772)	( 23,328)	( 10,286)	(69.4)
動 産	42,703	-	42,703	3,027	33,335	9,368	78.1
そ の 他	738	-	738	14	125	612	17.0
合 計	211,647	2,224	209,423	7,141	142,596	66,826	-

- (注) 1. その他の欄は、電話加入権等について記載しています。  
 2. 償却累計率 = 償却累計額 ÷ 減損損失控除後残高  
 3. 当期より、固定資産の減損に係る会計基準を適用しております。

平成18年度

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	平成18年度 減損損失額	減損損失 控除後残高	平成18年度 償却額	償却累計額	平成18年度末 残高	償却累計率 <sup>(%)</sup>
建 物	157,647	102	157,545	3,800	105,463	52,081	66.9
( 営 業 用 )	(123,222)	( 102)	(123,120)	( 3,072)	( 81,040)	( 42,130)	( 65.8)
( 賃 貸 用 )	( 34,424)	( 0)	( 34,424)	( 728)	( 24,422)	( 9,951)	( 70.9)
動 産	41,177	-	41,177	2,806	32,807	8,369	79.7
そ の 他	738	-	738	13	111	596	15.2
合 計	199,563	102	199,461	6,620	138,383	61,047	-

- (注) 1. その他の欄は、電話加入権等について記載しています。  
 2. 償却累計率 = 償却累計額 ÷ 減損損失控除後残高

**(4) 事業費（含む損害調査費）**

(単位：百万円)

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
人 件 費	88,293	88,319	88,481
物 件 費	69,816	73,433	72,012
税 金	8,579	8,619	8,242
抛 出 金	1	1	0
負 担 金	514	500	476
諸手数料及び集金費	125,829	123,873	122,434
合 計	293,035	294,747	291,647

(注) 1. 金額は損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費ならびに諸手数料及び集金費の合計額です。  
2. 負担金は保険業法第265条の33の規定に基づく保険契約者保護機構負担金です。

**(5) 貸付金償却の額**

(単位：百万円)

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
償 却 額	41	133	1,295

(注) 上記の金額は、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除する前の金額です。

**(6) 不動産動産処分損益**

(単位：百万円)

区 分	平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度	
	処分益	処分損	処分益	処分損	処分益	処分損
不 動 産	1,824	2,532	824	452	1,089	2,520
動 産	3	272	9	218	6	349
合 計	1,827	2,804	833	671	1,096	2,870

**5. 損害率の上昇に対する経常利益の変動**

平成 17 年度

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。
計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○増加する発生損害額＝既経過保険料×1%</li> <li>○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。</li> <li>○増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額</li> <li>○経常利益の減少額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額</li> </ul>
経常利益の減少額	2,347百万円 (注) 異常危険準備金残高の取崩額3,641百万円

(注) 地震保険、自動車損害賠償責任保険については、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、増加する発生保険金は責任準備金の取崩等により相殺しております。

平成 18 年度

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。
計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○増加する発生損害額＝既経過保険料×1%</li> <li>○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。</li> <li>○増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額</li> <li>○経常利益の減少額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額</li> </ul>
経常利益の減少額	1,868百万円 (注) 異常危険準備金残高の取崩額4,037百万円

(注) 地震保険、自動車損害賠償責任保険については、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、増加する発生保険金は責任準備金の取崩等により相殺しております。

## VI. 主要な業務の状況（連結ベース）

### 1. 平成18年度の事業概況

#### ■事業環境

当連結会計年度のわが国経済は、企業収益が引き続き改善する中で、民間設備投資が増加するとともに、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費も堅調に推移するなど、景気は内需を中心として緩やかな回復を続けました。

損害保険業界におきましては、自由化・規制緩和の進展により競争が激化する一方、適時・適切な保険金のお支払という保険会社の根幹をなす業務が十分に機能せず、費用保険金等の付随的な保険金の支払漏れや、第三分野商品における保険金の不適切な支払いが当社を含め多数発生していることが判明いたしました。また、火災保険の募集における構造級別等の不適切な適用に関する問題も表面化し、社会からの信頼を大きく損ねることとなりました。

#### ■業績の状況

このような中で、当連結会計年度の業績は以下のとおりとなりました。

経常収益については、保険引受収益が9,108億円、資産運用収益が876億円、その他経常収益が19億円となった結果、1兆4億円となり、前連結会計年度に比べて270億円の増加となりました。

一方、経常費用については、保険引受費用が8,125億円、資産運用費用が80億円、営業費及び一般管理費が1,494億円、その他経常費用が22億円となった結果、9,723億円となり、前連結会計年度に比べて233億円の増加となりました。

以上の結果、経常利益は281億円となり、前連結会計年度に比べて36億円の増加となりました。これに特別損益を加減し、税効果会計による調整後の法人税等を控除した当期純利益は158億円となり、前連結会計年度に比べて52億円の増加となりました。

損害保険事業におきましては、全種目計での正味収入保険料が前連結会計年度に比べて48億円減少し、7,128億円となり、正味支払保険金が前連結会計年度に比べて155億円増加し、4,292億円となりました。また、主要種目である自動車保険におきましては、正味収入保険料が前連結会計年度に比べて20億円減少し、3,426億円となり、正味支払保険金が前連結会計年度に

比べて11億円増加し、2,097億円となりました。

一方、生命保険事業におきましては、生命保険料が前連結会計年度に比べて8億円増加し、619億円となりました。

#### ■キャッシュ・フロー

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

営業活動によるキャッシュ・フローは、正味支払保険金の増加などにより、前連結会計年度に比べ171億円減少し、132億円の支出となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却・償還による収入の増加などにより、前連結会計年度に比べ146億円増加し、367億円の収入となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得と配当金の支払などにより132億円の支出となり、前連結会計年度に比べて25億円の増加となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の期末残高は109億円増加し、1,636億円となりました。

## 2. 主要な業務の状況を示す指標の推移

（単位：億円）

項 目	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
	（平成14年4月 1日から 平成15年3月31日まで）	（平成15年4月 1日から 平成16年3月31日まで）	（平成16年4月 1日から 平成17年3月31日まで）	（平成17年4月 1日から 平成18年3月31日まで）	（平成18年4月 1日から 平成19年3月31日まで）
連結経常収益	10,727	10,712	10,594	9,734	10,004
連結正味収入保険料	7,249	7,324	7,284	7,177	7,128
連結経常利益（又は経常損失）	△342	493	216	244	281
連結当期純利益（又は当期純損失）	△258	193	134	106	158
連結純資産額	4,441	5,983	5,824	7,913	7,670
連結総資産額	32,177	34,320	34,221	37,596	37,003
連結ベースの1株当たり純資産額	532.86 <sup>円</sup>	726.64 <sup>円</sup>	716.05 <sup>円</sup>	985.15 <sup>円</sup>	962.55 <sup>円</sup>
連結ベースの1株当たり 当期純利益（又は当期純損失）	△30.72 <sup>円</sup>	23.18 <sup>円</sup>	16.35 <sup>円</sup>	13.08 <sup>円</sup>	19.81 <sup>円</sup>
連結ベースの潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	-	-	16.35 <sup>円</sup>	13.07 <sup>円</sup>	19.79 <sup>円</sup>

- （注）1. 連結ベースの潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、平成14年度は純損失が計上されており、また、潜在株式がないため、平成15年度は潜在株式がないため記載していません。
2. 純資産額の算定にあたり、平成18年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

### 3. 損害保険事業の状況

#### (1) 保険引受業務

##### ① 保険料及び保険金一覧表

(単位：百万円)

	種 目	正 味 収 入 保 険 料	構 成 比 <sup>(%)</sup>	対 前 年 増 減 (△) 率 <sup>(%)</sup>	正 味 支 払 保 険 金	構 成 比 <sup>(%)</sup>	対 前 年 増 減 (△) 率 <sup>(%)</sup>
前 連 結 会 計 年 度  (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	火 災	106,497	14.8	△2.6	45,454	11.0	△49.1
	海 上	19,868	2.8	8.5	9,520	2.3	25.0
	傷 害	59,816	8.3	△3.5	25,536	6.2	8.2
	自 動 車	344,660	48.0	△0.7	208,676	50.4	6.4
	自動車損害賠償責任	107,419	15.0	△4.7	75,653	18.3	14.5
	そ の 他	79,464	11.1	0.7	48,931	11.8	△1.5
	計	<b>717,727</b>	<b>100.0</b>	<b>△1.5</b>	<b>413,773</b>	<b>100.0</b>	<b>△4.3</b>
当 連 結 会 計 年 度  (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	火 災	104,652	14.7	△1.7	54,750	12.8	20.5
	海 上	20,941	2.9	5.4	8,673	2.0	△8.9
	傷 害	59,351	8.3	△0.8	29,114	6.8	14.0
	自 動 車	342,647	48.1	△0.6	209,797	48.8	0.5
	自動車損害賠償責任	103,911	14.6	△3.3	76,709	17.9	1.4
	そ の 他	81,358	11.4	2.4	50,239	11.7	2.7
	計	<b>712,862</b>	<b>100.0</b>	<b>△0.7</b>	<b>429,284</b>	<b>100.0</b>	<b>3.7</b>

(注) 諸数値はセグメント間の内部取引を相殺する前の数値です。

##### ② 元受正味保険料 (含む収入積立保険料)

(単位：百万円)

	種 目	金 額	構 成 比 <sup>(%)</sup>	対 前 年 増 減 (△) 率 <sup>(%)</sup>
前 連 結 会 計 年 度  (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	火 災	166,214	19.6	△3.2
	海 上	22,335	2.6	7.5
	傷 害	115,957	13.7	△26.2
	自 動 車	351,165	41.5	△0.8
	自動車損害賠償責任	105,160	12.4	△5.5
	そ の 他	86,310	10.2	0.4
	計	<b>847,145</b>	<b>100.0</b>	<b>△6.0</b>
	(うち収入積立保険料)	( 99,957)	( 11.8)	( △30.4)
当 連 結 会 計 年 度  (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	火 災	165,419	20.0	△0.5
	海 上	23,379	2.8	4.7
	傷 害	98,319	11.9	△15.2
	自 動 車	349,142	42.1	△0.6
	自動車損害賠償責任	105,598	12.7	0.4
	そ の 他	87,115	10.5	0.9
	計	<b>828,974</b>	<b>100.0</b>	<b>△2.1</b>
	(うち収入積立保険料)	( 82,608)	( 10.0)	( △ 17.4)

(注) 1. 元受正味保険料 (含む収入積立保険料) とは、元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものです。(積立型保険の積立保険料を含む。)  
2. 諸数値はセグメント間の内部取引を相殺する前の数値です。

## (2) 資産運用業務

## ① 運用資産

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 (平成18年3月31日現在)		当連結会計年度 (平成19年3月31日現在)	
	金額	構成比 <sup>(%)</sup>	金額	構成比 <sup>(%)</sup>
預貯金	157,328	4.5	123,247	3.6
コールローン	3,000	0.1	44,000	1.3
買入金銭債権	25,646	0.7	28,102	0.8
金銭の信託	64,089	1.8	52,936	1.6
有価証券	2,657,760	76.1	2,636,762	77.2
貸付金	283,518	8.1	239,400	7.0
土地・建物	127,753	3.7	121,580	3.6
運用資産計	<b>3,319,095</b>	<b>95.0</b>	<b>3,246,029</b>	<b>95.1</b>
総資産	<b>3,493,448</b>	<b>100.0</b>	<b>3,412,513</b>	<b>100.0</b>

(注) 諸数値はセグメント間の内部取引を相殺する前の数値です。

## ② 有価証券

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 (平成18年3月31日現在)		当連結会計年度 (平成19年3月31日現在)	
	金額	構成比 <sup>(%)</sup>	金額	構成比 <sup>(%)</sup>
国債	473,314	17.8	601,514	22.8
地方債	89,747	3.4	79,815	3.0
社債	403,968	15.2	397,537	15.1
株式	1,208,744	45.5	1,136,497	43.1
外国証券	451,984	17.0	397,210	15.1
その他の証券	30,001	1.1	24,186	0.9
計	<b>2,657,760</b>	<b>100.0</b>	<b>2,636,762</b>	<b>100.0</b>

(注) 諸数値はセグメント間の内部取引を相殺する前の数値です。

## ③ 利回り

## a. 運用資産利回り（インカム利回り）

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)			当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
	収入金額	平均運用額	年利回り <sup>(%)</sup>	収入金額	平均運用額	年利回り <sup>(%)</sup>
預貯金	256	159,389	0.16	628	125,633	0.50
コールローン	0	636	0.03	42	13,127	0.33
買現先勘定	-	-	-	8	1,997	0.43
買入金銭債権	217	20,374	1.07	375	53,650	0.70
金銭の信託	474	50,780	0.93	887	59,729	1.49
有価証券	43,102	1,899,364	2.27	48,585	1,889,513	2.57
貸付金	5,950	319,620	1.86	5,253	263,207	2.00
土地・建物	1,851	131,997	1.40	1,832	127,120	1.44
小計	<b>51,853</b>	<b>2,582,163</b>	<b>2.01</b>	<b>57,614</b>	<b>2,533,979</b>	<b>2.27</b>
その他	524	-	-	717	-	-
合計	<b>52,378</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>58,331</b>	<b>-</b>	<b>-</b>

(注) 1. 収入金額は、連結損益計算書における「利息及び配当金収入」に、「金銭の信託運用益」および「金銭の信託運用損」のうち利息及び配当金収入相当額を含めた金額です。  
2. 平均運用額は原則として各月末残高（取得原価又は償却原価）の平均に基づいて算出しています。ただし、コールローン、買現先勘定及び買入金銭債権については日々の残高（取得原価又は償却原価）の平均に基づいて算出しています。また、在外連結子会社については各年度末残高（取得原価又は償却原価）の平均に基づいて算出しています。  
3. 諸数値はセグメント間の内部取引を相殺する前の数値です。

## b. 資産運用利回り（実現利回り）

「運用資産利回り（インカムベース利回り）」は運用の実態を必ずしも適切に反映していないと考えられることから、「資産運用利回り」、「時価総合利回り」を併せて開示しています。時価ベースの運用効率を示すという点からは「時価総合利回り」が適切ですが、損害保険会社の資産構成はマーケットの変動による影響が大きく、必

ずしも運用の巧拙を的確に表さない恐れがあります。そこで、資産運用に係る業績を反映し、マーケットの変動による影響を除去した指標として「資産運用利回り」をメイン指標として開示し、これを補完するものとして「時価総合利回り」を参考開示しています。

（単位：百万円）

区 分	前 連 結 会 計 年 度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)			当 連 結 会 計 年 度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	年利回り (%)	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	年利回り (%)
預 貯 金	711	159,389	0.45	947	125,633	0.75
コ ー ル ロ ー ン	0	636	0.03	42	13,127	0.33
買 現 先 勘 定	-	-	-	8	1,997	0.43
買 入 金 銭 債 権	239	20,374	1.18	378	53,650	0.70
金 銭 の 信 託	7,100	50,780	13.98	287	59,729	0.48
有 価 証 券	50,795	1,899,364	2.67	94,055	1,889,513	4.98
貸 付 金	6,082	319,620	1.90	5,259	263,207	2.00
土 地 ・ 建 物	1,851	131,997	1.40	1,832	127,120	1.44
金 融 派 生 商 品	△7,355	-	-	△2,162	-	-
そ の 他	587	-	-	788	-	-
合 計	60,013	2,582,163	2.32	101,437	2,533,979	4.00

- (注) 1. 資産運用損益（実現ベース）は、連結損益計算書における「資産運用収益」および「積立保険料等運用益」の合計額から「資産運用費用」を控除した金額です。  
2. 平均運用額（取得原価ベース）は原則として各月末残高（取得原価又は償却原価）の平均に基づいて算出しています。ただし、コールローン、買現先勘定及び買入金銭債権については日々の残高（取得原価又は償却原価）の平均に基づいて算出しています。また、在外連結子会社については各年度末残高（取得原価又は償却原価）の平均に基づいて算出しています。  
3. 諸数値はセグメント間の内部取引を相殺する前の数値です。  
4. 資産運用利回り（実現利回り）にその他有価証券の評価差額等を加味した時価ベースの利回り（時価総合利回り）は以下のとおりです。なお、資産運用損益等（時価ベース）は、資産運用損益（実現ベース）にその他有価証券に係る評価差額（税効果控除前の金額による）の当期増減額及び繰延ヘッジ損益（税効果控除前の金額による）の当期増減額を加算した金額です。また、平均運用額（時価ベース）は、平均運用額（取得原価ベース）にその他有価証券に係る前期末評価差額（税効果控除前の金額による）及び運用目的の金銭の信託に係る前期末評価損益を加算した金額です。

## (参考) 時価総合利回り

（単位：百万円）

区 分	前 連 結 会 計 年 度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)			当 連 結 会 計 年 度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	年利回り (%)	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	年利回り (%)
預 貯 金	711	159,389	0.45	947	125,633	0.75
コ ー ル ロ ー ン	0	636	0.03	42	13,127	0.33
買 現 先 勘 定	-	-	-	8	1,997	0.43
買 入 金 銭 債 権	254	20,364	1.25	372	53,656	0.70
金 銭 の 信 託	7,100	52,276	13.58	287	64,615	0.44
有 価 証 券	378,755	2,354,768	16.08	49,784	2,673,727	1.86
貸 付 金	5,882	319,620	1.84	5,365	263,207	2.04
土 地 ・ 建 物	1,851	131,997	1.40	1,832	127,035	1.44
金 融 派 生 商 品	△7,355	-	-	△2,162	-	-
そ の 他	587	-	-	788	-	-
合 計	387,788	3,039,053	12.76	57,267	3,322,998	1.72

## ④ 海外投融資

（単位：百万円）

区 分		前連結会計年度 (平成18年3月31日現在)		当連結会計年度 (平成19年3月31日現在)	
		金 額	構 成 比 <sup>(%)</sup>	金 額	構 成 比 <sup>(%)</sup>
外 貨 建	外国公社債	266,290	54.1	209,691	47.3
	外国株式	8,448	1.7	9,071	2.0
	その他	49,113	10.0	70,599	15.9
	計	<b>323,852</b>	<b>65.8</b>	<b>289,362</b>	<b>65.2</b>
円 貨 建	非居住者貸付	276	0.1	230	0.1
	外国公社債	122,765	25.0	102,113	22.9
	その他	44,921	9.1	52,232	11.8
	計	<b>167,963</b>	<b>34.2</b>	<b>154,576</b>	<b>34.8</b>
<b>合 計</b>		<b>491,816</b>	<b>100.0</b>	<b>443,939</b>	<b>100.0</b>
海外投融資利回り					
運用資産利回り(インカム利回り)			3.32%		3.74%
資産運用利回り(実現利回り)			2.97%		4.26%
(参考) 時価総合利回り			3.96%		4.97%

- (注) 1. 金銭の信託として運用しているものを含めて表示しています。  
2. 「海外投融資利回り」のうち「運用資産利回り(インカム利回り)」は、海外投融資に係る資産について、「③利回り a. 運用資産利回り(インカム利回り)」と同様の方法により算出したものです。  
3. 「海外投融資利回り」のうち「資産運用利回り(実現利回り)および時価総合利回り」は、海外投融資に係る資産について、「③利回り b. 資産運用利回り(実現利回り)」と同様の方法により算出したものです。  
4. 前連結会計年度の外貨建「その他」は、預貯金15,376百万円、外国証券33,736百万円であり、円貨建「その他」の主なものは円貨建外国証券42,921百万円です。  
当連結会計年度の外貨建「その他」は、預貯金20,024百万円、外国証券50,575百万円であり、円貨建「その他」は円貨建外国証券52,232百万円です。  
5. 諸数値はセグメント間の内部取引を相殺する前の数値です。

## 4. 生命保険事業の状況

### (1) 保険引受業務

#### ① 保有契約高

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 (平成18年3月31日現在)		当連結会計年度 (平成19年3月31日現在)	
	金 額	対前年 増減(△)率 <sup>(%)</sup>	金 額	対前年 増減(△)率 <sup>(%)</sup>
個人保険	3,042,971	12.8	3,425,590	12.6
個人年金保険	223,507	3.1	222,513	△0.4
団体保険	864,577	△0.2	967,350	11.9
団体年金保険	-	-	-	-

(注) 1. 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。  
2. 諸数値はセグメント間の内部取引を相殺する前の数値です。

#### ② 新契約高

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)			当連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)		
	新契約+転換 による純増加	新 契 約	転換による純増加	新契約+転換 による純増加	新 契 約	転換による純増加
個人保険	705,004	705,004	-	849,745	849,745	-
個人年金保険	21,772	21,772	-	16,691	16,691	-
団体保険	45,787	45,787	-	65,368	65,368	-
団体年金保険	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。  
2. 諸数値はセグメント間の内部取引を相殺する前の数値です。

### (2) 資産運用業務

#### ① 運用資産

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 (平成18年3月31日現在)		当連結会計年度 (平成19年3月31日現在)	
	金 額	構 成 比 <sup>(%)</sup>	金 額	構 成 比 <sup>(%)</sup>
預 貯 金	8,970	3.1	11,240	3.6
コ ー ル ロ ー ン	-	-	-	-
買入金銭債権	-	-	-	-
金 銭 の 信 託	31,350	10.8	33,461	10.7
有 価 証 券	236,492	81.1	251,883	80.4
貸 付 金	7,203	2.5	8,680	2.8
土 地 ・ 建 物	6	0.0	12	0.0
運 用 資 産 計	284,023	97.5	305,278	97.5
総 資 産	291,286	100.0	313,004	100.0

(注) 諸数値はセグメント間の内部取引を相殺する前の数値です。

## ②有価証券

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 (平成18年3月31日現在)		当連結会計年度 (平成19年3月31日現在)	
	金 額	構成比 <sup>(%)</sup>	金 額	構成比 <sup>(%)</sup>
国 債	168,278	71.1	168,857	67.1
地 方 債	14,173	6.0	17,456	6.9
社 債	40,708	17.2	53,407	21.2
株 式	12,258	5.2	11,165	4.4
外 国 証 券	1,072	0.5	996	0.4
そ の 他 の 証 券	-	-	-	-
計	236,492	100.0	251,883	100.0

(注) 諸数値はセグメント間の内部取引を相殺する前の数値です。

## ③利回り

## a. 運用資産利回り（インカム利回り）

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)			当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
	収入金額	平均運用額	年利回り <sup>(%)</sup>	収入金額	平均運用額	年利回り <sup>(%)</sup>
預 貯 金	0	19,213	0.00	-	12,754	-
コ ー ル ロ ー ン	-	-	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-	-	0	76	0.18
買 入 金 銭 債 権	-	-	-	-	-	-
金 銭 の 信 託	491	28,881	1.70	590	33,249	1.78
有 価 証 券	4,070	197,638	2.06	4,846	227,738	2.13
貸 付 金	198	6,362	3.13	239	7,808	3.07
土 地 ・ 建 物	-	1	-	-	11	-
小 計	4,760	252,097	1.89	5,677	281,638	2.02
そ の 他	-	-	-	-	-	-
合 計	4,760	-	-	5,677	-	-

(注) 1. 収入金額は、連結損益計算書における「利息及び配当金収入」に、「金銭の信託運用益」及び「金銭の信託運用損」のうち利息及び配当金収入相当額を含めた金額です。  
2. 平均運用額は日々の残高（取得原価又は償却原価）の平均に基づいて算出しています。  
3. 諸数値はセグメント間の内部取引を相殺する前の数値です。

## b. 資産運用利回り（実現利回り）

「運用資産利回り（インカムベース利回り）」は運用の実態を必ずしも適切に反映していないと考えられることから、「資産運用利回り」、「時価総合利回り」を併せて開示しています。時価ベースの運用効率を示すという点からは「時価総合利回り」が適切ですが、生命保険会社の資産構成はマーケットの変動による影響が大きく、必

ずしも運用の巧拙を的確に表さない恐れがあります。そこで、資産運用に係る業績を反映し、マーケットの変動による影響を除去した指標として「資産運用利回り」をメイン指標として開示し、これを補完するものとして「時価総合利回り」を参考開示しています。

（単位：百万円）

区 分	前 連 結 会 計 年 度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)			当 連 結 会 計 年 度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	年利回り (%)	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	年利回り (%)
預 貯 金	0	19,213	0.00	-	12,754	-
コ ー ル ロ ー ン	-	-	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-	-	0	76	0.17
買 入 金 銭 債 権	-	-	-	-	-	-
金 銭 の 信 託	491	28,881	1.70	590	33,249	1.78
有 価 証 券	4,159	197,638	2.10	4,858	227,738	2.13
貸 付 金	198	6,362	3.13	239	7,808	3.07
土 地 ・ 建 物	-	1	-	-	11	-
金 融 派 生 商 品	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-
合 計	4,850	252,097	1.92	5,689	281,638	2.02

- (注) 1. 資産運用損益（実現ベース）は、連結損益計算書における「資産運用収益」から「資産運用費用」を控除した金額です。  
2. 平均運用額（取得原価ベース）は日々の残高（取得原価又は償却原価）の平均に基づいて算出しています。  
3. 諸数値はセグメント間の内部取引を相殺する前の数値です。  
4. 資産運用利回り（実現利回り）にその他有価証券の評価差額等を加味した時価ベースの利回り（時価総合利回り）は以下のとおりです。  
なお、資産運用損益等（時価ベース）は、資産運用損益（実現ベース）にその他有価証券に係る評価差額（税効果控除前の金額による）の当期増減額を加算した金額です。  
また、平均運用額（時価ベース）は、平均運用額（取得原価ベース）にその他有価証券に係る前期末評価差額（税効果控除前の金額による）を加算した金額です。

## （参考）時価総合利回り

（単位：百万円）

区 分	前 連 結 会 計 年 度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)			当 連 結 会 計 年 度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	年利回り (%)	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	年利回り (%)
預 貯 金	0	19,213	0.00	-	12,754	-
コ ー ル ロ ー ン	-	-	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-	-	0	76	0.17
買 入 金 銭 債 権	-	-	-	-	-	-
金 銭 の 信 託	△368	29,091	△1.27	702	32,600	2.15
有 価 証 券	4,684	207,531	2.26	4,463	238,173	1.87
貸 付 金	198	6,362	3.13	239	7,808	3.07
土 地 ・ 建 物	-	1	-	-	11	-
金 融 派 生 商 品	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-
合 計	4,514	262,200	1.72	5,405	291,424	1.85

## ④ 海外投融資

（単位：百万円）

区 分		前連結会計年度 （平成18年3月31日現在）		当連結会計年度 （平成19年3月31日現在）	
		金 額	構 成 比 <sup>(%)</sup>	金 額	構 成 比 <sup>(%)</sup>
外 貨 建	外国公社債	-	-	-	-
	外国株式	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
	計	-	-	-	-
円 貨 建	非居住者貸付	-	-	-	-
	外国公社債	1,072	100.0	996	100.0
	その他	-	-	-	-
	計	1,072	100.0	996	100.0
合 計		1,072	100.0	996	100.0
海外投融資利回り					
運用資産利回り(インカム利回り)		2.32%		2.48%	
資産運用利回り(実現利回り)		3.49%		2.48%	
(参考)時価総合利回り		△0.89%		4.85%	

- (注) 1. 「海外投融資利回り」のうち「運用資産利回り（インカム利回り）」は、海外投融資に係る資産について、「③利回り a. 運用資産利回り（インカム利回り）」と同様の方法により算出したものです。
2. 「海外投融資利回り」のうち「資産運用利回り（実現利回り）および時価総合利回り」は、海外投融資に係る資産について、「③利回り b. 資産運用利回り（実現利回り）」と同様の方法により算出したものです。
3. 諸数値はセグメント間の内部取引を相殺する前の数値です。

## 5. 保険子会社のソルベンシー・マージン比率

### (1) そんぽ24損害保険株式会社のソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

項目	平成16年度末	平成17年度末	平成18年度末
(A) ソルベンシー・マージン総額	11,523	7,987	14,898
資本の部合計	11,055	7,655	-
純資産の部合計	-	-	14,697
価格変動準備金	6	8	10
異常危険準備金	442	396	224
一般貸倒引当金	-	-	-
その他有価証券の評価差額	18	△73	△33
土地の含み損益	-	-	-
負債性資本調達手段等	-	-	-
控除項目	-	-	-
その他	-	-	-
(B) リスクの合計額 $\sqrt{R_1^2+(R_2+R_3)^2+R_4+R_5}$	593	610	669
保険リスク相当額 R <sub>1</sub>	489	502	537
予定利率リスク相当額 R <sub>2</sub>	-	-	-
資産運用リスク相当額 R <sub>3</sub>	145	120	195
経営管理リスク相当額 R <sub>4</sub>	20	20	24
巨大災害リスク相当額 R <sub>5</sub>	61	72	73
(C) ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	3,885.3%	2,618.7%	4,450.2%

(注) 上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。  
 なお、平成17年度末から保険業法施行規則等の改正によりソルベンシー・マージン比率の算出方法が変更されています。このため、平成16年度末と平成17年度末以降の数値はそれぞれ異なる基準によって算出されています。  
 また、平成18年度末から保険業法施行規則等の改正によりソルベンシー・マージン比率の算出方法が変更されておりますが、当社においてはこの変更による影響はありません。

### (2) 日本興亜生命保険株式会社のソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

項目	平成16年度末	平成17年度末	平成18年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	48,200	52,353	55,474
純資産の部合計	21,555	21,599	21,631
価格変動準備金	204	260	320
危険準備金	2,913	3,370	3,855
一般貸倒引当金	-	-	-
その他有価証券の評価差額 × 90%	9,093	8,790	8,535
土地の含み損益 × 85%	-	-	-
負債性資本調達手段等	-	-	-
控除項目	-	-	-
その他	14,433	18,331	21,131
リスクの合計額 $\sqrt{R_1^2+(R_2+R_3+R_7)^2+R_4}$ (B)	3,244	3,738	3,986
保険リスク相当額 R <sub>1</sub>	2,476	2,789	3,126
予定利率リスク相当額 R <sub>2</sub>	172	186	196
資産運用リスク相当額 R <sub>3</sub>	1,784	2,146	2,097
経営管理リスク相当額 R <sub>4</sub>	88	102	108
最低保証リスク相当額 R <sub>7</sub>	-	-	-
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	2,970.8%	2,800.4%	2,783.0%

(注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条、第161条、第162条及び第190条、平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。  
 2. 保険業法施行規則の改正により、平成18年度末からソルベンシー・マージン総額の算出基準が一部変更されております（平成17年度末以前については、従来の基準による数値を記載しております）。  
 3. 「純資産の部合計」については、以下の金額を記載しています。  
 ・平成18年度末：貸借対照表の「純資産の部合計」から「評価・換算差額等合計」を控除した金額。  
 ・平成17年度末以前：貸借対照表の「資本の部合計」から「株式等評価差額金」及び「社外流出予定額」を控除した金額。

## VII. 経理の状況 (連結ベース)

## 1. 連結財務諸表等

## (1) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	連結会計年度	前連結会計年度 (平成18年3月31日現在)	当連結会計年度 (平成19年3月31日現在)
		金 額	金 額
<b>(資産の部)</b>			
現金及び預貯金 ※4		166,498	134,633
コーポレートバンク		3,000	44,000
買入金銭債権		25,646	28,102
金銭の信託		95,439	86,397
有価証券 ※2 ※4 ※6		2,869,252	2,863,645
貸付金 ※3		290,721	248,080
不動産及び動産 ※1 ※4		137,519	—
有形固定資産 ※1 ※4		—	130,712
無形固定資産		—	1,392
その他の資産 ※5		176,209	166,336
繰延税金資産		67	38
貸倒引当金		△4,734	△2,959
<b>資産の部合計</b>		<b>3,759,621</b>	<b>3,700,381</b>
<b>(負債の部)</b>			
保険契約準備金		2,678,862	2,677,504
支払準備金		250,354	275,260
責任準備金等 ※4		2,428,508	2,402,243
その他の負債 ※4		94,699	79,097
退職給付引当金		39,660	38,532
賞与引当金		6,480	6,528
役員賞与引当金		—	46
特別法上の準備金		15,712	18,371
価格変動準備金		15,712	18,371
繰延税金負債		131,518	112,543
連結調整勘定		1,026	—
負債ののれん		—	733
<b>負債の部合計</b>		<b>2,967,960</b>	<b>2,933,357</b>
<b>(少数株主持分)</b>			
少数株主持分		332	—
<b>(資本の部)</b>			
資本金 ※7		91,249	—
資本剰余金		46,705	—
利益剰余金		167,780	—
その他有価証券評価差額金		509,540	—
為替換算調整勘定		△2,330	—
自己株式 ※8		△21,616	—
<b>資本の部合計</b>		<b>791,328</b>	—
<b>負債、少数株主持分及び資本の部合計</b>			
		<b>3,759,621</b>	—
<b>(純資産の部)</b>			
株主資本		—	91,249
資本剰余金		—	46,702
利益剰余金		—	172,244
自己株式		—	△23,318
株主資本合計		—	286,877
評価・換算差額等		—	—
その他有価証券評価差額金		—	480,712
繰延ヘッジ損益		—	87
為替換算調整勘定		—	△1,303
評価・換算差額等合計		—	479,495
新株予約権		—	268
少数株主持分		—	382
<b>純資産の部合計</b>		—	<b>767,024</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>			
		—	<b>3,700,381</b>

(2)連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	連結会計年度	前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
		金額	金額
経常収益		973,424	1,000,461
保険引受収益		923,092	910,855
正味積立生責その	積立生責その	717,727	712,862
味の積立生責その	味の積立生責その	99,957	82,608
味の積立生責その	味の積立生責その	28,246	27,418
味の積立生責その	味の積立生責その	61,048	61,946
味の積立生責その	味の積立生責その	14,809	25,095
味の積立生責その	味の積立生責その	1,303	923
味の積立生責その	味の積立生責その	48,279	87,688
味の積立生責その	味の積立生責その	56,061	62,414
味の積立生責その	味の積立生責その	7,641	2,239
味の積立生責その	味の積立生責その	11,494	49,588
味の積立生責その	味の積立生責その	529	417
味の積立生責その	味の積立生責その	799	446
味の積立生責その	味の積立生責その	△28,246	△27,418
味の積立生責その	味の積立生責その	2,051	1,918
経常費用		948,937	972,331
保険引受費用		786,617	812,590
正味損害満契生支その	正味損害満契生支その	413,773	429,284
味の損害満契生支その	味の損害満契生支その	35,916	36,650
味の損害満契生支その	味の損害満契生支その	129,780	128,190
味の損害満契生支その	味の損害満契生支その	195,180	183,192
味の損害満契生支その	味の損害満契生支その	17	10
味の損害満契生支その	味の損害満契生支その	7,795	9,806
味の損害満契生支その	味の損害満契生支その	3,635	24,967
味の損害満契生支その	味の損害満契生支その	519	486
味の損害満契生支その	味の損害満契生支その	11,772	8,095
味の損害満契生支その	味の損害満契生支その	49	1,361
味の損害満契生支その	味の損害満契生支その	2,896	2,525
味の損害満契生支その	味の損害満契生支その	849	1,904
味の損害満契生支その	味の損害満契生支その	164	0
味の損害満契生支その	味の損害満契生支その	7,355	2,162
味の損害満契生支その	味の損害満契生支その	456	141
味の損害満契生支その	味の損害満契生支その	149,798	149,437
味の損害満契生支その	味の損害満契生支その	748	2,207
味の損害満契生支その	味の損害満契生支その	57	66
味の損害満契生支その	味の損害満契生支その	7	3
味の損害満契生支その	味の損害満契生支その	683	2,138
経常利益		24,486	28,130
特別利益		833	1,108
不動産別	不動産別	833	—
不動産別	不動産別	—	1,108
不動産別	不動産別	9,522	5,932
不動産別	不動産別	678	—
不動産別	不動産別	—	2,876
不動産別	不動産別	6,138	396
不動産別	不動産別	2,705	2,659
不動産別	不動産別	(2,705)	(2,659)
税金等調整前当期純利益		15,797	23,306
法人税等調整前当期純利益		3,113	10,309
法人税等調整前当期純利益		1,985	△2,932
法人税等調整前当期純利益		29	57
当期純利益		10,670	15,872

## (3) 連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科 目	連結会計年度	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	金 額	
<b>( 資 本 剰 余 金 の 部 )</b>		
資 本 剰 余 金 期 首 残 高		46,703
資 本 剰 余 金 増 加 高		1
自 己 株 式 処 分 差 益		1
資 本 剰 余 金 期 末 残 高		46,705
<b>( 利 益 剰 余 金 の 部 )</b>		
利 益 剰 余 金 期 首 残 高		163,187
利 益 剰 余 金 増 加 高		10,738
当 期 純 利 益		10,670
そ の 他 利 益 剰 余 金 増 加 高		67
利 益 剰 余 金 減 少 高		6,144
配 当 金		6,099
役 員 賞 与 金		44
利 益 剰 余 金 期 末 残 高		167,780

#### (4) 連結株主資本等変動計算書

当連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高	91,249	46,705	167,780	△21,616	284,118
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当(注)			△6,023		△6,023
役員賞与(注)			△66		△66
当期純利益			15,872		15,872
自己株式の取得				△7,092	△7,092
自己株式の消却		△5,342		5,342	-
自己株式の処分		△46		48	1
負のその他資本剰余金の振替		5,386	△5,386		-
その他利益剰余金の増加			67		67
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△3	4,463	△1,702	2,758
平成19年3月31日残高	91,249	46,702	172,244	△23,318	286,877

	評価・換算差額等				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計			
平成18年3月31日残高	509,540	-	△2,330	507,209	-	332	791,660
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当(注)							△6,023
役員賞与(注)							△66
当期純利益							15,872
自己株式の取得							△7,092
自己株式の消却							-
自己株式の処分							1
負のその他資本剰余金の振替							-
その他利益剰余金の増加							67
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△28,828	87	1,027	△27,713	268	49	△27,395
連結会計年度中の変動額合計	△28,828	87	1,027	△27,713	268	49	△24,636
平成19年3月31日残高	480,712	87	△1,303	479,495	268	382	767,024

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

## (5) 連結キャッシュ・フロー計算書

（単位：百万円）

科 目	連結会計年度	前連結会計年度 （自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）	当連結会計年度 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
		金 額	金 額
<b>I 営業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
税金等調整前当期純利益		15,797	23,306
減価償却費		7,324	7,033
減損損失		6,138	396
連結調整勘定償却額		△293	—
のれん償却額		—	△293
支払備金の増加額		3,676	24,598
責任準備金等の増加額		△15,670	△26,284
貸倒引当金の増加額		△1,496	△1,774
退職給付引当金の増加額		1,084	△1,128
賞与引当金の増加額		△113	47
役員賞与引当金の増加額		—	46
価格変動準備金の増加額		2,705	2,659
利息及び配当金収入		△56,061	△62,414
有価証券関係損益(△)		△10,110	△47,530
支払利息		57	66
為替差損益(△)		△535	△419
不動産動産関係損益(△)		△154	—
有形固定資産関係損益(△)		—	1,778
貸付金関係損益(△)		247	1,336
金銭の信託関係損益(△)		△2,285	3,075
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増加額		8,889	3,787
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増加額		382	△307
役員賞与の支払額		△44	△66
その他		△7,346	△7,622
小 計		△47,807	△79,709
利息及び配当金の受取額		58,580	65,387
利息の支払額		△57	△66
法人税等の支払額		△6,851	1,102
営業活動によるキャッシュ・フロー		3,864	△13,286
<b>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
預貯金の純増加額		4,186	△2,923
買入金銭債権の取得による支出		△16,250	△4,230
買入金銭債権の売却・償還による収入		7,103	6,766
金銭の信託の増加による支出		△30,770	△10,776
金銭の信託の減少による収入		6,661	16,853
有価証券の取得による支出		△631,432	△784,130
有価証券の売却・償還による収入		602,261	795,494
貸付けによる支出		△64,908	△64,047
貸付金の回収による収入		131,858	105,352
債券貸借取引受入担保金の純増加額		19,461	△19,461
II① 小 計 (I + II①)		28,170 (32,035)	38,898 (25,612)
不動産及び動産の取得による支出		△9,427	—
不動産及び動産の売却による収入		3,308	—
有形固定資産の取得による支出		—	△4,952
有形固定資産の売却による収入		—	2,765
その他		—	△0
投資活動によるキャッシュ・フロー		22,052	36,710
<b>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
自己株式の取得による支出		△9,636	△7,092
自己株式の売却による収入		3	1
配当金の支払額		△6,099	△6,023
少数株主への配当金の支払額		△6	△8
その他		△61	△144
財務活動によるキャッシュ・フロー		△15,800	△13,268
<b>IV 現金及び現金同等物に係る換算差額</b>		755	772
<b>V 現金及び現金同等物の増加額</b>		10,871	10,927
<b>VI 現金及び現金同等物の期首残高</b>		141,861	152,733
<b>VII 現金及び現金同等物の期末残高</b>	※1	152,733	163,661

## 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社数 7社 (会社名) 日本興亜生命保険株式会社 そんぼ24損害保険株式会社 Nippon Insurance Company of Europe Limited NIPPONKOA Insurance Company (Europe) Limited NIPPONKOA Insurance Company of America NIPPONKOA Insurance Company (Asia) Limited NIPPONKOA Management Services (Europe) Limited</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称等 (主要な非連結子会社名) 日本興亜損害調査株式会社 (連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は、その総資産、売上高、当期純損益のうち持分に見合う額及び利益剰余金のうち持分に見合う額等からみて、いずれも企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しい会社であるため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 同 左</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称等 (主要な非連結子会社名) 同 左 (連結の範囲から除いた理由) 同 左</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>非連結子会社18社（日本興亜損害調査株式会社他）及び関連会社4社（PT. Asuransi Permata Nipponkoa Indonesia 他）については、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。</p>	<p>非連結子会社18社（日本興亜損害調査株式会社他）及び関連会社3社（PT. Asuransi Permata Nipponkoa Indonesia他）については、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。</p>
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>在外連結子会社5社の決算日は12月31日ですが、決算日の差異が3か月を超えていないため、本連結財務諸表の作成にあたっては、連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	<p>同 左</p>
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 当社及び国内連結子会社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。</p> <p>① 満期保有目的の債券の評価は償却原価法によっております。</p> <p>② 子会社株式及び関連会社株式の評価は移動平均法に基づく原価法によっております。</p> <p>③ その他有価証券のうち時価のあるものの評価は期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価の算定は移動平均法によっております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 当社及び国内連結子会社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。</p> <p>① 同 左</p> <p>② 同 左</p> <p>③ その他有価証券のうち時価のあるものの評価は期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価の算定は移動平均法によっております。</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>④ その他有価証券のうち時価のないものの評価は移動平均法に基づく原価法又は償却原価法によっております。</p> <p>(2) 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は時価法によっております。</p> <p>② 運用目的及び満期保有目的のいずれにも該当しない有価証券の保有を目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、その他有価証券と同じ方法によっております。</p> <p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は時価法によっております。</p> <p>(4) 不動産及び動産の減価償却の方法 当社及び国内連結子会社の保有する不動産及び動産の減価償却は定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法によっております。</p> <p>(5) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 当社及び国内連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。</p> <p>今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力等を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を引き当てております。</p> <p>また、すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、それぞれの資産の所管部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した内部監査部門が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>④ 同 左</p> <p>(2) 金銭の信託の評価基準及び評価方法 同 左</p> <p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左</p> <p>(4) 有形固定資産の減価償却の方法 当社及び国内連結子会社の保有する有形固定資産の減価償却は定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法によっております。</p> <p>(5) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同 左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>② 投資損失引当金 当社及び国内連結子会社は、有価証券等について将来発生する可能性のある損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、必要と認められる額を引当てております。</p> <p>③ 退職給付引当金 当社及び国内連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>上記のほか、当社及び国内連結子会社は、従業員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額2,285百万円を退職給付引当金に含めて計上しております。</p> <p>④ 賞与引当金 当社及び国内連結子会社は、従業員の賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。</p> <p>⑤ 価格変動準備金 当社及び国内連結子会社は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。</p> <p>(6) 消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会社の消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。</p> <p>なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p> <p>(7) 重要なリース取引の処理方法 当社におけるリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(8) 重要なヘッジ会計の方法 当社のヘッジ会計の方法は、金利変動に伴う貸付金</p>	<p>② 投資損失引当金 同 左</p> <p>③ 退職給付引当金 当社及び国内連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>上記のほか、当社は、従業員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額1,857百万円を退職給付引当金に含めて計上しております。</p> <p>④ 賞与引当金 同 左</p> <p>⑤ 役員賞与引当金 当社及び国内連結子会社は、従業員の賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。</p> <p>⑥ 価格変動準備金 同 左</p> <p>(6) 消費税等の会計処理 同 左</p> <p>(7) 重要なリース取引の処理方法 同 左</p> <p>(8) 重要なヘッジ会計の方法 当社のヘッジ会計の方法は、金利変動に伴う貸付</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項</p> <p>6. 連結調整勘定の償却に関する事項</p> <p>7. のれんの償却に関する事項</p> <p>8. 利益処分項目等の取扱いに関する事項</p>	<p>及び債券のキャッシュ・フロー変動リスク並びに「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号。以下、「業種別監査委員会報告第26号」という。)に基づく長期の保険契約等に係る金利変動リスクをヘッジする目的で実施する金利スワップ取引については原則として繰延ヘッジ処理により、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理によっております。</p> <p>また、当社は、為替変動に伴う外貨建資産の為替変動リスクをヘッジする目的で実施する為替予約取引及び通貨オプション取引については原則として時価ヘッジ処理により、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理により、通貨スワップ取引については繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>ヘッジの有効性については、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間におけるヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎として判定しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があることが明らか場合には、ヘッジの有効性の判定を省略しております。</p> <p>なお、業種別監査委員会報告第26号に基づくヘッジの有効性は、残存期間ごとにグルーピングしているヘッジ対象となる保険負債とヘッジ手段である金利スワップ取引の双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより判定しております。</p> <p>(9) 在外連結子会社の会計処理基準 当該連結子会社の所在地国における会計処理基準によっております。</p> <p>連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。</p> <p>連結調整勘定の償却は、そんぼ24損害保険株式会社は5年間の均等償却とし、その他は発生時に損益として計上しております。</p> <p>連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分又は損失処理について連結会計年度中に確定した利益処分又は損失処理に基づいて作成しております。</p>	<p>金及び債券のキャッシュ・フロー変動リスク並びに「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号。以下、「業種別監査委員会報告第26号」という。)に基づく長期の保険契約等に係る金利変動リスクをヘッジする目的で実施する金利スワップ取引については原則として繰延ヘッジ処理により、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理によっております。</p> <p>また、当社は、為替変動に伴う外貨建資産の為替変動リスクをヘッジする目的で実施する為替予約取引及び通貨オプション取引については原則として時価ヘッジ処理により、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理によっております。</p> <p>ヘッジの有効性については、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間におけるヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎として判定しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があることが明らか場合には、ヘッジの有効性の判定を省略しております。</p> <p>なお、業種別監査委員会報告第26号に基づくヘッジの有効性は、残存期間ごとにグルーピングしているヘッジ対象となる保険負債とヘッジ手段である金利スワップ取引の双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより判定しております。</p> <p>(9) 在外連結子会社の会計処理基準 同 左</p> <p>同 左</p> <p>のれんの償却は、そんぼ24損害保険株式会社は5年間の均等償却とし、その他は発生時に損益として計上しております。</p>

項目	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
9. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同 左

#### 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前連結会計年度	当連結会計年度
(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(固定資産の減損に係る会計基準)</p> <p>当連結会計年度より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号）を適用しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、税金等調整前当期純利益は3,958百万円減少しております。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は766,285百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び保険業法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び保険業法施行規則により作成しております。</p> <p>(役員賞与に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度より、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号）を適用しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ46百万円減少しております。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号）を適用しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ268百万円減少しております。</p>

## 表示方法の変更

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日) (至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日) (至 平成19年3月31日)
	<p>(連結貸借対照表関係)</p> <p>当連結会計年度から保険業法施行規則の改正により連結貸借対照表の様式を改訂いたしました。その主な内容は以下のとおりであります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 従来「不動産及び動産」と掲記されていたものを「有形固定資産」として表示しております。</li> <li>(2) 従来「その他資産」に含めていた借地権等を「無形固定資産」として表示しております。</li> <li>(3) 従来「連結調整勘定」と掲記されていたものを「負ののれん」として表示しております。</li> </ol> <p>(連結損益計算書関係)</p> <p>当連結会計年度から保険業法施行規則の改正により連結損益計算書の様式を改訂し、従来「不動産動産処分益」及び「不動産動産処分損」と掲記されていたものを「固定資産処分益」及び「固定資産処分損」として表示しております。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>当連結会計年度から保険業法施行規則の改正により連結キャッシュ・フロー計算書の様式を改訂いたしました。その主な内容は以下のとおりであります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 従来「連結調整勘定償却額」と掲記されていたものを「のれん償却額」として表示しております。</li> <li>(2) 従来「不動産動産関係損益」と掲記されていたものを「有形固定資産関係損益」として表示しております。</li> <li>(3) 従来「不動産及び動産の取得による支出」及び「不動産及び動産の売却による収入」と掲記されていたものを「有形固定資産の取得による支出」及び「有形固定資産の売却による収入」として表示しております。</li> </ol>

## 注記事項

### (連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成18年3月31日現在)	当連結会計年度 (平成19年3月31日現在)
<p>※1. 不動産及び動産の減価償却累計額は143,430百万円、圧縮記帳額は20,112百万円であります。</p> <p>※2. 非連結子会社及び関連会社の株式等は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: center;">有価証券 ( 外国証券 ) 2,306百万円 株 式</p> <p>※3 (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は128百万円、延滞債権額は4,114百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は7百万円あります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は1,526百万円あります。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は5,777百万円あります。</p> <p>※4. 担保に供している資産は、現金及び預貯金439百万円、有価証券13,885百万円並びに不動産及び動産5,007百万円あります。また、担保付き債務はその他負債に含まれる借入金2,242百万円あります。</p> <p>※5. 繰延ヘッジ処理を行ったヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失としてその他資産に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は333百万円、繰延ヘッジ利益の総額は7百万円あります。</p> <p>※6. 有価証券には、消費貸借契約により貸し付けているものが76,744百万円含まれております。</p> <p>※7. 当社の発行済株式総数は、普通株式833,743,118株であります。</p> <p>※8. 連結会社が保有する自己株式の数は、普通株式30,558,262株あります。</p>	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額は139,345百万円、圧縮記帳額は19,981百万円あります。</p> <p>※2. 非連結子会社及び関連会社の株式等は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: center;">有価証券 ( 外国証券 ) 2,306百万円 株 式</p> <p>※3 (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は501百万円、延滞債権額は1,923百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は158百万円あります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は374百万円あります。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は2,958百万円あります。</p> <p>※4. 担保に供している資産は、現金及び預貯金504百万円、有価証券6,948百万円並びに有形固定資産4,955百万円あります。また、担保付き債務はその他負債に含まれる借入金2,098百万円あります。</p> <p>※6. 有価証券には、消費貸借契約により貸し付けているものが68,277百万円含まれております。</p>

## (連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																						
<p>※1. 事業費の主な内訳は次のとおりであります。</p> <p>代理店手数料等 131,067百万円 給 与 67,278百万円</p> <p>なお、事業費は連結損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計であります。</p> <p>※2. 減損損失に関する事項は次のとおりであります。</p> <p>当社及び国内連結子会社は、保険事業等の用に供している資産は全体で1つの資産グループとし、投資用不動産及び遊休不動産は個別の物件毎にグルーピングしております。</p> <p>地価の下落及び投資用不動産に係る賃料水準の低下により収益性が著しく低下した以下の物件の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(6,138百万円)として特別損失に計上しております。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途</th> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">場所</th> <th colspan="3">減損損失</th> </tr> <tr> <th>土地</th> <th>建物</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資用不動産</td> <td>土地及び建物</td> <td>旭川市等全12箇所</td> <td>2,839</td> <td>1,192</td> <td>4,031</td> </tr> <tr> <td>遊休不動産</td> <td>土地及び建物</td> <td>札幌市等全8箇所</td> <td>1,074</td> <td>1,032</td> <td>2,106</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">計</td> <td>3,913</td> <td>2,224</td> <td>6,138</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれが高い価額により測定しており、正味売却価額は、不動産鑑定士による鑑定評価額又は相続税評価額に合理的な調整を行った価額等によっており、使用価値は将来キャッシュ・フローを8.7%で割り引いて算定しております。</p>	用途	種類	場所	減損損失			土地	建物	計	投資用不動産	土地及び建物	旭川市等全12箇所	2,839	1,192	4,031	遊休不動産	土地及び建物	札幌市等全8箇所	1,074	1,032	2,106	計			3,913	2,224	6,138	<p>※1. 事業費の主な内訳は次のとおりであります。</p> <p>代理店手数料等 129,138百万円 給 与 70,189百万円</p> <p>なお、事業費は連結損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計であります。</p> <p>※2. 減損損失に関する事項は次のとおりであります。</p> <p>当社及び国内連結子会社は、保険事業等の用に供している資産は全体で1つの資産グループとし、投資用不動産及び遊休不動産は個別の物件毎にグルーピングしております。</p> <p>地価の下落等により、当連結会計年度において、収益性が著しく低下した以下の物件の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(396百万円)として特別損失に計上しております。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途</th> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">場所</th> <th colspan="3">減損損失</th> </tr> <tr> <th>土地</th> <th>建物</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資用不動産</td> <td>土地及び建物</td> <td>市原市等全4箇所</td> <td>107</td> <td>58</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>遊休不動産</td> <td>土地及び建物</td> <td>鎌ヶ谷市等全4箇所</td> <td>186</td> <td>43</td> <td>230</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">計</td> <td>293</td> <td>102</td> <td>396</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定士による鑑定評価額等により算定しております。</p>	用途	種類	場所	減損損失			土地	建物	計	投資用不動産	土地及び建物	市原市等全4箇所	107	58	165	遊休不動産	土地及び建物	鎌ヶ谷市等全4箇所	186	43	230	計			293	102	396
用途				種類	場所	減損損失																																																	
	土地	建物	計																																																				
投資用不動産	土地及び建物	旭川市等全12箇所	2,839	1,192	4,031																																																		
遊休不動産	土地及び建物	札幌市等全8箇所	1,074	1,032	2,106																																																		
計			3,913	2,224	6,138																																																		
用途	種類	場所	減損損失																																																				
			土地	建物	計																																																		
投資用不動産	土地及び建物	市原市等全4箇所	107	58	165																																																		
遊休不動産	土地及び建物	鎌ヶ谷市等全4箇所	186	43	230																																																		
計			293	102	396																																																		

## (連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	833,743	-	7,000	826,743
合計	833,743	-	7,000	826,743
自己株式				
普通株式	30,558	7,063	7,067	30,554
合計	30,558	7,063	7,067	30,554

- (注) 1. 普通株式の発行済株式総数の減少7,000千株は、自己株式の消却による減少であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加7,063千株は、平成18年12月7日取締役会決議に基づく取得6,968千株及び単元未満株式の買取りによる増加95千株であります。
3. 普通株式の自己株式の株式数の減少7,067千株は、自己株式の消却による減少7,000千株、新株予約権の行使に伴う自己株式の処分による減少66千株及び単元未満株式の売渡しによる減少1千株であります。

2. 新株予約権に関する事項

(単位：株、百万円)

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数				当連結会計 年度末残高
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権			-			268
	合計			-			268

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成18年6月28日 定時株主総会	普通株式	6,023百万円	7.50円	平成18年3月31日	平成18年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	5,971百万円	利益剰余金	7.50円	平成19年3月31日	平成19年6月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)																																
<p>※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年3月31日現在) (単位：百万円)</p> <table> <tr><td>現金及び預貯金</td><td>166,498</td></tr> <tr><td>コールローン</td><td>3,000</td></tr> <tr><td>買入金銭債権</td><td>25,646</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>2,869,252</td></tr> <tr><td>預入期間が3か月を超える預貯金</td><td>△19,264</td></tr> <tr><td>現金同等物以外の買入金銭債権</td><td>△23,646</td></tr> <tr><td>現金同等物以外の有価証券</td><td>△2,868,752</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td><u>152,733</u></td></tr> </table> <p>2. 重要な非資金取引の内容 該当事項はありません。</p> <p>3. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。</p>	現金及び預貯金	166,498	コールローン	3,000	買入金銭債権	25,646	有価証券	2,869,252	預入期間が3か月を超える預貯金	△19,264	現金同等物以外の買入金銭債権	△23,646	現金同等物以外の有価証券	△2,868,752	現金及び現金同等物	<u>152,733</u>	<p>※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年3月31日現在) (単位：百万円)</p> <table> <tr><td>現金及び預貯金</td><td>134,633</td></tr> <tr><td>コールローン</td><td>44,000</td></tr> <tr><td>買入金銭債権</td><td>28,102</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>2,863,645</td></tr> <tr><td>預入期間が3か月を超える預貯金</td><td>△22,470</td></tr> <tr><td>現金同等物以外の買入金銭債権</td><td>△21,104</td></tr> <tr><td>現金同等物以外の有価証券</td><td>△2,863,145</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td><u>163,661</u></td></tr> </table> <p>2. 重要な非資金取引の内容 同左</p> <p>3. 同左</p>	現金及び預貯金	134,633	コールローン	44,000	買入金銭債権	28,102	有価証券	2,863,645	預入期間が3か月を超える預貯金	△22,470	現金同等物以外の買入金銭債権	△21,104	現金同等物以外の有価証券	△2,863,145	現金及び現金同等物	<u>163,661</u>
現金及び預貯金	166,498																																
コールローン	3,000																																
買入金銭債権	25,646																																
有価証券	2,869,252																																
預入期間が3か月を超える預貯金	△19,264																																
現金同等物以外の買入金銭債権	△23,646																																
現金同等物以外の有価証券	△2,868,752																																
現金及び現金同等物	<u>152,733</u>																																
現金及び預貯金	134,633																																
コールローン	44,000																																
買入金銭債権	28,102																																
有価証券	2,863,645																																
預入期間が3か月を超える預貯金	△22,470																																
現金同等物以外の買入金銭債権	△21,104																																
現金同等物以外の有価証券	△2,863,145																																
現金及び現金同等物	<u>163,661</u>																																

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)					当連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)																																
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引					リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引																																
① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 (単位：百万円)					① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 (単位：百万円)																																
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額		取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額																												
動産	1,653	987	-	665	動産	1,583	689	-	894																												
<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が不動産及び動産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>② 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="0"> <tr> <td>1年以内</td> <td>243百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>422百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>665百万円</td> </tr> </table> <p>リース資産減損勘定の残高 -百万円</p> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が不動産及び動産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table border="0"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>302百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>-百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>302百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>-百万円</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>					1年以内	243百万円	1年超	422百万円	合計	665百万円	支払リース料	302百万円	リース資産減損勘定の取崩額	-百万円	減価償却費相当額	302百万円	減損損失	-百万円	<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>② 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="0"> <tr> <td>1年以内</td> <td>332百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>561百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>894百万円</td> </tr> </table> <p>リース資産減損勘定の残高 -百万円</p> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table border="0"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>370百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>-百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>370百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>-百万円</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>					1年以内	332百万円	1年超	561百万円	合計	894百万円	支払リース料	370百万円	リース資産減損勘定の取崩額	-百万円	減価償却費相当額	370百万円	減損損失	-百万円
1年以内	243百万円																																				
1年超	422百万円																																				
合計	665百万円																																				
支払リース料	302百万円																																				
リース資産減損勘定の取崩額	-百万円																																				
減価償却費相当額	302百万円																																				
減損損失	-百万円																																				
1年以内	332百万円																																				
1年超	561百万円																																				
合計	894百万円																																				
支払リース料	370百万円																																				
リース資産減損勘定の取崩額	-百万円																																				
減価償却費相当額	370百万円																																				
減損損失	-百万円																																				

## (有価証券関係)

## 有価証券

## 1. 売買目的有価証券

前連結会計年度および当連結会計年度のいずれにおいても該当事項はありません。

## 2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

種 類	前連結会計年度（平成18年3月31日現在）			当連結会計年度（平成19年3月31日現在）			
	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額	
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公 社 債	87,272	89,643	2,371	85,496	87,226	1,730
	外 国 証 券	200	208	8	-	-	-
	小 計	87,472	89,851	2,379	85,496	87,226	1,730
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	公 社 債	46,049	40,987	△5,061	66,791	61,287	△5,503
	外 国 証 券	-	-	-	-	-	-
	小 計	46,049	40,987	△5,061	66,791	61,287	△5,503
合 計	133,521	130,839	△2,682	152,287	148,514	△3,772	

## 3. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

種 類	前連結会計年度（平成18年3月31日現在）			当連結会計年度（平成19年3月31日現在）			
	取得原価	連結貸借対照表計上額	差 額	取得原価	連結貸借対照表計上額	差 額	
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公 社 債	241,460	248,392	6,931	431,475	438,883	7,408
	株 式	378,009	1,163,952	785,942	367,116	1,095,877	728,761
	外 国 証 券	239,452	258,482	19,029	210,898	231,729	20,831
	そ の 他	7,794	11,151	3,356	4,926	5,265	339
	小 計	866,717	1,681,977	815,260	1,014,416	1,771,756	757,339
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公 社 債	823,115	806,076	△17,038	732,266	725,417	△6,848
	株 式	9,471	8,678	△792	5,839	5,480	△359
	外 国 証 券	165,546	162,597	△2,948	129,319	126,925	△2,393
	そ の 他	250	245	△4	-	-	-
	小 計	998,383	977,599	△20,784	867,425	857,824	△9,601
合 計	1,865,101	2,659,577	794,475	1,881,842	2,629,580	747,738	

## (注)

前 連 結 会 計 年 度 (平成18年3月31日現在)	当 連 結 会 計 年 度 (平成19年3月31日現在)
1. その他有価証券で時価のあるものについて51百万円減損処理を行っております。なお、時価のある有価証券の減損にあたっては、時価の簿価に対する下落率が30%以上の銘柄はすべて減損を行っております。	その他有価証券で時価のあるものについて1,238百万円減損処理を行っております。なお、時価のある有価証券の減損にあたっては、時価の簿価に対する下落率が30%以上の銘柄はすべて減損を行っております。
2. 連結貸借対照表において買入金銭債権として処理されている商品投資受益権を「その他」に含めております。	

## 4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

前連結会計年度及び当連結会計年度のいずれにおいても該当事項はありません。

## 5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	前連結会計年度 (自平成17年4月1日至平成18年3月31日)			当連結会計年度 (自平成18年4月1日至平成19年3月31日)		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	285,225	11,494	2,896	382,328	49,586	2,525

## 6. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額

前連結会計年度 (平成18年3月31日現在)		当連結会計年度 (平成19年3月31日現在)	
その他有価証券		その他有価証券	
公社債	2,400百万円	公社債	2,000百万円
株式	22,327百万円	株式	20,259百万円
外国証券	30,515百万円	外国証券	38,289百万円
その他	35,779百万円	その他	40,839百万円

(注)

前連結会計年度 (平成18年3月31日現在)	当連結会計年度 (平成19年3月31日現在)
連結貸借対照表において現金及び預貯金として処理されている譲渡性預金15,070百万円並びに買入金銭債権として処理されているコマーシャルペーパー1,999百万円を「その他」に含めております。	連結貸借対照表において現金及び預貯金として処理されている譲渡性預金14,920百万円並びに買入金銭債権として処理されているコマーシャルペーパー6,998百万円を「その他」に含めております。

## 7. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額

(単位：百万円)

種類	前連結会計年度 (平成18年3月31日現在)				当連結会計年度 (平成19年3月31日現在)			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国債	24,658	163,840	269,090	184,004	188,640	160,608	204,030	217,092
地方債	23,447	44,318	25,264	10,889	7,148	43,647	32,313	14,162
社債	51,130	214,138	153,357	26,050	59,345	205,069	146,561	39,968
外国証券	52,423	219,912	101,999	39,137	30,981	232,547	23,429	58,792
その他	18,434	4,348	13,703	172	22,603	8,394	10,406	158
合計	170,094	646,559	563,414	260,254	308,719	650,268	416,740	330,174

(注)

前連結会計年度 (平成18年3月31日現在)	当連結会計年度 (平成19年3月31日現在)
連結貸借対照表において現金及び預貯金として処理されている譲渡性預金（1年以内15,070百万円）並びに買入金銭債権として処理されているコマーシャルペーパー（1年以内1,999百万円）及び商品投資受益権を「その他」に含めております。	連結貸借対照表において現金及び預貯金として処理されている譲渡性預金（1年以内14,920百万円）並びに買入金銭債権として処理されているコマーシャルペーパー（1年以内6,998百万円）を「その他」に含めております。

(金銭の信託関係)

金銭の信託

1. 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

種 類	前連結会計年度（平成18年3月31日現在）		当連結会計年度（平成19年3月31日現在）	
	連結貸借対照表計上額	損益に含まれた評価差額	連結貸借対照表計上額	損益に含まれた評価差額
金銭の信託	63,434	3,389	52,180	△1,251

2. 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度及び当連結会計年度のいずれにおいても該当事項はありません。

3. 運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託

(単位：百万円)

種 類	前連結会計年度（平成18年3月31日現在）			当連結会計年度（平成19年3月31日現在）		
	取得原価	連結貸借対照表計上額	差 額	取得原価	連結貸借対照表計上額	差 額
金銭の信託	32,000	31,350	△649	34,000	33,461	△538

(注)

前連結会計年度（平成18年3月31日現在）	当連結会計年度（平成19年3月31日現在）
上記記載以外に取得原価をもって連結貸借対照表に計上している合同運用の金銭の信託が654百万円あります。	上記記載以外に取得原価をもって連結貸借対照表に計上している合同運用の金銭の信託が756百万円あります。

## (デリバティブ取引関係)

## 1. 取引の状況に関する事項

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(1) 取引の内容</p> <p>当社の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引、金利関連では金利スワップ取引、債券関連では債券先物取引、株式関連では株価指数先物取引、個別株オプション取引、信用関連ではクレジットデリバティブ取引、その他では天候デリバティブ取引であります。国内連結子会社ではデリバティブ取引を利用しておらず、在外連結子会社は為替予約取引を利用しております。</p> <p>(2) 取引に対する取組方針・利用目的</p> <p>当社グループでは、資産運用等における金利、為替、価格の変動や、長期の保険契約等に係る金利の変動に伴う市場リスクの軽減を目的として利用することを基本方針としております。</p> <p>また、当社では収益の獲得を目的とした取引を一定の範囲内で行っております。</p> <p>当社はデリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っております。金利変動に伴う貸付金及び債券のキャッシュ・フロー変動リスク並びに「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号。以下、「業種別監査委員会報告第26号」という。）に基づく長期の保険契約等に係る金利変動リスクをヘッジする目的で実施する金利スワップ取引については原則として繰延ヘッジ処理により、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理によっております。</p> <p>また、為替変動に伴う外貨建資産の為替変動リスクをヘッジする目的で実施する為替予約取引及び通貨オプション取引については原則として時価ヘッジ処理により、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理により、通貨スワップ取引については繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>ヘッジの有効性については、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間におけるヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判定しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があることが明らかな場合には、ヘッジの有効性の判定を省略しております。</p> <p>なお、業種別監査委員会報告第26号に基づくヘッジの有効性は、残存期間ごとにグルーピングしているヘッジ対象となる保険負債とヘッジ手段である金利スワップ取引の双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより判定しております。</p> <p>(3) 取引に係るリスクの内容</p> <p>当社グループが利用しているデリバティブ取引は、主に市場リスク及び信用リスクを内包しております。</p> <p>市場リスクとは、取引対象物の価格変動に係るリスクであり、為替相場、市場金利、株価などの変動によって損失を被る可能性であります。当社グループが主として保有資産のリスクをヘッジする目的で利用するデリバティブ取引については、当該市場リスクを効果的に減殺しております。</p> <p>なお、当社グループは、取引対象物の価格の変動に対する</p>	<p>(1) 取引の内容</p> <p>同 左</p> <p>(2) 取引に対する取組方針・利用目的</p> <p>当社グループでは、資産運用等における金利、為替、価格の変動や、長期の保険契約等に係る金利の変動に伴う市場リスクの軽減を目的として利用することを基本方針としております。</p> <p>また、当社では収益の獲得を目的とした取引を一定の範囲内で行っております。</p> <p>当社はデリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っております。金利変動に伴う貸付金及び債券のキャッシュ・フロー変動リスク並びに「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号。以下、「業種別監査委員会報告第26号」という。）に基づく長期の保険契約等に係る金利変動リスクをヘッジする目的で実施する金利スワップ取引については原則として繰延ヘッジ処理により、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理によっております。</p> <p>また、為替変動に伴う外貨建資産の為替変動リスクをヘッジする目的で実施する為替予約取引及び通貨オプション取引については原則として時価ヘッジ処理により、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理によっております。</p> <p>ヘッジの有効性については、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間におけるヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判定しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があることが明らかな場合には、ヘッジの有効性の判定を省略しております。</p> <p>なお、業種別監査委員会報告第26号に基づくヘッジの有効性は、残存期間ごとにグルーピングしているヘッジ対象となる保険負債とヘッジ手段である金利スワップ取引の双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより判定しております。</p> <p>(3) 取引に係るリスクの内容</p> <p>当社グループが利用しているデリバティブ取引は、主に市場リスク及び信用リスクを内包しております。</p> <p>市場リスクとは、取引対象物の価格変動に係るリスクであり、為替相場、市場金利、株価などの変動によって損失を被る可能性であります。当社グループが主として保有資産のリスクをヘッジする目的で利用するデリバティブ取引については、当該市場リスクを効果的に減殺しております。</p> <p>また、信用リスクとは、取引相手先や取引対象物の信用度</p>

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>当該取引の時価の変動率が大きい取引（レバレッジ取引）は利用しておりません。</p> <p>また、信用リスクとは、取引相手先や取引対象物の信用度の変化や倒産等によって損失を被る可能性であります。当社グループは、デリバティブ取引の相手方を高格付けの金融機関に限定することにより、信用リスクの回避を図っております。</p> <p>(4) 取引に係るリスク管理体制</p> <p>当社及び国内連結子会社では、運用に関する規程等の中で、デリバティブ業務に関し取引種類毎の決裁金額や、取引相手先の信用度の許容範囲等の基準を設け取引を行っております。取引にあたっては、フロントオフィスとバックオフィスを組織的に分離し、相互牽制機能を持たせております。</p> <p>また、当社におけるデリバティブ取引の状況は各取引の統括部門で集約しており、取引内容・含み損益等の状況については現物資産の取引内容・含み損益等と合わせて、月次ベースで経営陣に報告しております。</p> <p>在外連結子会社におけるデリバティブ取引は、当社が認める範囲に限定するとともに、四半期毎に運用状況の報告を受けております。</p> <p>(5) 「取引の時価等に関する事項」に係る補足説明</p> <p>次の「取引の時価等に関する事項」における「契約額等」は、デリバティブ取引の契約額または想定元本額を指し、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスク量または信用リスク量を示すものではありません。</p> <p>また、収益の獲得以外の目的で利用しているデリバティブ取引については、主として市場リスクの軽減を目的として利用しているため、デリバティブ取引単独の「評価損益」のみならず、現物資産の価格変動と合わせてデリバティブ取引の効果を判断する必要があります。</p>	<p>の変化や倒産等によって損失を被る可能性であります。当社グループは、デリバティブ取引の相手方を高格付けの金融機関に限定することにより、信用リスクの回避を図っております。</p> <p>(4) 取引に係るリスク管理体制 同 左</p> <p>(5) 「取引の時価等に関する事項」に係る補足説明 同 左</p>

## 2. 取引の時価等に関する事項

## デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

## (1) 通貨関連

(単位：百万円)

区分	取引の種類	前連結会計年度 (平成18年3月31日現在)				当連結会計年度 (平成19年3月31日現在)			
		契約額等		時価	評価 損益	契約額等		時価	評価 損益
			うち 1年超				うち 1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引								
	売 建	17,403	-	17,879	△476	23,541	-	23,423	117
	米ドル ユーロ	-	-	-	-	781	-	776	5
	通貨スワップ取引 受取英ポンド固定 ・支払円固定	870	870	9	9	870	-	5	5
	合 計	—	—	—	△467	—	—	—	127

## (注)

前連結会計年度 (平成18年3月31日現在)	当連結会計年度 (平成19年3月31日現在)
1. 上記記載以外の通貨関連デリバティブ取引については、該当がないため記載を省略しております。	1. 同 左
2. 時価の算定方法 (1) 為替予約取引 期末日の先物為替相場によっております。 (2) 通貨スワップ取引 期末日現在の金利を基に将来予想されるキャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算出しております。	2. 時価の算定方法 (1) 為替予約取引 同 左 (2) 通貨スワップ取引 同 左
3. ヘッジ会計が適用されているものについては、開示の対象から除いております。	3. 同 左

## (2) 金利関連

(単位：百万円)

区分	取引の種類	前連結会計年度 (平成18年3月31日現在)				当連結会計年度 (平成19年3月31日現在)			
		契約額等		時価	評価 損益	契約額等		時価	評価 損益
			うち 1年超				うち 1年超		
以外場の取引	金利スワップ取引 受取固定・支払変動	138,000	138,000	△1,509	△1,509	152,000	152,000	△717	△717
	合計	—	—	—	△1,509	—	—	—	△717

## (注)

前連結会計年度 (平成18年3月31日現在)	当連結会計年度 (平成19年3月31日現在)
1. 上記記載以外の金利関連デリバティブ取引については、該当がないため記載を省略しております。	1. 同 左
2. 時価の算定方法 期末日現在の金利を基に将来予想されるキャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算出しております。	2. 時価の算定方法 同 左
3. ヘッジ会計が適用されているものについては、開示の対象から除いております。	3. 同 左

## (3) 株式関連

前連結会計年度及び当連結会計年度のいずれにおいても該当事項はありません。

## (4) 債券関連

前連結会計年度及び当連結会計年度のいずれにおいても該当事項はありません。

## (5) その他

(単位：百万円)

区分	取引の種類	前連結会計年度 (平成18年3月31日現在)				当連結会計年度 (平成19年3月31日現在)			
		契約額等		時価	評価 損益	契約額等		時価	評価 損益
			うち 1年超				うち 1年超		
以外場の取引	クレジットデリバティブ取引 売 建	43,161	29,161	354	354	24,200	19,200	195	195
	買 建	17,000	—	3	3	—	—	—	—
	合計	—	—	—	357	—	—	—	195

## (注) 時価の算定方法

前連結会計年度 (平成18年3月31日現在)	当連結会計年度 (平成19年3月31日現在)
取引先金融機関から提示された価格によっております。	同 左

## (退職給付関係)

前連結会計年度	当連結会計年度																																				
<p>1. 採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けているほか、既年金受給者のみを支給対象とする適格退職年金制度及び自社運営の退職年金制度を設けております。また、当社は退職給付信託の設定を行っております。</p> <p>国内連結子会社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けており、1社は適格退職年金制度を併用しております。</p> <p>在外連結子会社は、確定拠出型の制度として、年金基金制度を設けております。</p>	<p>1. 採用している退職給付制度の概要</p> <p>同 左</p>																																				
<p>2. 退職給付債務に関する事項（平成18年3月31日現在）</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">イ. 退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">△129,660</td> </tr> <tr> <td>ロ. 年金資産</td> <td style="text-align: right;"><u>89,922</u></td> </tr> <tr> <td>ハ. 未積立退職給付債務（イ十ロ）</td> <td style="text-align: right;">△39,737</td> </tr> <tr> <td>ニ. 会計基準変更時差異の未処理額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>ホ. 未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">7,011</td> </tr> <tr> <td>ヘ. 未認識過去勤務債務 （債務の減額）</td> <td style="text-align: right;"><u>△4,649</u></td> </tr> <tr> <td>ト. 連結貸借対照表計上額純額 （ハ二十ホ十ヘ）</td> <td style="text-align: right;">△37,375</td> </tr> <tr> <td>チ. 前払年金費用</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>リ. 退職給付引当金（トーチ）</td> <td style="text-align: right;"><u>△37,375</u></td> </tr> </table> <p>（注）国内連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。</p>	イ. 退職給付債務	△129,660	ロ. 年金資産	<u>89,922</u>	ハ. 未積立退職給付債務（イ十ロ）	△39,737	ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	-	ホ. 未認識数理計算上の差異	7,011	ヘ. 未認識過去勤務債務 （債務の減額）	<u>△4,649</u>	ト. 連結貸借対照表計上額純額 （ハ二十ホ十ヘ）	△37,375	チ. 前払年金費用	-	リ. 退職給付引当金（トーチ）	<u>△37,375</u>	<p>2. 退職給付債務に関する事項（平成19年3月31日現在）</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">イ. 退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">△136,607</td> </tr> <tr> <td>ロ. 年金資産</td> <td style="text-align: right;"><u>97,277</u></td> </tr> <tr> <td>ハ. 未積立退職給付債務（イ十ロ）</td> <td style="text-align: right;">△39,329</td> </tr> <tr> <td>ニ. 会計基準変更時差異の未処理額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>ホ. 未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">6,371</td> </tr> <tr> <td>ヘ. 未認識過去勤務債務 （債務の減額）</td> <td style="text-align: right;"><u>△3,716</u></td> </tr> <tr> <td>ト. 連結貸借対照表計上額純額 （ハ二十ホ十ヘ）</td> <td style="text-align: right;">△36,675</td> </tr> <tr> <td>チ. 前払年金費用</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>リ. 退職給付引当金（トーチ）</td> <td style="text-align: right;"><u>△36,675</u></td> </tr> </table> <p>（注）国内連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。</p>	イ. 退職給付債務	△136,607	ロ. 年金資産	<u>97,277</u>	ハ. 未積立退職給付債務（イ十ロ）	△39,329	ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	-	ホ. 未認識数理計算上の差異	6,371	ヘ. 未認識過去勤務債務 （債務の減額）	<u>△3,716</u>	ト. 連結貸借対照表計上額純額 （ハ二十ホ十ヘ）	△36,675	チ. 前払年金費用	-	リ. 退職給付引当金（トーチ）	<u>△36,675</u>
イ. 退職給付債務	△129,660																																				
ロ. 年金資産	<u>89,922</u>																																				
ハ. 未積立退職給付債務（イ十ロ）	△39,737																																				
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	-																																				
ホ. 未認識数理計算上の差異	7,011																																				
ヘ. 未認識過去勤務債務 （債務の減額）	<u>△4,649</u>																																				
ト. 連結貸借対照表計上額純額 （ハ二十ホ十ヘ）	△37,375																																				
チ. 前払年金費用	-																																				
リ. 退職給付引当金（トーチ）	<u>△37,375</u>																																				
イ. 退職給付債務	△136,607																																				
ロ. 年金資産	<u>97,277</u>																																				
ハ. 未積立退職給付債務（イ十ロ）	△39,329																																				
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	-																																				
ホ. 未認識数理計算上の差異	6,371																																				
ヘ. 未認識過去勤務債務 （債務の減額）	<u>△3,716</u>																																				
ト. 連結貸借対照表計上額純額 （ハ二十ホ十ヘ）	△36,675																																				
チ. 前払年金費用	-																																				
リ. 退職給付引当金（トーチ）	<u>△36,675</u>																																				
<p>3. 退職給付費用に関する事項（自平成17年4月1日至平成18年3月31日）</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">イ. 勤務費用<sup>(注)</sup></td> <td style="text-align: right;">5,232</td> </tr> <tr> <td>ロ. 利息費用</td> <td style="text-align: right;">2,325</td> </tr> <tr> <td>ハ. 期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">△975</td> </tr> <tr> <td>ニ. 過去勤務債務の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">△932</td> </tr> <tr> <td>ホ. 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">4,095</td> </tr> <tr> <td>ヘ. 会計基準変更時差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>ト. 退職給付費用 （イ十ロ十ハ二十ホ十ヘ）</td> <td style="text-align: right;"><u>9,746</u></td> </tr> </table> <p>（注）簡便法を採用している国内連結子会社の退職給与費用は、「イ.勤務費用」に計上しております。</p>	イ. 勤務費用 <sup>(注)</sup>	5,232	ロ. 利息費用	2,325	ハ. 期待運用収益	△975	ニ. 過去勤務債務の費用処理額	△932	ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	4,095	ヘ. 会計基準変更時差異の費用処理額	-	ト. 退職給付費用 （イ十ロ十ハ二十ホ十ヘ）	<u>9,746</u>	<p>3. 退職給付費用に関する事項（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">イ. 勤務費用<sup>(注)</sup></td> <td style="text-align: right;">5,147</td> </tr> <tr> <td>ロ. 利息費用</td> <td style="text-align: right;">2,413</td> </tr> <tr> <td>ハ. 期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">△1,228</td> </tr> <tr> <td>ニ. 過去勤務債務の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">△932</td> </tr> <tr> <td>ホ. 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">2,706</td> </tr> <tr> <td>ヘ. 会計基準変更時差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>ト. 退職給付費用 （イ十ロ十ハ二十ホ十ヘ）</td> <td style="text-align: right;"><u>8,106</u></td> </tr> </table> <p>（注）簡便法を採用している国内連結子会社の退職給与費用は、「イ.勤務費用」に計上しております。</p>	イ. 勤務費用 <sup>(注)</sup>	5,147	ロ. 利息費用	2,413	ハ. 期待運用収益	△1,228	ニ. 過去勤務債務の費用処理額	△932	ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	2,706	ヘ. 会計基準変更時差異の費用処理額	-	ト. 退職給付費用 （イ十ロ十ハ二十ホ十ヘ）	<u>8,106</u>								
イ. 勤務費用 <sup>(注)</sup>	5,232																																				
ロ. 利息費用	2,325																																				
ハ. 期待運用収益	△975																																				
ニ. 過去勤務債務の費用処理額	△932																																				
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	4,095																																				
ヘ. 会計基準変更時差異の費用処理額	-																																				
ト. 退職給付費用 （イ十ロ十ハ二十ホ十ヘ）	<u>9,746</u>																																				
イ. 勤務費用 <sup>(注)</sup>	5,147																																				
ロ. 利息費用	2,413																																				
ハ. 期待運用収益	△1,228																																				
ニ. 過去勤務債務の費用処理額	△932																																				
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	2,706																																				
ヘ. 会計基準変更時差異の費用処理額	-																																				
ト. 退職給付費用 （イ十ロ十ハ二十ホ十ヘ）	<u>8,106</u>																																				
<p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <p>イ. 退職給付見込額の期間配分方法</p> <p style="text-align: center;">期間定額基準・ポイント基準</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">ロ. 割引率</td> <td style="text-align: right;">1.8%</td> </tr> <tr> <td>ハ. 期待運用収益率</td> <td style="text-align: right;">0.0%~2.0%</td> </tr> <tr> <td>ニ. 過去勤務債務の額の処理年数</td> <td style="text-align: right;">10年</td> </tr> <tr> <td>ホ. 数理計算上の差異の処理年数</td> <td style="text-align: right;">10年</td> </tr> </table>	ロ. 割引率	1.8%	ハ. 期待運用収益率	0.0%~2.0%	ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	10年	ホ. 数理計算上の差異の処理年数	10年	<p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <p>同 左</p>																												
ロ. 割引率	1.8%																																				
ハ. 期待運用収益率	0.0%~2.0%																																				
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	10年																																				
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	10年																																				

(ストック・オプション等関係)

当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業費及び一般管理費 268百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2005年3月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2006年3月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2007年3月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)
付与対象者の区分及び人数(人)	当社取締役 9 当社執行役員 21	当社取締役 10 当社執行役員 21	当社取締役 10 当社執行役員 21
株式の種類別のストック・オプションの数(株)(注)	普通株式 395,000	普通株式 387,000	普通株式 288,000
付与日	平成17年3月15日	平成18年3月15日	平成19年3月27日
権利確定条件	付与日に権利を確定しております。	同 左	同 左
対象勤務期間	該当事項はありません。	同 左	同 左
権利行使期間	自 平成18年3月16日 至 平成36年6月29日 ① 新株予約権者は、当社の取締役(将来委員会設置会社に移行した場合における執行役を含みます。)及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下「権利行使開始日」といいます。)から、同じく7年を経過する日又は平成36年6月29日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。 ② 前記①にかかわらず、平成35年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成35年7月1日以降新株予約権を行使できるものとします。	自 平成19年3月16日 至 平成37年6月29日 ① 新株予約権者は、当社の取締役(将来委員会設置会社に移行した場合における執行役を含みます。)及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下「権利行使開始日」といいます。)から、同じく7年を経過する日又は平成37年6月29日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。 ② 前記①にかかわらず、平成36年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成36年7月1日以降新株予約権を行使できるものとします。	自 平成19年3月28日 至 平成39年3月27日 新株予約権者が当社の取締役(将来委員会設置会社に移行した場合における執行役を含みます。)及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」といいます。)から起算して10日以内(かつ、平成39年3月27日まで)に限り新株予約権を行使できるものとします。

(注) 株式数に換算して記載しております。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成19年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しています。

## ①ストック・オプションの数

	2005年3月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2006年3月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2007年3月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)
<b>権利確定前（株）</b>			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	288,000
失効	-	-	-
権利確定	-	-	288,000
未確定残	-	-	-
<b>権利確定後（株）</b>			
前連結会計年度末	395,000	387,000	-
権利確定	-	-	288,000
権利行使	66,000	-	-
失効	-	-	-
未行使残	329,000	387,000	288,000

## ②単価情報

	2005年3月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2006年3月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2007年3月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	1,025	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	934

## 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された2007年3月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりです。

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- (2) 主な基礎数値及び見積方法

	2007年3月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)
株価変動性 (%) (注1)	29.37
予想残存期間 (年) (注2)	3
予想配当 (円/株) (注3)	7.50
無リスク利率 (%) (注4)	0.94

- (注) 1. 3年間（平成16年3月28日から平成19年3月27日まで）の株価実績に基づき算定しています。  
 2. 過去の役員在任期間の実績に基づいて見積っています。  
 3. 平成18年3月期の配当実績によっています。  
 4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りです。

## 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

過去の実績に基づき見積りをしています。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成18年3月31日現在)	当連結会計年度 (平成19年3月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)
繰延税金資産	繰延税金資産
責任準備金	責任準備金
92,633	94,554
退職給付引当金	支払準備金
14,321	14,857
ソフトウェア	退職給付引当金
13,784	13,915
支払準備金	ソフトウェア
11,451	13,657
有価証券評価損	有価証券評価損
9,892	10,102
その他の	その他の
33,048	33,963
繰延税金資産小計	繰延税金資産小計
175,131	181,050
評価性引当額	評価性引当額
△22,519	△24,643
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
152,612	△156,406
繰延税金負債	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金	その他有価証券評価差額金
△282,551	△266,463
その他の	その他の
△1,513	△2,448
繰延税金負債合計	繰延税金負債合計
△284,064	△268,911
繰延税金負債の純額	繰延税金負債の純額
△131,451	△112,504
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 (単位：%)	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 (単位：%)
法定実効税率	法定実効税率
36.11	36.10
(調整)	(調整)
受取配当等の益金不算入額	受取配当等の益金不算入額
△12.55	△10.20
税効果を認識しない子会社の当期損失	税効果を認識しない子会社の当期損失
7.82	4.60
その他の	その他の
0.89	1.15
税効果会計適用後の法人税等の負担率	税効果会計適用後の法人税等の負担率
32.27	31.65

## (セグメント情報)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1. 事業の種類別セグメント情報 全セグメントの経常収益の合計、経常利益及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める「損害保険事業」の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。 なお、投資事業は保険事業の一環として行っており、独立したセグメントではありません。</p> <p>2. 所在地別セグメント情報 全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める「本邦」の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。</p> <p>3. 海外売上高 海外売上高（経常収益）が連結売上高（経常収益）の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。</p>	<p>1. 事業の種類別セグメント情報 同 左</p> <p>2. 所在地別セグメント情報 同 左</p> <p>3. 海外売上高 同 左</p>

## (関連当事者との取引)

## 前連結会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

属性	氏名	住所	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有） 割合	関係内容		取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員	松澤 建	—	—	当社代表取締役 社長 財団法人日本興 亜福祉財団理事 長	(被所有) 直接 0.0%	—	—	財団法人日本 興亜福祉財団 への寄附	37	—	—

(注) 財団法人日本興亜福祉財団との取引はいわゆる第三者のための取引であります。

## 当連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

属性	氏名	住所	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有） 割合	関係内容		取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員	松澤 建	—	—	当社代表取締役 社長 財団法人日本興 亜福祉財団理事 長	(被所有) 直接 0.0%	—	—	財団法人日本 興亜福祉財団 への寄附	45	—	—

(注) 財団法人日本興亜福祉財団との取引はいわゆる第三者のための取引であります。

(1株当たり情報)

前連結会計年度		当連結会計年度	
1株当たり純資産額	985.15円	1株当たり純資産額	962.55円
1株当たり当期純利益	13.08円	1株当たり当期純利益	19.81円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	13.07円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益	19.79円

(注) 1. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益	10,670	15,872
普通株主に帰属しない金額 (うち利益処分による役員賞与金)	66 (66)	- -
普通株式に係る当期純利益	10,603	15,872
普通株式の期中平均株式数	810,407 <sup>千株</sup>	801,202 <sup>千株</sup>
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額	-	-
普通株式増加数 (うち新株予約権)	412 <sup>千株</sup> (412 <sup>千株</sup> )	737 <sup>千株</sup> (737 <sup>千株</sup> )
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	該当ありません。	同 左

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成18年3月31日現在)	当連結会計年度 (平成19年3月31日現在)
純資産の部の合計額	-	767,024
純資産の部の合計額から控除する金額 (うち新株予約権)	-	651 (268)
(うち少数株主持分)	-	(382)
普通株式に係る期末の純資産額	-	766,373
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	-	796,188

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>当社は、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、平成19年6月1日開催の取締役会において自己株式を取得することを決議しました。その決議内容は次のとおりであります。</p> <p>(1) 取得する株式の種類 ：当社普通株式</p> <p>(2) 取得する株式の総数 ：34,000,000株 (上限)</p> <p>(3) 株式の取得価額の総額 ：420億円 (上限)</p> <p>(4) 自己株式取得の期間 ：平成19年6月4日から平成19年7月31日まで (ご参考)</p> <p>平成19年6月27日までに本取締役会決議に基づき取得した自己株式はありません。</p>

**(6) 連結附属明細表****(社債明細表)**

該当事項はありません。

**(借入金等明細表)**

区 分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	150	147	2.32	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,092	1,951	2.16	平成20年4月26日～平成47年3月20日
その他の有利子負債	-	-	-	-
<b>合 計</b>	<b>2,242</b>	<b>2,098</b>	-	-

- (注) 1. 本表記載の借入金等は連結貸借対照表の「その他負債」に含まれています。  
2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりです。

1年超2年以内（百万円）	2年超3年以内（百万円）	3年超4年以内（百万円）	4年超5年以内（百万円）
148	146	145	151

3. 「平均利率」については、期末借入残高に対する加重平均利率を記載しています。

**(7) リスク管理債権**

(単位：百万円)

区 分	前 連 結 会 計 年 度 (平成18年3月31日現在)	当 連 結 会 計 年 度 (平成19年3月31日現在)
破綻先債権額	128	501
延滞債権額	4,114	1,923
3カ月以上延滞債権額	7	158
貸付条件緩和債権額	1,526	374
<b>合 計</b>	<b>5,777</b>	<b>2,958</b>

- (注) 各債権の意義は「V. 2. (14) リスク管理債権」をご参照ください。



付 録

## VIII. 営業の拠点

### 1. 国内店舗一覧

(平成19年7月1日現在)

店舗名	郵便番号	所在地	代表電話番号
<b>北海道本部</b>			
札幌支店	060-0042	札幌市中央区大通西5-11-2	011-221-6131
支援管理グループ	060-0042	札幌市中央区大通西5-11-2	011-221-6131
開発営業センター	003-0002	札幌市白石区東札幌2条3-2-25 INSビル2階	011-832-6701
営業第一課	060-0042	札幌市中央区大通西5-11-2	011-221-3201
営業第二課	060-0042	札幌市中央区大通西5-11-2	011-221-5191
営業第三課	060-0042	札幌市中央区大通西5-11-2	011-221-8051
自動車営業課	060-0042	札幌市中央区大通西5-11-2	011-221-6119
新札幌支社	004-0051	札幌市厚別区厚別中央一条7-1-45 山岸ビル2階	011-892-2331
小樽支社	047-0032	小樽市稲穂3-7-4 朝日生命小樽ビル7階	0134-23-0258
北海道支店	053-0027	苫小牧市王子町3-2-23 朝日生命苫小牧ビル3階	0144-32-6710
支援管理グループ	053-0027	苫小牧市王子町3-2-23 朝日生命苫小牧ビル3階	0144-32-6710
営業課	053-0027	苫小牧市王子町3-2-23 朝日生命苫小牧ビル7階	0144-32-6534
静内営業所	056-0017	北海道日高郡新ひだか町静内御幸町2-1-9 静専会館2階	0146-42-7231
岩見沢支社	068-0024	岩見沢市4条西8-1 ヤマシチ48ビル3階	0126-22-0205
滝川支社	073-0031	滝川市栄町2-5-7	0125-22-1171
室蘭支社	050-0083	室蘭市東町1-17-2	0143-43-8911
函館支社	040-0063	函館市若松町7-15 テーオー小笠原ビル4階	0138-23-7201
北海道中央支店	070-0033	旭川市三条通9-710	0166-23-3984
支援管理グループ	070-0033	旭川市三条通9-710	0166-23-3984
開発営業センター	070-0033	旭川市三条通9-710	0166-23-0231
営業課	070-0033	旭川市三条通9-710	0166-23-0288
名寄支社	096-0011	名寄市西1条南5-18-1	01654-2-4251
北見第一支社	090-0833	北見市とん田東町617-129	0157-24-8231
紋別営業所	094-0004	紋別市本町7-2-8 井山会計ビル1階	0158-24-5032
北見第二支社	090-0020	北見市大通東3-9-1	0157-26-7333
稚内支社	097-0005	稚内市大黒3-5-6	0162-24-1611
北海道東支店	080-0013	帯広市西三条南9-2 大洋電気大同生命ビル7階	0155-24-5711
支援管理グループ	080-0013	帯広市西三条南9-2 大洋電気大同生命ビル7階	0155-24-5711
開発営業センター	080-0013	帯広市西三条南9-2 大洋電気大同生命ビル7階	0155-22-1460
営業第一課	080-0013	帯広市西三条南9-2 大洋電気大同生命ビル7階	0155-24-3924
営業第二課	080-0013	帯広市西三条南9-2 大洋電気大同生命ビル7階	0155-23-9251
釧路支社	085-0017	釧路市幸町6-1-2	0154-23-2361
中標津支社	086-1044	北海道標津郡中標津町東4条北1-2-7 井関ビル2階	0153-73-3682
<b>東北本部</b>			
仙台支店	980-0014	仙台市青葉区本町1-14-21	022-262-5910
支援管理グループ	980-0014	仙台市青葉区本町1-14-21	022-262-5910
開発営業センター	980-0014	仙台市青葉区本町1-14-21	022-262-3223
営業第一課	980-0014	仙台市青葉区本町1-14-21	022-262-3101
営業第二課	980-0014	仙台市青葉区本町1-14-21	022-262-5901
自動車営業課	980-0014	仙台市青葉区本町1-14-21	022-262-5907
石巻支社	986-0825	石巻市穀町16-2	0225-96-3321
古川支社	989-6162	大崎市古川駅前大通2-3-17	0229-23-0404
気仙沼支社	988-0026	気仙沼市仲町1-2-13 プエルトビル	0226-24-2020
仙南支社	989-1201	宮城県柴田郡大河原町大谷字町向126-4 オーガ1階	0224-51-5680
青森支店	030-0823	青森市橋本1-7-2	017-777-7174
支援管理グループ	030-0823	青森市橋本1-7-2	017-777-7174
開発営業センター	030-0823	青森市橋本1-7-2	017-721-2835
営業課	030-0823	青森市橋本1-7-2	017-777-7171
自動車営業課	030-0823	青森市橋本1-7-2	017-777-7172
五所川原支社	037-0033	五所川原市字鎌谷町516-2	0173-34-6767
弘前支社	036-8191	弘前市親方町14-2	0172-33-1172
八戸支社	031-0074	八戸市大字馬場町12-2	0178-43-0331
三沢営業所	033-0037	三沢市松園町3-6-1	0176-53-9331
むつ支社	035-0035	むつ市本町1-10	0175-22-8131
岩手支店	020-0021	盛岡市中央通3-12-5	019-624-4561
開発営業センター	020-0021	盛岡市中央通3-12-5	019-624-1425
営業課	020-0021	盛岡市中央通3-12-5	019-624-1411
二戸営業所	028-6103	二戸市石切所字枋ノ木63-1	0195-23-5251
宮古支社	027-0061	宮古市西町3-3-5	0193-63-7501
北上支社	024-0083	北上市柳原町2-3-20 北清物産ビル2階	0197-64-7701
一関支社	021-0893	一関市地主町2-29 朝日生命一関ビル3階	0191-21-1621
秋田支店	010-0921	秋田市大町2-6-46	018-823-1190
営業課	010-0921	秋田市大町2-6-46	018-823-1340
大館支社	017-0815	大館市部垂町33-1	0186-49-2775
秋田南支社	013-0035	横手市平和町1-15 高橋テナントビル2階	0182-32-9711

店舗名	郵便番号	所在地	代表電話番号
<b>山形支店</b>	990-0044	山形市木の実町8-3	023-624-5474
営業課	990-0044	山形市木の実町8-3	023-624-5281
新庄営業所	996-0002	新庄市金沢字南沢1582-8	0233-23-1060
庄内支社	997-0031	鶴岡市錦町2-68 鶴岡SSビル5階	0235-22-2657
米沢支社	992-0012	米沢市金池7-5-21	0238-21-2415
<b>福島支店</b>	960-8031	福島市栄町9-12	024-521-6511
支援管理グループ	960-8031	福島市栄町9-12	024-521-6511
開発営業センター	963-8871	郡山市本町2-1-1	024-924-0881
営業課	960-8031	福島市栄町9-12	024-523-3165
自動車営業課	960-8031	福島市栄町9-12	024-521-6516
会津支社	965-0024	会津若松市白虎町225 日通会津ビル2階	0242-22-2151
郡山支社	963-8871	郡山市本町2-1-1	024-923-3450
白河支社	961-0856	白河市新白河3-141	0248-27-1151
須賀川営業所	962-0053	須賀川市卸町58 川合運輸ビル1階	0248-76-3181
いわき支社	970-8026	いわき市平字十五町目18-6 いわき第一日本興亜ビル6階	0246-23-3511
原町支社	975-0008	南相馬市原町区本町1-93	0244-24-1155
<b>関東本部</b>			
<b>水戸支店</b>	310-0021	水戸市南町2-4-46	029-221-3411
支援管理グループ	310-0021	水戸市南町2-4-46	029-221-3411
営業第一課	310-0021	水戸市南町2-4-46	029-221-9101
営業第二課	310-0021	水戸市南町2-4-46	029-221-0134
営業第三課	310-0021	水戸市南町2-4-46	029-221-0181
下館第一支社	308-0841	筑西市二木成1336 日本興亜ビル2階	0296-22-2166
下館第二支社	308-0841	筑西市二木成1336 日本興亜ビル3階	0296-22-2108
古河支社	306-0033	古河市中央町2-3-50 いばらきIT人材開発センタービル3階	0280-23-0501
<b>茨城支店</b>	310-0803	水戸市城南2-10-6	029-224-6421
支援管理グループ	310-0803	水戸市城南2-10-6	029-224-6421
開発営業センター	317-0026	水戸市泉町3-1-28 第2中央ビル4階B401	029-221-4631
営業課	310-0803	水戸市城南2-10-6	029-227-6596
自動車営業第一課	310-0803	水戸市城南2-10-6	029-227-6893
自動車営業第二課	310-0803	水戸市城南2-10-6	029-221-0295
日立支社	317-0073	日立市幸町2-1-50 日立地区通運本社ビル3.4階	0294-22-2338
常陸大宮支社	319-2215	常陸大宮市中富町976-4	0295-53-3115
石岡支社	315-0013	石岡市府中1-1-22 本橋ビル4階	0299-23-6340
<b>土浦支店</b>	300-0048	土浦市田中3-8-28	029-823-8625
支援管理グループ	300-0048	土浦市田中3-8-28	029-823-8625
開発営業センター	305-0045	つくば市梅園2-7-3 つくばシティビル5階	029-856-7735
営業課	300-0048	土浦市田中3-8-28	029-823-8611
水海道支社	303-0023	常総市水海道宝町3385 釜初ビル2階	0297-23-5171
取手支社	302-0024	取手市新町2-1-31 宇田川ビル5階	0297-73-3021
つくば支社	305-0045	つくば市梅園2-7-3 つくばシティビル4階	029-856-7471
鹿島支社	314-0031	鹿嶋市宮中229-7 エムエフビル	0299-82-4920
<b>栃木支店</b>	320-0807	宇都宮市松ガ峰1-3-16	028-636-7781
支援管理グループ	320-0807	宇都宮市松ガ峰1-3-16	028-636-7781
開発営業センター	320-0807	宇都宮市松ガ峰1-3-16	028-635-0877
営業第一課	320-0807	宇都宮市松ガ峰1-3-16	028-635-8112
営業第二課	320-0807	宇都宮市松ガ峰1-3-16	028-635-8171
自動車営業課	320-0807	宇都宮市松ガ峰1-3-16	028-635-8581
小山支社	323-0024	小山市宮本町3-1-39	0285-25-6011
栃木支社	328-0015	栃木市万町9-5	0282-23-3171
足利支社	326-0053	足利市伊勢町1-7-7	0284-43-1208
佐野営業所	327-0017	佐野市大町2979-1	0283-24-7261
県北支社	324-0058	大田原市紫塚1-3-10 ホーラン紫塚メゾン210	0287-23-3181
日光営業所	321-1272	日光市今市本町33-6	0288-22-6533
<b>千葉支店</b>	260-8505	千葉市中央区千葉港8-4	043-247-6321
支援管理グループ	260-8505	千葉市中央区千葉港8-4	043-247-6321
開発営業センター	260-8505	千葉市中央区千葉港8-4	043-247-3751
営業第一課	260-8505	千葉市中央区千葉港8-4	043-247-6326
営業第二課	260-8505	千葉市中央区千葉港8-4	043-247-7727
営業第三課	260-8505	千葉市中央区千葉港8-4	043-244-3881
成田支社	286-0025	成田市東町157-12	0476-23-0171
銚子支社	288-0047	銚子市若宮町6-2	0479-24-6111
東金支社	283-0802	東金市東金538-3 南総通運ビル2階	0475-55-0177
茂原支社	297-0026	茂原市茂原417-2	0475-23-3201
木更津第一支社	292-0834	木更津市潮見2-2-2	0438-23-5611
木更津第二支社	292-0834	木更津市潮見2-2-2	0438-22-6493

店舗名	郵便番号	所在地	代表電話番号
館山支社	294-0045	館山市北条1624-8	0470-22-4521
千葉西支店	273-0005	船橋市本町3-5-5	047-426-5371
支援管理グループ	273-0005	船橋市本町3-5-5	047-426-5371
開発営業センター	273-0005	船橋市本町3-5-5	047-426-6140
営業第一課	273-0005	船橋市本町3-5-5	047-426-5471
営業第二課	273-0005	船橋市本町3-5-5	047-426-5308
松戸支社	271-0091	松戸市本町7-10 ちばぎんビル6階	047-368-3821
柏支社	277-0021	柏市中央町1-1 柏セントラルプラザ業務棟7階	04-7166-5196

#### 関東本部

埼玉支店	330-9509	さいたま市大宮区桜木町2-285-2 日本興亜大宮ビル2階	048-658-6500
支援管理グループ	330-9509	さいたま市大宮区桜木町2-285-2 日本興亜大宮ビル2階	048-658-6500
開発営業センター	330-9509	さいたま市大宮区桜木町2-285-2 日本興亜大宮ビル7階	048-649-2656
営業第一課	330-9509	さいたま市大宮区桜木町2-285-2 日本興亜大宮ビル2階	048-658-6515
営業第二課	330-9509	さいたま市大宮区桜木町2-285-2 日本興亜大宮ビル2階	048-658-6513
浦和支社	330-0055	さいたま市浦和区東高砂町2-5 NBF浦和ビル8階	048-883-3771
川口支社	332-0034	川口市並木4-3-20 ジブラルタ生命ビル7階	048-251-5785
越谷支社	343-8558	越谷市南越谷2-14-31	048-963-1245
春日部支社	344-0067	春日部市中央1-51-1 春日部大栄ビル6階	048-737-6911
熊谷支社	360-0045	熊谷市宮前町2-184	048-521-0707
埼玉西支店	350-1114	川越市東田町5-18 日本興亜川越ビル4階	049-246-4321
支援管理グループ	350-1114	川越市東田町5-18 日本興亜川越ビル4階	049-246-4326
開発営業センター	350-1114	川越市東田町5-18 日本興亜川越ビル4階	049-247-7381
営業第一課	350-1114	川越市東田町5-18 日本興亜川越ビル2階	049-246-4323
営業第二課	350-1114	川越市東田町5-18 日本興亜川越ビル3階	049-246-4345
所沢支社	359-1111	所沢市緑町4-7-16	04-2922-0271
秩父支社	368-0032	秩父市熊木町11-5 三原第六ビル4階	0494-23-8251
群馬支店	371-0023	前橋市本町2-11-2 富士オートビル5階	027-221-1151
支援管理グループ	371-0023	前橋市本町2-11-2 富士オートビル5階	027-221-1151
開発営業センター	371-0023	前橋市本町2-11-2 富士オートビル7階	027-221-5511
営業第一課	371-0023	前橋市本町2-11-2 富士オートビル5階	027-221-4421
営業第二課	371-0023	前橋市本町2-11-2 富士オートビル5階	027-221-1500
自動車営業課	371-0023	前橋市本町2-11-2 富士オートビル5階	027-221-4424
高崎支社	370-0827	高崎市鞆町20-1 高崎鞆町ビル6階	027-322-3370
東毛支社	373-0852	太田市新井町517-6 オオタ・コア・ビル3階	0276-46-0894
桐生支社	376-0022	桐生市稲荷町4-20	0277-22-5484
沼田支社	378-0053	沼田市東原新町1825-8 山内産業ビル3階	0278-24-3611
新潟支店	951-8067	新潟市中央区本町通七番町1082	025-223-3104
支援管理グループ	951-8067	新潟市中央区本町通七番町1082	025-223-3104
開発営業センター	950-8759	新潟市中央区東大通2-2-18 タチバナビル3階	025-241-5841
営業第一課	951-8067	新潟市中央区本町通七番町1082	025-222-0988
営業第二課	950-8759	新潟市中央区東大通2-2-18 タチバナビル3階	025-247-6131
営業第三課	951-8067	新潟市中央区本町通七番町1082	025-223-3501
自動車営業課	951-8067	新潟市中央区本町通七番町1082	025-228-5181
新発田支社	957-0053	新発田市中央町2-4-19 高長ビル2階	0254-26-1421
村上営業所	958-0857	村上市飯野3-8-22 桜ビル2階	0254-52-7625
佐渡支社	952-0011	佐渡市両津夷3-1 夷本町ハギタビル3階	0259-27-2314
長岡支社	940-0065	長岡市坂之上町3-2-3	0258-32-5155
柏崎営業所	945-0055	柏崎市駅前2-2-1	0257-24-8974
三条支社	955-0045	三条市一ノ門2-12-33	0256-33-0383
魚沼支社	946-0005	魚沼市横町2-4	025-792-7110
上越支社	943-0834	上越市西城町2-2-23	025-523-7135

#### 首都圏本部

東京営業第一部	104-8425	中央区築地3-5-4 中川築地ビル6階	03-5565-8350
支援管理グループ	104-8425	中央区築地3-5-4 中川築地ビル6階	03-5565-8350
第一課	104-8425	中央区築地3-5-4 中川築地ビル6階	03-5565-8351
第二課	104-8425	中央区築地3-5-4 中川築地ビル6階	03-5565-8352
江戸川支社	134-0084	江戸川区東葛西6-2-3 第三須三ビル6階	03-3675-2591
東京営業第二部	110-0014	台東区北上野2-18-4 UCJ上野ビル8階	03-3847-2938
支援管理グループ	110-0014	台東区北上野2-18-4 UCJ上野ビル8階	03-3847-2938
開発営業センター	104-8425	中央区築地3-4-2	03-5565-8940
営業課	110-0014	台東区北上野2-18-4 UCJ上野ビル8階	03-3847-2988
葛飾支社	125-0042	葛飾区金町1-19-3 日立金町ビル6階	03-5660-2605
足立支社	121-0813	足立区竹の塚3-10-1 住友生命竹の塚ビル5階	03-3858-5151
東京営業第三部	170-0013	豊島区東池袋1-12-1 日本興亜池袋ビル5階	03-3984-6286
支援管理グループ	170-0013	豊島区東池袋1-12-1 日本興亜池袋ビル5階	03-3984-6286
開発営業センター	170-0013	豊島区東池袋1-12-1 日本興亜池袋ビル3階	03-3984-6595
第一課	170-0013	豊島区東池袋1-12-1 日本興亜池袋ビル5階	03-3984-7786
第二課	170-0013	豊島区東池袋1-12-1 日本興亜池袋ビル5階	03-3984-6284

店舗名	郵便番号	所在地	代表電話番号
大泉支社	178-0063	練馬区東大泉1-26-12 スクエア大泉学園	03-3978-3821
東京営業第四部	163-0559	新宿区西新宿1-26-2 新宿野村ビル27階	03-3346-7277
支援管理グループ	163-0559	新宿区西新宿1-26-2 新宿野村ビル27階	03-3346-7277
開発営業センター	141-0031	品川区西五反田2-29-5 日幸五反田ビル3階	03-3494-0711
第一課	163-0559	新宿区西新宿1-26-2 新宿野村ビル27階	03-3346-7272
第二課	163-0559	新宿区西新宿1-26-2 新宿野村ビル27階	03-3346-7260
渋谷支社	150-0002	渋谷区渋谷2-10-13 東信青山ビル4階	03-5485-2317
世田谷支社	154-0012	世田谷区駒沢1-4-15 真井ビル5階	03-3795-1130
五反田支社	141-0031	品川区西五反田2-29-5 日幸五反田ビル3階	03-3779-8471
蒲田支社	144-0052	大田区蒲田5-31-5 日本興亜蒲田ビル2階	03-3736-2511
武蔵野支社	180-0004	武蔵野市吉祥寺本町1-10-18	0422-21-1381
調布支社	182-0026	調布市小島町2-46-8	042-483-4181
東京西支店	190-0023	立川市柴崎町3-13-23	042-527-7560
支援管理グループ	190-0023	立川市柴崎町3-13-23 日本興亜立川ビル4階	042-527-7560
開発営業センター	190-0023	立川市柴崎町3-10-20 渡辺ビル2階	042-524-5144
営業課	190-0023	立川市柴崎町3-13-23 日本興亜立川ビル2階	042-646-0775
八王子支社	192-0046	八王子市明神町1-25-6 日本興亜八王子ビル5階	042-646-0775
小平支社	187-0031	小平市小川東町1-30-9 マルメゾン2階	042-344-2921
青梅支社	198-0032	青梅市野上町4-4-5 藤村ビル5階	0428-24-5741
横浜支店	231-0007	横浜市中区弁天通5-70	045-201-6751
支援管理グループ	231-0007	横浜市中区弁天通5-70	045-201-6751
開発営業センター	231-0013	横浜市中区住吉町1-12-1	045-664-1951
営業第一課	231-0007	横浜市中区弁天通5-70	045-201-6720
営業第二課	231-0007	横浜市中区弁天通5-70	045-201-6703
営業第三課	231-0007	横浜市中区弁天通5-70	045-201-6705
上大岡支社	233-0002	横浜市中区上大岡西1-12-3 京浜ビル2階	045-845-8211
港北支社	222-0033	横浜市港北区新横浜2-5-14 臼井ビル2階	045-474-1034
川崎支社	210-0005	川崎市川崎区東田町11-27 住友生命川崎ビル8階	044-244-5321
横須賀支社	238-0004	横須賀市小川町13-1 明治安田生命横須賀ビル2階	046-822-0446
神奈川支店	243-0014	厚木市旭町1-8-6 パストラルビル3階	046-230-2170
支援管理グループ	243-0014	厚木市旭町1-8-6 パストラルビル3階	046-230-2170
開発営業センター	243-0014	厚木市旭町1-8-6 パストラルビル3階	046-228-5060
営業課	243-0014	厚木市旭町1-8-6 パストラルビル3階	046-230-2173
相模原支社	229-0039	相模原市中央1-9-18	042-757-2510
町田支社	194-0021	町田市中町1-26-13	042-722-4958
溝の口支社	213-0001	川崎市高津区溝ノ口2-11-8 リバーストーン第三ビル1階	044-833-1407
藤沢支社	251-0055	藤沢市南藤沢16-12	0466-26-7133
平塚支社	254-0043	平塚市紅谷町17-2 第一荒井ビル3階	0463-22-3933
小田原支社	250-0012	小田原市本町1-7-49	0465-24-2255
山梨支店	400-0858	甲府市相生1-4-23	055-237-7331
営業課	400-0858	甲府市相生1-4-23	055-237-7332
自動車営業課	400-0858	甲府市相生1-4-23	055-237-7334
富士吉田支社	403-0015	富士吉田市ときわ台1-2-18	0555-22-0239
長野支店	380-0936	長野市岡田町218-11	026-228-7011
営業課	380-0936	長野市岡田町218-11	026-228-7384
自動車営業課	380-0936	長野市岡田町218-11	026-228-7382
佐久支社	385-0028	佐久市佐久平駅東6-1 佐久クリスタルビル3階	0267-66-7500
上田営業所	386-0018	上田市常田2-18-16 プシケビル	0268-22-1652
松本支店	390-0814	松本市本庄1-13-5	0263-32-7400
支援管理グループ	390-0814	松本市本庄1-13-5	0263-32-7400
開発営業センター	390-0814	松本市本庄1-13-5	0263-32-7410
営業課	390-0814	松本市本庄1-13-5	0263-32-7175
大町営業所	398-0002	大町市大字大町2074-1	0261-23-3131
自動車営業課	390-0814	松本市本庄1-13-5	0263-32-2581
諏訪支社	392-0004	諏訪市諏訪1-15-12	0266-52-0250
伊那支社	396-0021	伊那市大字伊那247-1	0265-72-2920
飯田支社	395-0804	飯田市鼎名古熊2148-1 プリマヴェーラ稲丘	0265-23-1061
横浜ベイサイド支店	231-0023	横浜市中区山下町33	045-664-1931
営業第一課	231-0023	横浜市中区山下町33	045-664-1961
営業第二課	231-0023	横浜市中区山下町33	045-664-1963
<b>中部本部</b>			
名古屋企業営業部	460-8636	名古屋市中区錦1-16-20	052-231-9400
第一課	460-8636	名古屋市中区錦1-16-20	052-231-9408
第二課	460-8636	名古屋市中区錦1-16-20	052-231-9412
第三課	460-8636	名古屋市中区錦1-16-20	052-231-9419
第四課	460-8636	名古屋市中区錦1-16-20	052-231-9461
名古屋支店	460-8636	名古屋市中区錦1-16-20	052-231-8900
支援管理グループ	460-8636	名古屋市中区錦1-16-20	052-231-8900
開発営業第一センター	460-8636	名古屋市中区錦1-16-20	052-231-8962

店舗名	郵便番号	所在地	代表電話番号
開発営業第二センター	460-8636	名古屋市中区錦1-16-20	052-231-8970
営業第一課	460-8636	名古屋市中区錦1-16-20	052-231-8901
営業第二課	460-8636	名古屋市中区錦1-16-20	052-231-8906
営業第三課	460-8636	名古屋市中区錦1-16-20	052-231-8909
営業第四課	460-8636	名古屋市中区錦1-16-20	052-231-9284
半田支社	475-0918	半田市雁宿町1-48-2 雁宿中塾ビル4階	0569-21-2110
春日井支社	486-0844	春日井市鳥居松町5-99 NITTO鳥居松ビル5階	0568-89-8411
一宮支社	491-0858	一宮市栄1-1-29	0586-72-4575
愛知東支店	444-0045	岡崎市康生通東1-1 明治安田生命岡崎第二ビル7階	0564-24-4132
支援管理グループ	444-0045	岡崎市康生通東1-1 明治安田生命岡崎第二ビル7階	0564-24-4132
開発営業センター	444-0045	岡崎市康生通東1-1 明治安田生命岡崎第二ビル7階	0564-24-4162
営業第一課	444-0045	岡崎市康生通東1-1 明治安田生命岡崎第二ビル6階	0564-24-4144
営業第二課	444-0045	岡崎市康生通東1-1 明治安田生命岡崎第二ビル6階	0564-24-4111
豊橋支社	441-8031	豊橋市中郷町118-1-2	0532-32-0070
中部自動車営業部	460-8636	名古屋市中区錦1-16-20	052-231-9430
第一課	460-8636	名古屋市中区錦1-16-20	052-231-9432
第二課	460-8636	名古屋市中区錦1-16-20	052-231-9434
岐阜自動車営業課	500-8666	岐阜市都通4-8	058-253-9814
三重自動車営業課	514-0838	津市岩田13-28	059-225-8308
岐阜支店	500-8666	岐阜市都通4-8	058-253-9811
支援管理グループ	500-8666	岐阜市都通4-8	058-253-9811
開発営業センター	500-8666	岐阜市都通4-8	058-253-9873
営業第一課	500-8666	岐阜市都通4-8	058-253-9822
営業第二課	500-8666	岐阜市都通4-8	058-253-9812
営業第三課	500-8666	岐阜市都通4-8	058-253-9813
大垣支社	503-0864	大垣市南頬町1-118-1	0584-74-3121
可児支社	509-0214	可児市広見1302-8 広和ビルDⅡ1階	0574-62-8221
多治見支社	507-0041	多治見市太平町4-10	0572-22-6318
高山支社	506-0021	高山市名田町4-45-5	0577-32-0573
三重支店	514-0838	津市岩田13-28	059-225-8121
支援管理グループ	514-0838	津市岩田13-28	059-225-8121
開発営業センター	510-0074	四日市市鷲の森1-1-18 太陽生命ビル2階	0593-53-7200
営業第一課	514-0838	津市岩田13-28	059-225-8414
営業第二課	514-0838	津市岩田13-28	059-225-8307
四日市支社	510-0074	四日市市鷲の森1-1-18 太陽生命ビル7階	0593-53-5505
上野支社	518-0873	伊賀市上野丸ノ内57-4 センタービル3階	0595-24-0311
松阪支社	515-0011	松阪市高町450-1 丸亀ビル4階	0598-52-1515
伊勢支社	516-0026	伊勢市宇治浦町1-27-3	0596-23-4888
静岡支店	422-8577	静岡市駿河区八幡2-16-1	054-284-2311
支援管理グループ	422-8577	静岡市駿河区八幡2-16-1	054-284-2311
開発営業センター	422-8577	静岡市駿河区八幡2-16-1	054-284-2361
営業課	422-8577	静岡市駿河区八幡2-16-1	054-284-2491
自動車営業課	422-8577	静岡市駿河区八幡2-16-1	054-284-2314
藤枝支社	426-0034	藤枝市駅前2-14-20 第二フラワービル2.3階	054-643-8800
富士支社	417-0043	富士市荒田島町6-25	0545-52-9621
沼津支社	410-0801	沼津市大手町5-6-7 ヌマツスルガビル6階	055-962-3923
三島支社	411-0846	三島市栄町2-2 榎本ビル2階	0559-72-5400
御殿場営業所	412-0045	御殿場市川島田430-22	0550-83-2923
伊東支社	414-0005	伊東市松原湯端町2-12 平正ビル2階	0557-36-5755
浜松支店	430-0944	浜松市中区田町330-5 遠鉄田町ビル	053-454-5584
支援管理グループ	430-0944	浜松市中区田町330-5 遠鉄田町ビル3階	053-454-5584
開発営業センター	430-0944	浜松市中区田町330-5 遠鉄田町ビル3階	053-456-2490
営業第一課	430-0944	浜松市中区田町330-5 遠鉄田町ビル2階	053-452-0301
営業第二課	430-0944	浜松市中区田町330-5 遠鉄田町ビル2階	053-454-5596
磐田支社	438-0073	磐田市二之宮東17-1 遠鉄今之浦ビル2階	0538-35-0253
富山支店	930-0005	富山市新桜町6-24	076-442-2416
支援管理グループ	930-0005	富山市新桜町6-24	076-442-2416
開発営業センター	930-0005	富山市新桜町6-24	076-441-5911
営業課	930-0005	富山市新桜町6-24	076-441-3717
高岡支社	933-0021	高岡市下関町4-5 北陸読売文化会館8階	0766-22-3458
魚津支社	937-0046	魚津市上村木1-12-25	0765-24-7151
金沢支店	920-0864	金沢市高岡町2-31	076-222-8337
支援管理グループ	920-0864	金沢市高岡町2-31	076-222-8337
開発営業センター	920-0864	金沢市高岡町2-31	076-222-8301
営業第一課	920-0864	金沢市高岡町2-31	076-222-8610
営業第二課	920-0864	金沢市高岡町2-31	076-231-3293
小松支社	923-0918	小松市京町2-6	0761-22-0522
七尾支社	926-0015	七尾市矢田新町地先埋立地 ポートサイド七尾3階	0767-53-0334
福井支店	918-8003	福井市毛矢2-7-5	0776-34-6072
支援管理グループ	918-8003	福井市毛矢2-7-5	0776-34-6072

店舗名	郵便番号	所在地	代表電話番号
開発営業センター	918-8003	福井市毛矢2-7-5	0776-34-6063
営業第一課	918-8003	福井市毛矢2-7-5	0776-36-4252
営業第二課	918-8003	福井市毛矢2-7-5	0776-34-6010
武生支社	915-0802	越前市北府3-12-50	0778-24-3881
敦賀支社	914-0051	敦賀市本町2-7-13 福井順化商事ビル2階	0770-25-3570
小浜営業所	917-0078	小浜市大手町5-3 森ビル3階	0770-52-5730
<b>関西本部</b>			
大阪営業第一部	550-8577	大阪市西区江戸堀1-11-4	06-6449-7426
第一課	550-8577	大阪市西区江戸堀1-11-4	06-6449-7543
第二課	550-8577	大阪市西区江戸堀1-11-4	06-6449-7622
第三課	550-8577	大阪市西区江戸堀1-11-4	06-6449-7429
第四課	550-8577	大阪市西区江戸堀1-11-4	06-6449-7430
大阪営業第二部	550-8577	大阪市西区江戸堀1-11-4	06-6449-7552
第一課	550-8577	大阪市西区江戸堀1-11-4	06-6449-7553
第二課	550-8577	大阪市西区江戸堀1-11-4	06-6449-7545
第三課	550-8577	大阪市西区江戸堀1-11-4	06-6449-7555
第四課	550-8577	大阪市西区江戸堀1-11-4	06-6449-7625
大阪自動車営業部	550-8577	大阪市西区江戸堀1-11-4	06-6449-7464
第一課	550-8577	大阪市西区江戸堀1-11-4	06-6449-7465
第二課	550-8577	大阪市西区江戸堀1-11-4	06-6449-7466
第三課	550-8577	大阪市西区江戸堀1-11-4	06-6449-7467
神戸自動車営業部	650-8533	神戸市中央区栄町通4-2-16	078-351-2136
営業課	650-8533	神戸市中央区栄町通4-2-16	078-351-0191
大阪中央支店	550-8577	大阪市西区江戸堀1-11-4	06-6444-8113
支援管理グループ	550-8577	大阪市西区江戸堀1-11-4	06-6444-8113
営業第一課	550-8577	大阪市西区江戸堀1-11-4	06-6444-8031
営業第二課	550-8577	大阪市西区江戸堀1-11-4	06-6444-8032
営業第三課	550-8577	大阪市西区江戸堀1-11-4	06-6444-8033
大阪北支店	550-8577	大阪市西区江戸堀1-11-4	06-6449-7561
支援管理グループ	550-8577	大阪市西区江戸堀1-11-4	06-6449-7561
営業課	550-8577	大阪市西区江戸堀1-11-4	06-6449-7561
千里支社	560-0082	豊中市新千里東町1-4-2 千里ライフサイエンスセンタービル15階	06-6834-1666
枚方支社	573-0032	枚方市岡東町5-23 アーバンエース枚方ビル6階	072-844-7331
守口支社	570-0028	守口市本町1-5-8 京阪守口ビル3階	06-6992-7381
東大阪支社	577-0841	東大阪市足代1-12-3 東大阪三和東洋ビル3階	06-6736-1166
大阪南支店	590-0964	堺市堺区新在家町東1丁1-28	072-222-3011
支援管理グループ	590-0964	堺市堺区新在家町東1丁1-28	072-222-7161
営業第一課	590-0964	堺市堺区新在家町東1丁1-28	072-222-3011
営業第二課	590-0964	堺市堺区新在家町東1丁1-28	072-222-3012
藤井寺支社	583-0027	藤井寺市岡2-10-15 太陽生命藤井寺ビル2階	0729-54-8762
岸和田支社	596-0054	岸和田市宮本町27-1 泉州ビル4階	072-432-1601
泉佐野支社	598-0012	泉佐野市高松東1-10-37 泉佐野センタービル7階	072-462-4911
大阪開発営業部	550-8577	大阪市西区江戸堀1-11-4	06-6449-7565
第一課	550-8577	大阪市西区江戸堀1-11-4	06-6444-8125
第二課	550-8577	大阪市西区江戸堀1-11-4	06-6449-7562
第三課	550-8577	大阪市西区江戸堀1-11-4	06-6449-7566
奈良支店	630-8115	奈良市大宮町2-4-25 MY奈良大宮ビル3.4.5階	0742-36-8651
営業課	630-8115	奈良市大宮町2-4-25 MY奈良大宮ビル4階	0742-36-9700
自動車営業課	630-8115	奈良市大宮町2-4-25 MY奈良大宮ビル4階	0742-36-8471
橿原支社	634-0006	橿原市新賀町字五反田237-1 日本たばこ橿原ビル5階	0744-24-2851
和歌山支店	640-8150	和歌山市十三番丁12番地	073-423-9330
支援管理グループ	640-8150	和歌山市十三番丁12番地	073-423-9330
開発営業センター	640-8150	和歌山市十三番丁12番地	073-423-9340
営業課	640-8150	和歌山市十三番丁12番地	073-431-3421
田辺支社	646-0032	田辺市下屋敷町1-62 第三大光ビル	0739-22-3506
新宮支社	647-0011	新宮市下本町2-4-6	0735-21-3016
橋本支社	648-0072	橋本市東家1-1-4 秋山ビル2階	0736-34-0531
京都支店	600-8102	京都市下京区五条通河原町西入本覚寺前町801	075-343-6611
支援管理グループ	600-8102	京都市下京区五条通河原町西入本覚寺前町801	075-343-6611
開発営業センター	600-8102	京都市下京区五条通河原町西入本覚寺前町801	075-343-6639
営業第一課	600-8102	京都市下京区五条通河原町西入本覚寺前町801	075-343-6622
営業第二課	600-8102	京都市下京区五条通河原町西入本覚寺前町801	075-343-6615
自動車営業課	600-8102	京都市下京区五条通河原町西入本覚寺前町801	075-343-6620
京都南支社	611-0042	宇治市小倉町久保111-1 辻岩ビル新館5階	0774-20-5171
北京都支社	624-0841	舞鶴市字引土275-1 ヤサカビル3階	0773-75-1195
滋賀支店	520-0051	大津市梅林1-3-10 滋賀ビル6階	077-523-3125
支援管理グループ	520-0051	大津市梅林1-3-10 滋賀ビル6階	077-523-3125
開発営業センター	520-0051	大津市梅林1-3-10 滋賀ビル6階	077-524-1284
営業課	520-0051	大津市梅林1-3-10 滋賀ビル6階	077-523-3130

店舗名	郵便番号	所在地	代表電話番号
自動車営業課	520-0051	大津市梅林1-3-10 滋賀ビル6階	077-523-3128
湖南支社	524-0022	守山市守山1-1-12-201 竹村ビル2階	077-582-1091
水口支社	528-0015	甲賀市水口町松栄2-21	0748-62-8715
彦根支社	522-0073	彦根市旭町9-3 日通ビル3階	0749-22-1744
神戸支店	650-8533	神戸市中央区栄町通4-2-16	078-351-2181
支援管理グループ	650-8533	神戸市中央区栄町通4-2-16	078-351-2181
開発営業センター	650-8533	神戸市中央区栄町通4-2-16	078-371-1343
営業第一課	650-8533	神戸市中央区栄町通4-2-16	078-351-1021
営業第二課	650-8533	神戸市中央区栄町通4-2-16	078-351-2911
明石支社	673-0881	明石市天文町1-5-13	078-912-4028
淡路営業所	656-0025	洲本市本町6-2-17 兵庫シーランドビル2階	0799-24-0718
西宮支社	662-0918	西宮市六湊寺町9-8 三井生命西宮ビル1階	0798-33-3031
尼崎支社	660-0881	尼崎市昭和通4-135-1	06-6413-8071
兵庫支店	670-0961	姫路市南畝町2-53 ネオオフィス姫路南4階	079-222-9851
支援管理グループ	670-0961	姫路市南畝町2-53 ネオオフィス姫路南4階	079-222-9851
開発営業センター	670-0961	姫路市南畝町2-53 ネオオフィス姫路南2階	072-282-3118
営業第一課	670-0961	姫路市南畝町2-53 ネオオフィス姫路南4階	079-282-5391
豊岡営業所	668-0055	豊岡市昭和町201-1 河本ビル2階	0796-24-8475
営業第二課	670-0961	姫路市南畝町2-53 ネオオフィス姫路南4階	079-224-0343
加古川支社	675-0124	加古川市別府町緑町1 多木ビルディング3階	079-435-8115
<b>中国四国本部</b>			
広島支店	730-0037	広島市中区中町10-8	082-247-8311
支援管理グループ	730-0037	広島市中区中町10-8	082-247-8311
開発営業センター	730-0037	広島市中区中町10-8	082-247-7628
営業第一課	730-0037	広島市中区中町10-8	082-247-7186
営業第二課	730-0037	広島市中区中町10-8	082-247-7064
三次営業所	728-0012	三次市十日市中2-13-24	0824-62-5091
営業第三課	730-0037	広島市中区中町10-8	082-247-7069
自動車営業課	730-0037	広島市中区中町10-8	082-247-7083
呉支社	737-0811	呉市西中央3-7-37 グレイスイエワビル2階	0823-22-6116
三原支社	723-0015	三原市円一町3-5-7 森本ビル2階	0848-64-3443
福山第一支社	720-0811	福山市紅葉町2-35 福山DSビル4階	084-923-1111
福山第二支社	720-0811	福山市紅葉町2-35 福山DSビル4階	084-923-0594
岡山支店	700-0913	岡山市大供2-2-5	086-225-2081
支援管理グループ	700-0913	岡山市大供2-2-5	086-225-2081
開発営業センター	700-0913	岡山市大供2-2-5	086-225-2181
営業第一課	700-0913	岡山市大供2-2-5	086-225-2082
営業第二課	700-0913	岡山市大供2-2-5	086-225-2083
自動車営業課	700-0913	岡山市大供2-2-5	086-225-2086
倉敷第一支社	710-0826	倉敷市老松町2-1-5	086-434-4887
倉敷第二支社	710-0826	倉敷市老松町2-1-5	086-422-1114
笠岡営業所	714-0086	笠岡市五番町6-22 マリンビル3階	0865-63-2980
津山支社	708-0881	津山市南町1-61 南町ビル2階	0868-22-8238
山陰支店	690-0065	松江市灘町1-7	0852-32-1151
支援管理グループ	690-0065	松江市灘町1-7	0852-32-1151
開発営業センター	690-0065	松江市灘町1-7	0852-32-1216
営業課	690-0065	松江市灘町1-7	0852-22-3773
自動車営業課	690-0065	松江市灘町1-7	0852-21-3982
出雲支社	693-0002	出雲市今市町北本町1-2 さかやビル4階	0853-23-3901
浜田支社	697-0027	浜田市殿町17-3	0855-22-1772
鳥取支社	680-0047	鳥取市上魚町45	0857-23-6231
倉吉営業所	682-0023	倉吉市山根540-1 パープルビル3階	0858-26-5021
米子支社	683-0823	米子市加茂町2-106 日本生命ビル6階	0859-33-3261
山口支店	753-0821	山口市葵1-2-37	083-922-0640
支援管理グループ	753-0821	山口市葵1-2-37	083-922-0640
開発営業センター	753-0821	山口市葵1-2-37	083-922-1702
営業課	753-0821	山口市葵1-2-37	083-922-5514
萩営業所	758-0042	萩市御許町62 山県ビル2階	0838-25-7361
山口自動車営業課	753-0821	山口市葵1-2-37	083-922-5504
徳山支社	745-0056	周南市新宿通1-14	0834-21-2185
徳山自動車営業課	745-0056	周南市新宿通1-14	0834-21-0654
岩国支社	740-0022	岩国市山手町1-5-16 柏原ビル3階	0827-22-6135
宇部支社	755-0043	宇部市相生町8-1 宇部興産ビル12階	0836-34-2727
下関支社	750-0012	下関市観音崎町14-16	0832-32-3100
四国支店	760-0056	高松市中新町2-8	087-833-3211
支援管理グループ	760-0056	高松市中新町2-8	087-833-3211
開発営業センター	760-0056	高松市中新町2-8	087-833-3261
営業第一課	760-0056	高松市中新町2-8	087-833-3212
営業第二課	760-0056	高松市中新町2-8	087-833-3299

店舗名	郵便番号	所在地	代表電話番号
丸亀支社	763-0001	丸亀市風袋町209 セントラル丸亀ビル7階	0877-23-0381
徳島支社	770-0852	徳島市徳島町3-76	088-654-4141
高知支店	780-0870	高知市本町4-2-40 ニッセイ高知ビル3階	088-824-1726
営業課	780-0870	高知市本町4-2-40 ニッセイ高知ビル3階	088-824-1717
中村支社	787-0033	四万十市中村大橋通6-3-7 とらや第一ビル2階	0880-34-6131
愛媛支店	790-0811	松山市本町3-5-11	089-932-2233
支援管理グループ	790-0811	松山市本町3-5-11	089-932-2233
開発営業センター	790-0811	松山市本町4-5-1 山本屋本町ビル3階	089-924-5227
営業課	790-0811	松山市本町3-5-11	089-932-2235
自動車営業課	790-0811	松山市本町3-5-11	089-932-2803
今治支社	794-0027	今治市南大門町2-1-21	0898-23-0111
新居浜支社	792-0025	新居浜市一宮町2-3-50	0897-33-5770
伊予三島支社	799-0421	四国中央市三島金子2-9-43 高井電気ビル2階	0896-24-5071
宇和島支社	798-0060	宇和島市丸ノ内5-2-21 城山林館2階	0895-22-0922

## 九州本部

福岡中央支店	810-8666	福岡市博多区中洲中島町2-8	092-272-3072
支援管理グループ	810-8666	福岡市博多区中洲中島町2-8	092-272-3072
開発営業センター	810-8666	福岡市博多区中洲中島町2-8	092-272-3194
営業第一課	810-8666	福岡市博多区中洲中島町2-8	092-272-3190
営業第二課	810-8666	福岡市博多区中洲中島町2-8	092-272-3502
営業第三課	810-8666	福岡市博多区中洲中島町2-8	092-272-3506
自動車営業課	810-8666	福岡市博多区中洲中島町2-8	092-272-3067
沖縄支社	900-0029	那覇市旭町112-1 金秀ビル西館4階	098-862-4087
福岡支店	810-8666	福岡市博多区中洲中島町2-8	092-272-3053
支援管理グループ	810-8666	福岡市博多区中洲中島町2-8	092-272-3053
北九州自動車営業課	802-0081	北九州市小倉北区紺屋町9-1 明治安田生命小倉ビル9階	093-521-6720
北九州支社	802-0081	北九州市小倉北区紺屋町9-1 明治安田生命小倉ビル9階	093-521-6690
飯塚支社	820-0069	飯塚市宮町1-12 三協ビル3階	0948-22-6668
久留米支社	830-0032	久留米市東町38-44 朝日生命久留米東町ビル7階	0942-33-7281
日田営業所	877-0014	日田市本町3-24 グリーンビル1階	0973-23-0118
八女支社	834-0063	八女市本村1032-8	0943-24-4851
大川支社	831-0005	大川市大字向島1580-5 日友大川ビル2階	0944-87-1511
大牟田支社	836-0801	大牟田市柿園町2-3-10 誠和ビル2階	0944-51-2211
西九州支店	840-0815	佐賀市天神2-2-37	0952-24-8180
支援管理グループ	840-0815	佐賀市天神2-2-37	0952-24-8180
開発営業センター	840-0815	佐賀市天神2-2-37	0952-24-6311
営業課	840-0815	佐賀市天神2-2-37	0952-24-1271
唐津支社	847-0016	唐津市東城内17-29 唐津商工共済ビル3階	0955-74-7745
武雄支社	843-0023	武雄市武雄町大字昭和42-8 丸新本社ビル2階	0954-22-3122
長崎支社	850-0032	長崎市興善町2-21 明治安田生命長崎興善町ビル5階	095-826-0274
島原営業所	859-1413	島原市有明町大三東丙207-1 高松ビル	0957-68-2128
佐世保支社	857-0053	佐世保市常盤町4-18	0956-25-5515
熊本支店	860-0012	熊本市紺屋今町1-23	096-326-1492
支援管理グループ	860-0012	熊本市紺屋今町1-23	096-326-1492
開発営業センター	860-0012	熊本市紺屋今町1-23	096-211-1223
営業課	860-0012	熊本市紺屋今町1-23	096-355-0351
玉名支社	865-0023	玉名市大倉字北1552-1	0968-73-8760
八代支社	866-0805	八代市宮地町1780	0965-35-7221
天草営業所	863-0022	天草市栄町1-23 天草信金中央支店ビル3階	0969-24-1171
大分支店	870-0047	大分市中島西2-1-3	097-534-7082
開発営業センター	870-0047	大分市中島西2-1-3	097-534-7282
営業課	870-0047	大分市中島西2-1-3	097-534-7070
佐伯営業所	876-0802	佐伯市日の出町1-28 聖上ビル2階	0972-23-7661
別大支社	870-0047	大分市中島西2-1-3	097-532-1105
中津支社	871-0058	中津市豊田町3-9-7 いすみやビル2階	0979-24-1761
南九州支店	892-0847	鹿児島市西千石町10-32	099-226-2264
支援管理グループ	892-0847	鹿児島市西千石町10-32	099-226-2264
開発営業センター	892-0847	鹿児島市西千石町10-32	099-226-3850
営業課	892-0847	鹿児島市西千石町10-32	099-226-2265
出水営業所	899-0202	出水市昭和町27-3 出水センタービル5階	0996-63-3321
霧島営業所	899-4332	霧島市国分中央5-9-11	0995-45-8921
宮崎支社	880-0806	宮崎市広島2-5-16	0985-27-5119
宮崎北営業所	883-0014	日向市原町1-4-7 トミシマビル1階	0982-54-5234
都城支社	885-0077	都城市松元町7街区11	0986-25-1360
鹿屋支社	893-0015	鹿屋市新川町600 鹿屋商工会議所会館7階	0994-44-6262
奄美支社	894-0034	奄美市名瀬入舟町1-14 オレンジボックスビル3階	0997-53-2711

店舗名	郵便番号	所在地	代表電話番号
<b>自動車営業本部</b>			
自動車営業第一部	170-0013	豊島区東池袋1-12-1 日本興亜池袋ビル4階	03-3984-6363
自動車営業第二部	170-0013	豊島区東池袋1-12-1 日本興亜池袋ビル4階	03-3984-6633
千葉自動車営業部	260-8505	千葉市中央区千葉港8-4	043-247-7778
埼玉自動車営業部	330-9509	さいたま市大宮区桜木町2-285-2	048-658-6530
横浜自動車営業部	231-0013	横浜市中区住吉町1-12-1	045-664-1971
<b>本店営業本部</b>			
本店営業第一部	103-8255	中央区日本橋2-11-2 太陽生命日本橋ビル	03-3231-2402
本店営業第二部	103-8255	中央区日本橋2-11-2 太陽生命日本橋ビル	03-3231-3374
本店営業第三部	103-8255	中央区日本橋2-11-2 太陽生命日本橋ビル	03-3231-2359
本店営業第四部	103-8255	中央区日本橋2-11-2 太陽生命日本橋ビル	03-3231-6441
本店営業第五部	103-8255	中央区日本橋2-11-2 太陽生命日本橋ビル	03-3231-6700
公務部	103-8255	中央区日本橋2-11-2 太陽生命日本橋ビル	03-3231-7520
貨物営業部	103-8255	中央区日本橋2-11-2 太陽生命日本橋ビル	03-3231-3084

## 2. 海外営業拠点

(平成19年7月1日現在)

## (1) 事務所

ロンドン事務所	2nd Floor, 50 Mark Lane, London EC3R 7QR, U. K.	44-20-7709-7971 44-20-7488-9899
デュッセルドルフ事務所	Cantadorstr.3, 40211 Düsseldorf, Germany	49-211-178670
ブリュッセル事務所	Place de l'Alma 3, Bte-4, 1200 Brussels, Belgium	32-2-779-2446
パリ事務所	10 rue de Milan, 75009 Paris, France	33-1-44 53 00 11
ニューヨーク事務所	14 Wall Street, Suite 812, New York, NY 10005, U.S.A.	1-212-405-1650
ロサンゼルス事務所	601 South Figueroa Street, Suite 2100, Los Angeles, CA 90017, U.S.A.	1-213-833-2100
シカゴ事務所	180 North LaSalle Street, Suite 2503, Chicago, IL 60601, U.S.A.	1-312-553-9344
トロント事務所	c/o St. Paul Fire and Marine Insurance Company, 121 King Street West, Suite 1200, Toronto, Ontario M5H3T9, Canada	1-416-601-2543
北京事務所	中華人民共和国北京市朝陽区東三環北路5号北京発展大厦10階1001A号室	86-10-6590-9500
大連事務所	中華人民共和国遼寧省大連市西岗区中山路147号森茂大厦9階	86-411-8360-9142
青島事務所	中華人民共和国山東省青島市香港中路76号青島頤中皇冠假日酒店609室	86-532-8573-5910
上海事務所	中華人民共和国上海市延安西路2201号国際貿易中心2502室	86-21-6275-4574
深圳事務所	中華人民共和国広東省深圳市福田区益田路4068号卓越時代広場1703室	86-755-2518-0500
蘇州事務所	中華人民共和国江蘇省蘇州市新区獅山路35号金河国際大厦1602室	86-512-6824-0545
香港事務所	Rooms 2704-2706, Gloucester Tower, The Landmark, 15 Queen's Road Central, Hong Kong	852-2877-3344
台北事務所	中華民國台北市敦化南路一段205号国際貿易大樓1403号	886-2-2776-6484
マニラ事務所	c/o Pioneer Insurance & Surety Corporation, 7th Floor, Pioneer House, 108 Paseo de Roxas, Makati City, Philippines	63-2-841-0267
ハノイ事務所	c/o Press Club, 59A Ly Thai To, Hanoi S.R. Vietnam	84-4-934-0888
ホーチミン事務所	Me Linh Point Tower 6th Floor, Unit602, 2 Ngo Duc Ke, District 1, Ho Chi Minh City, S.R.Vietnam	84-8-827-2650
バンコク事務所	2/4 Siam Commercial Samaggi Insurance Tower, 15th Floor Northpark Project, Vibhavadi-Rangsit Rd., Thungsonghong, Laksi, Bangkok 10210, Thailand	66-2-955-0137
クアラルンプール事務所	Lonpac Insurance Bhd "NIPPONKOA Division", 7th Floor, Bangunan Public Bank, No.6, Jalan Sultan Sulaiman, 50000 Kuala Lumpur, Malaysia	60-3-2723-7772 60-3-2723-7777
シンガポール事務所	36 Robinson Road #11-01 City House, Singapore 068877, Republic of Singapore	65-6222-6001
ニューデリー事務所	106, Durga Chambers, 1335, D.B. Gupta Road, Karol Bagh, Delhi-110005, India	
ジャカルタ事務所	c/o PT. Asuransi Permata Nipponkoa Indonesia, Permata Bank Tower I, 8th Floor, Jl. Jend, Sudirman Kav. 27, Jakarta 12920, P.O. Box 3129, Indonesia	62-21-5237500
シドニー事務所	c/o CGU INSURANCE LIMITED, Level 5, IAG Building 388 George Street, Sydney N.S.W 2000, Australia G.P.O. Box 244,	61-2-8224-4194
メルボルン事務所	c/o CGU INSURANCE LIMITED, 485 La Trobe Street, Melbourne, Victoria 3000, Australia	61-3-9601-8438

※電話番号の先頭は国番号

## (2)海外子会社・関連会社

<b>NIPPONKOA Insurance Company (Europe) Limited</b> (保険会社) 2nd Floor, 50 Mark Lane, London EC3R 7QR, U. K.	44-20-7709-7971
<b>Nippon Insurance Company of Europe Limited</b> (保険会社) 2nd Floor, 50 Mark Lane, London EC3R 7QR, U. K.	44-20-7488-9899
<b>NIPPONKOA Insurance Company (Asia) Limited</b> (保険会社) Rooms 2704-2706, Gloucester Tower, The Landmark, 15 Queen's Road, Central, Hong Kong	852-2877-3344
<b>PT Asuransi Permata Nipponkoa Indonesia</b> (保険会社) Permata Bank Tower I, 8th Floor, Jl. Jend. Sudirman Kav. 27, Jakarta 12920, P.O. Box 3129, Indonesia	62-21-5237500
<b>NIPPONKOA Management Services (Europe) Limited</b> (保険関連会社) 2nd Floor, 50 Mark Lane, London EC3R 7QR, U.K.	44-20-7709-7971
<b>NIPPONKOA Management Corporation</b> (保険関連会社) 14 Wall Street, Suite 812, New York, NY 10005, U.S.A.	1-212-405-1650
<b>NIPPONKOA Management Service (Singapore) Private Limited</b> (保険関連会社) 36 Robinson Road # 11-01 City House, Singapore 068877, Republic of Singapore	65-6222-6001
<b>NIPPONKOA Insurance Broker (Thailand) Company Limited</b> (保険関連会社) 2/4 Siam Commercial Samaggi Insurance Tower, 15th Floor Northpark Project, Vibhavadi-Rangsit Rd., Thungsonghong, Laksi, Bangkok 10210, Thailand	66-2-955-0137

※電話番号の先頭は国番号

## (3)海外元受代理店

アメリカ	The Travelers Marine Corporation
グアム (米国)	Nanbo Guam, Ltd.
カナダ	St. Paul Fire and Marine Insurance Company, Canada
シンガポール	NIPPONKOA Management Service (Singapore) Private Limited
オーストラリア	CGU Insurance Limited

## (4)当社が代行を行っている外国保険会社

### ・当社が損害査定および精算代理契約に基づき事務を代行している外国保険会社

中国人民財産保险股份有限公司 (中国)  
中国平安财产保险股份有限公司 (中国)  
中国保险股份有限公司 (中国)  
Zurich Versicherung AG (Deutschland)  
DONAU General Insurance Company Limited (オーストリア)  
Allianz Swiss Insurance Company (スイス)  
NIPPONKOA Insurance Company (Asia) Limited (中国)  
NIPPONKOA Insurance Company (Europe) Limited (イギリス)  
Nippon Insurance Company of Europe Limited (イギリス)  
PT Asuransi Permata Nipponkoa Indonesia (インドネシア)  
Pioneer Insurance & Surety Corporation (フィリピン)  
The Siam Commercial Samaggi Insurance Public Co., Ltd. (タイ)  
The Overseas Assurance Corporation Limited (シンガポール)  
The Siam Commercial Samaggi Insurance Public Co., Ltd. (タイ)  
Vietnam Insurance Corporation (ベトナム)  
Lonpac Insurance Bhd (マレーシア)

## 3. 全国損害サービス拠点

(平成19年7月1日現在)

- 火災新種保険だけを取り扱うセンター  
○自動車保険だけを取り扱うセンター  
▲自動車保険および火災新種保険を取り扱うセンター  
△自動車保険および傷害保険を取り扱うセンター

★自賠責保険だけを取り扱うセンター

店舗名	代表電話番号
<b>北海道損害サービス部</b>	
北海道 ●火災新種損害サービスセンター	011-221-6297
北海道 ○自動車第一損害サービスセンター	011-221-6110
北海道 ○自動車第二損害サービスセンター	011-221-6148
北海道 ○北海道サポート損害サービスセンター	011-221-3209
北海道 ○苫小牧損害サービスセンター	0144-32-6550
北海道 ○函館損害サービスセンター	0138-23-7717
北海道 △旭川損害サービスセンター	0166-26-2260
北海道 ○北見損害サービスセンター	0157-23-7518
北海道 ○北海道東損害サービスセンター	0155-22-6676

<b>東北損害サービス部</b>	
宮城 ●火災新種損害サービスセンター	022-262-3195
宮城 ○自動車損害サービスセンター	022-262-3158
青森 ▲青森損害サービスセンター	017-777-7173
青森 ○八戸損害サービスセンター	0178-45-0842
岩手 ○盛岡損害サービスセンター	019-624-1414
秋田 ▲秋田損害サービスセンター	018-823-8354
山形 ○山形損害サービスセンター	023-624-3621
福島 ○福島損害サービスセンター	024-522-3151
福島 ▲郡山損害サービスセンター	024-923-3203
福島 ○いわき損害サービスセンター	0246-23-4492

<b>関東損害サービス部</b>	
茨城 ●茨城火災新種損害サービスセンター	029-221-0992
茨城 ○水戸自動車損害サービスセンター	029-221-0411
茨城 ○茨城自動車損害サービスセンター	029-227-6891
茨城 △下館損害サービスセンター	0296-22-2144
茨城 △土浦損害サービスセンター	029-823-8630
茨城 △取手損害サービスセンター	0297-73-6310
栃木 ▲宇都宮損害サービスセンター	028-633-7354
栃木 △足利損害サービスセンター	0284-43-1238

<b>千葉損害サービス部</b>	
千葉 ●火災新種損害サービスセンター	043-243-3061
千葉 ○自動車損害サービスセンター	043-243-1181
千葉 ○成田損害サービスセンター	0476-24-3681
千葉 ○茂原損害サービスセンター	0475-23-3396
千葉 ○木更津損害サービスセンター	0438-23-5548
千葉 ○船橋損害サービスセンター	047-426-5363
千葉 ○松戸損害サービスセンター	047-365-2821

<b>関東損害サービス部</b>	
埼玉 ●火災新種損害サービスセンター	048-658-6558
埼玉 ○自動車損害サービスセンター	048-658-6562
埼玉 ○埼玉サポート損害サービスセンター	048-658-6519
埼玉 ○越谷損害サービスセンター	048-963-1248
埼玉 ○熊谷損害サービスセンター	048-521-0717
埼玉 ○川越損害サービスセンター	049-246-2956
群馬 △群馬損害サービスセンター	027-221-1143
群馬 △東毛損害サービスセンター	0276-48-5650
新潟 ▲新潟損害サービスセンター	025-223-9090
新潟 △長岡損害サービスセンター	0258-32-5157

<b>首都圏損害サービス部</b>	
東京 ●火災新種第一損害サービスセンター	03-3984-7474
東京 ●火災新種第二損害サービスセンター	03-3984-7744
東京 ○自動車損害サービスセンター	03-3984-8282
東京 ○東京損害サービスセンター	03-3984-8822
東京 ○中央損害サービスセンター	03-5541-2511
東京 ○新宿損害サービスセンター	03-3346-7263
東京 ○立川損害サービスセンター	042-527-5121
山梨 △山梨損害サービスセンター	055-235-1417

店舗名	代表電話番号
長野 ▲長野損害サービスセンター	026-228-7270
長野 ▲松本損害サービスセンター	0263-32-9500
<b>神奈川損害サービス部</b>	
神奈川 ●火災新種損害サービスセンター	045-663-9316
神奈川 ○横浜第一損害サービスセンター	045-663-9301
神奈川 ○横浜第二損害サービスセンター	045-201-6725
神奈川 ○厚木損害サービスセンター	046-230-2176
東京 ○町田損害サービスセンター	042-726-5431
神奈川 ○藤沢損害サービスセンター	0466-27-1552
神奈川 ▲横浜ベイサイド支店損害サービスセンター	045-664-2861

<b>中部第一損害サービス部</b>	
愛知 ●火災新種損害サービスセンター	052-231-8919
愛知 ○自動車第一損害サービスセンター	052-231-9850
愛知 ○自動車第二損害サービスセンター	052-231-8952
愛知 ○自動車第三損害サービスセンター	052-231-6315
愛知 △岡崎損害サービスセンター	0564-21-2026
岐阜 △岐阜第一損害サービスセンター	058-253-9832
岐阜 △岐阜第二損害サービスセンター	058-253-5178
三重 △三重損害サービスセンター	059-225-1909
三重 △四日市損害サービスセンター	0593-53-2295

<b>中部第二損害サービス部</b>	
静岡 ●静岡火災新種損害サービスセンター	054-284-2409
静岡 ○静岡自動車損害サービスセンター	054-284-2251
静岡 ○富士損害サービスセンター	0545-52-4867
静岡 ○沼津損害サービスセンター	055-963-2011
静岡 △浜松損害サービスセンター	053-456-0915
石川 ●北陸火災新種損害サービスセンター	076-231-7853
富山 ○富山損害サービスセンター	076-442-3839
石川 ○金沢損害サービスセンター	076-231-2230
福井 ○福井損害サービスセンター	0776-36-4349
福井 ○福井南損害サービスセンター	0778-53-2870

<b>関西第一損害サービス部</b>	
大阪 ●火災新種第一損害サービスセンター	06-6449-7533
大阪 ●火災新種第二損害サービスセンター	06-6444-8104
大阪 ●傷害サービスセンター	06-6444-8103
大阪 ○自動車第一損害サービスセンター	06-6449-7462
大阪 ○自動車第二損害サービスセンター	06-6444-8374
大阪 ○自動車第三損害サービスセンター	06-6444-8102
大阪 ○自動車第四損害サービスセンター	06-6444-7121
大阪 ○堺損害サービスセンター	072-229-8131
大阪 ○岸和田損害サービスセンター	072-432-4381
奈良 ○奈良損害サービスセンター	0742-36-8581
和歌山 ○和歌山損害サービスセンター	073-432-5636

<b>関西第二損害サービス部</b>	
京都 ▲京都第一損害サービスセンター	075-341-3885
京都 ○京都第二損害サービスセンター	075-341-3881
滋賀 ○滋賀損害サービスセンター	077-523-3136
兵庫 ●神戸火災新種損害サービスセンター	078-371-8888
兵庫 ○神戸自動車損害サービスセンター	078-371-8882
兵庫 ○西宮損害サービスセンター	0798-33-3055
兵庫 ○姫路損害サービスセンター	079-224-0346

<b>中国四国損害サービス部</b>	
広島 ●火災新種損害サービスセンター	082-247-7146
広島 ○自動車損害サービスセンター	082-247-7132
広島 ○福山損害サービスセンター	084-923-0606
岡山 ▲岡山損害サービスセンター	086-227-0941
岡山 ○倉敷損害サービスセンター	086-422-6220

店舗名	代表電話番号
島根 ▲松江損害サービスセンター	0852-32-1155
鳥取 ○鳥取損害サービスセンター	0857-23-6861
山口 ○山口損害サービスセンター	083-932-2882
山口 ○徳山損害サービスセンター	0834-31-8135
山口 ○宇部損害サービスセンター	0836-31-1380

#### 四国損害室

香川 ▲高松損害サービスセンター	087-833-3214
徳島 ○徳島損害サービスセンター	088-654-4159
高知 ○高知損害サービスセンター	088-822-5229
愛媛 ▲松山損害サービスセンター	089-932-2265
愛媛 ○伊予三島損害サービスセンター	0896-24-5159

#### 九州損害サービス部

福岡 ●火災新種損害サービスセンター	092-272-3082
福岡 ○自動車第一損害サービスセンター	092-272-3078
福岡 ○自動車第二損害サービスセンター	092-272-3057
福岡 ○北九州損害サービスセンター	093-521-6880
福岡 ○飯塚損害サービスセンター	0948-22-6726
福岡 ○久留米損害サービスセンター	0942-33-7283
福岡 ○大川損害サービスセンター	0944-87-1570

店舗名	代表電話番号
佐賀 △佐賀損害サービスセンター	0952-24-1270
長崎 ○長崎損害サービスセンター	095-828-1231
熊本 ▲熊本損害サービスセンター	096-355-0353
大分 △大分損害サービスセンター	097-536-2288
鹿児島 ▲鹿児島損害サービスセンター	099-226-2263
宮崎 △宮崎損害サービスセンター	0985-27-5118

#### 本店損害サービス部

東京 ○第一損害サービスセンター	03-5229-3161
東京 ○第二損害サービスセンター	03-5229-3163
東京 ○第三損害サービスセンター	03-5229-3170
東京 ★自賠責損害サービスセンター	03-5229-3171

#### 火災新種損害室

東京 ●国際損害サービスセンター	03-5229-3114
東京 ●火災技術保険サービスセンター	03-5229-3117
東京 ●傷害サービスセンター	03-5229-3416
東京 ●賠償保険サービスセンター	03-5229-3136

#### 医療保険部

東京 ●医療保険金グループ	03-3593-5163
---------------	--------------

※さらには、上記各損害サービスセンターを拠点にし、各地にサービスセンターを設置し、あわせて全国182か所の損害サービスネットワークできめ細かい損害サービスを行っています。

## 主な損害保険用語の解説 (50音順)

### 〈価格変動準備金〉

保険業法第115条で規定されている準備金で有価証券等の価格変動リスクに備えることを目的としています。

### 〈過失相殺〉

損害賠償額を算出する場合に、被害者にも過失があれば、その過失割合に応じて損害賠償額を減額することをいいます。

### 〈契約者配当金〉

積立保険（貯蓄型保険）の積立保険料について、保険会社が予定利率を上回る運用益をあげた場合に、満期返戻金とあわせて保険会社から保険契約者に支払われる配当金をいいます。

### 〈告知義務〉

保険のご契約時に保険会社に対して重要な事実を申し出ていただくこと、および重要な事項について不実のことを申し出てはならないという義務をいいます。

### 〈再調達価額〉

保険の対象と同等の物を新たに建築あるいは購入するために必要な金額をいいます。この再調達価額から経過年数や使用損耗による減価を差し引いた額が時価（額）です。時価（額）を基準にして保険金を算出する保険が多いのですが、火災保険の価額協定保険や新価保険などにおいては、再調達価額を基準にして保険金を算出します。

### 〈再保険〉

保険会社が元受保険契約に基づく保険金支払責任のすべて、あるいは一部分を別の保険会社に転嫁することをいいます。

### 〈時価（額）〉

同等の物を新たに建築あるいは購入するのに必要な金額から使用損耗による減価分を控除して算出した金額をいいます。

### 〈重度後遺障害〉

①両眼失明、②咀嚼くまたは言語の機能の全廃、③その他身体の著しい障害により終身自用を弁ずることができない障害等をいいます。

### 〈全損〉

保険の対象が完全に損失した場合（火災保険であれば、全焼・全壊）や、修理・回収に要する費用が再調達価額または時価額を超えるような場合のことをいいます。前者の場合を現実全損（絶対全損ともいいます）、後者の場合を経済的全損（海上保険の場合は推定全損）といいます。なお、これらに至らない損害を分損といいます。

### 〈（損害）てん補〉

保険事故によって生じた損害に対して保険会社が保険金をお支払いすることをいいます。

### 〈損害率〉

収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられます。通常は、正味保険金に損害調査費を加えて正味保険料で除した割合を指します。

### 〈大数（たいすう）の法則〉

サイコロを振って1の目が出る確率は、振る回数を増やせば増やすほど6分の1に近づきます。すなわち、ある独立的に起こる事象について、それが大量に観察されればある事象の発生する確率が一定値に近づくということであり、これを大数の法則といいます。個々人にとっては偶発的な事故であっても、大量に観察することによってその発生率を全体として予測できるということになります。保険料算出の基礎数値の一つである保険事故の発生率は、大数の法則に立脚した統計的確率にほかなりません。

### 〈超過保険・一部保険〉

保険金額（ご契約金額）が保険の対象である物

の実際の価額（保険価額）を超える保険を超過保険といいます。また、保険対象物の価額よりも保険金額が少ない保険を一部保険といいます。この場合には、保険金額の実際の保険価額に対する割合で保険金が支払われます。

### 〈重複保険〉

同一の被保険利益について、保険期間の全部または一部を共通にする複数の保険契約が存在する場合を広義の重複保険といい、また、複数の保険契約の保険金額の合計額が再調達価額または時価（額）を超過する場合を狭義の重複保険といいます。

### 〈通知義務〉

保険のご契約後に保険の対象を譲渡するなど契約内容に変更が生じた場合に、保険会社に連絡していただく義務をいいます。

### 〈積立勘定〉

特定の積立型保険（貯蓄型保険）において、その積立資産を他の資産と区分して運用する仕組みをいいます。

### 〈被保険者〉

保険の補償を受ける方、または保険の対象となる方をいいます。保険契約者と同一人のこともあり、別人のこともあります。後者の場合の保険契約を「他人のためにする保険契約」といいます。

### 〈被保険利益〉

ある物に偶然な事故が発生することにより、ある人が損害を被るおそれがある場合に、そのある人とある物との間にある利害関係を被保険利益といいます。損害保険契約は損害に対し保険金をお支払いすることを目的とすることから、その契約が有効に成立するためには、被保険利益の存在が前提となります。

### 〈比例てん補〉

損害が発生したとき、保険金額が保険価額を下回る一部保険の場合には、保険金額の保険価額に対する割合で保険金が支払われます。

### 〈分損〉

保険の目的の一部に損害が生じた場合のことで、全損に至らない損害をいいます。

### 〈保険価額〉

被保険利益を金銭に評価した額であり、保険事故が発生した場合に被保険者が被る可能性のある損害の最高見積額をいいます。

### 〈保険期間〉

保険のご契約期間、すなわち保険会社の責任の存続期間をいいます。この期間内に保険事故が発生した場合に限って、保険会社から保険金が支払われます。ただし、保険期間中であっても保険料の払い込み以前に生じた損害は保険金のお支払いの対象になりません。

### 〈保険金〉

保険事故により損害が生じた場合に、保険会社が被保険者にお支払いする金銭をいいます。

### 〈保険金額〉

ご契約金額のことをいい、保険事故が発生した場合に、保険会社がお支払いする保険金の限度額をいいます。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められています。

### 〈保険契約者〉

自己の名前で保険会社に対し保険契約の申込みをする方をいいます。ご契約が成立すれば、保険料の支払い義務を負います。

### 〈保険契約準備金〉

保険契約に基づく保険金支払いなどの責任を果たすために保険会社が決算期末に積み立てる準備金で、支払備金、責任準備金があります。

### 〈保険契約申込書〉

保険のご契約の際に保険契約者が記入・捺印し、

保険会社に提出していただく所定の書類をいいます。保険契約は、保険加入希望者の申込みと保険会社の承諾により成立する契約であり、かつ一定の様式を必要としない契約ですが、口頭による取決めだけでは行き違いを生じ、紛争の原因となりますので、保険会社は所定の保険契約申込書をご用意しています。

### 〈保険事故〉

保険契約において、保険会社はその事実の発生を条件として保険金のお支払いを約束した偶然な事実をいいます。火災、交通事故、人の死傷などがその例です。

### 〈保険証券〉

保険契約の成立およびその内容を証明するために保険会社が作成して保険契約者に交付する文書をいいます。

### 〈保険の目的〉

保険をつける対象のことをいいます。船舶保険での船体、貨物保険での貨物、火災保険での建物・家財、自動車保険での自動車などがこれにあたります。

### 〈保険約款（やっかん）〉

保険契約の内容を定めたものです。保険約款には、同一種類の保険契約のすべてに共通な契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補充・変更・排除する特別約款（特約条項）とがあります。

### 〈保険料〉

被保険者の被る危険を保険会社が負担するための対価として、保険契約者から領収する金銭をいいます。

### 〈保険料即取の原則〉

保険契約時に保険料全額を領収しなければならない、という原則をいいます。なお、保険料分割払契約など特に約定がある場合には、この原則は適用されません。

### 〈満期返戻金〉

積立保険（貯蓄型保険）または月掛けの保険で、契約が満期まで有効に存続し、保険料の全額払込みが完了している場合、満期時に保険会社から保険契約者に支払われる金銭をいいます。その金額は契約時に定められています。なお、保険の種類等により満期戻し金または満期払戻金ともいわれています。

### 〈免責〉

保険金がお支払いされない場合のことをいいます。保険会社は保険事故が発生した場合には、保険金支払いの義務を負いますが、保険約款に定められた特定の事項についてはその義務を免れることになっています。例えば、戦争その他の変乱によって生じた事故、保険契約者等が自ら招いた事故、地震、噴火、津波等による事故などがあります。

### 〈免責金額〉

自己負担額のことをいいます。一定金額以下の小損害について、保険契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額をいいます。免責金額を超える損害については、免責金額を控除した金額をお支払いする方式と損害額の全額をお支払いする方式とがあります。

### 〈元受保険〉

再保険に対応する用語で、ある保険契約について再保険契約がなされているとき、再保険契約に対してその保険契約を元受保険といいます。また、保険会社が個々の契約者と契約する保険のすべてを指す場合があります。







## 日本興亜損保の現状 2007

---

2007年7月

日本興亜損害保険株式会社 広報部

〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3

TEL.03(3593)3111(大代表)



## 日本興亜損害保険株式会社

東京都千代田区霞が関3-7-3 〒100-8965 Tel.03-3593-3111  
URL.<http://www.nipponkoa.co.jp/>